

令和3年第7回定例会

# 湯前町議会会議録

開会 令和3年9月 8日

閉会 令和3年9月17日

熊本県球磨郡湯前町

# 令和3年第7回定例会

会 期 令和3年9月 8日（水）から 10日間  
令和3年9月17日（金）まで

## 会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
9	8	水	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告 行政報告、一般質問
	9	木	本会議	午前10時	一般質問、議案審議、全員協議会
	10	金	休 会		
	11	土	休 会		
	12	日	休 会		
	13	月	本会議	午前10時	議案審議
	14	火	休 会		
	15	水	休 会		13：30 企画経済建設常任委員会 15：30 総務厚生文教常任委員会
	16	木	本会議	午前10時	議案審議
	17	金	本会議	午前10時	議案審議



**第 1 号**

**9 月 8 日 (水)**



令和3年第7回湯前町議会定例会

[第1号]

令和3年9月8日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光 喜
9番 山下 力	10番 倉 本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	高	橋	誠	誠
税	務	長	北	崎	真	介	教	育	課	中	園	誠	二
保	健	長	高	木	堅	介	建	設	水	赤	池	昌	信
企	画	長	本	山	り	か	農	林	振	稲	森	一	彦
							興	課	長				
							兼	農	業				
							委	員	会				
							事	務	局				
							長						

開会 午前10時00分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和3年第7回湯前町議会定例会を開会します。これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

なお、本定例会では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、町長の行政報告を除き、全ての発言を自席で行うこととします。

-----○-----

### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、金子議員及び山下議員を指名します。

-----○-----

### **日程第2 会期の決定**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日までの10日間に決定しました。

-----○-----

### **日程第3 諸般の報告**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第3、「諸般の報告」を行います。

6月21日、湯楽里において、ゆのまえ湯楽里株式会社の株主総会が開催されましたので、出席しました。本定例会中に経営状況の報告がありますが、新型コロナウイルスの影響を大きく受けておりました。

6月29日、役場応接室において、全国町村議会議長会主催の議長・副議長研修会が開催されましたので、金子副議長と共にオンラインで受講しました。内容は、大正大学社会共生学部公共政策学科教授江藤俊昭氏から「町村議会の役割と課題」、弁護士太田雅幸氏から「議会におけるハラスメント」、関東学院大学法学部地域創生学科講師廣川聡美氏から「自治体DXと議会デジタル化」という3つのテーマで講演がありました。また、強制ではありませんが、議員各位にも呼びかけたところ、黒木議員、椎葉議員、吉田議員の3名の受講がありました。

7月6日、人吉市において、三期成会合同定期総会及び川辺川ダム建設促進協議会合同定期総会が開催されましたので、出席しました。



7月8日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、球磨地域振興局総務振興課と保健福祉環境部から令和3年度の県の主要事業について、総務振興課はサイクルツーリズムの推進と球磨焼酎の消費拡大、保健福祉環境部は新型コロナウイルス感染症の対策について説明がありました。また、令和3年度のグラウンドゴルフ大会は、10月15日金曜日、あさぎり町免田総合体育センター多目的グラウンドにおいて開催されることに決定しましたが、最終的にはコロナの状況を見て判断することになりました。

7月12日、議長室において、人吉日向間一般国道（388・446号）整備促進期成同盟会の令和2年度会計監査が開催されましたので、出席しました。

7月20日、大津町において、常任委員長・議会運営委員長研修会が開催されましたので、金子副議長、各委員長と共に出席いたしました。内容は、講師に跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授鍵谷一氏が登壇され、「コロナ禍での自治体防災マネジメントと議員の役割」と題し、講演がありました。

8月4日、あさぎり町において、上球磨正副議長会が開催されましたので、金子副議長と共に出席しました。会議では、上球磨正副議長会の本年度事業について検討を行いました。新型コロナウイルスの感染拡大が予想されることから、事業が開催できる状況になって、改めて検討することになりました。

8月12日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。はじめに、五木村議会の改選に伴い、岡本精二新議長の紹介がありました。また、会議では、全国町村議会議長会及び熊本県町村議会議長会から要請されています「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について、郡議長会からも提出の願いがありました。なお、この件につきましては、本定例会最終日に議会運営委員からの発議にて上程する予定でありますので、議員各位の御理解をお願いします。

8月25日、役場応接室において、熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修会が開催されましたので、金子副議長と共にオンラインで受講しました。内容は、講師に進藤技術事務所所長で工学博士の進藤勇治氏が登壇され、「SDGsの国際的な取り組みの現状と展望、日本の役割」というテーマで講演がありました。また、強制ではありませんが、議員各位にも呼びかけたところ、西議員、吉田議員の2名の受講がありました。

8月26日、議長室において、球磨郡町村議会議長会の令和2年度会計監査が開催されましたので、出席しました。

9月3日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、町村会との意見交換会のテーマについて協議が行われ、「治水対策」と「くま川鉄道」についてとなりました。また、グラウンドゴルフ大会は、新型コロナウイルス

の影響により中止が決定されました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は議長室にありますので、そちらをご覧ください。

湯前町監査委員から6月、7月、8月の例月現金出納検査結果報告書が、タブレットに掲載のとおり議長あてに提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和3年第3回定例会が、8月27日に人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。主な項目について、4点報告いたします。

1点目、職員定数を削減する条例改正についてです。今年3月に策定された本組合職員の第2次定員適正化計画に基づき、定数条例の一部を91人から30人に改正しました。平成23年7月、今から10年前に策定されました第1次定員適正化計画では、定数を47人としていましたが、条例は91人のままでした。

2点目、令和3年度一般会計補正予算についてです。令和3年度の一般会計予算に、6億8,929万1,000円を追加しました。人吉葬祭場にある4つの火葬炉のうち、1つの台車駆動装置に故障が判明し緊急修繕を行いましたが、ほかの3つの装置にも同様の不良箇所が判明したため、これらの修繕を行います。予算は80万3,000円です。

令和2年7月豪雨で、汚泥再生処理センターアクアパーク横にある多目的広場と、これに隣接する調整池も被災しました。今回、調整池のフェンス2箇所を部分補修し、流入土砂を広場法面へ戻し成型します。予算は127万5,000円です。

一般会計の繰越金は、6億8,717万3,000円でした。繰越金は例年2億円程度ですが、令和2年7月豪雨の影響で、汚泥再生処理センター基金を一般会計に全額繰り入れていたため、最低剰余金が大きくなりました。

3点目、令和2年度決算認定についてです。代表監査委員から、令和2年度の決算審査の意見書が提出されました。これを受けて、議会から決算特別委員会の委員8人を選出し、一般会計と人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計の歳入歳出決算2件を、閉会中に審査します。本町からは、私椎葉が出席します。

最後に4点目、その他についてです。五木村議会議員の7月改選に伴い、欠員となっていた議会運営委員会委員に、山江村議会の中村龍喜議員を選出しました。9月末に予定していました議員視察研修は、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となりました。

した。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** 次に、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

**○3番（遠坂道太君）** 令和3年第2回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。

令和3年第2回定例会は、9月3日金曜日に招集、会期を1日としました。

議会会議規則の発議が1件、特別委員会委員の選任が1件、一般質問が1件、及び専決処分の承認が3件、令和3年度補正予算の議案が1件、令和2年度の決算認定5件を慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。主な議案を報告いたします。

選任第1号、球磨郡公立多良木病院企業団の経営支援等に関する特別委員会委員の選任については、新たに議長以外の13名を委員に選出することに決定し、委員長にあさぎり町の溝口峰男議員、副委員長に多良木町の豊永好人議員が互選されました。

承認第4号と第5号は、専決処分の承認について、令和3年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算（第1号）（第2号）は、新型コロナウイルス感染症に関する医療機器の購入をさせていただいたもので、第1号が1,603万円、第2号が2,761万2,000円の増額補正について、専決処分の承認をお願いするものでした。

認定第1号、令和2年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計（収入・支出）利益の処分及び決算の認定については、病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業の3事業で、2億500万4,407円の純利益となりました。事業ごとの内訳としましては、病院事業で2億2,283万4,351円の純利益、介護老人保健施設事業で1,223万6,326円の純利益、総合健診センター事業で3,006万6,270円の純損失となっております。令和2年度が3事業で黒字決算となった要因としては、新型コロナウイルス感染症対策の補助金が3億4,626万2,000円入ったことが大きな要因となっております。

なお、一般質問では、多良木町選出の久保田議員から、当院のコロナ対応について、経営改善について、を問われました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### **日程第4 行政報告**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第4、「行政報告」。町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

**○町長（長谷和人君）** それでは、私のほうから、令和3年第7回湯前町議会定例会に当たりまして、行政報告を行います。なお、主な行政報告のみとさせていただきます。

6月2日、湯前町社会福祉協議会理事会を保健センターで開催しましたので、出席いたしました。

同日、八代河川国道事務所治水協議会がオンライン会議で開催されましたので、出席いたしました。

6月3日、湯前町防災会議を保健センターで開催しましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容につきましては、以下のとおりでございます。

6月7日、第6回議会定例会、第1日目が開会されましたので、出席いたしました。

同日、議会全員協議会が開催されましたので、出席いたしました。

6月11日、第6回議会定例会、第5日目が開会されましたので、出席いたしました。

6月17日、くま川鉄道株式会社取締役会があさぎり町で開催されましたので、出席いたしました。

6月21日、湯前町社会福祉協議会評議員会を保健センターで開催しましたので、出席いたしました。

同日、湯楽里株式会社株主総会を開催しましたので、出席いたしました。

6月22日、株式会社ルネサンスとの地域活性化起業人協定調印式を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

6月25日、第6回議会定例会、第19日目が開会されましたので、出席いたしました。

6月28日、湯前町農業公社総会を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。

7月1日、地域活性化起業人就任式及び職員朝礼を行いました。

同日、くれないの森協定調印式を県庁で開催しましたので、出席いたしました。

7月8日、川辺川ダム建設促進協議会による県知事要望活動が熊本市で開催されましたので、出席いたしました。なお、要望書の内容につきましては最後のページのほうに付けておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

7月12日、熊本県の田嶋副知事が本町のまんが美術館等の視察、及び意見交換会が行われましたので、副町長と共に出席いたしました。

7月13日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容につきましては、以下のとおりでございます。ご覧いただきたいと思っております。

7月14日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、専決処分について、随意契約について、入札及び随意契約締結結果について、その他でした。

同日、人吉球磨スマートインターチェンジ協議会定期総会が人吉市で開催されました

ので、出席いたしました。

同日、川辺川ダム建設促進協議会九州地方整備局要望会が福岡市で開催されましたので、出席いたしました。

7月16日、議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので、出席いたしました。

7月18日から19日、那須良輔氏の偉人漫画制作に伴うご家族への訪問協議、及びB&G財団と株式会社ルネサンスへの訪問協議を東京都で行いましたので、出席いたしました。

7月19日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会による地域医療維持のための宮崎県側への働きかけに係る西米良村役場への訪問協議が行われましたので、副町長を出席させました。

7月20日、山王株式会社からの企業版ふるさと納税感謝状贈呈式を町長室で行いましたので、出席いたしました。

7月26日、川辺川ダム建設促進協議会による国土交通省要望活動が東京都で開催されましたので、出席いたしました。

7月28日、球磨郡町村長会による管内主軸事業要望活動が行われ、熊本県知事、熊本県議会議長並びに九州農政局への要望活動に出席いたしました。

8月2日、職員全体朝礼並びに課長会を行いました。

同日、B&G防災拠点整備事業助成決定授与式を洋会議室で開催しましたので、出席いたしました。B&G財団からは、菅原理事長に出席をいただいております。

8月10日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容につきましては、以下のとおりでございます。ご覧いただきたいと存じます。

8月12日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、組合議会定例会の招集及び提出案件について、入札及び随意契約の締結結果について、定例理事会について、その他でした。

同日、低気圧前線の活発化により、湯前町大雨災害警戒本部による対策会議を応接室で行いましたので、出席いたしました。なお、同日から19日までの7日間、24時間体制によります災害対応を講じておるところでございます。

8月23日、湯前町総合教育会議を応接室で開催しましたので、出席いたしました。

8月24日、議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので、出席いたしました。

8月26日、球磨郡公立多良木病院企業団全員協議会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

8月27日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

8月31日、議会全員協議会が洋会議室で開催されましたので、出席いたしました。

同日、議会運営委員会が応接室で開催されましたので、出席いたしました。

9月2日、球磨郡定例町村長会が山江村で開催されましたので、出席いたしました。主な内容につきましては、以下のとおりでございます。ご覧いただきたいと存じます。

9月3日、球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。

以上で、行政報告を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これで「行政報告」は終わりました。次へ進みます。

-----○-----

## **日程第5 一般質問**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第5、「一般質問」を行います。

本定例会では6名の議員が通告されておりますが、本日は、金子議員、西議員、椎葉議員、遠坂議員の4名を予定しております。

タブレットに掲載の通告一覧の順番に、発言を許します。

一つ、山の管理について、金子議員の質問を許します。

**○8番（金子光喜君）** おはようございます。今回、またも1番くじを引かせていただきまして、トップバッターで質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

今回私は、通告しておりました山の管理について、お伺いさせていただきます。言うまでもなく、本町は町の面積の7割強を山林が占める山の町であります。また、比較的民有林よりも、町有林や国有林の占める割合が多いとされていますが、林業が町の産業の一つの柱であることは間違いないと思います。

しかし、昨年の豪雨災害により、山の状況は非常に厳しいものになったと聞いております。山の動脈といわれる主要な林道の崩壊や土砂崩れ等で山に入れず、いまだに手つかずの所もあるように聞いております。町の大事な財源であります町有林や林道の被災状況について、まず初めにお尋ねいたします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 被災状況ということでございます。町有林、個人の山林の山腹崩壊、また山間部内の溪流崩壊した箇所が、合わせまして19箇所というふうになっております。また、国有林内においては、山腹崩壊や溪流崩壊が合わせて8箇所というふうになっております。

次に、林道につきましては、5路線の災害復旧を計画しているというところでございます。

**○8番（金子光喜君）** 数を言っていただきまして、さらっと対応していただいたところですけども、なかなかの分かりにくい答弁であったと思います。非常にたくさんの箇所が被災しておりまして、言われたとおりに、復旧に向けての取組も始まっているよう

でございます。全ての路線の復旧が終わるとか、被災箇所の修復が終わることに関しましては、どの程度の期間が見込まれているのでしょうか。また、費用については、どの程度を見込んでおられるのかお伺いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 復旧への取組についてでございますけれども、山腹崩壊、溪流土の復旧について、町が事業主体とする治山工事につきましても1箇所ございました。これにつきましては、既に復旧が終了しているところでございます。

また、県のほうで実施していただきます治山工事としては、18箇所というふうになっております。今年度になってからでございますけれども、復旧に着工される箇所が6箇所の予定になっているというふうに聞いております。

また、国有林においては8箇所の治山工事のほうが実施されるというふうに聞いております。これについては、今年度から既に入札が終わっている所、まだこれからの所というふうにあると聞いております。

また、林道につきましては5路線というふうに先ほどお答えしましたが、このうちの2路線を令和3年度に発注する予定というふうにしております。また、残りの3路線につきましては、現場に行くまでの町道の災害復旧の状況や、また林道に隣接する所の山腹崩壊等の復旧状況も関係がございますので、これらの状況を見ながら発注していくことになろうかと思っております。林道の復旧につきましては来年度も計画しておりますが、場合によっては4年度に発注できない所も想定されますので、令和5年度、6年度に入札を行うということで、場所におきましては単年度で復旧ができない所も想定しているところでございます。林道のみで言いますと、令和7年、8年度くらいまでは、5路線全ての工事の完了があるのかなというふうに考えております。

予算につきましてはですけれども、先ほど林道におきまして、今年度2路線だけということで、3路線がまだ入札の準備ができておりません。というのが、災害査定を受けましたけれども、これは簡易査定ということで正式な詳細の査定がまだできておりませんので、金額的に正確な金額がちょっと申し上げられませんが、2億円、3億円というふなことは、場合によっては1路線でそういうふうな金額なる所もあるというところで、現在のところ金額はこの程度しか御答弁できないところです。

**○8番（金子光喜君）** ようやく発注が始まったというような状況でありまして、復旧には程遠いのかなという感じを受けました。いわゆる山に入ることができない期間というのが、言われたように、令和7年、8年くらいまでは山に入ることができないのかなというふうに感じたところです。奥山、近いほうの山、いろいろあるかと思っておりますけれども、入るところも徐々に出てくるのかなと思っておりますけれども、なかなか厳しい状況が続いているということは分かったところです。

関係しております林業事業体であたりだったり、個人の林業事業者の方々は、そこに

入っていかねばならないという現状があるかと思えます。なかなか入れないということであれば、仕事をする事ができずに、非常に困っておられるのかなと思えますけれども、そういう林業事業者さん又は民間の林業事業者の方々等に向けての説明会なり、そのへんについては今現状されているのかお伺いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 林道であったり、山腹崩壊等の災害復旧については、国の事業も県の事業も町の事業もですけれども、今年の4月、5月くらいから入札することができてということでございます。今後の災害復旧への着工の見込みができてきたというところでございます。

工事につきましても、先ほど申しましたとおり、全ての工事が今年度から入札ができるというわけではございませんので、準備が整った所から入札を行っているというふうな状況になります。このことについて、治山事業であったり、林道の復旧の見通し等をされた林業事業者さんであったり、山主さんであったり、そういう方々には、どういう形かでは実施すべきだろうなというふうには感じているところでございます。

**○8番（金子光喜君）** まだされていないので、これからされていくということで理解させていただきます。特に、民間の情報が届きにくい事業者さんのほうには、状況についての説明を丁寧にしていただければと思います。

また、町の大事な財源でもあります町有林の施業計画といいますか、それが大きく変わってきたのかなと感じているところです。切れないということがありますので、そのへんについての影響についてお伺いしたいと思いますけれども、現状、いわゆるウッドショックという言葉でいわれておりますが、世界的な木材不足を、1970年代のオイルショックになぞらえてそういうふうにいわれていると聞いておりますけれども、材価の高騰している時期に切って出せないというのは非常に残念かなと思っておりますけれども、そのへんの影響については聞いておられますか、お伺いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** ウッドショックについて、県のほうからいただいた資料がございますので、それを使って答弁したいというふうに思います。

県内、昨年度からの原木市場の動向として、令和2年4月以降、新型コロナによる経済停滞の影響で価格が低迷と。令和2年7月の豪雨の影響もあり、7月の県内18原木市場の売上げは、前年と比べまして、64パーセントに激減というふうになっているようです。その後、昨年8月以降からは回復傾向となり、令和3年1月は、対前年同月比85パーセント、5月は100パーセントというふうに回復しているようです。木材価格につきましては、消費税増税等の影響もあり、令和2年6月までは下落傾向であったが、7月以降は豪雨災害復興需要等の影響もあり、回復の傾向となっております。

参考までに、町内と水上村にあります木材市場での令和2年6月、令和3年6月の原木の平均単価をちょっと調べてみました。令和2年6月で、スギは9,800円程度、これ



が令和3年6月では1万8,200円程度で、約200パーセント程度となっております。ヒノキにつきましては、1万1,600円程度が2万8,800円程度ということで、約260パーセントというふうになっておるようでございます。

あと、製材品の動向でございますけれども、令和3年1月からの外国産材の代替需要の増により、市場への製品材の入荷が減少、特に乾燥材のほう品薄になっているというふう聞いております。以上、答弁させていただきます。

**○8番（金子光喜君）** 材価が思っていた以上に、非常に高騰しております。出せる方は良かったのかなと思いますけれども、町の計画の中ではどういうふうな影響が出たのかということをお伺いしたかったわけですが、予定していた材が出せなかった、そしてまた、予定しておいた分の金額が上がらなかったということに関しては、特別計算しておられますか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 令和2年度におきましては、湯前町の牧良地区のほうの、第3期目のJTの森におきまして、間伐の計画をしておりました。ただ、そこがご存知のとおり、林道・作業道が被災しております。現場のほうに入られないという状況でございます。間伐ができなかったというふうになっております。当初の見込みとしては、確か1,500万円程度の予算を上げていたと思いますけれども、その収入がなかったということになります。

**○8番（金子光喜君）** 災害によって大きな収入源が断たれたということで、町もですけども、民間の方の大きな収入不足が発生したのかなと感じております。一日でも早い復旧を目指していただきますように、今後もしっかりとした取組を求めるところです。

次の質問に入らせていただきます。山地災害防止の観点から、土砂の流出を防ぐための対策は、どのように考えているのかということをお伺いさせていただきたいと思えます。

昨年大雨で、土砂の流出が大規模な災害につながることを、身をもって実感したのは言うまでもありません。そんな中で、考えられるのは対策といいますか、そこはしっかりしていく必要があるかと思えます。原因は違うかもしれませんが、熱海での土石流災害が連日テレビ等で報道されておまして、山を近くに持つ住民の方々は、土石流災害の怖さというのを実感しておられるのかなと思っております。そういう災害が起きないために、しっかりとした対策を町としてもしていくべきだと思いますけども、現状の山の状況からすると、また災害が起きても不思議ではないような状況というのを見て感じております。どのような対策というのを考えておられるのか、まずお伺いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 令和2年度におきまして、湯前町の森づくりの基本となる湯前町森づくり構想を策定しているところでございます。策定に当たりましては、

森林環境譲与税を財源としたところでございます。

策定の目的といたしまして、町内の私有林、それと町有林においての人工林の7割につきましては、主伐期を迎えているというところでございます。将来世代にとって、森林が負の遺産とならないようにするために、現状の情勢と将来を考えて、中長期的に森林施策を進める必要があるため、町の森づくりの基本とするものでございます。

森づくり構想の中では、5つの基本方針に従って、ゾーンを示しているところでございます。ゾーニングの中には、収益性が見込まれない、急峻などの条件に当てはまるものは、災害に強い森とすることとしたいというふうに考えております。災害に強い森は、属地的に指定することもあります。また過去に国庫補助事業の対象となった所、こういう所の被災経験がある森林や、あとゆのまえ防災マップのほうの土砂災害警戒区域等の指定を受ける森林を、災害に強い森づくりの場所に指定したいというふうに考えております。

まず、この考え方ですけれども、まず良質な木材を生産する森林に区分することを前提としまして、その次に災害に強い森に区分していきたいというふうに考えております。災害に強い森では、適正な管理がされていない森林につきましては、流木の発生の抑制を目的としまして、広葉木や大径木に誘導していくようにすると。それと、適正密度とするための間伐事業も必要というふうに考えております。また、谷際にあります流木等になるような可能性があるような樹木につきましては、除去を行っていききたいというふうに考えております。

また、崩壊の恐れがあるような場所につきましては、県のほうにも相談いたしまして、荒廃溪流の復旧や荒廃の予防となるための治山事業の要望を行っていききたいというふうに考えております。

森林の整備につきましては、今申し上げましたとおり、間伐なり除伐なりをするような森林整備対策と治山対策、この2つを併せ持って、土砂流出の軽減につながるような森林の整備手法の考え方になるかというふうに思っております。

**○8番（金子光喜君）** 町の森づくり構想を柱に、湯前の森づくりに取り組んで進められていくことを、しっかり対応していただいて、町民の安心につながるような対応ができればなと思っております。

いわゆる人工林を減らして、できれば自然林といいますか、広葉樹林などを植えていくという形に方向性が変わっていくのかなと感じたところですが、現状、そのへんの進捗率といいますか、人工林と自然林といいますか、そのへんの割合というのは森づくり構想の中にはありましたかね。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 先ほど、森づくり構想の基本方針を決めたというところで、5つのゾーンに分けたということでした。これは、町有林も含めて私

有林、国有林を除くものになりますけれども、良質な木材を生産する森、その次に災害に強い森、3つ目に豊かな水を育む森、人と身近な森、これはレクリエーション施設であったり、観光施設、そこらへんを想定したところの森林でございます。それと広葉樹などになるかと思いますが、多様な生物と共に共生できる森というふうな、5つのゾーンに分けたところでございます。

まだ比率等までは、この中では明確にしておりませんが、災害に強い森づくりと良質な木材を生産する森林ということで、経済林として活用するか、それ以外の森を守るであったりとか、豊かな水を育むとかであったりとかで、今後、森林所有者さん方の意見も伺いながら、ゾーン分けをしていきたいというふうには思っております。

**○8番（金子光喜君）** 安心な森というのは、やはりどうしても人工林ではなくて自然林のほうが安心なのかなと思うところです。比率としては、しっかりそのことを考えながら、経済の森と癒しの森、いろんな角度で、町の森づくりというのを、町がしっかり主導して進めていただければと思います。

それと、もう一つですけども、どうしても国有林を除いてという形で先ほどお話にもありましたけれども、湯前町の場合、国有林の面積がかなり広いと聞いております。国有林を除いてしまうと、施業計画といいますか、森づくりの計画自体が、計画として本当にそれで大丈夫なのかという形になるかと思っております。国有林のほうにもしっかりと働きかけて、十分な森のつくり方といいますか、そこらへんをしていただく必要を特に感じているところです。国有林を除いてしまうと意味がなくなる場所もあるかなと思いません。国有林に関する予算については、現状非常に厳しくなってきました、荒れている場所も見受けられるように聞いております。そのへんをしっかり求めていくことも必要なかなと思っておりますけれども、そのへんどういうふうにお考えでしょうか、お伺いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 昨年度策定いたしました森づくり構想の策定に当たっては、国有林の管理者である南部森林管理署の方からの御意見も伺いながら策定したところでございます。また、昨年7月の豪雨災害、国有林内においても多発しているところでございますけど、今後こうやっていくという情報も、森林管理署から随時頂いているところでございます。

森づくり構想も、国有林のほうが町有林よりも上部にあるということで、より上のほうに位置するというので、当然隣接するというので、関連するところでございます。うちのほうの森づくり構想の計画と、国有林さんのほうの計画もお伺いしながら、また国にもうちのほうの計画を見ていただきながら、そこは連携しながら森づくり等を行っていききたいというふうに思います。

**○町長（長谷和人君）** 補足説明をさせていただくところでございますけども、国有林関係につきましては、本町も国有林野所在地市町村協議会というのがございまして、今

課長のほうが答弁いたしましたように、昨年の7月豪雨の災害を受けまして、人吉の署長にも何回かトップ会談をさせていただきまして、災害の実態調査も早くやっていた経緯もございますし、それから今後の砂防、治山、こちらのほうも要望をさせていただいておりまして、本町におきましては、ほかの町村よりはいち早く対応をしていただきたいということで、要望もさせていただいておりますし、先ほど申しました協議会の中でも、そういう発言をさせていただいているところでございますので、連携を持って、早めに復旧をさせていきながら、そして健全な森づくりに向かって、連絡も取り合いながら、させていただければというふうに思っているところでございます。

**○8番（金子光喜君）** しっかりと、国有林のほうの山の管理といたしますか、砂防ダム建設なり、そのへんもしていただくという流れが分かりましたので、町民の方も安心されるのかなと思います。今後もしっかり協議をしながら、森づくりは全体ですので、国有林とも民有林とも、また町有林とも話し合いながら、湯前の森づくりが豊かな森づくりとなることを心から祈念します。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時03分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、一つ、山の管理について、金子議員の一般質問の途中です。発言を許します。

**○8番（金子光喜君）** では次に、害獣侵入防止ネットの現状について、お伺いさせていただきます。

本町では、獣害防止のために、いち早く山と里を分ける設置をしまして、被害の軽減に取り組んできた経緯がございます。しかし、設置後10年ほどが経過しまして、経年劣化に加え、災害等でも欠損箇所が出ているように聞いております。その把握はできているのでしょうかということをお尋ねしようということで今回準備していたわけですけども、先日いただきました補正予算の資料の中に、林業のほうですかね、ネットの補修に関しての費用が出ておりましたので、しっかりされる対応を今計画しておられるのかと思いますけれども、内容についてお伺いさせていただきます。しっかり対応ができれば良いかと思っておりますけれども、御答弁をお願いします。

**○農林振興課長（稻森一彦君）** 令和2年7月の豪雨災害によるネット等の欠損であったりとか、経年劣化等につきましては、しっかりとした調査まではしておりませんが、大体約200メートル程度というふうに把握しているところでございます。

今回は、全体の調査と、現在欠損している、劣化している部分の予算として、9月議会のほうで補正をお願いするというふうにしたところでございます。これにつきましては、まだ耐用年数中ということでございまして、それに対応するには補助事業ございませんでした。いろいろ調べたのですがなかったということでして、また森林環境譲与税基金におきまして、令和3年3月まで、約198万円の基金の積立てがございましたので、こちらの取崩しをさせていただき、今回の被害等の調査と補修のほうの予算をお願いしたいというところでございますので、この件につきましても御理解いただければというふうに思います。

**○8番（金子光喜君）** 大事な侵入防止柵ですので、しっかりとした見回りといいますか、そこをしていくということで、設置された時にお話をされていたかと思えます。地区の担当の方等をお願いして、定期的な見守りをしていただくことで、破損箇所等の発見につながって、そして侵入を未然に防ぎたいという話を以前聞いておりました。

今の答弁ですと、まだ全容は分かっていないような答弁でしたけど、150万円程度ですか、林業振興費が出ておりますので、それなりの全体像は把握した上での金額かなと思っておりましたけども、まだ今後大きな破損箇所とか、そういうことが出てくる可能性があるのでしょうか、お伺いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 昨年度のような豪雨災害による山腹等の影響も考えられますし、あと猪や鹿が、ネットや支柱に追突するというふうなことも考えられます。また、周辺におきまして、適切な下草刈り等が行えないと、そこでつるが巻き付いてというふうなことも考えられますので、そこらへんの予算も考えて、今後の課題だなというふうに思っております。

**○8番（金子光喜君）** 柵が設置された以降、かなり侵入が抑えられたというのは、近くにお住まいの方は特に思っておられると思います。効果はしっかり出ていると思いますので、今後しっかり破損箇所といいますか、その見回り等も進めていただいて、効果が100パーセント出るように取り組んでいただくことを心から希望するところです。

費用についてしてありますけども、以前はストックが何メートル分があるから、もしどこか欠損しても、ストック分で対応できるのではないかという答弁を聞いております。今回もストックというのをしっかりされているのかお伺いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 議員おっしゃられましたストックにつきましては、現在もあるところでございます。今回予算等にも計上しておりますが、使われるネットや支柱についてはそれを使いながら、あと不足する分の予算については全体的に見ていきたいというふうに思いますので、現在ストックしてある資材と今回の予算を組み合わせながら行っていきたいというふうには思います。

**○8番（金子光喜君）** 漏れがないようにしっかりしていただければと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。J Tの森、くれないの森及びJ R九州商事の森等の今後の展開については、どのように考えるのかということをお伺いさせていただきたいと思います。

本町では、確か平成21年頃からだったと思いますけれども、J TさんとのJ Tの森の活動を皮切りに、その後紅中さん、またJ R九州商事さんと続きまして、企業と協働の森づくりが10年以上にわたって続いております。これは、本町にとって非常に有り難いことでありまして、町有林の多い本町の山の管理は飛躍的に進んだと思っております。これまでの活動を振り返る意味で、各企業様方のサポートによって、どれだけの山の管理が進んだのか気になるところですが、これは町が独自に、これまでのような予算で取り組んできた管理作業、これの何年分くらいの作業ができたのか、まずお伺いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** J Tの森関係でございます。J Tの森の協定前、それまで町有林の整備に要していた費用は、平均として234万円ということでした。今第3期目でございますけれども、第1期、第2期の実績等で申しますと、2つの期間中に、J Tの森もございまして、J Tの森以外の企業の森と協定していない町有林もございまして、その整備に投じた予算が、約4億6,200万円というふうになります。J Tの森を締結することなく、協定前の平均の予算でいきますと、町有林の整備が大体200年程度は先に進んだと、予算ベースでいけば、200年程度は進んだということになります。

**○8番（金子光喜君）** 予算ベースで200年分という御答弁をいただきまして、改めて驚いておりますし、J Tさんをはじめ、紅中さん、またJ R九州商事さんには感謝するところでありまして、一番長いJ Tさんにつきましては、特にサポートいただいたのかなと感謝するところではあります。それと併せまして、取組をしっかりと支えてきてくださった森林組合であったり、林業事業体であったり、また関係した役場の職員の方々に、その頑張りに対して感謝と敬意を表するところではあります。非常に大きな成果が出ているということを感じたところではあります。

このように、今後も可能な限り支援をいただきながら、本町の森づくりが進んでくれればと思うところではあります。引き続き取組をしてもらえるのだろうかという心配もございまして、企業様には喜んでいただいているのかなとか、十分な成果が上がっているのかなということで、心配な部分もございまして、そのへんの心配に対しての御答弁を求めます。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** まず、J T様でございますけれども、J T様とは令和5年度までの協定期間となっております。J R九州商事様につきましては第1期目ということで、令和3年度いっぱいというふうになっております。紅中さん、くれないの森でございますけれども、ここにつきましては本年度、また5年間の協定を行っております。令和8年度までの協定というふうになっているところでございます。

令和3年度に契約締結が満了するJR九州商事さんにつきましては、本来といいますか、今年の8月20日に、町長と副町長、担当者なりとJR九州商事さんのほうに出向いて行って、いろいろ御挨拶申し上げたり、今後の連携強化についての協議を行おうというふうにしておりましたけれども、コロナ対策であったり、まん延防止とか、緊急事態宣言が出ておまして、そこらへんの直接お会いしての話合いがちょっとできていないところがございますけれども、コロナ関係の状況が落ち着きましてから、また改めてそのへんは協議に行きたいというふうには思っております。

それと、JT様関係でございますけれども、昨年の災害であったり、新型コロナ対策によりまして、JT様関係につきましては、社員さん等が大体例年150人から200人近く、春と秋に来ていただいております。この活動もできておりません。小規模の活動になっておまして、JT様におきまして、そこらへん気遣いをいただいているところでございます。

そこで、JT様におかれましては、今までの活動であったりとか、その状況であったりとか、湯前町の現在の状況であったりとかというのを、動画を作っていただくことになっておまして、社内での情報発信であったりとか、また町のほうにもそういうのをお送りするとか、JT様以外もですけれども、いろいろ湯前町のほうには気遣いをいただいているということで、今後とも連携であったり関係性の強化は必要だなというふうに感じております。

**○8番（金子光喜君）** 企業様には喜んでいただいているのかなということ、まずお伺いしたかったわけですが、なかなか答弁の中からは読み取れなかったということがありましたけれども、コロナということで、非常に活動が厳しくなったというのは御承知のとおりかと思えます。昨年から活動がなくて、今言われたように、動画を作っていただいて活動されているということですが、何らかの本町側からのアクションというのにも必要になるのかなと思えます。あくまでも企業さんと、そして湯前町とのコミュニケーションの一つだと思えますので、何らかのアクションが必要なのかなと考えているところですが、町長もこの辺はしっかりアイデアはお持ちなのかなと薄々感じているところですが、何かしらのアイデア等がございましたら、お伺いさせていただきたいと思えます。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど課長が答弁いたしましたように、現在3社によります企業の森づくりを連携させていただいて、今日まで来ているところでございます。

その中で、JR九州商事様とは、今年度で終了ということございましたので、私が先頭に立ちまして、本社のほうに出向きまして継続のお願いをしようという矢先で、コロナという形になっているところでございます。これからも、3社のおきましては、しっかりと継続をさせていただけないかというふうに思っておりますので、例えば私の思

いにつきましては、例えばJT様の本社、東京に出張しました折には時間を見つけまして、本社に立ち寄らせていただきまして、私の思いについてはしっかりとお伝えさせていただいているところでございます。それから、3社とも本町に来ていただきました際につきましては、同様にもお願いもしているところでございます。そこはしっかりとした連携を持ちながらいきたいというふうに思っております。

それから、もう一つでございますけれども、今回、3社とも熊本県の策定いたしました企業・法人等との協働の森づくりの指針に基づきまして協定を締結させていただいている経緯がございましたので、新規開拓という部分につきましても、県庁の森林局のほうにお願いしてございまして、その分につきましても行っていければというふうに思っております。そのためにも、副町長にも県の情報等を逐一収集させながら、アクションを起こしていければというふうに思っております。何よりも今回の3社によります森づくりにつきましては、先ほどからの御質問がございまして、資金面での支援、それから企業様が持ってらっしゃる情報、やはりこれを我々の自治体のほうに頂いておるといことで、様々な活動での交流も可能になっておりますので、大変良い活動だというふうに思っております。これについては、改めて企業様に感謝、御礼を申し上げたいというふうに思っておりますし、引き続き企業様との連携をお願いしながら、しっかりと要望もしながら、そして先ほど申しましたように、新規の企業も開拓できないか、そんなことでやっていきたいと思っております。ところでございます。

**○8番（金子光喜君）** 町長からも答弁がありましたように、JTの森なり、紅中さんの森なり、いろんな活動から派生したお付き合いといいますか、そういうことが事業も含めてできているのかなと感じているところです。その先には深いものがあるのかなと思いますし、非常に期待するところです。

本年も森づくり実行委員会の予算というのがしっかり組んでございました。見たところ、140万円程度ありましたが、状況的に使えないような状況ということで、非常に残念に感じているところです。

先ほど私のほうからもアクションと言いましたけれども、例えば、これまでのJTの森さんの取組の中で、いろんな写真とかを撮っておられると思います。子どもさんも参加しておられました、社員の方々がそういう記念の写真とかをたくさん撮っておられますので、写真のコンテストとかもできるのではないかなとか、あとは参加された子どもさんの思い出の絵画コンクールとかもできるのかなと思います。そういうことで応募していただいて、賞を決めると、その賞に対しての賞をこちらから送ることができると思います。町の特産品なり、そういうものを企業さんのほうに賞として贈ることで、参加された方は二度の喜びが味わえるかなと思いますので、そういった取組も考えてみる必要があるのかなと思います。せっかく予算が組んでありますし、予算を有効に活用する意



味でも、そういったチャレンジというのは面白い意味があるのかなと思います。町の特産品を買ってもらえば、経済も動きますし、そのへん考えれば取り組む価値はあるのかなと勝手に考えているわけですが、何らかの取組という部分では良いのかなと思っています。湯前町をそれぞれの企業さんが楽しんでもらったり、森づくりを真剣に考えてもらったりすることは、コロナの感染が広がっている中でもできる部分は多少なりともあるのかなと考えるところですので、森の大切さや自然への感謝の気持ちを持った企業の方々が今後ますます増えることを心から願うところです。

そこで、最後にもう一つ伺いさせていただければと思いますけども、このような企業と協働の森づくりといいですか、そういうことが現在脚光を浴びていると思います。SDGsとか様々な国際的な取組の中でも、森林を大切にすることとは脚光を浴びていることかと思えますけども、ほかに本町と協働の森づくりをしたいのだという事業者さんが手を挙げられたときには、4つ目の取組としてお受けしていく心構えができていいのか、そういうことを伺いさせていただきたいと思えますけれども、これは町長にお伺いさせていただきます。

**○町長（長谷和人君）** 先ほどの答弁にちょっとダブるかもしれませんが、先般、県のほうからお見えいただきました折にも、企業の森づくりにつきましての会社の新規開拓ができないか、そんなお話も実はさせていただいておるところでございますので、アンテナは張っているところでございます。今おっしゃるように、世界的にSDGsの様々な目標達成に向けて、森づくりというのが見直されてきておりますので、他県の他自治体あたりを見ますと、熊本県内にあるような企業等も森づくりに参画されているような部分もございますので、そこらへんも情報を取りながら、県と連携を取りながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 私のほうも、町長がおっしゃられたとおりでございます。まず、町のほうからもいろんなPRをしていくのも大事だろうというふうに思っております。今後も、県であったりとかいろんなお客さんに対して、湯前町は林業の町ですよというふうなイメージづくりも必要ではないかなと。それによって企業の方からの支援であったり、CSR活動が生まれてくるかなというふうに思っておりますので、湯前町における林業のまちづくりという面もどうかPRしていきたいというふうに思っております。

**○8番（金子光喜君）** 町長からも、担当課長からも、非常に前向きな御答弁をいただいたということで、非常に私も安堵しているところです。

山をつくることで水ができる。水ができることでおいしい農産物が育っていく。そういうつながりがあると思えますし、そこを全国の方にしっかりアピールしていくことは必要かと思えます。水を大切にしている町の中で、森が大切にされて、人々の安心・安全が

出てくるということが非常に大切なことかと思えます。様々な充実した取組をしていくことで、企業の森づくりの湯前モデルとして、これからも力を入れていく必要があるのかなと感じているところです。様々な取組を通して、本町の豊かな森づくりが更に進んでいくことを願い、また林業の持続的な発展を願いまして、私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（倉本 豊君）** 一つ、山の管理について、金子議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

**○3番（遠坂道太君）** 要旨2の山地災害防止の観点からということで、本年度から馬場、山ノ口の山のほうが伐採してあります。その中で、土砂の流出を防ぐための対策について、地権者あたりに対しての御指導はなされておられるのか、それにつきまして伺いたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 行政のほうから地権者さんのほうへ、直接的な指導は行っておりません。6月の一般質問の中でもお答えしたかと思えますけれども、立木を伐採、またそこで作業道等の整備に当たっての森づくりの指針というのがありまして、それに基づいて行っておられるというふうに思います。そこは、林業事業体さんから山主さんへお伝えいただいてから、そういう作り方をされているというふうに思っております。

**○3番（遠坂道太君）** 地権者よりも、ここを伐採した事業体からの形がまた整備されるのではなかろうかと思えますし、また近頃、山に登られた方がおられまして、非常に眺めが良いそうでございます。そういった観点から、ほかの別な利活用法もあるのではなかろうかということで、そのへん町長の御意見がもしあればお願いしたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 通称、菊池山でございますか、今そこのお話をされているのだらうと思うのですが、全部私有林でございますし、活用というお話でございますけれども、確かに景色は良いかなと。こちらから見ても、どこからでも山頂部分は見えますので景色は良いかなと思ったのですが、突然の御質問でございますので、散策道路みたいなのは元々ありましたやつでしたらば、それも一つの利用の手があるのかなというくらいしか、ちょっと私としても、所有者もいらっしゃる中でそういうふうな発言をするのも微妙なことになろうかと思えますので、そういうことも考えられるのかなということで答弁させていただきたいと思えます。申し訳ございません。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 要旨の1に関連して質問します。金子議員のほうから、林道の被災によって山に入れず、町の計画はどうなのかという質問がありました。

そこで、令和2年度における木材の取扱量、これは全体的にどのくらい下がっているのかについてお尋ねしたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 大変申し訳ございません。ちょっとそこまでは承知していないところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 林道が被災したままで、木材の取扱量が下がっているということで、今後林道をどのような計画で工事していくのか、工事を進めていくのかということが課題になっているかと思えます。総合計画を見ますと、令和5年度で、年間木材取扱量1万立米ということで目標を立てられています。恐らくこれにも影響をしてくるのではないかなと思っております。

町長にお尋ねします。令和5年度の見通し、1万立米を年間出していくというところの計画、これは予定通り進めることができるのか、それとも林道の影響でちょっと厳しいというお考えなのかについて伺います。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど質問に課長が答弁したと思うのですが、現状5路線の林道が被災したままでございまして、まだ全然工事が進んでいないというところがございますので、ちょっと私が今年度どこの林班を伐採するのか把握していないので申し訳ないのですが、林道災害によりまして、ここ何年間かは目標としております伐採の面積あたりが大きく変わってくる可能性があるということだけは承知していただければというふうに思っております。ただ、その段階で、新たな計画と、前倒しなり、それから林道災害等に遭っていない林地、そこらへんを見つけながら計画を見直すべきかなというふうに思っております。

ただ、一番怖いのが、7月豪雨のような大雨災害の場合について、同じ箇所ばかり切りますと、林地災害が起きる可能性がございますので、その場合については千鳥で伐採したり、場所を変えたりとか、そういうふうになるわけがございますけど、そうなりますと、今申しました林道災害が起きていない箇所というのが決まってしまう。広範囲に、浜川から瀬戸口までの町有林、約900ヘクタールくらいあるわけがございますけども、限られてしまいますので、極度な主伐というのは難しくなるのかなと。まだそこまでちょっと見直してなかったものですから大変申し訳ないのですが、そういうふうにして、主伐の変更が余儀なくされるということだけは申し上げることができるかなというふうに思っておるところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、一つ、山の管理についての関連質問を終わります。

以上で、金子議員の一般質問を終わります。

次に、一つ、町民サービスの向上に向けて、西議員の一般質問を許します。

**○2番（西 靖邦君）** 皆様大変お疲れ様です。ただいま議長の御指名をいただきました

た、議席番号2番、西靖邦でございます。本日は通告書に従い、順次質問をさせていただきます。

1点目、窓口サービスの現状は。

令和2年4月1日から15日に実施した湯前町まちづくりアンケートの調査によりますと、役場の行政サービス（職員の対応や相談のしやすさ）の満足度が35パーセントとなっております。町民からの一定の評価を受けていない数値ではないかと思われます。役場は来ざるを得ない状況になって、初めてお越しになる場合が多いと思ひます。

窓口業務は、直接町民の皆さんと接するために、より良いサービスの提供が常に求められる場所でありますし、役場全体の評価の良し悪しも窓口の対応によるところが大であります。町でも、日頃から対応するスキルや接遇など、サービスの向上に取組を進められておひますが、どのような方針で、どのような取組が行われておひるか現状をお示しください。

**○税務町民課長（北崎真介君）** どのような方針とか、そういったものは総務課長が後ほどお答えすると思ひますけども、現在、税務町民課が窓口の主体でございます。ほかにも、保健センターとか公民館とかございますけども、税務町民課としてお話しさせていただきますと思ひます。

事業関係課の場合は、担当職員がいて、町民の方々は、その職員と継続して事業を進めていくということで、関係性ができていくのですが、議員のおっしゃるとおり、事務系の窓口というのは初めて来られる方ですとか、あまり知らない方、必要に迫られ来庁される方がいらっします。そういったところで、職員の接遇研修については不定期に、これまでずっと行われてきたところでございます。そういったところで、言葉遣いや態度など、人当たりとしては良くなってきておひますと思ひておひます。しかし、内容については、十分な説明ができておひないとか、伝わっておひないとか、納得されておひないといったケースもあるのではないかとおひますと思ひておひます。接遇に併せて、やはり業務のスキルの向上も必要ではないかと、今のところ考えておひます。

過去には、逆に大きな声で挨拶するのが嫌なのだよと、直接言われたような職員もおりますし、またみんな一度にこちらを見て挨拶をされるので、圧迫感があつて、あまり行きたくないというような声も一部では聞いておひます。ですから、そういったところのバランスの取り方とおひますか、さじ加減が難しいところがあるところでございます。

また、ハード的には、30年ほど前ですけど、カウンターを低くして、椅子を設置したり、その後丸椅子だったものを肘掛け付きの柔らかい椅子には変えたりしてきておひます。ほかにも、給湯器を設置しようとか、いろんな案は出たのですが、維持管理の問題ですとか、早く用事を済ませて帰りたいという方もいらっしますので、使用頻度も低い

のではないかと色々な意見が出まして、そういった類のものは実現しておりません。現在は新型コロナウイルス対策のために、別目的でありますけども、カウンター上に来庁者と職員の間には透明の仕切り板を置いて、朝昼と日に2回の消毒を行っているというような対応をしております。

**○総務課長（高橋 誠君）** まちづくりアンケートの結果の35パーセントという行政サービスの満足度については、真摯に受け止めておりまして、私も非常に残念に思っておりますのでございます。

まず、本町の接客サービスの教育と申しますか、そういったものについては、新入職員は4月、5月の入庁ときに、県の主催の接客サービスの企画の研修ですね、そういったものに参加させております。また、その他の職員の接客研修については、不定期ではございますが、外部講師を招いて、集合研修を実施しているところでございます。直近では、令和元年度に、管理職を含めて全ての職員に対しての接客研修、全体研修を行っているところでございます。今後も継続していく考えではございます。ただし、こういった集合研修というのは、やはり日頃の接客の補完的な意味、今までできていない気付きの意味での研修だと私は受け止めております。

接客というのは、やはり日頃の町民との接し方、来客者との接し方というのは基本的なものでございまして、ここは職員の身だしなみであったり、庁舎内外の掃除であったり、そういったものから生まれるものだとは思っております。ここは先輩職員も含めて、して見せないと分からない、新入職員は左右分かりませんので、そういったものも含めて、先輩職員がやはり日頃からして見せないといけないかなと私は思っております。

また、こういったコロナ禍の状況ですので、町民と接するコミュニケーションの手段である焼酎飲み、そういったものも少なくなっている中で、やはり町民とそういったコミュニケーションを取るという相談のしやすさという部分では、今薄くなっているところもありますので、やはりここは接客でカバーする、そういったものに私は重点を置きたいなと思っております。

**○2番（西 靖邦君）** 現状の御答弁ありがとうございます。工夫・改善をしながら、一番大事なのは、やはり住民目線において取り組まれていかれることを望みます。また、今回職員の対応スキル面においても、前向きな取組をされているということで、ある程度良い評価をさせていただきたいと思っております。

次に、2点目、窓口サービスの向上について質問します。先ほどのアンケート調査を含めて、町民の方から、役場の来客対応について、挨拶も少なく暗く感じる、どうにか前向きに改革できないだろうかとの声があります。多様化する町民ニーズに柔軟に対応し、満足度を高め、町民の信頼を得ていかなければならない、そのためには町民との

接点である役場の窓口サービスをより充実させていく必要があると思っています。

町民の方々は、様々な用事で役場へ来庁されるわけですが、中には深刻な事情を抱えて来られる方もいらっしゃいます。おもてなしの気持ち、的確なサービスを提供するために、ハード・ソフトの両面から改善を行い、サービス向上を図ることが不可欠と考えます。待合の過ごしやすさ、利用しやすさ、プライバシーの配慮、雰囲気良さなど、窓口環境に関するもの、また職員の対応についても、話し方や態度、案内、説明の不足など、ソフト面に関することがあります。職員の主観的、感覚的な改善ではなく、お客様の視点に立った上で客観的な調査・分析結果に基づき、確実に成果を上げていかなければならないと思っております。そのため、民間のノウハウなどを活用しながら、推進する体制を確立させることも必要になってくるのではないのでしょうか。

カウンターでのやり取りが、待っているほかのお客様に聞こえるなどの課題もあるかと思えます。プライバシーの配慮の点から、窓口カウンターの間隔を取りつつ、例えば仕切り板を設けることで、落ち着いた気持ちで安心して相談できる空間を確保するなど、レイアウトの改善も必要かと思えます。既存の分かりにくい案内表示サインは、例えば窓口をエリアごとに色分けすることにより、緑色の窓口ですよと、スムーズに案内できるのではないのでしょうか。その場合、色についても色覚障害のある方にも見分けやすいものを採用するなど、ユニバーサル視点においても配慮が必要になってきます。大きな文字で、遠くからでもはっきりと分かりやすく、案内しやすいものに改善するなど、効果的なサイン表示による案内機能を充実していく取組を進めていくべきだと思っております。

町民の皆様もお客様と意識し、常日頃からサービスの向上に向けた取組を続けなければ、町民と役場の信頼関係は成り立ちません。また、サービス向上の取組は、エンドレスだと思っております。この点について、執行部のお考えをお伺いいたします。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 御質問の中で、ソフト面のところについて、ちょっと税務町民課のほうからお話ししたいと思います。

やはり、ソフト的には、最終的に各職員のコミュニケーション能力を上げて、スキルを磨いていくことが必要だと思っております。住民の方との話し方とか、対応が良くても何も分からないでは、お待たせしたり、誤った伝え方をしたりと、逆に町民の皆様に迷惑が掛かってしまう可能性もございます。

そこで、税務町民課の令和3年度の組織目標の中には、課題解決のために、迅速かつ適切な窓口対応ということ掲げております。その中で、電話や窓口における真摯な対応を求めています。例えば、役場玄関辺りで迷っている人、窓口に来て迷っている、又はそのように見受けられるような人には、こちらが早く察知して適切な声掛けを行うということです。また、町民の方が本来求めていることを素早く理解するというのも非

常に大事ではないかということ、迅速に対応するということが、4月から新たに進めているところがございます。併せて、業務スキルを磨いて対応していくことによって、町民の皆様にも伝わっていき、信頼を得ることができるのではないかと考えております。

半年経ちましたので、今後実践できているかどうかの面談を課内でもやっていく予定でありますので、これが単なる自己満足に陥らないように、謙虚に考えて進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今、税務町民課長が答弁したような取組、意識改革というのも職員が自ら行っている、組織目標としても掲げて取り組んでいるところがございます。

それと、総務課のほうでは、令和元年度から、正面玄関を入ってすぐに企画観光課がございます。そのデスクの一番手前に、電話対応も行っていただいている会計年度任用職員さんがいらっしゃいます。この方にも、玄関前で迷っておられる町民の方、どの受付に行けば処理ができるかという案内を含めて、また町長に対する来客者を含めて、案内をしていただける会計年度任用職員さんを置いてございます。そういったおもてなしのサービスをしっかりやっておられますので、そういったところで改善を行っているところがございます。

また、ハード面については、気付かないところ、民間のノウハウというところも御教示いただければ、そういったものも検討していきたいと思っております。

**○2番（西 靖邦君）** 先ほどのハード面ですけれども、窓口カウンターに仕切り板を設けるとか、サイン関係に色分けして大きな文字に作るとか、そのへんはどうなのでしょう。

**○総務課長（高橋 誠君）** サインについては、従来から、各課の天井に下げているところがございます。やはり見にくい部分もありまして、今現在、庁舎の木質化関係の工事を行っております。その中で、サインの見直し、サインの作り替えというのも行っているところございまして、ただ作り替えについては、発注済ということでございますので、議員がイメージされているものにできるかどうかというのは、ちょっと私のほうでは承知していませんが、できる限りそういった見やすい、案内しやすい看板にという考えはあろうかと思っております。

また、窓口のパーティションについては、今現在、職員との対面はありますが、お隣同士のパーティションというのはないようでございます。プライバシーに関するものであれば、別室の相談室というものを設けておりますので、そういった込み入った話といえますか、聞かれてはまずいような御相談、申請、そういったものがあれば、そちらのほうに案内するという形でございます。

**○2番（西 靖邦君）** ただいま木質化で検討されているという御答弁がありました。

発注済ということなのですが、案内サインも発注済なのですかね。

**○総務課長（高橋 誠君）** 木質化契約をした時に発注済ということで、その制作が今現在どこまでいっているかというのは、私のほうでは承知していませんが、今農林振興課のほうで進捗管理はしていると思います。

**○2番（西 靖邦君）** できれば、木質化ということで、幕板とかを木質化されると思いますけども、間に合いましたら、案内サインのみ、何々課、A課、B課、C課とかというように色を変えていただいて、そういう御検討もしていただけたらと思います。また、職員の応対面においても、いわゆるお役所対応といわれる指摘がないように、更なる向上を目指していただきたいと思います。

庁舎は、職員の勤務場所である前に、町民のサービス提供の場所であるべきではと考えております。町長のお考えをお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 御質問、町民サービスの向上というふうなところでございまして、この手のお話を聞くたびに、私も直接、利用者の方から御意見を頂くということで、この点につきまして、私は内容的に非常に辛いというところでございます。

御意見の中には、ほとんどの顔を見渡すと、パソコンの画面ばかり見て挨拶もしないと、そういう職員が多いと。それから、せめておはよう、こんにちばくらい言ったらどうかとか、態度が無愛想である、笑顔があったほうが良いとか、中には職員の名前も言われて、ちゃんと指導しろと厳しい言葉も言われております。その場合につきましては、私はそのたびに、間髪を入れずに、直接なり、それから課長会、それから朝礼におきまして、間接的に注意喚起を行っているところでございますが、今一般質問にありますように、なかなかサービス向上につながっていないというところでございます。

これからの対応といたしましては、やはり挨拶の励行等も心掛けながら、呼び掛けながら、なお一層の努力をさせると。それから、先ほど総務課長も答弁しておりますけども、接遇コミュニケーションの研修、それから公務員としての必要な接遇と対人関係の基礎的知識や態度を習得させると。何よりも、先ほど西議員がおっしゃったように、役場職員は全体の奉仕者でございまして、それにふさわしい資質の向上を図らなくてはいけないのかなというふうにも思っているところでございます。

そして、プライバシーというふうなお話もございましたのですが、相談の内容によりましては、別室の相談室での対応もしていきたいというふうに思っているところでございますので、この点につきましても、今後とも十分に注意しながら、職員に対応させていきたいというふうに思っているところでございます。

**○2番（西 靖邦君）** 窓口サービス向上について、今町長から前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。窓口の全体的な印象について、庁舎内が明るく開放感がある、案内が分かりやすいなどのお言葉をいただけるように、町民の皆様には安心



・快適に御利用いただけるよう、町民サービスの更なる向上に努めていただきたいと思っております。

次にいかせていただきます。3点目は、施設の空間としての環境改善の一つとして、庁舎内にBGMを流してはどうか。

町民の方々をお迎えする庁舎においても、気持ち良く足を運んでいただき、お帰りいただくような環境改善も同時に図っていかねばならないと考えます。施設面、特に施設の空間としての環境改善の一つとして、庁舎内にBGMを流し、町民に少しでも心地良く窓口の時間を過ごしてもらう検討をしてみたいかと思っております。リラックス、リフレッシュ、集中力向上といった、音楽の持つ様々な機能に着目し、効果という点でございますけれども、クラシックやヒーリング音楽などは、人の自律神経のうち、副交感神経を刺激いたしまして、癒しの効果を与えるといわれております。

ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、有線放送大手のA社は、オフィス環境を改善することを目的に、平成25年2月から配信サービスを開始し、オフィスBGMの主流となってきております。最適なチャンネルは86チャンネルあり、クラシックやハワイアンなどを流しています。例えば、BGMの選曲も、落ち着いた雰囲気チャンネルを選ぶとか、それぞれの時間帯に合わせてベストなチャンネルを選び、曲を流すことができます。1日のBGMを、メリハリをつけてセレクトでき、維持管理が容易ではないかと思っております。

リラックス効果による来庁者のおもてなしという町民サービスの面ではなくて、静か過ぎて少しの物音や声が気になるという、職員のちょっとしたストレスのマスクング効果や作業効率の向上といった職場環境の改善効果も期待できるのではないのでしょうか。常時流した場合、来庁者と職員双方の音が聞き取りにくいというような場合があり、トラブルの原因となる可能性など、いろいろな課題があると思っております。常時ではなく、時間を区切ってBGMを流すという取組もあるのかなと思っております。

現実、庁舎内にBGMを流す、音楽を流す取組をされている自治体も増えてきております。医学的見地の様々なところも是非着目していただきながら、マイナス面ではなくプラス面、音楽による効果の面も、皆さん認識していただいているかと思っております。憩いと癒しの場にもなっていくような明るくなった役場を目指し、実施に向けた様々な課題を検証していく過程の中で、職員の方の負担も増えるかと思いますが、是非導入を進めたいなというふうに思っております。この件について、執行部のご見解をお伺いいたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** オフィスBGMの御提案でございます。音楽によって、私にとっては初めて聞く言葉でございましたので、そういった目的であったり、導入している団体等があるのかどうかというのを、インターネットで検索といいますか、勉強さ

せていただいたところでして、議員言われましたような効果を記載されているネット上での評価がありました。

本町についてでございます。来庁される方にとって、やはり役場内の静まり返った雰囲気の中で、ご自分に向かって一斉に感じる視線、そういったものが嫌に思われる一つの理由かなと考えたところでございます。来庁される方に、庁舎の柔らかな雰囲気を作る手段の一助とも考えますが、BGMが流れる中での職員の業務が、職員の個人ごとの捉え方、感覚というのがありますので、そこは慎重に考えたいなと思っております。また、ほかの自治体の取組状況も含めて、BGMの放送設備であったり、BGMの音源種類、そういったもの、また維持費用といったものも考えないといけないのかなと思っております。導入費用であったり、月額ランニングコストであったりというのも、一つの検討課題かなと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、町民サービスの向上に向けて、西議員の一般質問の途中です。発言を許します。

**○2番（西 靖邦君）** 先ほどは御答弁ありがとうございます。いろいろと導入をすぐ決めるのではないのですけども、導入している自治体の効果面などを検証し、総合的に判断していただきたいと思っております。

ここで、副町長が熊本県庁におられましたので、大きな組織ですので、そのへんのお考えをお伺いします。

**○副町長（富安智詞君）** 御質問ありがとうございます。県庁の場合、いわゆる窓口サービスというのは税部門しかございません。あと、地域振興局のほうにございますが、そこでは特にBGMに関しては流しておりません。ただ、やっぱり市町村での対応同様、接遇等には気をつけて対応されています。

あともう一つ、熊本市のほうに私行ったことあるのですが、熊本市の窓口対応は完全に会計年度任用職員が全員対応しておりまして、余談ですけども、私がこちらに来る前に転出届を出したのですけども、その時は大分久しぶりにやったのですけども、以前は40分くらい待ったような形で、かなり嫌な気持ちで行ったのですけど、入口に入るなり、いきなりここに座るようにと指示されて、あまり時間を待たすことなく非常に丁寧に案内されました。会計年度任用職員の言葉遣いとかも非常にすばらしくて、私が昔知っていた熊本市の対応とは全然違っておりました。やはり、恐らくあれはかなり研修等

を踏まれてやっているのではないかと思います。

本町におきましても、そういった接遇とか、あとBGMを含みます環境整備というのに、やっぱり今後も努めてまいりたいと思っております。

**○2番（西 靖邦君）** 実際おられたということで、心強いお言葉をいただきましてありがとうございます。言われたのは、ワンストップという、多分そういう関係で言われた部分もあるかと思います。導入につきまして、いろいろお考えがあると思いますけれども、どうぞ前向きに検討をお願いしたいと思います。音楽はとても安らいだ、音楽はすばらしいなど、町民の皆様よりお言葉をいただけるよう、サービスの向上に努めていただきたいと思っております。

以上、迅速かつ真摯で、丁寧な対応を望みまして、質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これで、一つ、町民サービスの向上に向けて、西議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

**○4番（椎葉弘樹君）** 要旨の1の窓口サービスの現状についてお尋ねします。アンケート調査では、35パーセントの満足度ということでして、これは人それぞれで、感じ方によって変わる数値かなとは思っております。ただ、35パーセントという数値が出ておりますので、そこで町長にお尋ねします。満足度35パーセントについて、町長の目線から見たときに、いや35より高いぞ、とか、いや35ぐらいだろうという、その判断をいただきたいと思っております。

**○町長（長谷和人君）** 大変難しい質問でございまして、アンケート上はもう35ということでございますので、100点満点の35でいくと落第点でございますので、ここはやっぱり先ほどから質問がっておりますように、窓口のサービス向上に向けて努力する必要があるのかなというふうに思っております。

先ほどから答弁させていただいておりますけれども、以前私が職員でございました時代よりは丁寧な接遇をやっておるのだらうと思うのですが、来られるお客様の用件によりましては、なかなか難しい対応を迫られるというふうなところもございまして、そこはやっぱり懇切丁寧に対応していくということが一番重要ではないかなと思っておりますし、加えまして、窓口等でそういういろんなトラブルがあった場合については、すぐ課長に駆けつけなさいということで、どういう原因なのかということで、トラブルの内容もすぐに把握させて処理をするというようなことも付け加えておりますので、それ以上に増してサービスの向上に努めさせるよう、私もしっかりと対応していきたいというふうに思っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 総務課と税務町民課の答弁を聞いていますと、しっかり対応ができていないかなという感じで受け止めたものですから、そこを町長がどう判

断しているかというところを確認したところです。アンケート調査だと、なかなか感情的な部分もあったりするものですから、例えば窓口実際に来られた方々に、事後にどうだったですかとかいう意見のヒアリングというのも大事ではないかなと思うのですが、町長その対応というのを今後の参考としてとっていき、更に接遇の改善に努めていく考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 私時間があるときに、窓口等がどうなっているのかということもたまには見ておりますので、その折につきましては、お客様今日はどのようなご用件でしょうかというふうなお話も掛けておりますので、そういう声掛けの時に、窓口でのサービス対応はどうでしたでしょうかというふうなことで言っておりますので、ちょっときっかけを増やしながら、数を増やしながらか対応していければと思っておりますのでございます。貴重な御意見ありがとうございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、一つ、町民サービスの向上に向けての関連質問を終わります。

以上で、西議員の一般質問を終わります。

続いて、一つ、施設の劣化が進むテニスコートの整備について、椎葉議員の質問を許します。

**○4番（椎葉弘樹君）** 4番議員の椎葉です。質問事項の1、施設の劣化が進むテニスコートの整備について、一般質問を行います。

まず初めに、総務省が5年に1回発表している社会生活基本調査によりますと、日本のテニス競技人口は約563万人、国内外で人気がありまして、年齢に関係なく楽しめるスポーツとなっております。

昭和57年4月に町のテニスコートが、総工費約1,300万円でオープンしました。当時、全天候型のテニスコートとして、球磨郡で初めて整備されました。開設してから、今年で40年目を迎えているところです。本町におきまして、社会体育や中学校でテニスの活動が行われています。これまで10年以上先送りされているテニスコートの整備について、6年ぶりに継続質問を行います。

要旨の1、先送りになっているテニスコートの整備をどう考えているかについてお尋ねします。平成27年に行った一般質問の後、厚生文教常任委員会や総務常任委員会でテニスコート関連の調査を行いました。

そこで、教育課のほうにお尋ねします。町が把握しているテニスコートの問題点について、今現状どのように考えているかについてお尋ねします。

**○教育課長（中園誠二君）** まず、問題点としましては、コートの劣化、具体的にはひ

び割れ、ラインの消失、コート周りの水はけ不良による苔・雑草の発生、これに伴う転倒や滑りによるけがの心配が考えられます。また、ネットの劣化、審判台、ベンチの老朽化、周りの防球フェンスの劣化、照明の暗さなども考えられるところがございます。

町民テニスコートにつきましては、議員言われますように、グリーンパレス公園整備の際、レジャー施設の位置づけとして整備されたものと思われます。そのため、当時人工芝のオムニコートがあったかどうかは不明なところがございますが、土のコートですね、クレーコートではなく、雨が止んだらすぐ使えるようなコンクリートのハードコートが採用されたものと思われます。ただ、当時は画期的だったと思われるハードコート面ですが、劣化したハードコートの使いにくさというのも問題点になるのかなと思っっているところであります。

**○4番（椎葉弘樹君）** よく分析されているなと思っまして、私の分析状況とほとんど一致しております。今出されたように、問題点が多々あるところがございます。

平成18年3月に、前教育課長の答弁によりますと、テニスコートのひび割れなどがあり、プレーに支障があることもある。平成20年度以降で計画中ということで、平成18年度以前から、テニスコートの劣化が指摘されていました。平成21年度、平成22年度の総合計画の実施計画では、テニスコート整備が計上されたようですが、その後、総合計画から削除されております。

そして、平成23年度からの第5次総合計画の中で、テニスコートの劣化など利用者の要望に十分応えられない状況にある。長期的な視点により改修等の計画を行い、施設の整備を行うとされていましたが、この10年間、計画は実行できていません。平成27年の一般質問の折、テニスコートの整備を提案し、平成29年度の実施計画で、平成31年度に組み込まれました。しかし、平成31年度になりますと、令和3年度へ先に送られ、そして、令和3年度になると、今度は令和5年度にずるずると先送りされています。

そこで、教育課のほうにお尋ねします。10年以上先送りしている理由について、お考えをお尋ねします。

**○教育課長（中園誠二君）** まず、町民テニスコートにつきましては、平成28年度に32万円ほどかけまして、コート面のひび割れなどの部分改修は実施しているところがございます。大規模な計画は上げるものの、その他の事業などが重なったものと考えております。例えばですけれど、避難所になっているB&G体育館修繕や、B&Gモデル事業の採択などがあり、そちらを優先した経緯があるようです。

まず、B&Gの補助を受け、平成25年度に2,110万円ほどかけまして体育館屋根の修繕、令和元年度には2,680万円ほどかけましてプールの缶体やLED化、またモデル事業として、平成27年度に388万円をかけましてミーティングルーム及びロビーの改修、平成28年度に1,350万円ほどかけまして体育館トイレの改修やアリーナの床、天井修繕

を実施しているところです。モデル事業につきましては、平成 27 年度から平成 29 年度まで継続して採択が取れたものでございます。

近年では、中学校の外部改修工事 1 億 440 万円など、また同じく避難所になっている改善センターの改修工事 1 億 1,700 万円ほどかけてやっているところでございます。このように、急を要する事業等が入りまして、計画どおり実施できなかったものだと考えております。

**○4 番（椎葉弘樹君）** 平成 18 年以降、そして平成 23 年からの 10 年間、期間は長かったわけで、その中で緊急を要するものも確かにあったかもしれません。ただ、その間というのは対応しようと思えばできたわけで、その頃はちょっと先送りしてきたのはいかなものかなというのは感じると思います。住民福祉の向上や湯楽里周辺のスポーツ施設の充実など、戦略的なまちづくりの取組、住民福祉の向上施策も必要ではなかったかなと思っております。

次に、利用状況について確認していきたいと思えます。

平成 27 年、テニスコートは町内のスポーツクラブだんだん、社会体育のテニス部、町内外の愛好者の皆様に御利用をいただいております。中でも、社会体育の部活動におきまして、硬式テニス部と軟式テニス部の会員数は合わせて 35 人ほどで、社会体育部活動の約 1 割を占めております。また、中学校のテニス部員は 20 人ほどおられまして、全校生徒の約 2 割を占めております。当時の利用者数は、町外も含めて年間で延べ 1,500 人を超えておりました。しかし、平成 28 年度以降は減少傾向にありまして、直近の 4 年間では 800 人前後で推移をしているところです。

そこで、教育課のほうにお尋ねをいたします。現在のテニスコートの利用状況をどのように分析されていますでしょうか。ちょっと答弁が長くなってきているので、簡潔にお願いしたいと思います。

**○教育課長（中園誠二君）** テニスコートの利用につきましては、年間を通じて利用があるところです。令和 2 年度につきましては、年間 867 名が利用されております。令和元年度との前年度比で 99 パーセント、ほぼ横ばいの利用状況です。だんだんの教室の利用が主なもので、夏休み期間中には町外者の利用もあるようでございます。

**○4 番（椎葉弘樹君）** 近年の状況については今答弁があったとおりですが、ではなぜテニスコートの利用が減ってきたのか、そういったところについて、課長もう一度、なぜ利用が下がっているのか、その部分についてお尋ねしたいと思います。

**○教育課長（中園誠二君）** 先ほど、令和元年度との前年度比で 99 パーセントと申しましたが、その前の平成 30 年度と比較しますと、116 パーセントということで増加しております。多い時にどれだけのというのは、ちょっとすいません、資料を持ち合わせておりませんが、ほぼ横ばいの利用を続けていると思われまます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 明確な分析結果は答弁をいただけていないのですが、先ほど答弁があったように、コートの劣化も一つの要因ではないかと思っております。なぜかと言いますと、例えば硬式テニス部の場合は、練習の半分以上、コート環境が良い多良木町の八日原テニスコートのほうを利用しております。平成19年度以降の記録しか残っていませんでしたが、その時には既に八日原テニスコートを利用しておりました。平成18年から、つまり10年以上前から多良木町のテニスコートを利用していたことになっており、B&Gのテニスコートはちょっと環境が悪かったのかなということを、データからは受け止めることができます。

町内外のテニス愛好家にも話を聞いてみました。本町のテニスコートはひび割れがあり、ハードコートでけがをしやすいため利用したくないという旨の回答が複数ありました。施設の劣化などが10年以上、テニスコートの利用に大きく影響していると言えるのではないのでしょうか。

そこで、これからは町長、教育長のほうにお尋ねしていきたいと思っております。今後の取組についてです。計画の先送りというのは、住民福祉の低下やマイホームタウンづくりの後退につながります。魅力あるテニスコートが整備できれば、利用者数の増加が見込めます。

そこで、まず町長にお尋ねします。テニスコートの整備は総合計画の実施計画どおり、令和4年度で検討し、令和5年度で実施する考えであるか。これ以上の計画先送りはないと考えて良いかについてお尋ねします。

**○町長（長谷和人君）** 現状、スポーツ施設関係につきましては、御質問がっておりますテニスコートも含めまして、各施設とも老朽化が目立っておるところでございます。そこらへんの施設の状況と併せながら、テニスコートの改修も考える必要があるのではないかというふうにも思っております。

今御質問がございました、令和4年度で協議、それから令和5年度で工事ではございましたか、総合計画に上がっておるということでございますけれども、私としては、先ほど申しました一体的な施設の老朽化に伴います整備をするために、この際、各施設の老朽化しておるスポーツ施設を、職員プロジェクトを立ち上げまして、老朽度なり利用度、それから財源が当然必要となってまいりますので、そういうふうな財政の状況等も踏まえながら、その中で優先順位を作らせていただきまして、整備をするという方向に、この際思い切ってやったほうが良いのではないかと。今回の御提案がございましたので、そこも含めたところでやったほうが良いかなというふうに思ったところでございますので、まずそこからスタートさせていただこうかということでございますので、今回御提案いただきましたことをしっかりと考えながら、方針を行っていきたくと、かように思っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 職員プロジェクトによるスポーツ施設の見直し、調査については今年度行うお考えでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 現状、今申しました件につきまして、これは教育課、それから副町長にも実は指示をしておるところで、始めておった矢先での御質問ということでございますので、来年度の当初予算に間に合うようには、その方向性の検討に向けて実施して行きたいと、かように思っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 次の質問は、教育長のほうにお尋ねしていきます。

テニスは年齢に関係なく続けていくことができる生涯スポーツであり、健康寿命の延伸にもつながります。7月から地域おこし企業人事業がスタートしました。株式会社ルネサンスから本町に来られた大森健宏さん、大きな森の健康の健に森山議員の宏と書いて、おおもりのひろさんは名前のおおもり、湯前のような大きな森で健康を広げるような名前の方であり、正に湯前町にはうってつけの方にお越しいただいたと思っております。テニスコートの活用についても、是非大森氏の考えも伺いたいところでもあります。

令和3年度から第6次総合計画が始まりました。人口に対するスポーツ団体への加入率を、15パーセントから17パーセントに向上することを目指されています。そこで、これから策定されるであろう生涯スポーツ振興計画、この中にテニスコートの活用方針を盛り込む考えはないかについてお尋ねしたいと思います。

**○教育長（中村富人君）** 生涯スポーツの振興計画ということでの御質問だと思います。現段階では、私のほうは作成を取りかかろうということはまだ考えておりませんが、当然、生涯スポーツ推進法のそういうことを受けて、町のほうでも計画等について着手しなければならないだろうと思います。

先ほどから続いております施設等につきましては、私も来て2年ほどになりますが、学校の体育施設も社会教育でも使いますので、共用でございますので、例えば小中学校の体育館とか運動場とか、それに加えて大体現状を把握しております。私もかつて10年ほど軟式テニスに関わりがありまして、あそこのテニスコートを見た時には確かにひどい状況でございまして、これではできないなという思いもございました。今後、生涯スポーツの振興計画等策定の折には、当然テニスコートの問題も出てくるものと思われれます。以上です。

**○4番（椎葉弘樹君）** 生涯スポーツ振興計画というのは、これから作られるであろうと表現したのは、まだ決定していないという答弁を今受けました。生涯スポーツ振興計画は、大森氏を招聘する時に計画も策定を予定しているということでしたが、町長的にも計画は作りたいたいと思っておられますか。

**○町長（長谷和人君）** これからの高齢化社会におきます健康寿命の延伸という部分がございますので、これにつきましてはそこらへんの動向を踏まえながら、今教育長が答



弁していただいたような形で動かしていければと思っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 最後の質問で、テニスコートの未来創造をしてみたいと思います。これは、教育長と町長にお尋ねします。

魅力あるテニスコートが整備されますと、いろいろな可能性が広がります。そこで、テニスコートの将来像、もしテニスコートを作る場合、どのようなテニスコートを作りたいと考えておられるか、まず教育長の考えを伺いたいと思います。

**○教育長（中村富人君）** テニスコートの将来像ということでございましたが、私の中で十分は検討しておりませんが、イメージ的にはあさぎり町の高山のテニスコート、あれ並みの設備ができればどうだろうかという思いがございます。ただ、あそこが面積といますか、場所の問題がありますので、そういうのを作っていく時に様々な障害があるような、クリアしなければならない課題もたくさんあるのではないかと、そういうふう考えております。

また、テニスコートというのは確かにおっしゃるとおり、当初グリーンパレスに併設したということでお聞きしましたが、湯楽里の利用者もありますので、そういうような利用等も当然見込まれるかと思えます。また、テニスコートの規模によっては、たくさんの宿泊施設等もありますので、そういうことも可能になるかなと、そういうことを考えております。以上です。

**○町長（長谷和人君）** 先ほどの答弁と重なるところがございますけれども、各スポーツ施設につきましては老朽化がそれぞれ進んできております。今後計画的にスポーツ施設の改修整備も進めなくてはいけないと思っておりますし、そして何よりも厳しい財政運営の中におきまして、各種スポーツ施設の整備に当たりましては、経年劣化の進行も踏まえながら、そして必要性を十分検討するという、それから整備費や将来にわたります維持管理費など、財政負担あたりも十分検証しなくてはいけないかなというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、今回のスポーツ施設の改修につきましては、在り方検討委員会ですね、これは職員チームによりまして、老朽化、改修歴、それから要望、競技人口、それから波及効果ですね、先ほどおっしゃいました部分、そして費用の大小なども比較検討して、長期的な視点において方針を決定したらというふうに思っております。アフターコロナを見据えまして、町民グラウンドそれからB&G施設、そしてグリーンパレス公園などを、これまで以上に有機的に結ぶということで、地域の活性化につなげることができないか、そんなことも探っていかなければいけないのかなというふうに今思ったところでございました。

**○4番（椎葉弘樹君）** 将来像につきましては、ハード面からの見方とソフト面の見方がありまして、ハード面的にいくと、高山のテニスコートあたりのオムニコートの3面

あたりのイメージ、そしてソフト面からいくと、例えば湯楽里等を活用したものとか、B & Gとの連携とか、様々な連携策も考えられます。

また、それにプラスして、先ほど稲森課長のほうから湯前町は林業の町とも言われたので、そういう木を生かした、例えば観戦スペースとかそういうのも可能性としてはあるのかなと考えております。そういう地域資源をしっかりと結んだテニスコートにすることによって、町長が目指している理想のマイホームタウンに近づけるのではないかと考えております。是非、森や湯楽里、B & Gなどの地域資源を生かして、人吉球磨で一番魅力のあるテニスコートの御検討をお願いしたいと思います。

結びになりますが、私が若い頃、職場の仲間や友人と長野県へテニス合宿に行ったことがあります。すばらしい自然環境や魅力のあるテニスコートには人が集います。現状800人ぐらいしか利用されていないということですが、環境さえ整えば、当時の1,500人、あるいはそれを上回る利用があると見込まれます。テニスコートの魅力が、移住定住のきっかけになるかもしれません。新しく整備されるテニスコートが、未来を創造したマイホームタウンの一拠点になることを期待して、一つ目の質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** 一つ、施設の劣化が進むテニスコートの整備について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

**○5番（森山 宏君）** 関連質問になるか、ちょっと局長から怒られるかもしれませんが、ハードのコートといいますのが、個人的に言いますと、子どもが生徒であった頃の時には地だというのですかね、土というのですかね、ああいうコートで大会があるところの村山公園、八日原にしても全部路面というのですかね、土のコートだったのです。テニスコートの場合は違いますけども、郡体とか何かというのも全部路面で、路面というのかな、ああいう土のコートだったのですけども、関連しているか分かりませんが、何でも、何で湯前町とほかが違うのかが分からないものですから、お教えいただきたいと思っております。

**○教育課長（中園誠二君）** 先ほど少し申したように、昔は土のコート、今はクレーコートといいますけれど、それが主流でございました。その後、レジャーが主流になったのか、ハードコート、コンクリートで固めたようなコートが出てきたところです。

調べてみますと、ハードコートというのが世界的に見たら一番多いという情報もあつたのですが、最近ではオムニコートということで、人工芝のコート、人工芝に砂を撒いて使うコートが主になってきますが、それが主流になっています。多分硬式もソフトテニスもそっちのほう主流になりつつあると思います。使いやすさもそちらのほう使いやすいということで、関連ですけども、村山公園のほうもそちらのほうに改修されております。以上です。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、一つ、施設の劣化が進むテニスコートの整備についての関連質問を終わります。

次に、一つ、行政事務のペーパーレス化について、椎葉議員の質問を許します。

**○4番（椎葉弘樹君）** 次に、行政事務のペーパーレス化について、質問を行います。

まず初めに、政府が平成31年4月に施行しました働き方改革の一つに、ペーパーレス化が含まれています。そして、9月1日にはデジタル庁が設立されました。これまでは紙での保存が義務付けられていた文書が、国としてもペーパーレス化を推進すべくe-文書法というのはアルファベットのeですけれども、e-文書法や電子帳簿保存法などの法改正が行われております。国内で時間や場所の制約から解放された働き方改革の需要が高まる中、ペーパーレス化は、今の時代において避けては通れない行政改革の一つとなりつつあります。

今回、国内で推進が始まりましたペーパーレス化について、本町の対応を確認させていただきます。なお、本一般質問におけるペーパーレス化の定義は、行政事務の改善を進める上で、結果的にペーパーレスの削減を行うこととあります。ペーパーレスありきではないことを前提としております。

まず、要旨の1です。議会のペーパーレス化に続き、行政事務のペーパーレス化に取り組む考えはあるかについてお尋ねします。

まず、議会のペーパーレス化について確認をしていきます。本町では、令和元年12月からタブレット端末を導入し、議会のペーパーレス化に取り組んでいます。タブレット端末で使用するSideBooksというアプリは、令和元年9月に169自治体の導入でしたが、現在342自治体ということで、2年間で2倍以上に増えております。全国で議会のペーパーレス化が加速しています。参考までに、お隣の椎葉村議会も今年3月からサイドブックを導入されました。水上村も導入に向けて準備中とのことでした。

タブレット端末を導入してからの検証として、2点確認させていただきます。総務課のほうに伺います。1点目、紙やインクなどの経費削減の効果というのはどのように分析しておられますでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 令和元年の12月に導入した会議タブレットでございますが、目的については議員言われるように、紙印刷コスト削減のみではなくて、業務改革、作業効率化、そのほかには文書保管スペースというのも削減できる、あとは郵送コストや廃棄コストが削減できるというようなメリットがあるということで、当時私のほうで導入させていただきました。今現在33台、議員様含めまして、執行部係長以上だったと思いますが、タブレットを導入しました。これについては、通信回線を持つセルラーモ

デルというもので、毎月の月額使用料がかかるものでございます。これについては、令和4年11月30日までの契約でございます。

これまでの実績でございます。まず、コスト削減効果という部分でいきますと、紙代については、文書共有ソフトの管理画面から私が拝見させていただいたところ、それぞれのタブレットに収めている文書の枚数印刷をした場合、これまでの令和元年以前のやり方でした場合、34万6,900ページほどの削減、紙の枚数になってございます。それを1枚当たりの紙単価を掛けますと、116万9,000円の紙代の節約になったと試算しております。

もう一つがインク代、これについては印刷機のインク代の単価、1本で7万枚ほど印刷できるというメーカーの数値から申し上げますと、A4フルカラーで19万9,000円のインク代の節約になったのかなと思っております。

あと、それと違う意味の職員の印刷製本にかかる時間と時間単価で申しますと、議会の議案書の紙印刷で作成していたときでございますが、業務時間内では印刷機を独占してしまうような印刷の時間がかかっておりましたので、どうしても勤務時間外作業に及ぶことであつたのですけども、そういったことも勘案して、職員の1時間当たりの給与額に所要時間と職員の人数から計算をしております。これについては46万5,000円、これまでかかった人件費となっております。この3つを合わせますと、大体180万円ほどになるかと思えます。

では、タブレットの通信料ほか、Side Booksの文書共有ソフトを令和2年度の決算額と令和3年度、今までの支出を全部合わせますと、333万8,000円になります。ということは、それを差し引きますと、150万円ほど効果が上がらなかったということに私の計算ではなっております。そういった評価となっておりまして、何らかの改善が必要かと思っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 今のは経費の削減効果ということでお尋ねしたわけです。

次に、業務の効率化の部分でも、かなりの労務費が削減できていると思われれます。業務の効率化についてはどのように分析されていますでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** こちらの評価としましては、デメリットと申しますと、先ほど申しました通信会社の通信料、あと文書共有ソフトの費用、これに対して効果が薄いと申し上げました。ただ、メリットとしては、印刷製本にかかる時間が皆減できた。その分の皆減できた時間を職員はほかの業務に充てることのできる。時間外が減ったというふうなメリットがあつたと思えます。あと、議案資料の印刷もさることながら、修正、差し替えなどにかかる作業、印刷時間、綴じ替え作業が皆減できたということでございます。

あと、紙資料からデータ保存でありますので、保存スペースがその分なくなったとい

うふうなこと、また検索作業が有利になったというふうなメリットがあったと私は感じております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 経費の削減効果と業務の効率化の2点について、今確認をしてきました。恐らく、2点目で確認した業務の効率化については、労務費の削減にも大きくつながるのかなと思っておりますので、単純なコスト比較プラスアルファの労務費の改善ということで相殺すると、そんなにマイナスなところばかりではないのかなと考えているところです。

この2点を総合的に勘案して、総務課長にお尋ねしますが、タブレット端末の導入による議会のペーパーレス化というのは推進して良かったと考えておられますか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 結果的には、コストではメリットがなかった。これは、導入当時の私のコスト試算、導入試算が甘かった。私の責任が大変大きいところかなと思っております。ですが、職員の準備作業、印刷作業、そういったものを考えますと、職員にはプラスになったと私は思います。ただ、コストにメリットが出なかったというところが、私が一番残念だったところだったと感じております。

**○4番（椎葉弘樹君）** コストの当初の算定がちょっと甘かったと言われますが、例えば、紙のペーパーコストだけで考えますと、当初40万円と考えていたところが実は160万円の削減効果があったなど、多分細かく見ていくとプラスのところもあると思いますので、当然マイナスの面・プラスの面あるかと思えます。これは全国的な流れですので、議会のペーパーレス化に向けては進めていくべきですが、当然、先ほど課長が言われましたモバイル通信部分のコストがかかっているとか、資料の共有が複数資料を見比べるときにやりにくいとか、そういう課題はあるかと思えます。今後、そういう課題は解決しながら、改善しながら進めていくべきではないかと今思ったところです。

次に、行政事務のペーパーレス化、これは議会のペーパーレス化を除く部分の件についてお尋ねします。民間企業においては、早くからペーパーレス化に取り組んでおられます。私が以前勤めていた企業においても、15年以上前からペーパーレス会議など、様々なペーパーレス化に対応しておりました。自治体においても、ペーパーレス化に取り組むところが徐々に増えてきているところです。

そこで、総務課長にお尋ねします。行政事務におけるペーパーレス化の必要性は、どのようにお考えでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 紙購入費の削減、インク使用量の削減など、地球規模の省資源に取り組まなければいけない。これは、行政にとっての使命感は必ず持たなくてはならない。今後も求められるものだと私は考えております。紙資源の削減は役場に限ったことではなくて、やはり世界中、日本国民が全てペーパーレス、リサイクルなどへの協力、これは町民の皆様にも御協力していただかなければいけない、そういった町民の

方へ求めるペーパーレスも、我々行政の使命かなというふうに思っております。

併せて、本町職員一人一人がどれだけ意識して、省資源を意識したペーパーレスに取り組めるか、そういったものは自分の仕事にどれだけペーパーレスができるかというのを、常に意識した仕事を行っていかなければいけないという職員の心の持ちようだと思っております。職員の意識改革だと思っております。そういった取組が今後必要だと思っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 今答弁されましたように、行政の取組というのは今後必要になってくるのではないかとこのころで感じたところです。役場業務の多くはパソコンを使用したデータ処理ですが、基本的にはデータを紙に印刷して処理、決裁することが前提でありまして、ペーパーレス化の途上にあると言えます。

最近作成されました湯前町情報化計画の中で、電子決裁による業務効率化が示されております。本年度は、この調査期間となっております。議会のタブレット端末導入には取り組んでおられますが、第6期の行財政改革計画をちょっと見てみますと、ペーパーレス化のことはまだ触れられていないのが現状です。

そこで、総務課長にお尋ねします。議会対応を除くペーパーレス化、行政事務のペーパーレス化、役場内のペーパーレス化の取組状況、これは令和2年から令和3年ぐらいの間で結構ですので、何か取り組まれていることがありましたら、お答えいただきたいと思っております。

**○総務課長（高橋 誠君）** これまで当然と思われてきたペーパーでやってきた仕事、例えば、総務課のほうの改善点といいますと、当直日誌、警報待機班日誌、消耗品管理簿、こういったものについては紙で管理しておりましたが、全てデジタル化といいますか、データ化して対応してございます。あとは、庁内覧です。これについても、以前は職員には紙で通知していた事務連絡等も全てインフォメーションで行うように指示しておまして、この分についても改善点の一つかなと思っております。

あと、会議タブレットの利用の取組については、議会以外での取組については、やはり会議タブレットを持たない職員がどうしても紙でお知らせする場合がございます。そういったものの改善を今後どうするかということは、課内でも庁舎内でも議論が必要かなと思っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 私たちの知らないところにおいても、課内あるいは庁舎内の中でペーパーレス化に取り組まれているところが見受けられました。そこで、今後の対応について確認していきたいと思っております。

行財政改革でペーパーレス化に取り組むことについて、町長のほうにお尋ねしたいのですが、これまでの計画、いろんな計画の中では情報化計画の中だけに電子決裁部分のペーパーレスがうたわれておりますが、それ以外の内容についてはまだない状況です。

来年度から始まる第7期湯前町行財政計画というのが策定されると思いますが、その中で、行政事務のペーパーレス化に取り組むという考えはございますでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今年度が7期の行財政計画の策定の年でございます。今総務課長が答弁しましたように、ランニングコストを見定める必要がございますけれども、そこは創意工夫をしながら、ランニングコストを抑えるという部分もございますし、それから加えまして、現状先ほどおっしゃったような数字的に見えない部分もございます。利便性が非常に高まっているという部分もございます。世界的にも、今現在世の中がICTの社会でございます。国のほうもICTを推し進めておりまして、これに乗り遅れるというのはやはりまずいのではないかというふうに思いますので、ここは積極的に私としてはこれからも推進していかなければいけないかなというふうに思っております。それにはやはり財政等も伴うということも付け加えさせていただきたいと思っております。

御質問が今ありましたけれども、今回の行財政計画の中に、今申しておりますランニングコストも見定めながら、やはりペーパーレス化という部分も入れて進めていくというのが必要かなというふうに思っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 来年度からの計画に、ペーパーレス化に関する要項が盛り込まれますと、あとは実行ということになってまいります。恐らく来年度以降の取組になるかと思いますが、ペーパーレス化のアイデアというのは様々にあると思っております。先ほど総務課長から御紹介いただいた項目とか、あとは例えば時間外勤務申請打合せ会議とか、これからはじまる決裁処理とか窓口業務、そういうところでも改善の余地はたくさんあるのかなと思っております。

そこで、例えば私の一つの例を挙げますと、窓口業務において複数の種類の証明書を申請する場合に、複数のペーパーに同じ名前と住所を書くケースがありました。例えば、死亡届とかそういったときには、水道課の所管であったり税務課の所管であったり、いろんなところの所管のペーパーに、それぞれ名前と住所を書く場面がありました。そういったところも業務が改善できれば、ペーパーが少なく、住民の方にも記入が少ない様式が出来上がるのではないかと考えております。このような一例を挙げましたが、各課からそういうアイデアを募集していけば、様々なアイデアが出てくると思われます。

そこで、町長にお尋ねします。役場内の各課からペーパーレス化の案を募集して、検討していく考えはないでしょうか。これはほかの自治体でもやっているケースでしたので、御提案させていただきます。

**○町長（長谷和人君）** それぞれ担当いたします窓口の発行業務とかいろいろございますので、ここは所管課に利便性向上のアイデアの募集、そこらへんも考慮すべき事案があればということで思っておりますし、加えまして、やはり職員自らが業務をやっておりますので、そこにつきましては職員の視点を変えてもらって、日頃からの業務あたり

がどうすればペーパーレス化につながるかというような部分もあろうかと思っておりますので、ここはできるのであれば、そういうふうを考えさせていきたいというふうには思っておるところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 最後に、ハンコレス、認め印を廃止するということについて、お考えをお尋ねしたいと思います。

令和2年11月に河野太郎行政改革担当大臣が、行政手続きにおける認め印の押印を全廃すると発表してから10か月がたちました。ハンコ手続きは、全省でかなり減っているとのことでした。内閣府が令和2年12月に策定しました地方公共団体における押印見直しマニュアルでも、対応方法が示されているところです。窓口業務での住民サービスにおいては、町に申請を出す場合や金銭などを受け取る場合などで認め印が必要になります。認め印ではなく、例えばタブレット端末で署名する方法に見直せば、ペーパーレス化につながります。

また、北見市が取り組んでおられます書かない窓口を導入すれば、住民は申請書1枚に署名するだけで、複数ペーパーへの記入が不要になるということも今実践されているようです。窓口業務の認め印の廃止、ハンコレスの内容というのは、今のところどの計画にもうたわれてはおりません。

そこで、町長に最後に伺いますが、窓口業務の認め印廃止というのも、ケースバイケースではあると思いますが、推進していく考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 押印見直しということでございまして、窓口によりましては、もう既に押印をしなくて各種署名ができるという部分もございまして、今国が進めております押印見直し等の部分につきましても、国の取り組み方の考え方、動向等もベースにしなければいけないかなど。それから、今ほかの自治体のことも御案内いただいたところでございますけれども、先に取り組んでおります自治体あたりの部分のやつも調べさせながら、やはり押印の見直しというのもしていかなければいけないかなどというふうに思っております。

ただ、押印の見直し、ちょっと私も勉強不足であれなのでございますけれども、それなりに電子決裁という形、押印見直しということでございますので、その分につきましては、やはり書式等の部分が変わってしまうという部分がございますので、これに幾ばくかの財政負担が伴うのかなど、そんなことも思ったりもしております。これは僕が勉強していないので、そんなにかからない部分もあるのかなどというふうには思いますけれども、その部分も十分勉強しながら、押印見直しというのでも進めなくてはいけないかなどというふうには思っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** もうこれで質問は終わりです。あとは結びで、少し福岡市の事例を紹介したいと思います。



押印義務の見直しで最も大変だったことは、職員の意識改革だったそうです。行政手続きにハンコが必要なのは当たり前という発想が深く根付いていたからです。しかし、市長から、実印でもない誰でもどこでも購入できる認め印に、どれだけ本人確認の効果があるのかとかという問題提起に、多くの職員がハッとさせられたそうです。平成31年から取り組み始め、約3,800種類のハンコレスを実現しておられます。ということでした。

議会のペーパーレスも、これまでの常識を変える大きな挑戦ではありました。やはり、大きな改革をするときには意識の改革というのが当然必要となっておりまいますので、それぞれの町長であったり副町長であったり総務課長の強いリーダーシップというのが必要になってまいります。本町においても、行政の当たり前という先入観をなくし、全課一丸となって、行財政改革の一環として、行政事務のペーパーレス化に取り組んでいただくことを提案しまして、一般質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** 一つ、行政事務のペーパーレス化について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

**○5番（森山 宏君）** ペーパーレスですね、行政事務手続きにおいて、椎葉議員がおっしゃるように、もしもなくなった場合、子どもが自治体から出ていった場合、俗にいう転入、転出届を出したら、下水道料金とかというのも変わってきますよね。町民課で受け付けた場合、今度は上下水道課、そっちのほうと連携していますよね。

今度デジタル庁ができましたように、一つの申請をすると、関連するのは1本で全部情報共有、マイナンバーではないのですが、縦割りですぐ情報がいくというふうには、そういうシステム改修というのが、また莫大なやつが来るかと思えますけれども、そういうペーパーレス、一つのことで関連しているのは全て、すぐに伝達がいくようなペーパーレスというのを考えておられるのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今後デジタル庁がどういった行政事務の標準化、各市町村での標準化がどう求められるのかというのはこれからだと思います。そこで、システム改修等々で多額のお金がかかるようなことも言うてくるかもしれません。

これはマイナンバーの時と重なってしまう予想でございますけれども、これにはマイナンバーカードというのは重要なところで、引っ越しとか、そういった子どもさんの転入、転出、大人でいうならば転居等も含めて、そういったものが紐づけできるのがマイナンバーカードだと思っておりまして、これについてはそういったペーパーレスも含めて、添付資料はいらぬようにするためのものでも考えておられますので、全ての住民の皆さんがカードの申請をされることによって、そういったものを改善できるのかなと

ということがありますので、是非町民の皆様にはカード作成のほうの御協力いただきたいと思っております。

**○5番（森山 宏君）** 私は別にマイナンバーカードの件について質問したわけではなく、一つの申請で関連しているのは関連付けて。おっしゃったように、マイナンバーというのは自治体の課ごとのやつが一つで見られますよというやつですよ。ですから、私が言っているのは、ペーパーレスというのは、同じように湯前町何番地というのを一つ一つ書くのではなくて、一つの申請で関連しているのは全部できるようなシステムというのがペーパーレス、デジタル庁というふうになっていくと思うものですから、そういうシステムというのをもって、ペーパーレスでしていかれるのでしょうかということです。マイナンバーにはちょっと派生しすぎと思いますけれど。

**○総務課長（高橋 誠君）** 大変失礼しました。ワンストップサービスという部類のものだということで確認させていただいて良いかなと思います。窓口が1本で、ほかの部のほうも全部処理ができるかということです。それについては、今のところまだ分からないところがございます。それができるかどうかというか、そのシステムになっていくのかというのは、まだ私たちのほうでは情報を持っていないというところで御理解いただければと思います。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、一つ、行政事務のペーパーレス化についての関連質問を終わります。

以上で、椎葉議員の質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時18分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま一般質問の途中です。一つ、農業振興について、遠坂議員の質問を許します。

**○3番（遠坂道太君）** 皆さん、改めましてこんにちは。3番議員の遠坂です。本日最後の一般質問になります。よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスの渦の中、史上初めて原則無観客となった東京五輪、パラリンピック2020大会が閉幕しました。新型コロナウイルスへの若者の感染が目立つ中、若い世代向けのワクチン接種も優先する動きが精力的に広がっています。湯前町におきましては、若い世代を含め、希望された町民の2回目の新型コロナウイルス感染症のワクチン

接種が、8月24日に終了したわけでございます。

国内においては、デルタ株から新しい株が発生している状況であり、人吉球磨管内におきましても、発生件数が増加しているという状況です。ワクチン接種に関わられた関係者の皆様に感謝を申し上げる次第です。

議員はそれぞれの活動で住民と共に頑張り、汗をかき、役所が気付かない点を見つけ、施策を立案し、条例を作れる立場です。議員は地域の重要な主役であり、住民の代理人としての大きな仕事があります。住民の声や心を代表しまして、一般質問通告書に従い質問いたします。

一つ、農業振興について、要旨1ですが、農地面積の現状と課題はどのようになっているのか伺います。まず、耕地面積、田、畑、総農家数、専業、兼業、認定農家数、認定農家耕地面積、認定農家の年代別について伺います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** まず、耕地面積のほうから答弁させていただきます。耕地面積の合計が577ヘクタールとなっております。このうち、田が509ヘクタール、畑が68ヘクタールとなっております。総農家数といたしまして、329戸というふうになっております。

あと、専業農家、兼業農家ということでございましたけれども、農林業センサス上での数値ということで回答させていただきます。こちらのほうには、自給的農家数としまして102戸、販売農家数として227戸、そして内数ということになると思いますが、主業経営体数が48経営体、準主業経営体数が36経営体、副業的経営体数が145経営体というふうになっております。

認定農家数は、町内では55戸というふうになっておりまして、年代別に20代が1戸、30代が2戸、40代が8戸、50代が18戸、60代が19戸、70代が7戸というふうになっております。あと、認定農家55戸の経営面積は、257.68ヘクタールというふうになっているところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 今の稲森課長からの数字は、昨年度農業センサスのほうで調査された数字だというふうに思っております。全国的にも一緒なのですが、農家数、認定農家数あたりも徐々に年々減ってきているわけでございます。また、湯前の認定農家も、平均を見ますと58歳ということになるようでございますし、やはり年々高齢化に近づくというふうになっている感じでございます。

そして、これは平成30年度の全国の専業・兼業農家の割合を見ますと、専業農家で37万5,000戸、兼業農家で78万戸、78万戸のうちの60パーセントが第2種ということで、農業所得以外の部分が多いというのが全国的な流れになっている状況でございます。湯前町におきましても、そのような状態ではなかろうかというふうに思っておりますし、やはりそういった方たちが認定農業者等々と共に、湯前の農地を維持されているという

ふうになっているところでございます。

また、日本における農業の従事者をまた見ますと、2010年で260万人、2017年で181万人、2019年で163万人、年々減少してきているという状況です。これで見ますと、平均が66歳か67歳というようなデータが出ております。これを見ますと、日本の農業の存続も危機下になってきていると思います。

農地の集積あたりも、農家の高齢化と担い手不足が進む中で、優良農地を守るためにも、長年の課題となつたわけでございます。その中で、湯前町の現状は、今どのようになっているのか、それにつきまして伺いたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 大変申し訳ございません。もう一回ちょっととろしいでしょうか。

**○3番（遠坂道太君）** 農地の集積につきまして、今現状どのようになっているのかにつきましてお伺いしたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 大変失礼しました。農地の集積の面積は湯前町のほうで、田畑合わせてになるかと思いますが、333ヘクタールというふうになっておりまして、農地の集積率に直しますと57.6パーセントというふうになっております。

**○3番（遠坂道太君）** これは昨年度の実績というように思います。57.6パーセントということでございますが、私もちょっとこれを調べた中で、球磨地域の平均で61.1パーセントと、県平均が49.8パーセントというようになっているわけでございます。これは今まで57.6パーセントということになれば、今まで取り組んでこられた中でも非常に良い、伸びてきた数字ではなかろうかと思えます。農業委員の方、農地利用最適化推進委員の方々の努力が、この数字に出てきたのではなかろうかというふうになっているところでございます。

湯前の実績は、県平均はオーバーしているわけでございますが、管内平均より3.5パーセントさ下がっているという状況ですね。管内でも実績が高いあさぎり町の数字を見ますと、83.5パーセントということで非常に高い状態でございます。これは高い要因の一つとして、私も関連した形がありましたけれども、地域営農集団の中で作物別の団地化に非常に早くから取り組んでこられたのが、この数字に結びついてきていると私は思っているところでございます。

そこで、町の農地の集積を促進するために、中山間地域を中心とした作物別の団地化を図って、農地の集積に取り組んでいかれてはどうか、このような取組をで推進をすることも行政主導ではなかろうかというふうに思います。これについて伺いたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 国の中山間地域等直接支払制度におきまして、令和2年9月から第5期目の対策というふうになっております。第5期目の対策の中で、協定

農用地と集落の将来を明確化し、第5期対策時期を超えても農業生産活動が継続されることを促すため、地域の課題、対策について、集落内でも話し合いを行い、集落戦略を作成するというふうなことが書いてあります。

具体的に申し上げますと、集落内の担い手の確保、農地の貸付希望調査、農作業の共同作業化又は受託事業の必要性、水路農道等の補修改良の必要性を集落内において話し合いを行っていただき、集落戦略を作成するようというふうになっております。既に、各集落につきましては、概要的には町のほうから集落のほうにはお話を進めているところです。今後日程を決めまして、行政のほうから集落のほうに出向いて行くような計画をしているところです。

この中で、今議員がおっしゃられた団地化等についても集落営農に問いかけをすることは可能かなというふうには思っているところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長のほうから説明いただきましたけれども、やっぱり中山間地域のほうでも、現在少しずつ取り組んでいただいているというふうに理解したいと思えます。

そこで、現在山間部の農地が耕作されていない所が、やはり湯前町でも増加していると思えます。農地が農地として活用されていない状況ではないでしょうか。現在、農業振興地の見直しを実施しているのか伺いたいと思えます。

**○農業委員会事務局長（稲森一彦君）** 現在の計画書になっておりますものは、令和2年3月に作成したというふうになっております。農業振興地域整備計画につきましては、おおむね10年を見通しまして、農業振興地域における農業振興の方向を明らかにするというふうになっております。

原則として、おおむね5年ごとに見直しを行うというふうになっておりますので、現在の計画書は令和2年3月ということで、5年後の令和7年度ぐらいになってくるのかなというふうには思っております。

**○3番（遠坂道太君）** 5年ごとの見直しと言われましたけれども、今現在、山手の部分というのはやはりそういった形で徐々に農振地から外れていくというふうに理解してよろしいかと思えますが、その点について伺います。

**○農業委員会事務局長（稲森一彦君）** 令和2年3月に今の計画書が策定され、その前の年から準備のほうに入っております。今回の計画見直しに当たりましては、各中山間地域の方にも問い合わせ、集落内で話し合いを行ってくださいというふうにしたものが現在の計画書となっておりますので、また今後の見直しにつきましても、単純に行政ばかりの判断ではなく、中山間とかそういう地区のほうの御意見を聞きながら、計画の見直しは行っていきたいと思えます。

**○3番（遠坂道太君）** 今流れ的に、農地の面積から流れから、一応確認をしましたけ

れども、その中でいろいろと町のほうの今後の取組についての形も出てきたと思います。そこで、今後の農地活用の課題があれば伺いたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 農業の就業者人口は減少、又は高齢化も進んできているというふうに思います。認定農業者の数につきまして、新規の認定や後継者の就農等もごございますので、近年ほぼ同様の数字で推移しているのかなというふうには思っております。高齢化等により経営規模を縮小する農家の農地は、認定農業者の方等を中心に集積されているというふうに理解しております。それにつきまして、認定農業者の方の1戸当たりの経営面積は増加する傾向となってきたと思います。今後も認定農業者の方を中心に、農地の集積を図っていかれるというふうには思っております。

近年の作物関係を見てみますと、野菜であったり花卉、特に施設園芸関係については生産面積等が減少している傾向になっております。逆に、果樹につきましては、生産者の数に変わりはありませんが、生産面積が増えてきているなという感じです。水稻につきましては、生産者数は減少してきておりますが、生産面積は増加の傾向というふうになっておりまして、土地利用型の作付けによる農地の利用が今後も増えていくのではないだろうかというふうに予想しているところでございます。

あとほかに、町内には農作業の受託をされる方もおられます。こういう方も重要な担い手の一つというふうに考えております。また、将来的に、大げさかもしれませんがけれども、町内全域を担えるような既存の受託農家の方の育成であったりとか、また既存の方以外の新たな受託作業を担うような個人であったり組織というのを、今後も確保していくことが必要かなというふうには考えております。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長のほうから課題について、やはり今後そういうような方が提示されておりますので、近年農業が抱える問題としては、先ほど課長が申しました人手不足、高齢化、技術の継承などがあります。生産性の向上が課題となっております。優良農地を農地として活用して、担い手の農家に農地の集積に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、要旨の2ですが、農業支援の現状と課題はどのようになっているのかについて伺います。まず、現在の農業支援策はどのようになっているのか、また対象者についても伺いたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 農業の支援策ということで、湯前町の単独事業について御説明させていただきます。

まず、種類ですけれども、果樹振興、作物規模拡大、農耕車資格取得、農業機械施設導入支援、農業後継者支援、またほかにも畜産事業になりますけれども、優良系統の導入の支援などとなっておりますけれども、14の町単独事業の補助事業がございます。補助事業と別になりますけれども、農地の災害復旧事業につきましては、受益者分担金の

減免を行うような措置も行っているところでございます。

あと、対象者ということでございましたけれども、利用の多い農業機械・施設の導入支援、農業後継者支援事業の利用状況等について答弁させていただきます。農業機械施設導入支援事業、平成28年度からの実績としてまず報告させていただきますが、件数が25件の支援を今まで行っています。対象者につきましては、国の農業担い手づくり総合支援事業等に該当しない方というふうになっております。

農業後継者等支援事業は、現在までに13件の支援を行っているところでございます。こちらのほうは、国の農業次世代人材投資事業の要件に該当しない方となっております。

以上、答弁させていただきます。

**○3番（遠坂道太君）** 今報告いただきましたけれども、単独事業も非常に充実した形での取組、近年農業への支援も非常に充実しているように思います。

そこで、補助を受けられた農家の事業経過と申しますか、年1回の報告をするようなことになっておられるのか、そして報告するとしたら、これは何年間くらいの報告をしなければならないのか、それについて伺いたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** それぞれ実績報告はいただくようになっております。この中で、農業後継者等支援事業につきましては、給付の期間中は3年間になるわけでございますけれども、年に2回、半年ごとに、毎日つけていただいた作業日誌を提出していただきまして、町のほうの農業再生協議会事務局におきまして営農状況を聞いたりとか、作業日誌等の確認等を行うような面談会を実施しているところでございます。

農業機械・施設導入支援事業につきましては、導入後における利用状況の報告、これを耐用年数期間は報告をいただくようにしております。あと、農業機械・施設導入につきましては、令和2年度から内容を変更いたしましたけれども、この中で経営規模拡大をしていただくということは条件に付けておりますので、その報告も行っていただくようにしています。場合によっては、特に機械関係につきましては、現地のほうの確認、あと農業後継者関係では圃場での生産状況の確認等を行うようにしています。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長のほうから報告をいただきました。特に、こういう機械等なり補助事業を受けられた方、実績の報告とか利用状況の報告とか、そういうふうなことをしなければいけないというふうになっておりますけれども、今まで補助された方の全ての方から提出がされておられるのか、また出されていない方に対する対応としてはどのような対応をされているのか、それについて伺いたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 実績状況報告については、今まで提出がなされなかったということはなかったというふうに思っております。もし提出されないようであれば、その理由なり等をお伺いしながら、場合によっては現地のほうで本人さんと会いまして、そこらへんの理由等はしっかり確認していくといふふうにしたいと思っております。

**○3番（遠坂道太君）** 提出がなければ、そういった形での取組をしていただければというふうに思っているところでございます。

農業従事者の高齢化が急速に進む中でございます。持続可能な力強い農業を実現するために、現在の農業支援策というのは認定農業者等に対する支援策だと思います。湯前町の農地の61パーセントは、第1種、第2種の兼業農家の方も維持をされております。兼業農家にも何か支援をすべきではないだろうかというふうに思っているところでございますが、それにつきましてお伺いしたいと思っております。

**○農林振興課長（稻森一彦君）** 町のほうの単独補助金につきましても、基本的に国の補助事業に該当しないものであったりとか、あと個別に町の補助を作っているというふうなことで、基本的に認定農業者の方や新規に就農される方への、農業を開始される方を主体とする補助というふうに今はしております。

ただ、先ほども言いましたが、農耕車資格取得補助金にありましては、申込みの県のほうへの持参かネットでの申込み、又は経済連主催での受講というふうになっております。受講の優先先としては、認定農業者の方へというふうになっているようでございますけれども、兼業農家の方も受講資格はあるということになっております。受講されて資格を取得されるようであれば、町のほうの単独事業には該当するので、兼業農家の方へも関係の補助対象経費につきましては補助するというふうになります。

また、このほかに、湯前町のほうでは湯前版中山間地域直接支払交付金というのを、国のもありますけれども、国に該当しない場合は町単独でしています。中山間地関係につきましても、集落ごとに基づくものでございますので、この中には兼業農家の方も当然組織、集落の中にはおられると思います。間接的になるかもしれませんが、補助事業、兼業農家の方への補助も行っているということになるかと思われまます。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長のほうから説明いただきましたけれども、一つここで話したかったことは、兼業農家の方たちも、面積的に1町とどれだけかぐらいつつされているような形でございます。そして、機械もやはり高うございますし、その中で農業機械にも少しくらいの補助はないだろうかというような方々が結構おられるわけでございます。そういったことで、そのことを今日は一応質問で伺ったわけでございます。それにつきまして、何か町長の策が今後考えられればお伺いしたいと思っております。

**○町長（長谷和人君）** 兼業農家への支援ということでございます。兼業農家の生産力といえますか、今遠坂議員の御質問の中にごございましたように、専業農家自体と個別に比較しますと経営的には小さい、中には1町歩超えるところもいらっしゃるかもしれませんが、小さいところが多いのではなからうかと思っております。ただ、町内の部分を全体と考えますときには、やっぱり大きな力になり得るのではなからうかなというふうに思っております。そして、町内で必要とする農産物を、できる限り町内の中で生産し



ていくとする場合につきましては、兼業農家の力は必要不可欠なものではなかろうかというふうに私は思っております。

また、兼業農家につきましては、農業用機械のいわゆる過剰的な設備投資、これはやはり避けるという傾向にあるのではないかと。やはり、機械を持たずに、受託農家のほうに依頼されているケースが多いのではなかろうかというふうに思っております。兼業農家につきましては、当然認定農業者などの地域の中心的経営体と共に、先ほど湯前版中山間地域等もございましたけれども、集落の共同作業なども担っていただける存在ではなかろうかというふうに思っております。その活動を効果的に継続していくためには、やはりあらゆる切り口の中で考えていく必要があるのではないかとというふうにも感じております。

これからのことでございますけれども、今遠坂議員のほうからお話もお伺いしましたし、私もやはり兼業農家の力というのも必要ではないかなというふうに思っておりますので、今現在議論をお願いしております農業検討委員会中に兼業農家の在り方論といたしますか、それと加えまして支援策等につきまして、御議論をお願いできないかと今思ったところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** ただいま町長から答弁いただきましたけれども、私が今お話ししました兼業農家への施策を、やはりまた農業検討委員会の中でも協議をいただき、そして一つの農業の施策として今後取り組んでいただければというふうに思います。

課長に少しお尋ねしますが、この中で、今後の農業施策に取り組んでいかれる課題は何かございますか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 農業施策についての課題ということで、今町の単独事業のなりのことの御説明をしたところでございます。農業に就かれる方、それぞれそれなりの意思があつての農業への就農というふうに考えております。

また、補助金につきましても、そういったしっかりとした意志を持った方への補助であつたり、支援をしていくということになるかと思いますが、まず補助金につきましては一般財源というところでございますので、補助を受けられる方につきまして、その点をしっかり認識していただきたいと、御理解いただきたいということもあるのではないのかなというふうに思っております。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長のほうから答弁いただきましたが、町の財政のほうも逼迫しているような状況でありますので、今後、無理した形での取組というのは難しいところもあるかもしれません。でも、今後の農業の施策のほうに考えていただければというふうに思っているところでございます。

次に、要旨の3になりますけれども、後継者育成や新規就農者への取組と課題はどうなっているのかについて伺います。農業は、農家の高齢化や担い手不足が進む中、近年

の後継者、新規就農者数はどのようになっているのかにつきまして伺いたいと思います。それを含めまして、人吉球磨管内の状況も、もし分かれば答弁のほうをお願いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 近年ということですが、平成 21 年度以降からについて調べております。

平成 21 年度以降に新規就農者として就農された方が 4 名、あと別角度になるかと思えますけれども、新規就農者の方によっても農業後継者、親元就農といえますか、その方が 12 名というふうになっております。このうち、令和 2 年度でございますけれども、2 名の就農者があったというところでございます。

あと、人吉球磨の新規就農者の状況ということで、令和 2 年度の数値が手元にありますので御説明いたします。令和 2 年度につきましては、人吉球磨で 40 名というふうになっているところです。内訳といたしまして、新規学卒やUターンの方が 29 名、あと法人などへお勤めになったというか、法人などで雇用された方が 11 名、合計の 40 名というふうになっているようでございます。

**○3 番（遠坂道太君）** やはり私が昔担当していたころの状況よりも大分減ってきているような、管内も 40 名と非常に減ってきております。私が担当していた頃は、100 名近くはいたように思います。その中で、こういう後継者とか新規就農者に対する町の支援策というのはどのようになっているのか、それについて伺いたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 支援策ということですが、農業後継者等支援事業、農業機械・施設導入等補助金、果樹振興事業補助金、鳥獣被害防止柵事業補助金、作物規模拡大等支援事業補助金、農耕車資格取得事業補助金、あとほかに農業研修等関係につきましても補助事業がございます。主なものになるのは、農業後継者等支援事業、農業機械・施設導入等補助金になるのかなと思います。

**○3 番（遠坂道太君）** 特に、農業後継者支援事業というのが 3 年間の給付があるわけですね。給付金を受けながら、将来の農業基盤を作らなければならないと思います。新たに農業を始めて、すぐに多くの収入を得られるわけではないわけですね。ある程度の経験を積み、農業の技術や知識を得るまでには時間がかかります。

そこで、給付が終わった後、将来に向けた農業に取り組んでいただくような施策を考えてはどうか。これは私の提案でございますが、そちらのほうでも何か考えておられれば伺いたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 新たな施策というよりも、既存の施策になろうかと思えます。先ほどから説明しております農業後継者等支援事業の趣旨といたしましては、次世代を担う農業者となることを志向する者の就農直後の経営確立のために給付金を支給するというようになっております。この給付金を活用していただきまして、申請のときは、自らが作成された経営計画書を実行するというふうになっておりますので、その

支援というふうを考えております。

あとは、農業機械等につきましても併用して活用できることになっておりますので、自らの経営の中で必要、また融資等も受けられるというような金融的な経営内容等もあるかと思いますが、そこらへんを加味していただきながら、既存の補助事業を活用していただきたいと思います。

今申しましたのは既存の補助事業でございますので、現在のところはほかに考えておりません。また、先ほど町長のほうからありましたが、そのようなことが考えられるようであれば、現在の農業振興検討委員会の中でも検討したり、意見等は出していただければと思います。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長が言われたのは、既存のほうの取組ということでございますけれども、一つ私が考えましたのは、給付後、農業機械等なり、もし施設をするならばハウス、農業に関する資材等あるわけですね。これは吉村町長時代だったと思いますが、ハウスのリース事業というのはいかがでしょうか。間違いないでしょうか。平川町長時代ですかね。これは分かりませんが、その時代にリース事業というのがございました。こういうリース事業をうまく活用した中で、最初はやはり投資ができないという方々に対してのそういうような取り組み方も一つの考え方ではなかろうかというふうに私は思っているところでございますが、その件につきまして、町長はどのように考えられますか。お伺いしたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 農業基盤の拡充支援策というふうなお話でございます。これまでも、いわゆる国・県以外につきまして、ソフト・ハード面におきまして支援はやってきたところでございます。先ほど課長が答弁したとおりでございます。

加えまして、ハード面におきましても、現在積極的に農地地域の防災事業といたしまして、これは具体的な部分でございますけれども、養谷ため池の改修、それから農地耕作条件改善事業によります用水路改修なども行っております。加えまして、昨年の7月豪雨災害を受けまして、農地等の分担金につきましては議会の皆様方に御理解と御協力によりまして、分担金もゼロにさせていただいております。今後の支援策につきましても、先ほどハウスのリースの部分のお話もございましたけれども、支援策としましては、現在の制度の拡充又は見直しというのもやはりしていかなければならないというふうに思っております。

しかし、その前にございますのが限られた財源でございます。このようなことも十分承知の上、今御質問がございましたので、できるかどうかというのは、耳当たりの良いことばかり言うわけにはいかないわけでございますので、先ほど言いましたように既存制度の見直し又は廃止なども含めまして、よく言っておりますスクラップアンドビルド、これは強弱をつけながら生き残り策を講じる必要があるのではなかろうかと、このよう

に思っているところでございます。既存の制度の見直し、拡充あたりは積極的にやっ  
ていければと思っているところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 今町長からも、やはり財源の問題もあるということでござい  
ますけれども、今後、後継者や新規農業者が農業の経営者として経営を組み立てることが  
できるような施策を考えていただければと思います。

そこで、町長にもう一つお尋ねをしますが、湯前町の農業振興、基盤強化策の拡充で  
ございますが、それにつきまして町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、やはり農業をさ  
れます方の高齢化ということで、ヒューマンパワーが不足しているというところがござ  
いますので、やはりそこには機械力を発揮しなければならないのかなと思っております。  
その中の一つとして、これは今熊本県、それから国も奨励して実証実験等も行われてお  
るわけでございますけれども、スマート農業がその一翼を担う一つなのかなというふう  
に思っておりますので、この分野につきましても何かできないか、そんなことも県あた  
りにも御相談しながらやっていく、そういうのもあるのかなと思っているところでござ  
います。

**○3番（遠坂道太君）** 今町長より、湯前町の農業の振興策、今後の取組について答弁  
いただきました。その中で、やはりマンパワー不足もあります。そして、また今後の農  
業というのはスマート農業のほうに進んでいくというふうな感じがするわけですが、私  
も先ほど申しましたように、近年やはり町の財政も厳しい中と思います。新規の施策に  
取り組むことは厳しいと思います。現状は、災害復旧をまず行うことが優先と私も思っ  
ているところでございます。将来に農地を農地として残し、魅力ある農業施策に関しま  
して、一つ、農業振興についての質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これで、一つ、農業振興について、遠坂議員の質問が終わりま  
した。

これより関連質問を許します。

**○2番（西 靖邦君）** 質問の要旨の2、農業支援の現状と課題は、兼業農家の支援も  
考えてはどうかということの関連質問をさせていただきます。

一つの案なのでございますけれども、兼業農家の方で高齢者の方が増えています。高齢者の方  
が一番大変なのは、畦の草刈り作業と思うのですね。水稻の管理とかは大丈夫だと思う  
のですけれども、特に畦の草刈りは一番大変な作業だと思います。そこで、防草シート  
の購入費の一部について補助金を出すとか、そういう支援策を一つ考えてはどうかと思  
いますけれども、どうでしょうか。

**○農林振興課長（稻森一彦君）** 畦畔の草刈りのことでございますけれども、まず農業  
公社のほうでそういう機械を購入いたしまして、そのような体制を図っていこうという

ふうにしております。今おっしゃられた防草シート関係でございますけれども、中山間の取組であったり、多面的の取組であったりとかでも、そこらへんの購入設置等はできるようになっておりまして、そこは集落内での決め事となりますので、集落内のほうで決めて、事業に取り組んでいただくということは可能というふうになっております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、一つ、農業振興についての関連質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----  
休憩 午後 3 時 0 4 分  
再開 午後 3 時 1 3 分  
-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、住宅対策について、遠坂議員の質問を許します。

**○3番（遠坂道太君）** 次の質問に移ります。住宅対策について質問いたします。

人口の減少や高齢化により、日本では空き家の数が増え続けています。空き家には様々な種類がありますが、中でも問題となっているのは、放置された状態の空き家です。管理されていない空き家は、地域の景観を損ねるだけでなく、安全面、衛生面、治安面からも深刻な問題が多いのが現状です。

要旨の1の空き家対策の取組の現状と課題はどのようになっているのかについて伺います。近年の空き家件数はどれくらいか、また空き家を老朽危険度のランク別にした割合はどのようになっているのか伺いたいと思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** まず、近年の空き家の件数でございますが、直近で平成30年度に調査を行っております。その際、207件ということで調査結果が出ております。

また、空き家の老朽危険度別に分けた割合ということでございますけれども、この調査につきましては、平成26年度に調査を実施しております。ランクが4つに分かれております。

まずAランク、小規模の修繕により再利用が可能又は修繕がほとんど必要ないという空き家につきましては37戸、これが全体で申しますと、176件のうちですので21パーセントに当たります。それから、ランクのBです。部分的な損傷も見られますが、当面の危険性はなく、多少の改修工事によりまして再利用が可能という件数につきましては62戸、率にしまして35パーセントでございます。また、次がCのランクでございますけれ

ども、今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、放置すると今後老朽化が急激に進行する可能性が大きいという空き家につきましては70戸、率にしまして40パーセント。それから、最後のDランクでございます。こちらのほうが、倒壊や建築材の飛散などの危険が切迫しており緊急性が極めて高い、解体が必要と思われる戸数につきましては7戸、パーセンテージにしまして4パーセントという結果が出ております。

ただし、この調査につきましては、外観を目視で調査した結果でございますことを御了承いただければと思います。以上です。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長から説明いただきましたけれども、空き家の件数も平成30年度は207戸ということでございますけれども、近年また増えてきているように思います。そしてまた、危険度を表すランクにせよ非常に高くございますし、また平成26年度の調査でございますので、今度調査されることになれば、それ以上の危険度のランクの割合が高くなってきているのではなかろうかと思えます。

また、その中で、町の空き家バンクの登録件数はどれくらいになっているのか、それにつきましてちょっとお尋ねします。

**○企画観光課長（本山りか君）** 空き家バンク制度につきましては、平成28年の1月から実施しております。それ以来、当月までにおきまして累計で29件の登録をいただいたところでした。ただし、売買とか賃貸とかで登録がなくなりまして、今月現在で申しますと7件の御登録ということでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 一応空き家の件数は多いけれども、空き家バンクに登録する件数は少ないというような状況であるし、今あるのが空き家バンクに登録されるかという、まずされないというふうに思うところでございます。その中で、町の空き家対策の取組の現状はどのようになっているのか伺いたいと思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** まずは、空き家の所有者の方々に対しまして、所有者には法律によりまして、防災、衛生、景観におきまして、地域住民に悪影響を及ぼさないように空き家を適切に管理していただく責務があるということをお知らせしますチラシを作成いたしまして、毎年、固定資産税課税通知書と一緒に送付をさせていただいております。次に、空き家に係る各種御相談への対応を行っているところです。空き家の管理をはじめ、利活用の仕方についての御相談を伺っているところです。

また、先ほど来出ております空き家バンク制度を実施しております。この制度は、空き家の物件情報のほか、空き家を買いたい、また借りたい方の情報を御登録いただきまして、情報をお互いの方にお伝えをすることで空き家の利活用をするという制度でございます。

また、空き家をリフォームして本町に移住・定住される方のリフォーム費用を補助する空き家リフォーム補助事業を実施しているところでございます。この事業につきまし

ては、令和5年度まで実施することといたしております。以上です。

**○3番（遠坂道太君）** 支援の中で、やはり空き家リフォームだというふうに思うわけでございますけれども、ちょっと住民の方に聞きますと使いづらかったとか、そういうような方もおられたようにお聞きしているところでございました。時期的に、リフォームしてしまった後の申請というようになったことで、そういう方もおられたということでございます。

その中で、今後の空き家対策での課題、それから対策について、お考えがあればお伺いしたいと思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** やはり、空き家が近年増えておりまして、近隣へ悪影響を及ぼす空き家の存在と、これが放置されている状態、これが課題として一番大きなものではないかと思っております。

また、空き家バンクのほうの登録をいただける件数が少ないということもございます。災害等によりまして、やはり利用を御希望される方の数も増えております。その中で、登録件数が少ないということは、利活用がもうちょっとできるのではないかとこのように考えているところです。

それから、空き家につきまして今老朽度のお話も出たところですが、すぐに住める空き家が少ないということもございます。改修が必要な空き家が多いということなのです。

また、空き家相談をやっているところでございますが、また空き家バンクの運用につきましてもかなりの時間を要するところでございます。したがって、担当課のマンパワー不足ということを感じているところでございます。

あと、今後の対策につきましてですが、何と言いましても空き家の管理につきましては所有者の責務が一番ということで、今まで進めておりましたように、行政としまして、このことにつきましては特に啓発を行っていきたいと思っております。また、空き家の所有者の方の利活用が進みまして、移住・定住が促進できますように、先ほど来出ております空き家バンクの運用、それから空き家リフォーム補助事業の推進、そちらを引き続き行ってまいりたいと思っております。

また、その取組を推進するための体制、こちらについては地域おこし協力隊の活用ですとか、また専門家の御意見をお伺いしながら、進めていきたいと思っております。以上です。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長のほうから、課題にせよ対策にせよ御報告いただきましたけれど、やはり空き家の基本方策というのは発生予防、所有者に対しての適切な管理の促進、そして利活用の促進といったことが、課長から言われたことをまとめると、そういうことではなかろうかということでございます。

そこで、これは一つの例なのですが、神奈川県三浦市の事例等がありますけ

れども、そこは行政と住民が一体となった空き家対策を今現状執り行われております。やはりそういった形を町のほうでとられれば良いのではなかろうかというふうに思っておりますし、またこれは私の一つの提案ですけれども、町内における空き家の有効利用を通して、定住促進による地域の活性化及び湯前町民と都市住民の交流拡大を図ることを目的に、空き家情報の提供と、一つは、湯前町に住んでもらうにはキャッチフレーズか何か言葉が要るのではないかということで、私が考えたのは「緑豊かな湯前でエコライフ」とかですね、そのようなことも考えてはどうかと。また、空き家を利用して湯前町に定住される方への奨励金あたりも考えてはというふうに思っているところでございますが、この考えにつきましてお伺いをしたいというふうに思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** 御提案ありがとうございます。担当課としましては、現時点で、今申し上げてきましたような取組の推進を更に図ろうと考えておきまして、財源の都合もでございますことから、奨励金制度につきましては今後の検討課題ということで、上げさせていただければと思います。

現在、ふるさと寄附金を活用させていただきまして、令和5年度までの3年間、空き家リフォーム事業を実施する予定としておりますので、この事業によりまして移住定住促進、先ほどの取組も含めまして行ってまいりたいと考えております。

**○3番（遠坂道太君）** 今まで私が申してきましたのも、やはり財源がかかわってきます。やはりほとんど一般財源でございますので、それなりにやはり今後の現状の優先というのもございます。

そこで最後に、空き家対策について、町長の方針を伺いたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** ただいま、遠坂議員のほうから奨励金のお話もあったところでございます。御提案いただきました。ありがとうございます。

空き家対策につきましては、全国の各自治体におきまして取り組まれているところでもございまして、本町におきましても、先ほどから課長が答弁しておりますように、募集し、そして売りたい・貸したい空き家所有者からの物件登録を行いまして、買いたい・売りたい人への情報を提供するというところで、いわゆる斡旋マッチングを行っているところでございます。利活用を促進するために、本町におきましては空き家リフォーム又は解体、それから家財道具の処分の補助等も実施しているところでございます。

今ネットで調べましたところ、全国の自治体で起こっておりますのが、空き家対策につきましては中古住宅でございまして、築年数に応じた品質や性能の違いに加えまして、維持管理や劣化の状況によりまして、物件ごとの品質等に差があるということで、買いたい・借りたい人は品質に不安を感じている人が多いというのが指摘されているところでございます。

加えまして、中古住宅を購入後、地域の慣習やルールに馴染めないということで、様



々な面で不安や悩みを抱えておられる方がおられると。また、地域住民のほうも同様に不安を感じられている方がおられるというふうに書いてございました。同様、担当課におきましてもそれぞれのケースで、買いたい・借りたい人から、斡旋しかない立場の当方に対しましていろいろな問題点・課題点をいただいております。中には、生活安全上の問題など、この対策の難しさを感じているところでございます。

本町におきましては、過疎化が進行する中、先ほどから答弁しておりますように空き家も増え続けております。人の流れが滞り、人口減少と少子化が進む中に、高齢化が進む中で、地域の活性化が阻害されまして、コミュニティの維持が年々困難になっているということで、最悪の場合、集落の消滅など、加えまして地域の伝統文化が失われるのではないかとこのふうなことも考えられるところでございます。

今後につきましては、空き家対策につきましては、公共福祉の増進と加えまして、地域の振興に寄与するようなことをやっぱり行っていかなくてはいけないかなというふうに思っているところでございますので、そこはアイデアを出しながら、空き家対策を講じていきたいと、かように思っているところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** ただいま町長より、空き家対策について答弁していただきました。空き家を減らすために、様々な取組を行われると思います。今後は、行政、そしてまた民間双方の協力によって、空き家を有効活用する仕組みが更に整っていくのではないのでしょうか。

これで、一つ、住宅対策についての質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** 一つ、住宅対策について、遠坂議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

**○2番（西 靖邦君）** 空き家対策ですけれども、先ほど空き家の管理のお願いということをおっしゃいましたけれども、そのときに、この空き家も非常に危険なので解体撤去してくださいというような依頼はされているのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** そこまではやっていないところでございます。

**○2番（西 靖邦君）** そういう危険箇所もあるということですので、そういう依頼も検討されたら良いかなと思いますけれども。

**○企画観光課長（本山りか君）** 国の法律、略称で特措法なのですが、こちらで行政から指導等を行うことができることになっておりますので、本当にそういった危険家屋等の場合については、後々そういったこともやってはいかなければならないとは感じております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 先ほどの答弁の中に、空き家の数が平成30年度で207件ということでした。これは、10年後、20年後の予測、推移というのは検討されていますでしょ

うか。

○企画観光課長（本山りか君） 現在はそこまで至っておりません。

○4番（椎葉弘樹君） 町長はマイホームタウンで未来創造されるということですので、是非将来の予測をされて、遠坂議員が言う空き家の方針等を決めていったほうが良いのではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど申しました調査時点の部分が、平成30年ということですので、もう3年ほどたっております。現況、調査をやるべきでございますし、それと高齢化率が高くなってきておりますので、一人世帯というのですかね、そこらへんも非常に体のご不自由でございますので、当然周りの家屋あたりも傷んでくるケースもございますので、そこらへんは今後の課題ということで調査をやっぴりかけるべきというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、住宅対策についての関連質問を終わります。

以上で、遠坂議員の質問を終わります。

以上で、本日予定した一般質問を終わります。

お諮りします。ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、9月9日午前10時に開きます。

議事は一般質問、専決処分承認等を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時32分



第 2 号

9 月 9 日 ( 木 )



令和3年第7回湯前町議会定例会

[第2号]

令和3年9月9日  
午前9時59分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	承認第 2号	専決処分承認について（熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更）
日程第3	報告第 3号	ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について
日程第4	報告第 4号	一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について
日程第5	議案第48号	湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第6	議案第49号	湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	高	橋	誠	誠
税	務	長	北	崎	真	介	教	育	課	中	園	誠	二
保	健	長	高	木	堅	介	建	設	水	赤	池	昌	信
企	画	長	本	山	り	か	農	林	振	稲	森	一	彦
							興	課	長				
							兼	農	業				
							委	員	会				
							事	務	局				
							長						

開議 午前9時59分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和2年第6回湯前町議会定例会、第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

### 日程第1 一般質問

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、「一般質問」を行います。

本日の一般質問は、森山議員、山下議員の2名を予定しております。

一つ、コロナ感染対策の現状について、森山議員の質問を許します。

**○5番（森山 宏君）** 5番議員の森山です。通告のとおり、コロナ感染対策により、従前の生活が様変わりしました。就業、勤務、教育、福祉など、全ての業態、生活が変わっております。例を挙げますと、身内の葬儀に喪主が参列できないような状態です。

コロナ対策は国策であり、それに沿って業務するだけではなくて、本町においては噛み砕いて、逸脱しないで、住民に対策を取っておられます。住民に直接接するのは各自治体です。朝令暮改のような国の方針にもめげず、現場の住民に目を、気を配って行っておられます。

本町のコロナ対策について質問します。国の方針だからというふうではなく、本町の対策・対応について質問いたします。第一、ワクチンの集団接種が終わりました。関係各位の皆様の準備、計画、それに改善をもって無事に予定を終了したと思います。お疲れ様でした。

本町におけるワクチン接種の状況について伺います。まず、対象区分者の数、それに対する予約人数、それに対する実施人数、当然未実施者の人数が出てくると思います。これの区分ごとの結果が出ていると思いますので、その結果をお知らせください。特に、エッセンシャルワーカーの方々、例えば公共機関、保育士さんとか施設職員さんとか、教員とかおられますよね。そういう人たちの優先接種も検討されたのかも一緒に質問します。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** おはようございます。森山議員の質問ですが、まずは新型コロナワクチン集団接種におきまして、4月15日にシミュレーションを行いまして、町民の方々、あと議員の方々にも御協力いただきました。それをもって、集団接種でいろんな改善とかも行いまして、実際の接種が無事終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、御質問にお答えしていきたいと思っております。最初の接種状況につきまして、議案説明資料の中に、新型コロナウイルスワクチン接種状況（R3.9.2時点）を掲



載しておりますので、併せてご覧ください。

まず、実施ですが、65歳以上高齢者枠としまして、5月18日から6月23日の間に、1回目と2回目合わせて12回実施しました。64歳以下につきましては、7月14日から8月24日の間に、1回目と2回目合わせて10回実施しました。合計22回の実施です。

対象者につきましては、令和3年6月末時点の数字で整理しております。65歳以上が1,711人、これは令和3年度中に65歳に到達する方も含まれます。64歳以下が1,704人、これは小学6年生で6月生まれまでを含む人数です。合計が3,415人となっております。

次に、接種希望者ですが、65歳以上が1,577人、3月30日の調査時点の人数です。それから、64歳以下が1,093人、これは5月25日時点の数字となります。接種希望の調査の後に接種を希望する方もおられまして、実際は増えている状況です。

それから、集団接種によります町民の接種者数ですが、65歳以上で2回の接種が済んだ方が1,425人、接種率は83.3パーセントでした。次に、64歳以下の2回接種済が1,217人、接種率が71.4パーセントとなっております。集団接種での合計が2,642人、接種率は77.4パーセントとなりました。それから、64歳以下の中で、自己申告によります基礎疾患を有する方につきましては、2回の接種済が262人、接種率が15.4パーセントでございました。

それから、集団接種と、あと医療従事者等の医療機関ですとか、入院されている方の病院等の接種も含めまして、9月2日時点におきます接種者全数でございます。65歳以上の2回接種済の方が1,593人、接種率は93.1パーセントであります。次に、64歳以下の2回接種済の方が1,382人、接種率は81.1パーセントとなっております。合計で2,975人、接種率が87.1パーセントとなっております。

それから、優先接種対象者、エッセンシャルワーカーということですが、まず厚生労働省が示しております優先順位につきましては、1番目が医療従事者等、次に高齢者、次に基礎疾患を有する者や高齢者施設等の従事者となっております。本町におきましては、まず集団接種において、高齢者、次に基礎疾患を有する方、次にそれ以外の方の順で接種を実施したところであります。

また、令和3年5月19日付で熊本県と熊本県市長会、熊本県町村会の連名で示されました熊本県ワクチン廃棄防止指針を受けまして、本町におきましても5月26日に、湯前町新型コロナウイルスワクチン廃棄防止方針を定めました。それに基づき実施したところであります。

湯前町で定めたワクチン廃棄防止方針を読ませさせていただきます。湯前町が実施する新型コロナウイルスワクチン集団接種の会場において、予期せぬキャンセルが発生した場合は、余剰ワクチンの廃棄を防止するため、下記の優先順位によりあらかじめ作成した接種対象者リストの中から接種することとする。1番目が事前に了解を得ているワクチ

ン接種対象者、次にワクチン接種に従事する湯前町社会福祉協議会職員・湯前町役場職員、3番目が保育園・こども園・小中学校・学童クラブに勤務する町民及び職員、4番目が湯前町役場（保健センター・中央公民館・B&G海洋センター含む）に勤務する職員ということにしております。以上です。

**○5番（森山 宏君）** エssenシャルワーカーの方も配慮いただき、無事に終わっているようです。この時に、確か1日300人程度を予定しているということだったですけども、実際はどのくらいというのはもう出ておりますか。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 事前説明会では、300名程度ということで御説明してありました。実際には、地区分けをしたりしておりますので、少ないときで230名から240名、一番多いときで280名を超える接種者数になりました。以上です。

**○5番（森山 宏君）** そうすると、地区割りしていったら、あとエssenシャルワーカーの方も一緒にして、おおむね無事に済んだということで納得いたします。

続きまして、接種対象者に年齢制限があります。小学生、未就学児が接種対象外となっております。国策と言われればそこまでですけども、何でこの年齢制限があるのでしょうか。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** まず、厚生労働省発出文書の指示によりまして、今回のワクチン接種対象者は12歳以上の者という通達が来ております。これは、もう少し詳しく言いますと、予防接種法に基づく公費での接種対象者につきましては、接種の日に満12歳以上の方ということで、このため12歳に満たない方はワクチンの接種の対象にはならないということになっております。

また、現在ファイザー社及びモデルナ社のワクチンが主に使われております。これが、対象がいずれも12歳以上の方ということになっております。以上です。

**○5番（森山 宏君）** 確か、最初は集団接種というワクチン接種がありました。それから、疫学会からの指摘において、こういうふうに12歳までの集団接種が無くなったと記憶しておりますが、12歳未満でもしも感染した場合、罹患した場合、家庭内感染リスクはあるのか、または接種対象外の方からの感染リスクはあるのか。逆に言いますと、保育士さんとか教職におられる方々というのは、結局接種対象外の人と接するわけです。ですから、こういう人たちに感染リスクはないのか質問いたします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 12歳未満、11歳以下の家庭内感染リスクはあるのかということですが、実際県内の感染者情報、熊本県が公表している情報の中でも、幼児ですとか未就学児、11歳以下の感染があります。ということで、年齢11歳以下でも感染リスクはございます。その年齢に関係なくですけども、同居家族における家庭内感染リスクは高いと考えます。

それから、感染した子どもから大人への感染リスクということですが、これももちろ

んありまして、例えば子どもが学校や保育園などで感染した場合に、自宅に戻ると、やはり大人、同居家族への感染リスクは当然あると思いますし、実際県内におきましても、例えば高校でクラスターが発生して、そこから家族に感染したということもございますので、当然いろんなところでの感染リスクはあると考えます。

**○5番（森山 宏君）** 今課長がおっしゃったように、対象外の方からの感染リスクがある。それと、家庭内感染で、逆に対象者にも感染リスクがある。ちょっと何か怖い状態だとは思いますが。それについて言えるのは、国策とおっしゃれば何も言えませんので、ここで逆に伺います。

家庭で感染者が出た場合、濃厚接触者というふうな取扱いがなされると思うのですが、そのときに濃厚接触者の扱いが2週間の待機というふうになっているようです。このときに、結局接種対象者が、勤務されている方たちが強制的に2週間は勤務には行かれないという状態になります。健康保険、社会保険といいますか、そういうのでは疾病休業で給付金という、俗にいう休業補償のような対策があり、今回コロナ感染におきましては、国保にも休業補償といいますか、休業損害といいますか、その給付金が、新たに制度ができていると思っております。このときに、濃厚接触者ですね、結局感染者に対してはあるのかもしれませんが、濃厚接触者はその対象になるのか、またこの濃厚接触者の情報というのは、管内自治体のほうには情報は届けられるのか。というのが、その濃厚接触者のところには、郵便物も配達物、そして旬報なんかも届いていくわけですか。そういう情報というのは、各自治体には提供がなされているのか、併せて質問いたします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 私のほうからは、濃厚接触者、また感染者情報ということで、県から町へ来るのかということですが、これにつきましては熊本県が公表する情報以外、町には来ません。以上です。

**○企画観光課長（本山りか君）** 濃厚接触者になられた場合、この際についての休業補償制度でございますけれども、社会保険制度につきましては、全国の健康保険協会熊本県支部に確認しましたところ、濃厚接触者になられたというだけでは、休業補償等の手当金は給付の対象にならないということでお伺いしております。

また、国保制度におきましても、同様、濃厚接触者になられたということのみでは、休業補償等はありません。

**○5番（森山 宏君）** 休業補償については、そういうふうになっておりますという返答です。再度確認ですけれども、かかった感染者本人のみはあるけれども、濃厚接触者については休業補償の対象ではない、給付金対象ではないということですよ。ただし、濃厚接触者も2週間の隔離だということは間違いはないのですかね。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 濃厚接触者につきましては、PCR検査の結果、陰性

が出た場合でも、経過観察ということで、2週間の自宅待機となっております。

**○5番（森山 宏君）** PCR検査で陰性になった場合、陽性になったら、この方は濃厚接触者ではなくて感染者ですよね。ですから、休業補償手当の対象にはなる。濃厚接触者がたとえ陰性であっても、2週間の隔離という言葉がいけないのかもしれないですけど、2週間の自宅待機という措置は変わらないわけですよね。そこの再確認です。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 濃厚接触者は、経過観察で2週間出勤ができないということですよ。

**○5番（森山 宏君）** それと、この濃厚接触者、感染者についてもでしょうけども、濃厚接触者が誰々ですよという情報は県から公表されている分だけしか自治体には来ない。保健所を通してから県のほうに上がって、県から各自治体に言うか言わないかというのは、県のほうから情報がないと各自治体では判断できないということですよ。これ再確認です。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 熊本県におきましては、個人情報保護のため、全県下での保健所で、報道以外の情報は出さないということになっております。熊本県のホームページで毎日公表される情報のみとなっております。

**○5番（森山 宏君）** この保健所からの情報ですね、これは全国各都道府県でも違うようです。というのは、ここに縛りが来るのは、必ず個人情報という部分があります。ところが、都府県だったかな、都府県においては、関係自治体と協定を結んで、それ以外には使わないという特別な約束事でしょうかね、そういう協定を結んで、各自治体に情報が行くというふうになっている都府県もあるようです。熊本県は結局個人情報の問題で、各自治体にはその情報は送られないというシステムになっているということですね。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** はい、そのとおりです。

**○5番（森山 宏君）** 熊本の場合だけ情報が来ないとすると、何か怖いような気がします。各自治体でも困惑されるのだろうかとは思いますが。

次に移ります。教育機関、特に学校の感染対策はどうなっているのか、また自宅待機者への対応等はどうなっているのかを伺います。

**○教育課長（中園誠二君）** 小中学校におきましては、児童、生徒、教職員、関係職員ともに、非常に多くの感染対策を取られております。一部になりますが、登下校及び授業中のマスク着用や手指の消毒、及び換気、体温や体調の確認表の提出、教室内の机の位置は席を1メートルほど離して設置、グループ学習は密集しないような配慮、給食時には対面を避け一方向を向いて黙食、歯磨きは食事と同様、教室の自分の席で行う、また共有する部分、手すり・スイッチ・教材などの消毒などが主なものになります。

また、もし生徒の中に自宅待機者が出た場合の対応ということですが、整備しました

タブレットを利用しました学校と家とのリモート授業等が考えられます。これは授業だけではなく、安否確認や状況確認、指導・指示などにも利用できるものと思っております。以上です。

**○5番（森山 宏君）** 小中学校では、いろんな感染対策が取られて、実質出していないわけではないのですが、対応は取られて拡大しないように対処されているというふうには伺いました。その中において、オンライン授業というのを言われて、学校はすごいなと思いました。それを利用して、安否確認のほうにも併用できるというすばらしい考えを持っておられるので、それには敬服いたします。

オンライン授業のハードの部分に関しては、前年度の予算でも処置なされておって、そしてWi-Fi環境とかいうのは、確認ですけれども、全生徒といいますかね、全戸に行き渡るようなハードの部分の処置は済んでおるのでしょうか。

**○教育課長（中園誠二君）** 今年の5月に、遅れておりましたタブレットが納品されまして、小中学校の生徒一人一台分の整備は完了しております。

**○5番（森山 宏君）** 機械はある。機械はあるのですけども、今度は逆にソフト面で伺います。実質利用者、実質利用者といいますのは、対象の児童・生徒、それとそれに対面する教職員の方々のソフト面における課題はないのでしょうか。

私が知っている限り、昭和世代ですけども、教員免許を取得するのに情報機器の扱いに関する必須学科はなかったのです。なかったので、今はそういうのが必須科目であるのかもしれませんが、対応できない方々というか、の担当の方もおられるのではないかなど。実質管内におきまして、生徒・児童にとっての夏季休暇の間に、先生たちが研修を受けているというふうにも伺っております。本町におきまして、そういう課題はないのかお伺いします。

**○教育課長（中園誠二君）** 生徒・児童数につきましては、小中学校合計で170名ほどがおります。それに伴う教職員の方もおられるわけですが、まず生徒については何も問題もなく使えるものと思われまます。ただし、小学校の低学年については、やはり親御さんたちのサポートが必要かなと思っております。

あと、先生方につきましては、確認したところ、全教科でできるという回答を得ております。ただし、やはり得意・不得意の先生もおられるようで、情報担当の先生やICT支援員のサポートが必要になる場合が出てくるかと思われまます。また、議員言われましたように、先生方におきましては、専門業者に依頼して研修会も実施しているところがございます。

**○教育長（中村富人君）** いくつか加えさせていただきます。さっき御指摘ございましたが、確かに情報という内容が、これは教職免許法というのがあるのですが、その中で、情報というのは、免許はあるのですが、その要請が現在日本で非常に曖昧でございまし

て、例えばどこかの学部の何科を出たら情報だとか、そういうようなのがはっきりしていないのが現状でございます。いろんなところから、いろんな指針といいますか、そういうところから出されておまして、いわゆるハードに強いような方、あるいはソフト系に強いような、様々な方が情報担当者にもおられるようでございます。

また、中学校では、技術・家庭科の中に情報という名前があります。では、技術・家庭科の先生が情報をどこでも得意にしているかと言ったら、またそれは別で、非常に情報教育そのものに対して、まだ日が浅いといいますか、そういう歴史があるということでございます。そういうことで、GIGAスクールで、全国どこの学校にも配置されましたので、どこでも今研修を打って、何とか下から盛り上げていこうかと。本町におきましても、夏休みもいわゆる専門の方を招聘いたしまして研修を打ちましたが、そういうことで頑張っているところでございます。

それともう一点、この場をお借りしまして、この質問というのはコロナ対応ということでしたので、実はちょっとオンラインとは違いますが、当初の質問への答えでございますが、湯前中の校長から先日、生徒会の動きについて御紹介がございました。その内容が、現在世の中がいわゆる行政機関等の規制とか、何々をするとか、そういうのばかりで閉塞状況にあると。私たち中学生はいわゆる行動規範、そういうものを設けて、私たちがまずやる。保護者に伝える。町民にも伝えたらという、そういう提案をお聞きいたしました。とっても素晴らしいことで、湯中愛というのです。湯前中学校愛。「ゆ」は油断せず、「ちゅう」は注意して、「あい」というのが相手を思う。特に、相手を思うというのは、いわゆる医療機関等の家族とかが差別に遭った、そういうのが報道されておりました。また、現在コロナワクチンの接種がっておりますが、ワクチンを打った、打たないによる差別等もいろいろ懸念されております。そういうことへの子どもたちの言葉でございまして、私も地域学校協働本部の会長を兼ねておりますが、地域と学校を結ぶ、そういう制度の会長を兼ねておりますが、行動を通しながら、中学生の熱い思いをまた町民の方へ伝えていければと思っておりますので、ちょっと場違いな回答になりましたが、今後とも皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

**○5番（森山 宏君）** 教育長から、生徒さんたちの取組が、聞いていて素晴らしいなと思って、それが全部外のほうにつながって、良いほうに伝播していったら良いなと思います。

再確認ですけれども、得手不得手の教職の方がおられる、それによって学習に差は出なくしていくとは思いますが、これは今からは、結局これを扱えないと教職を続けられないというふうな状況まで陥っているのでしょうか。というのが、教職におきましても、免許制度がありました。廃止されますけれども、まだあります。こういうので、お互い危機感を持って、切磋琢磨して自分の本業に励みなさいということだったのでしょ

けども、実質昭和と平成で違いますので、慣れ親しんでいるそろばんから電卓になって、電卓からワープロになって、ワープロからパソコンになって、今は指先でできるようなハンディ機器もあるようです。これに、学問の内容は変わっていかないのですよね。扱う人たちの、人間のソフトの部分が出てくると思います。これに対しての文科省の方針というのがあって、各教育関係におかれましても、そういう実態で差がないような検討といたしますか、講習というのが、されていくわけなのでしょう。

**○教育長（中村富人君）** 今の御質問に対して、全般的にお答えいたしますが、まずこのICTのいわゆるGIGAスクール構想等で、授業が変わっていくというのは皆さん知っております。それで、様々な専攻の学校もありますので、そういうところのいわゆる実績等を基に、いろんなことが考察されております。

現在は、ICT導入に当たって、大きく変わろうとしているのは、今は皆さんがご存知のとおり、一斉での授業というのが中心なのですが、それを個、一人ひとり、いわゆる一人一台ということで、個の授業へ転換しようというふうに、文科省は構想を持っております。現在は、同じスピードで、集団で、個人的な部分ではありますが、基本的にはそういうことなのですが、それを個へ目を向けた授業改革がっております。

今御指摘があったように、すごいスピードであってしまして、ほんとに3年前の、例えば使い方がどうか、例えば熊本県でも人吉球磨でも、一番先に導入されまして、進んでいるのは山江村でございます。私も授業を見に行きましたが、そのときに電子黒板を使ったICTの授業がございましたが、現在は私が見た数学の授業みたいなものの、全員が電子黒板に、30数名の一人ひとりが出てきて、電子黒板にいろんな解答をしていて、電子黒板でやり取りをする。そういうのが提案されておりましたが、そういう授業もなされておられません。やはり、道具として使おうとか、余りにも頼りすぎたらいけないのではないかとか、いわゆる話合いもないような、話し合っていないものもいわゆる電子黒板を介して授業とかがっておりますので、私は個人的には今までの流れからして、右に行ったり左に行ったり、これが教育界の常でございます。つまり、今いわゆるICT、GIGAスクールでうんと機器のほうに動いていますが、これでどうかという課題が出てきて、また反対のほうに動いていくのではないかと。ただ、道具として使うというのは、これは変わらないと思います。一番すごいのは、やっぱり情報量がすごいというのがICT関係の機器を使った授業展開でございまして、そこら付近が変わっていくのかなというふうな思いがございまして。

また、研修も非常に変わってきますので、熊本県も研修会をやっております。県はそういう研修をする義務がありますものですから行いますが、人が多いものですから、県下、郡市から何名か集めて研修を行って、その人が人吉球磨でまた研修を広げていくとか、そういう体制で広げておりますが、なかなかこれはそれで追いつかない部分もござ

います。ですから、どこの自治体も、湯前は今年やりましたように、業者とか専門的な人をお呼びして研修を打って対応をしていく、そういうことになるかと思っています。以上です。

**○5番（森山 宏君）** 教育長から熱い思いを聞きましたけども、すみません、コロナ感染でしたので、それに伴ってちょっと聞いただけです。ただ、オンライン授業、情報量が多いとかおっしゃりますけども、教育長がおっしゃったように、生徒会からこれじやいかんよね、閉塞感があるからという意見がぼんぼん出て、そういう意見が出始めたというのもうれしいことだとは思いますが、情報量というのは分かるのですが、結局団体意識とか集団行動というのは、人が寄らないことには、団体行動とか集団行動というのはできませんので、そこのところはまたちょっと違うと思うのですが、生徒会からこういう機器を使って、コロナだから皆閉塞しているよねとか、そういう思いが出てきただけでも良いことだなと思っております。ありがとうございます。

次に、公共施設において、各課がいっぱいあるとは思いますが、感染対策はどうなっているのか、行事・催事についても一緒にお答えください。

**○総務課長（高橋 誠君）** まず、総務課からお答えさせていただきます。町内、また庁舎内、今のところは感染がないところで、安心はしているところですが、気を抜けない状況はまだまだ変わらない状況かと思えます。

総務課については、消防関係で申し上げますと、出初式については幹部だけで行う、来賓なし、人数制限ですね、そういったものを行って、放水競技は中止しております。4月の入退団式におきましては、式典、操法大会を中止、また入退団者のみ別日に、別会場で個別に行ったというふうなことをやっております。

あと、区長会については、通常行っていた会議室を変更しまして、広い会議室を使っております、隣の席の配置を離すとかパーティションを設置するとか、あと議題数の削減、また時間の短縮等を行っております。

あと、防災会議、これが一番大きいところで、職員以外でほかの団体、消防署、気象台等も集まっておりますので、これについてもパーティション設置、説明時間短縮という工夫をしております。

あと、職員関係につきましては、職員研修については、今まで出張による受講というのを研修の受講としておりましたが、今はオンラインのWEB研修等が主流になってきておまして、そちらを優先させております。移動を無くすという考えでございます。

あと、営業で来庁される方がいらっしゃいます。これについては、正面玄関のところで体温測定、手指消毒だけをしていただきまして、名刺についてはその場で置いていただく、各席を回らないというふうなところで、入室制限を行っております。

庁舎内の強制換気については、10時、15時に窓を全部開けさせております。職員につ



いては、業務時間内の体温測定の徹底を行って、自席周りのアルコール消毒も業務時間に定期的に行うということで指示しております。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 保健福祉課での主な対策をいくつか申し上げます。

一つが、集団健診でございます。令和2年度までは保健センターで集団健診を行っておりましたが、今年度から、今年度は5月に実施したのですけれども、会場を改善センターに変更して実施しました。これまでと違うのが、入口で感染チェックシートですとか検温、それから会場内を一方通行になるように導線を工夫することと、あと受付時間を細かく区切りまして実施しました。また、各健診ブースにおいて、消毒液を配置し、定期的に消毒を行っております。

それから、もう一つが、高齢者のインフルエンザ予防接種でございます。これも、令和2年度までは保健センターにおいて集団接種としておりましたが、今年度からは密集・密接を避けるということで、個別接種に変更しております。

それから、今週金曜日、明日ありますが、熊日の金婚表彰伝達式でございます。これにつきまして、午後からの表彰式の前に、食生活改善推進員の方によっていただいて、食事会を行っておりました。これを、やはり飲食を大勢ですということ、令和2年度から中止しまして、表彰伝達式のみを実施しております。

それから、もう一つは、出生祝い金の贈呈ですが、これまで役場において、複数組おられたら、来ていただいて同時にしておりましたが、令和2年度からは対象者宅に町長と担当で出向きまして、贈呈するようにしております。以上です。

**○教育課長（中園誠二君）** 教育課で管理しておりますまず施設の部分ですけど、グラウンドや体育館、プール、テニスコートなどの体育施設並びに改善センターの各施設におきましては、7月中旬から県内在住者利用に緩和しておりましたが、8月上旬からは湯前町民だけの利用とし、利用時間も午後9時までに規制しております。なお、まんが美術館につきましては、来館される方がほぼ町外の方ということが予想されることから、8月2日からは引き続き休館としております。

行事面ですけど、スポーツ行事ですけど、今年の春秋の球技大会及び町民体育祭は中止としております。町内駅伝大会については、現時点ではまだ中止の判断としておりませんが、今後の状況により協議が必要だと思われま。

それから、これはちょっと催事のほうに入るのか、行事のほうに入るのかと思っておりますけど、毎年11月に開催されております文化協会が行う町文化祭ですけど、令和2年度は中止となっておりますが、本年度につきましては、人を入れずに関係者のみで縮小して開催する予定と聞いておりますが、これにつきましても今後の状況次第で変わってくるものと思われま。

最後に成人式ですけど、今年の1月4日には開催しております。ただし、来賓者等を

招待しない、ほぼ成人者だけの、縮小しての開催でありました。また、成人者へは年末年始の懇親会等を控えるような通知を行い、体調チェックシートの提出、及び当日受付時においても、体調チェックを行っておるところです。令和4年の成人式の開催については、未定としております。以上です。

**○企画観光課長（本山りか君）** 企画観光課所管の公共施設について、まず状況について御報告をさせていただきます。4つの施設を所管しております。湯〜とぴあ、まんが図書館、展示体験施設、湯楽里ということでございますが、各施設におきまして、手指の消毒、マスク着用、検温、換気徹底、アクリル板の使用、空気清浄機の導入、それから場合によりましては、入館者の記録を行っているところでございます。また、教育課の施設同様、今レベルの状況に応じまして、町民の方のみの入場制限も行っているところ。また、時間も短縮等の措置を行っているところでございます。

さらに、行事等につきましてですが、各種会議につきましては、先ほど申しましたような感染対策に加えまして、外部の方の御出席につきましてはオンライン会議をお願いをしたところでございます。また、一部会議につきましては、規模を縮小して、代表の方だけ御出席いただいたりとか、そういった措置を取っているところでございます。

また、催事につきましてでございますが、大きなイベントでございます漫画フェスタにつきましては、御承知のとおり、令和2年度、本年度におきまして、どちらも中止ということで決定をいただいているところ。以上です。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 農林振興課関係でございます。営農座談会でございますけれども、これにつきましては令和2年の3月、今年の3月、予定していたものについては中止をしております。ただし、この際に、営農計画書を農家組合長さんから配布はいただいたところ。これにつきましては、今後郵送するなり、ということをやちょっと考えております。

あと、5月に同じく、耕畜連携関係の説明会を開催しました。説明会は中止としまして、資料のほうは郵送というふうにしております。

あと、JTの森活動関係でございます。例年、社員さんとその家族の方、150名から200名程度来ていただいておりますけれども、これについては社員さんとその家族の方の保全活動は中止としまして、あとは熊本支店さんのほうとちょっと打合せをしまして、熊本支店の社員さんのみ、約10名程度ですけれども、小規模によるボランティア活動のみというふうにしております。

あと、転作関係でございますけれども、これについては説明会を開催いたしました。ただし、その際に、農家組合長さんに配っていただいていた立札については、農家組合長さんから配布していただく、郵送というふうにしております。

あと、令和元年度、令和2年度共ですけれども、緑の少年団関係の行事については、

中止というふうにいたしております。以上です。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 建設水道課関係で申し上げます。まず、入札会等がございますけれども、入札参加事業者の方お見えになりますので、その方々に手指消毒、それから検温の実施と記帳等をお願いしております。また、なるべく隣席との距離を確保ということでしております。

また、現場での対応ということで、現場の作業員さん、それから監督員、検査員と対応することがございますので、そのときには双方マスクの着用ということで、現場では対応しております。

また、指名願いの受付を隔年やっております。今まで、前回は、指名願いの申請書につきましては持参をさせていただいておりましたけれども、700社から800社ほど例年来られますので、その件につきましては、郵送でのみの受付ということで対応をしているところでございます。以上です。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 税務町民課のほうとしましては、まず年初の確定申告、そういった場合は、会場のところはもちろんパーティション設置、そういったものは当然行うわけですが、待合室の人数を制限し、またそれ以外の方は駐車場で待機していただくと、分散していただくということで進めております。

また、健康推進委員会というものがございます。そのほかにも、国保運営委員会とかございますけれども、なるべく広い会場を選択して配置を離していくと。パーティション等の設置は当然行います。しかし、この中で、説明時間も短縮するように、なるべく時間自体も短くなるように進めております。そのほか、研修とか会議とか、いろいろございますけれども、そういったものはオンライン研修ですとか、書面決議、書面会議とか、そういったところで対応をしております。以上です。

**○5番（森山 宏君）** 各課において、各施設において、コロナ対策費を利用して、いろんな検温器とか手指消毒の機械とか、空気清浄機とかを設置して対策を取られることは非常に喜ばしいことだと思っております。

ここで、一点だけ伺います。企画観光課において、漫画フェスタは昨年に続き、今年も中止が決定したというふうに説明を受けました。前だったですかね、全協の席で、くま川鉄道の部分運行について、11月のいずれかにおいてイベントをしたいと。これを企画立案したのは、漫画フェスタ実行委員会というふうに子細のほうに記載されておりました。これは、実行委員会の方々は特に生産物の発表の場とか、こういうことをやっているのだということで、湯前を盛り上げようと思って企画されているのが2年続けて中止になったと。なぜ早く中止になったかというのは、ゲストとか、イベントをするためには半年以上前から予約していないと無理だというふうに伺っております。その方々が今後は、この部分運行に関しては企画されたというふうになっておりますが、その経緯、

予定の中におきましては、中止はなく、コロナ関係により縮小されることがありますというふうに記載されております。

実行委員会の方々というのは、結局中止はなく縮小というふうに、絶対開催というのが念頭にあるのか、その点と、もしこれが縮小された場合、このときにステージイベントもありますし、自衛隊の音楽隊とかいうものの招聘とかいうのもあっております。当然ポスターとかもありましたけども、事前にする経費というのがあります。そのときに、休損といいますか、損失補填とかいうのもゲストの方々にはしていかなければならないのではないかなとは思いますが、この二点ですね。実行委員会がこういうのをしたい、中止はしない、縮小でもやる、そのときの損失補填の経費も併せてお答えください。

**○企画観光課長（本山りか君）** まずは、漫画フェスタの中止が5月28日の実行委員会で決まりました。実行委員会の席上、町長のほうから今申し上げられましたような、くま鉄のイベントを開催したいという旨の御報告をやりまして、それに対して実行委員会の皆様の御協力をお願いできませんでしょうかという依頼をさせていただいたところです。その際に、御承諾をいただきました。そういったことであれば、実行委員会としても協力をさせていただきますということで、御承諾をいただきました。

それで、改めまして、また8月5日、実行委員会のほうで、再び町長のほうから実行委員会の皆様に、以前の経緯を踏まえたところでの御協力の依頼をさせていただいたところです。その際に、事務局が町のほうになっているものですから、そのイベントの内容につきましても、事務局側から御提案をさせていただいたところでした。その際、これは必ずということでも申し上げさせていただいたのですが、開催時点で当然コロナの状況が拡大していたりとか、そういった状況がございますので、その際は規模を縮小したり、又は場合によっては出発式のみになる可能性もあるということで、お話をさせていただいたところでもございました。

その際、御意見としまして、漫画フェスタを中止したのに人を集めるイベントをするのはどうかという御意見も確かに1団体から出されたこともございましたが、例えば一つの例で申し上げますと、中学校の皆様からとかは、コロナの中で生徒さんたちの発表の場が少なかったり、そういったことで、その話を聞かれたときに、生徒さんたちからは非常に喜びの声が上がったというような話もありまして、当然コロナの感染拡大状況を見極めた上での規模の内容になりますということでの御説明を申しましたところ、最終的にはほかの団体の皆様からもやらないでほしいとかいうご異論はなかったということでもございます。

また、補償の件でございますが、当然時期が迫りまして、発注したゲストさんの招聘ですとか、そういったところに損害が生じる可能性もございますが、ただし昨日の報道でもありますとおり、9月末まで熊本県のまん防の適用措置、これが延長される見込み

ということが発表されております。それに伴いまして、まだこの事業には当然着手をしておりませんので、その状況を踏まえたところでの再度の判断ということで、規模等についてはまた実行委員の皆様にお諮りをしながら、進めてまいりたいと思っております。なるべく損害が出ないように進めてまいりたいと思っております。

**○町長（長谷和人君）** ちょっと補足させていただきたいのですが、今回計画しております中で、漫画フェスタ実行委員会の皆様方に御協力をお願いするということでの部分でございまして、そして加えまして、これはしっかりと町民の皆様方にもお伝えしておきたいと思うのですが、令和2年7月豪雨災害によりまして、球磨川に架かります第四橋梁が今不通になっているような状況でございます。

今回、11月の下旬には部分開通になる予定となっておりますので、本町といたしましては、終着駅・始発駅ということで、重要な交通手段の公共施設でございますので、これは何とか、今回11月の下旬の予定でございますけれども、その中で、全国にやっぱり元気だと、くま川鉄道ようやく部分開通したのだという思いを伝えるためには、何がしかの行動をしなくてはいけないという思いが私ございまして、今回計画に至ったところでございます。決して、森山議員が想像されているような一昨年までやっていたあの漫画フェスタではございませんで、ものすごく縮小したイベントでございます。レールウイング等と湯〜とびあの周辺で行いますので、確かに集客はするわけでございますけれども、人間はかなり少なくなってくるのではなからうか。そのイベントの内容も実は歌手を呼ぶとかそういうふうな部分ではございません。お金のかからないような予算も立てさせていただいておりますし、先ほど企画観光課長が答弁いたしましたように、場合によっては出発式のみということだけでも私としては絶対ここはやりたい部分でございます。ほかのやつは全部やめても良いわけでございますので、その気持ちだけはどうぞ森山議員分かっていただければというふうに思います。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、コロナ感染対策の現状について、森山議員の一般質問の途中です。

**○5番（森山 宏君）** 町長の熱い思いは十分分かりました。始発駅ですので、是非この出発式というのは行ってください。出発式だけは行ってください。お願いします。

次に、コロナ禍における各業態への休業損害補償、売り上げ補償といひますか、あとは時短協力金等があります。国における事業ではなくて、本町独自の事業があると思ひ

ます。この状況をお知らせください。

**○企画観光課長（本山りか君）** 商工業者向けの町の支援策について、御紹介をさせていただきます。

まず、令和2年度でございます。4つの事業を行っております。まず1つ目、休業要請協力金です。こちらにつきましては、法人の方4名、個人の方8名、合計12名の方に対して、執行額総額206万円の支給を行っております。

次に、持続化支援金でございます。こちらは、法人の方20名、個人の方35名、合わせまして55名の方からの申請に対しまして、執行額2,202万4,000円を支出しております。

3番目です。感染防止設備等導入補助金、こちらにつきましては、法人の方8名、個人の方12名、合わせまして20事業者の方に執行額318万9,000円を支給しております。

また、おいしか券事業も実施をしております。これにつきましては、登録事業者の方が法人の方8名、個人の方17名、合わせまして25事業者が登録をされまして、執行額のほうは716万1,000円でございます。また、換金率でございますが、こちらは95.2パーセントという状況になってございます。

令和3年度繰越明許として実施しましたものが、持続化支援金でございます。こちらにつきましては、法人8名、個人20名、合わせまして28事業者、執行額408万2,000円でございます。

続きまして、令和3年度、まだ執行の途中でございますが、これは直近のデータでございます。事業のほうは7つ実施中ございまして、まず持続化支援金、これは令和2年度から同じような内容で進めているものでございまして、実績におきましては法人11名、個人19名、合わせまして30事業者、執行率で申し上げます。予算に対しまして、50.5パーセントの執行状況でございます。

2番目、感染防止設備等導入補助金でございます。法人7名、個人11名、合わせまして18事業者に対して給付を行っております。執行率は28.5パーセントでございます。

3番目、雇用維持奨励金、こちらは法人3名、個人なし、合わせまして3事業者、執行率が20パーセントでございます。

4番目、新しい生活様式対応商品開発補助金でございます。法人4名、個人なし、合わせまして4件でございます。執行率が26.1パーセントでございます。

また、5番目、飲食店等従業員の方へのPCR検査受検促進補助金、こちらにつきましては、現在のところ申請がございません。

6番目、もっとおいしか券事業でございます。こちらの登録事業者数が、法人7名、個人18名、合わせまして25事業者、執行率のほうは54.71パーセント、換金率を申し上げますと62.8パーセントの換金率でございます。

また、くらし応援券事業、こちらにつきましては法人 63 名、個人 58 名、合わせまして 121、これは店舗数で表現しております。121 件の登録の店舗がございまして、予算の執行率が 97 パーセントでございます。あと、換金率でございますが、こちらのほうが 49.1 パーセントとなっているところでございます。以上です。

**○5 番（森山 宏君）** 本町においても、持続化給付金等をほんとに個人事業者の方に対してでも、小規模事業者に対してでも厚く支援していただくことはほんとに有り難いことで、逆に受給者からも良かったばいというふうな意見も聞いております。

ここで伺いたいのは、PCR 検査、この PCR 検査は個人事業主と飲食業だったですかね、この分の検査を受けるのに、受けてください、その分の費用は持ちますよという事業だったと思いますけども、対象事業所においてはその間に、PCR 検査を受けに行く間、その方は仕事に従事できない。そういう部分がありまして、なかなか行かせきれないというのが実情のようです。

ここで、またちょっと違いますけども、この PCR 検査、今市販のキットが市中に出回っておるといふふうに聞いております。この市販キットで、陰性証明というのは、PCR 検査で私は陰性ですよという証明に足るのか、それはどういう扱いになるのでしょうかお尋ねします。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 16 分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 今御質問の簡易検査キットにつきましては、あくまでも簡易的な検査ということで、それによります陰性が公的な証明にはなりません。

**○5 番（森山 宏君）** 市販のキットでは、公的な陰性の証明にはならない。あくまでも、保健所が発行する陰性証明でないと駄目だということと判断いたします。

次に、ワクチン接種証明書、俗に言うワクチンパスポートだったですかね、これが取り沙汰されていますけども、こういうのはあるのでしょうか。また、このワクチンパスポートといいますか、この用途というのは、どういうときに使用するものなのか伺います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** ワクチン証明書というものが存在します。ワクチンパスポートとも言われておりますが、正式には新型コロナウイルス感染症予防接種証明書というものであります。これは、新型コロナワクチンの接種済を公的に証明するものになります。これと似たようなもので、実際接種をしたときに、会場で職員がシールを貼

ったと思いますが、これはワクチンの接種済証というものになります。そことの違いですが、用途としましては、海外渡航先への入国時に、相手国等が入国の際の隔離などの防疫措置の緩和等を判断するために使用するものでございます。以上です。

**○5番（森山 宏君）** そうすると、ほんとに渡航するときに使うパスポートなのですね。

伺います。接種者への規制緩和などが、今報道等でなされていますけども、まずこの規制緩和よりも、希望者全員へのワクチン接種後の状況を見て判断するべきだと私は考えますけども、緩和の話題が先行しております。緩和要件は、ワクチン接種が要件なのか、また接種対象外の方はその緩和要件に該当するのでしょうか伺います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 今御質問の件は、今日の熊日新聞にも出ておりました、政府が行動制限を11月頃に緩和することを検討しているということだと思います。これにつきましては、具体的には、ワクチン接種証明書が必要とか、そういうことはまだ正式にはこちらにも情報は来ておりませんので、ただ記事を読みますと、ワクチン接種と陰性証明を組み合わせれば、他人に感染させるリスクを抑えることが可能と政府は判断したということも書いてございますので、例えば飲食店ですとか県をまたいだ移動とか、そういうところに活用の案を今検討中だと思っております。

**○5番（森山 宏君）** この対象外の方はどういう緩和要件になるのでしょうか。それと、今おっしゃったように、都度の陰性確認が要るのでしょうか。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 今御質問の接種をしていない方とか11歳以下の方とかの接種証明書が必要とかどうかいうことは、まだ現時点で何も決まっておられませんので、町では分からないところでございます。

**○5番（森山 宏君）** 早く何か要件、逆に給が先に来ているものですから、緩和要件が提示されると良いなと思います。

次に、集団接種後の接種対策について伺います。本町におきましては、集団接種が終了しました。広域とか職域接種という情報がありますけども、本町の方が広域接種なり職域接種を受けた情報というのは、自治体のほうには提供されるのでしょうか。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 広域接種センター、グランメッセで行われておりますものについては、何名の予約があった、何名済んだという情報が県から入ってくるこ



ろでございます。

それから、集団接種後の本町の対応としましては、集団接種の期間にいろんな理由でできなかった方ですとか、これから12歳になる方に対しまして、個別接種の対応をしております。これにつきましては、9月1日発行の旬報でも周知しているところでございますが、町内のそのだ医院、それから水上村とも協力しまして、ワクチンの無駄を無くすということで、水上村の古城クリニック、その両方で対応するところでございます。

**○5番（森山 宏君）** 駆け込みでいきます。結局、後からの希望者は個人で、自治体のほうが隣と一緒に対応するというところで理解しました。

次に、町長に伺いたいと思います。これは全然見えなく、そして国が判断することだろうとは思いますが、個人意見でも構いません。終息の見込みというのはどうなるか、これは難しい判断ですけれども。終息後のワクチン接種は無料なのか、インフルエンザワクチンとの併用性は大丈夫なのかと。それと、今なぜこのワクチン接種が後のことを考えて無料なのかなとする理由は、今3回接種とか経口ワクチンの開発が報じられております。このことは、このワクチンの効果というのは一過性ではなくて、ずっと効果が続かなく、そしてまたコロナワクチンというのは毎年打たないといけない、インフルエンザワクチンのように希望者には全部打たないといけないようになっていくのでしょうか。また、その際、それは引き続き無料となるのか。また、終息がなかったら、3密対策の継続とか新たな生活様式の規制とかが、長期にわたる可能性が出てくるわけでしょうか。まだ終息を迎えないときにあれですけれども、希望的観測でも良いですので、お答えください。

**○町長（長谷和人君）** 大変難しい御質問でございまして、どのように答えたらいいかちょっと今整理しているのですが、一つには、今現在デルタ株が9割ほどを占めておるといことで、非常に感染力が強い菌という形でございまして、先ほど森山議員がおっしゃったのですが、先進国におきましては3回目、ブースターといわれる3回目の接種が実は行われておりまして、ミュー株というのも現れております。ミュー株のほうは、1種類のワクチンだけでは効かないのではなかろうかと、これは報道から言っているのですが私の見解ではないのですが、効かないのではないかと、そのブースターのワクチン接種もどうだろうかと、いうふうな報道も聞いております。

併せまして、今度のデルタ株につきましては、マスク越しに感染すると。1人から、8人から9人ぐらいに感染力を持つ強い株ということでございますので、これは先ほど森山議員、それから高木課長のほうも答弁したのですが、政府のほうは、これは報道からでございますけれども、11月ぐらいから一定の条件いわゆる全国のワクチン接種者が7割ぐらいになるとワクチン抗体が出来上がるということで、一部緩和しようかと、社会生活を緩和しようかというふうなことも伝えておりますけれども、果たしてそこがう

まくいくのかなと。そんなことも実は思っておりますので、まだしばらくはこのような状況が続くのではなかろうかというふうに思っております。と言いますのが、一つには、これは私の素人見解なのですが、今から秋を迎えて冬に向かうわけでございまして、非常にこの細菌については温度が下がるので活発化しやすいというふうな状況にもなるのかなというふうにも思います。ですので、御質問ございました終息の見込みというのは、しばらくの間できないのではないかと、やっぱり来年に持ち越すのではなかろうかと。そして、ワクチンにつきましても、やはりミュー株なり、次から次に新しい株が出来上がってくるのではないかと、出現してくるのではなかろうかと、その度にやはりワクチンの新しいものを作り上げていくということで、そういうふうなところになるのかなというふうに思っております。

それからもう一つ、医療費の無料化というふうな御質問があったかと思うのですが、現状は今国のほうにつきましても、今回の法律に基づきまして、医療費については無料になっておるところでございまして、国のほうの指針あたりがあるのだらうと思うのですが、一定の期間、それが克服したというところになりますと、今度はコロナが通常のインフルエンザみたいな扱いになってくるのではないかと、その時点から無料から有料に変わるのではなかろうかなというふうにも思います。ただ、その時期は、先ほど言いましたように、ちょっと分からない部分がございます。

ただ、こういうことばかり言うとあれなのですが、きっとこのコロナに対しましては、人類は絶対打ち勝つということだけはしっかりとと言えるのではなかろうかなというふうに思っております。スペイン風邪が流行しました中には、その時はまだ医学力もなかったのですが、あの時も人類は打ち勝ちましたので、今回もきっと打ち勝つというふうに思っておりますので、そこを期待して、その光を是非見たいと私も思いますので、そういうふうにしてちょっと答弁させていただければと思っております。申し訳ございません。答弁になっておりません。

**○5番（森山 宏君）** 難しい設問だったなと思いますし、終息というのはまず言葉を使えないと。経済産業大臣だったですかね、経産省の方たちは簡単に使われましたけども。

すみません、一点だけ確認させてください。担当課長に聞きます。今からインフルエンザワクチンが出てきますよね、これとの併用は支障ないということですね。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 厚生労働省のQ&Aでございまして、まず一つは、新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンの接種については、同時にはできませんというのがあります。もう一つは、ほかのワクチンとの接種でございますが、お互いの接種から2週間後にできますということで、例えば新型コロナワクチンを今日打ったら、2週間後にはインフルエンザのワクチン接種ができるということになります。以上です。

**○5番（森山 宏君）** 今からは、インフルエンザのワクチン接種の予約とかいうのも必要になってくる時期ですので、そういうのが両方打てるのであれば幸いです。

最後に、ほんとにコロナ感染状況というものが早期に終焉を迎えて、従前以上の活性化を期待して、質問を閉じます。ありがとうございました。

**○議長（倉本 豊君）** 一つ、コロナ感染対策の現状について、森山議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

**○2番（西 靖邦君）** 3番目の教育機関の感染対策の関連で質問させていただきます。これは確認ですけども、現状におかれましては、短縮授業又は分散登校の対策までは必要ないとお考えでしょうか。

**○教育長（中村富人君）** 文科省及び県教育委員会からの通達の中で、前提としまして、地域の実情・実態に合った対策を、ということになっております。新聞等では、例えば都市部では、そういう時短とかいろんなことがなされておりますが、そういう状況はないということですね。

熊本県でも、熊本市内におきましては分散登校とかなされておりますが、この人吉球磨においては1学級のみ、人吉市の中学校が1学級、学級閉鎖が行われましたが、後につきましては児童・生徒の発症もないようで、湯前町もそれに応じまして、いざなったときには対応しますが、現在のところはそういう実態に応じております。以上です。

**○4番（椎葉弘樹君）** 要旨の1のワクチン接種状況に関連して、質問を行います。答弁の中では、全体で87.1パーセント、そして64歳以下が81.1パーセントということでした。この64歳以下が、約18.9パーセントの方が接種を受けていないというところを町としてはどのように分析されているか、そして近隣町村と比較したら、これはどういう状況なのかについてお尋ねします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** まず、64歳以下の方の2回目接種済は、接種率は71.4パーセントでございます。それで、この数値が他の自治体とどうかということでございますが、県からのワクチン接種記録システムの接種状況というのをいただいておりますが、9月4日時点の数値でございます。これは、年齢区分は関係なくて、全体の接種者数と2回目の接種率になっております。

湯前町は接種率が全体で、9月4日時点で84.4パーセント、県内では上から3番目に高い接種率となっております。ちなみにですが、1番が五木村、次が水上村、3番目が湯前町、4番目が産山村というところで、人口が少ないところですけども、湯前町、水上村、あと五木村も集団接種をしておりますので、高いものになっていると思います。

それから、未接種の方が当然おられますが、そこにつきましてはワクチン接種自体が希望する方が接種するということでもありますので、そういう結果になっていると認識

しております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 全体のところの確認結果はそのような結果だと思うのですが、やはり64歳以下の方が本町では71.4パーセントということだった結果も、今後確認をして検証をしていただければと思います。

あともう一点、要旨の3の教育機関の感染対策の質問の中で、もしコロナの感染が発生した場合には、リモート授業も準備ができているということでした。これはもし発生した場合、その方はリモートで、そしてほかの方は対面という併用になる可能性もあるわけですが、これは本町としても、リモート対応、そして併用授業というのはすぐ対応可能なのでしょうか。準備万全でしょうか。

**○教育課長（中園誠二君）** 実は、以前長期休暇となった生徒がおりまして、今回整備しましたタブレットを使って、オンライン授業を实际行いました。その休まれた期間中、丸々行ったのですが、何のトラブルもなくスムーズに実施できたと聞いております。情報担当の先生にお伺いしたところ、すぐできましたという回答でした。ですから、準備のほうは万全に整っているものと思われま。

**○1番（吉田精二君）** 私も要旨1のワクチン接種状況につきまして、保健福祉課長の答弁につきまして関連した質問をしたいと思っております。本町では、2回接種で87.1パーセント、ほぼ希望される方が接種されていると思っておりますけれども、その中で、接種の中でワクチンを作るといふか、混合しまして、使わずに廃棄された件数は何件だったのか。それと、例えば、もしワクチンが余ったときに、予備の人、待機者もいると思っておりますが、その人にうまい具合に接種ができたのか。それとあと一つ、そのような中で、もし余りそうなきがでてきたときに、他町村の方が本町の会場に来て接種されたと。本町の待機者よりも優先、優先という言い方は悪いのですが、そのような事例があったと聞いておりますので、その状況はどのようなことだったのか説明を願いたいと思っております。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 集団接種におきますワクチンの廃棄の状況でございます。高齢者枠では、全12日間のうちに10人分のワクチンの廃棄となっております。それから、64歳以下では同じく10人分、この理由につきましては、当日の急なキャンセルであったりとかが主なものでございます。あと、高齢者接種の際には、最近ニュースにもなっておりました浮遊物ですね、これはワクチンを充填する際に保健師、看護師が確認しておりますが、その際に、バイアルというワクチンが入っている瓶の中にちょっと浮遊物があったということで、そこを県に確認しまして、その一本分、6人分ですけども、そこも含まれております。

それから、集団接種につきまして、基本的には住民票所在地で接種をするとなるところでございますが、その中でやむを得ない理由がある場合の住民票所在地外での接種というものもあります。これが、例えばですが、住所を町外に置いていても、親の

介護等で町内に住んでいる方であったり、仕事で長期間滞在している方などがあります。

それから、これは水上村との協力体制も取るということなのですが、ワクチンの廃棄を防止するために連携しまして、水上村のほうが湯前町よりも集団接種が先行して行いました。水上村の集団接種で受けることができなかつた方について、本町で受入れを行っております。

それから、2つ目にありました、当日の終盤になりますとワクチンがちょっと余ってしまうというような状況がありまして、これにつきましては接種の希望調査の際に、当日もしワクチンに余りが出るようなときは、急な連絡でも対応できますという方を優先して、その場で会場から電話をかけまして、そういう方と、それでも調整ができないときには、会場スタッフ、会場スタッフでもできないときには役場のほうに勤務している職員に連絡をしまして、なるべく廃棄を無くすということで取組ができたところでございます。以上です。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 5番目の休業損害対策状況で、農業関係につきまして、状況につきましてお尋ねしたいと思いますけれども。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 農業関係についてですけれども、休業関係というところにちょっと該当するか分かりませんが、農業関係につきまして、この新型コロナ関係の影響によりまして、農業の持続化・継続というところで、いくつかの補助事業を行いました。

農林業経営持続化支援事業ということで、これにつきましては農林業の方です。新型コロナウイルス感染症による影響で、売上げが減少した農林事業者の事業支援をすることを目的にしました。申請が9件ございまして、217万2,000円を補助しております。

それから、畜産業関係で、繁殖牛関係の小売価格のほう下落する中でということで、生産者の意欲を維持するというので、これにつきましては17件の申請がございまして、118万円を交付しております。

それと、肥育牛関係でございます。こちらにつきましても、肥育牛価格が下落しているというところございまして、これにつきましては4件の申請がございまして、100万75円を補助しているというところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○7番（味岡 恭君）** 4番目の施設関係の感染対策について、再度お尋ねをいたします。湯前にも児童館が2箇所あるかと思えます。天気の良い日には外で遊ぶ関係が良いと思うのですが、あそこは雨天時にはとても密になるのではないかとこのように思っております。どんな対策をされているのか再度お尋ねします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 児童館とは学童クラブのことだと思いますが、こちらにつきましては補助事業で空気清浄機等も買っておりますし、通常の手指消毒あたりの対策も取られております。ただ、放課後で、児童が集まりますので、密集というか、子どもたちですので、遊ぶ際にはくっ付いたりというのもあるかと思いますが、そこらへんも担当の指導員の方で対策をきちんと取っている状況であります。

**○7番（味岡 恭君）** 対策としては、分散とか、施設の中で別のところに分けるという考えはないのでしょうか。再度お尋ねをします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** まず、昨年度の感染が拡大した際には、湯愛学童クラブのほうにつきましては、小学校の一部屋を使いまして、今ある学童クラブのところと別の場所だという分散もされていたところであります。現在はそこまではやっておりますが、先ほど言いましたように、いろんな感染対策を取っているところであります。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、一つ、コロナ感染対策の現状についての関連質問を終わります。

以上で、森山議員の質問を終わります。

これから、一つ、町有林の計画伐採について、山下議員の質問を許します。

**○9番（山下 力君）** 町有林の計画伐採及び再造林等の森林経営管理について、町長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

私は今年3月議会で、町有林の計画伐採を検討されないかと質疑をしております。それから6か月、検討について、町長から聞く機会がありませんでしたので、改めて質問の形で、町長の見解をお聞きいたしたいと思います。

伐期を迎えている広大な面積、現時点で610ヘクタール、貴重な町民の財産であります町有林に目を向け、今後積極的な森林経営をやっていく気持ちが答弁に出ることを、それからまた9月7日、熊日新聞に山鹿市議会の一般質問の記事がありました。いわゆる私有林の利活用についてでございます。私有林が840ヘクタールのうち、64パーセントに当たる553ヘクタールが主伐期を迎えている状況で、対応を市長に尋ねておられます。市長は答弁で、伐採を進めて新たに植林すると、二酸化炭素の吸収を通じて地球温暖化の防止などにつながる。持続可能な開発を意識し、民有林に波及するような森林整備を図ると、積極的な発言をされておられます。町長も山鹿市長に負けないような答弁をされることを期待いたしまして、質問に入りたいと思います。

本町の民有林面積、国有林を除きまして1,400ヘクタール、そのうち874ヘクタールが町有林です。ということは、本町民有林の適切な管理、経営のカギは町有林の動向にあると思います。その町有林の70パーセント、約610ヘクタールが主伐期を迎えており

ますが、直近 10 年間、平成 23 年度から令和 2 年度までの伐採面積は 53 ヘクタールで、伐採可能な面積 610 ヘクタールの 8 パーセントであります。いかに伐採計画、森林管理が検討されていない、実施されていない現状だと思います。

ここで、町長にお尋ねいたします。直近 10 年間で 53 ヘクタールしか伐採していない実態をどのように受け止めておられるかお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 今山下議員から御質問がございました計画的な伐採、町有林管理計画書の中の主伐計画があるわけですが、その中の面積の中で、5 割強ぐらいいしか伐採してなかったというところがございます。そこは、これまでの区域ごとの団地といいますか、そこらへんの地形的な条件もありながら、伐採ができなかったのかなというふうにも思っておりますので、その点は今後現地を見ながら、やはり見直して伐採をすべきかなというふうにも思っております。

**○9 番（山下 力君）** 簡単に、いわゆる少なかったか、普通だったか、多かったかでお答えください。

**○町長（長谷和人君）** やはり半分しかできなかったということで、その計画には至らなかったというふうに思っております。

**○9 番（山下 力君）** その半分というのは、いわゆる町有林の管理計画にのっとっての半分でしょ。私が問いたいのは、610 ヘクタールある主伐面積に対して、53 ヘクタールは少ないか多いかの判断を、どう考えておられるかをお聞きしておりますので、610 ヘクタールに対しての判断をお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 申し訳ございません。610 ヘクタールの主伐面積に対してのということではございましたのですが、結果的には少なかったというふうに思っております。

**○9 番（山下 力君）** 町長は令和元年に就任されておりますけれども、令和元年度と令和 2 年度、令和元年度は 4.7 ヘクタール、令和 2 年度は 1.1 ヘクタールの伐採しかされていません。これは参考までに申し上げときます。

町長は基本的に、町有林の管理計画について考えておられますので申し上げますけれども、町長、森林経営管理法という法律をお分かりですか。森林経営管理法第 3 条に、森林所有者、町有林の場合は町長だと思います。その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならないとあります。町長にはその責務があると思います。この法律を守って施策をしているとの考えをお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** その前に、当然地域森林計画なるものがございまして、その中にぶら下がっているのが、今山下議員がおっしゃっている部分でございますので、基本的にはやっぱりその部分を見ながら、やはり施業計画なりに基づきながら事業を実施

していくべきというふうにも私も思っておるところでございます。

**○9番(山下 力君)** 直近10年間で伐採面積が53ヘクタールでしたら、このペースでいきますと、現在伐採可能な面積610ヘクタールを伐採するだけで100年以上かかるのですよ。これらの伐採可能な面積を伐採する間に、また伐期を迎える町有林もあると思います。増えていくのですよ。ですから、町長の伐採計画に対する考え方、これを方針転換というか、考え方を改めてもらわないと、湯前町の町民の貴重な財産は無駄になるというふうにも私は考えております。

そこで町長、今後の伐採計画を増やす考えはないか、併せて、増やすことに対する何か問題が町長の頭にあるとすればお聞かせください。

**○町長(長谷和人君)** 実は今、管理計画の中がございまして、平成28年から始まっております。今御指摘のとおり、53ヘクタールの伐採しかやっていなかったというところがございます、今後私としても、この部分につきましてはやっぱり見直しをすべきかなというふうにも思っております。

ただ、問題というふうな御指摘もあったのですが、実は平成28年から平成30年の間につきましては、牧良地区にございます夜狩内の団地がございまして、ここを大体計画どおりやってきております。その中で何が起きているかと言いますと、いわゆるその一団地自体が全部同じようなところで裸野になってしまったというところがございます、今言います災害関係につきましては非常に懸念される部分がございますので、それを令和元年度につきましては山ノ口地区のほうに実は移動させまして、主伐をさせたところがございます。ただ、ここは人家がやっぱり近うございましたので、一度に大面積で伐採することが、やはりその下におられます住民の方に不安を与えるのではなかろうかということで、林班ごとに面積を小さく区切ってしまったということで、できなかったというところがございます。別に持っていけば、それは可能だったのかもしれませんが、ただ、なぜ問題があるかと言いますと、そういうふうにして最近は一度に伐採してしまいますと、そういうふうな諸問題が出てくる可能性もございますので、その点をやっぱり勘案しなくてはいけないかなというふうにも思っております。

先ほど、見直すというふうなことも言ったのですが、実は同じ団地のほうを全部一度にどっと伐採するような計画が、今管理計画がございまして、これをやっぱり見直すべきではないか。金子議員の御質問でもお答えしたのですが、それは千鳥であるとか、それから飛び地とかまだらとか、そういう考え方で持っていきべきではないかなというふうにも思っております。それによって、若干その年が変わってきますと、浸食が始まっております、次の年は下刈りが始まるということで、山自体が次の年には緑が見えてまいりますので、不安げにならないというふうなことも考えられますので、そこ



をちょっともう少し考えさせていただいて見直しをさせていただけないかと。

ただ、私としましては、ちょっと答弁が長すぎるのですが、ここでいきますならば、1年に10ヘクタールほど計画がなされておるのですが、そこは目標とさせていただきまして、それに近いようなかたちで処理することができないか。経済林でございますので、山下議員の主張どおり私も思っておりますので、ここは実は森林組合とお話もしてきたところでございまして、これからそれを具体的にしなくてはいけないかなというふうなところで今思ってきたところでございます。以上でございます。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時59分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

一つ、町有林の計画伐採について、山下議員の一般質問の途中です。発言を許します。

**○9番（山下 力君）** 先ほど町長は、町有林の管理計画を見直したいと。そして、1年間に10ヘクタールぐらいを伐採したいという考えを示されました。

ここで、先人の話ですが、私の先輩が教えられたことが、昭和30年頃から昭和50年頃まで町長をなされた柴田町長は、町長時代に町有林の伐採を、ほんとはよく木を切られた町長であると。その後の植林も、一番植えられた町長であると。そのときは経済状況が、日本が発展する時期ですから、湯前町のインフラ整備にその財貨を充当された。そして、町を発展させられた。そして、次の時代に託すために植林をされた。その植林が、今主伐期を迎えている山なのです。そういうことを一応再認識されて次に進みたいと思いますけれども、私は主伐期を迎えている面積が解消するまで、今後10年間は30ヘクタールぐらいの伐採をしたらどうかというふうに考えております。

それを提案する根拠を5点申し上げますと、1つ目に町有林資源で伐期を迎えている面積が610ヘクタールあります。直近10年間の伐採面積からいくと、100年以上かかるということが一つ。それから2つ目に、伐期を迎えている資源を伐採せずに先送りすると、大径化して材価が下がり、売払収入が減ると思います。町民に損害を与えるということです。3つ目に、将来の森林資源の更新ができると思います。そして4つ目に、計画的に伐採することで、林業事業所に仕事を与える、そして雇用の確保ができる。安定するということでございます。5つ目に、木材価格が安いと言っても、町の財政に貢献できると思います。これも、林業関係の方に聞きますと、毎年30ヘクタール伐採しますと、4,000万円から4,500万円の収入があると思います。

長谷町長は職員時代に、林務に積極的に関与されておりましたので、森林経営にも卓

越されていると思います。そこで町長、町有林の現状をどう分析され、重要な判断を行う局面に町有林はあると思います。何回も聞きますけども、どのように取り組まれる方針か見解をお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど、山下議員のほうから、柴田町政時代のことをおっしゃっていました。実は私も、今議員おっしゃられるように、そのときに従事した一人でございます。そのときには建設関係のラッシュのときでございましたので、それに充当させていただいたということで、年間1億5,000万円ぐらい伐採をしたという思い出があるところでございます。

さて、今山下議員のほうから、主伐をすることによって、5つほど考えられるというふうなお話をいただいたところでございます。そして、その前に、年間30ヘクタールの伐採をというふうなお話があったところでございます。私もそのくらい切っても良いというふうには思うのですが、先ほどの答弁とちょっと重なるところがあるかと思えますけども、湯前町の山のどこにどういうふうに区分してあるか、そこをちょっとお話しさせていただきたいと思うのですが、国有林が大体2,300ヘクタールほどを超えておりますけども、ほとんどが山間部の上のほうにございまして、そしてその真ん中へんから里山にかけて、町有林と私有林というふうなことでございまして、

伐採しようとする、やはり、私先ほど言いましたけども、実は災害が懸念されると。裸山が一遍にぐっと大きくなっていくということも考えられます。ただ、それを分けて伐採すれば可能なのかなというふうにも思いますので、申し訳ございませんが、30ヘクタールというのは、法正林という制度があるのですが、これは実は未来永劫的に山づくりが経営できるという方式なのですけども、これに乗っかりますと、毎年例えば1ヘクタールずつ切っていくと、100年後にはまた元のところに戻ってくるという発想なのですけども、これに当たればばっちりなのですけども、地形的に申しますと、なかなかそれが山を見ながら経営するというのは非常に難しい部分がございます。できる限り、そういうふうに近づけなくてはいけないと思うのですけども、これまで大体10ヘクタールほど、計画の中で伐採しているのですけど、なかなかそれもうまくいっていないというのは、一つにはそういうふうな特殊事情等もあるのではなかろうかなというふうに思っております。

それから、町有林はあくまでも、先ほどから山下議員が主張されております経済林でございます。これは絶対やっぱり切るべきものでございますし、それから一昔前までは実は大径木が好まれておりました。ところが、最近は、森林組合等におきましては、ツインバンドで一遍に2面を切っていくというふうなことになるまで、中目材ぐらいの用途材しか今利用が出ていないと。それ以上は集成材あたりの部材に替わってしまっているというふうな実態も見えておりますので、長期伐期はやはり不向きになってしまっ

ているという部分もございますので、そこもやっぱり現地を見ながら、改めて見直しをしながら、そういうふうな区分分けをしながら、やっぱり伐採をしなくてはいけないのかなというふうに思っております。

山下議員の主張されるのは十分私も理解しておりますので、それを踏まえながら、ちょっと 30 ヘクタールというのはいかがなものかなというふうには思っておりますけど、そこは考えながらやっていきたいというふうに思っております。積極的に私もその部分は、経済林でございますので、これまでの先人の思いをしながら、そして町民の皆様方に何とか一般財源として生かしていきたいと、かようには思っておるところでございます。

**○9番（山下 力君）** 今町長のほうから、そういう力強い答弁をいただきましたけれども、自分たちに分からない町有林の管理計画にしても、いろんなその国有林を含めて今説明されましたけれども、やり方によってはできるのではないかと思うのですよ。先ほど言われた町有林の伐採を、主伐をするときに、1箇所ではなくて、いわゆるそういう団地が7箇所か8箇所あれば、3ヘクタールぐらいずつ切って全部の箇所を切れば、20から25ヘクタールは切れるということになりますので、そこは執行部のほうで、計画の段階でいろいろ知恵を絞っていただければというふうに思います。

次に進みますけども、その延長ですが、今大切なことは、主伐期を迎えている610ヘクタールの森林資源の活用方針を取りまとめることが重要かと思えます。早急に取りまとめる協議機関、林業事業に卓越した方をメンバーに入れまして、町長の諮問機関を立ち上げ、そして回答期限を示して、協議に入ることが重要ではないかというふうに思えます。例えば、設置いたしまして、2か月ぐらいで答申をしてくれと、そして3か月ぐらいで計画を立てて、来年度から計画に入っていくというような進め方も必要ではないかというふうに思えます。

そこで、いわゆる町長の諮問機関の立ち上げについて、町長の見解をお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 大変有り難いことも言っておりました。というか、私としては、トップダウンで担当課と、それから、これからの質問の展開になってくるかもしれないんですけども、組合さんとそこはちょっと協議をしていこうかなということで、組合のほうともちょっとお話を実はさせていただいた経過もございますので、その中で、これからの展開を考えさせていただけないかと、そういうふうに私としては思っておるところでございます。

**○9番（山下 力君）** 諮問機関は立ち上げないという説明でございますけれども、私が、諮問機関を立ち上げていただいて、協議していただきたい事項を、私なりに5点考えました。

まず1点は、単年度で伐採面積を増やすと。私の考えは30ヘクタール。

そして2点目に、50年とか60年を周期とする輪伐期施業計画。先ほちょっと町長が申されましたけれども、50年で1回、町有林874ヘクタールを回しますと、毎年17ヘクタールぐらい切っていったら、50年で一巡すると。60年で伐採する計画だったら、14ヘクタール切っていったら回るといふ輪番制伐期ですね。

それから3点目に、長期受委託の導入。例えば、単年度で伐採を委託するのではなくて、複数年度で委託すると。単年度で10ヘクタール考えておいたら、5年間だったら50ヘクタールを一回で委託するということですね。

それから4点目に、森林信託。これはちょっとここでうまく説明できませんけども、平成24年、平成25年頃、上球磨森林組合の林業振興推進協議会で、島根県の雲南市の市有林を視察に行っております。そこでは、当時から、森林信託を考えておるといふ話でございました。そこがちょっとうまく説明できませんけども、分かっておられると思います。

それと5点目に、町長が主伐を増やすことにここが心配であると、問題であるといふところを、この5点を諮問して回答いただければなといふふうに私は考えておりました。そのうちどれかを導入しますと、町有林での収益の確保、それから伐採することで町有林資源の更新、そして林業事業者の雇用の確保に貢献できると、これらの効果があるのではないかと私は思っております。これについて、町長の見解をお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 今5つのお話をされたのですが、その前にちょっと私の思いももう少し伝えさせていただきたいのですけども、地方分権の進展や新たな社会問題の課題ということで、非常に町民ニーズの多様化によりまして、職員の事務量が非常に増えております。特に、時間外勤務等も増えておりまして、補正予算等にも上げさせていただいておるのですけども、今後事務負担を減らすために、ワークライフバランスといふふうな実現の必要性も感じております。

農業につきましては、毎年単年度で収穫が可能になるわけでございますけども、林業生産につきましては、40年から50年の期間を要する産業でございます。保育管理から伐採までの知識を取得した技術職員を育成するといふのは、やはり公有林を所有する自治体にとっては非常に頭の痛い問題になっているといふことで、私が職員時代から、私は山の学校を卒業したのですけども、それ以外、林務の専門の勉強をしてきた職員は実はおりません。先ほど言いましたように、40年から50年かかる林政体制の中で、やっぱり専門的な勉強が非常に必要になってくると。それが、今人材がないといふところがございます。ここは私まずちょっと強調したいといふふうに思っております。この頭の痛い問題につきましては、先ほちょっと申し上げたのですけども、例えば森林組合にお願いしまして、山を見ることができる人、そしてその山を評価することができる人、いわゆる林業専門のプロパー職員を持っております林業事業体、森林組合に依頼すること

ができないかというのは、実はもう山下議員の3月の一般質問の時からおられておりましたので、その思いを実は持っておまして、組合長とも実はお話をさせていただいたところでもございました。その私の思いもちょっとお伝えしたいというふうに思っております。

先ほどの答弁の中でも申しました法正林というのは、実は先ほど山下議員がおっしゃった2番目の、50年から60年にかけてその世代を切りながら新しく更新していくという理念は全くそのとおりでございます。加えまして、長期に及ぶいわゆる委託をするというふうな、私が今申し上げております森林組合あたりがそれを指すのかなというふうにも思っております。

それから、申し訳ございません。4番目の島根県の雲南市の事例は申し訳ございません、私承知しておりませんので、これはちょっと調べておきたいと思っております。

正直申し上げますけど、組合長と話したのが、主伐をやるに当たっての問題が実はございます。というのが、大規模に伐採するとなりますと、やっぱり災害等の問題もございます。加えまして、組合だけを育成するというのではなく、やっぱり民間の林業事業体もございますので、ここらへんもやっぱりどうかしなくてはいけないかなというふうなお話も実はさせていただいておりましたので、ここらへんも課題の中の一つに加えさせていただきまして、私としては、そこは前向きに捉えながらやっていきたいというふうに思っております。これは、組合長もそういうふうにしていただければ非常に有り難いというふうなお話もしていただきましたし、私が先ほど申しました課題点につきましても、その分についてはやっぱり十分注意しなくてはいけないなど。

それから、町有林につきましては、これまで一般競争入札によって立木処分をしてきたという経験もございますものですから、そういう部分も踏まえながらやっていきたいというふうに思っております。これは、積極的に私もそういうふうにおもっておるところでございます。

**○9番（山下 力君）** 今町長の答弁の中で、職員に専門家がないという話をされましたけれども、私が提案した4つのうちの一番下、森林信託、これをやったら、職員の仕事はゼロになるのですよ。相手先はどこか、まだ話はしないですけども、そういうことも考えられますので、いわゆる諮問機関を設置したらどうかというふうに私は思います。

町長は町長として、総合的にいろんな考え方を持ちますので、一つの仕事に集中できないところもあると思います。考えが浮かばないところもあると思います。そのときに、専門の諮問機関、4、5人で良いと思いますけれども、その方たちの話を聞くことも私は大切と思うのですよ。ほんとに失礼な言い方ですけども、昔から人の話をよく聞く人、聞く耳を持つ人は賢い人といわれます。ですから、町長も賢い人でしょうから、やはり

設置して専門家の話を聞くことは、私は必要と思うのですよ。どういう機関かは町長が作っていただいているのですが、何かの形で意見を聞く機会を作っていただければというふうに思います。その点についての見解をお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど、私トップダウンで、その協議も担当課又は対象となる森林組合さんと事務レベルで協議したらどうかというふうな話も実はちょっとやっておりましたものですから、ちょっとその部分については正直、今戸惑っておるところでございます。ただ、専門的に、今課題点をこういうふうに5つほど述べていただいたのですが、断続的に2か月か3か月にわたって、全てのやつを答申するのではなく、こういう考え方があるからどうでしょうかというふうなことで、将来の町有林の在り方ぐらいお聞きするというのは可能かなと。やはり専門的な部分の何とか検討委員会と作ることになりますと、それぞれにまた事務手続きも増えてくるかと思っておりますので、そこはちょっと事務方とも十分打合せしながら、意見を吸い上げろというのは私も承知しておりますので、ちょっとそこは検討させていただきたいというふうに思います。

**○9番（山下 力君）** では、次に進みたいと思います。これまでは、一応伐期を迎えた町有林が多く、大規模な伐採を行うべきと議論してきましたけれども、これからは町有林の森林整備事業について、お尋ねをいたしたいと思います。

まず、主伐を増やすことで、伐採後の再生林と保育事業の支出が発生いたします。立木を切ることは簡単ですが、伐採後の経費がかさみ、財源が心配という意見があります。この意見等について、町長の見解をお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** これまで約10年間でございますけれども、主伐をしながら、企業の森づくりあたりも利用させていただきながら、下刈り、それから保育間伐又は間伐、これも国・県の補助を活用しながら、させていただきまして、他の自治体より先進的に保育の事業をすることができたというところでございます。山林というのは、40年から50年、長期の伐期という形でございますので、それだけやっぱり手を入れておかないと、最終的には健全な森づくりができないという部分がございますので、そこは保健機能林という部分の名称もございますけれども、多くの目的がございますので、目に見えない投資も当然必要ではないかなというふうに思っておりますので、これはやっぱり計画的に、今おっしゃっているような形でやっぱり保育事業は実施すべきかと。そして、やはり積極的に国・県の補助あたりももらいにいって、採択を受けながら事業を進めていくべきかなと思っておるところでございます。

**○9番（山下 力君）** 経費の心配は発言ありませんでしたけれども、そのとおりだと思います。

直近5年間の町の森林整備事業の収支について、平成28年度から令和2年度の5年間でございますけれども、令和2年度は7月豪雨災害のためにちょっと除きますけれども、

4年間の平均で1,636万円の黒字になっております。この基礎となる資料として、収入の対象は林業の事業の補助金、それから木竹売払金、そしてその他、その他は企業の森づくり協定企業からの負担金、これが収入。支出としては、事業の委託料、それと森林保険料を支出として計算したら、4年間の平均が1,636万円の黒字であったと。町有林の森林整備事業、4年間の収支が黒字だったことは申し上げましたけれども、その中で、森林整備事業において、支出の抑制はできないと思うのですよね。いわゆる伐採にせよ何にせよ、単価がありまして、支払う事業料、委託料は決まっておりますので。ということは、収入を増やすことについて考える必要があると思うのですよね。

そこで町長、今現在その収入を増やす考えがあればお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 一つには、やはりコストダウンという形になりますので、収入という部分から見ますときに、場所によりましてコストダウンを図らなくては行けないと。やっぱり、機械力がそこに出てくるのではなかろうかというふうに思っております。それによってコストダウンができますから、やっぱり立米当たりの純益というのがそこに増えてくるのかなというふうにも思っております。

それから、先ほど申しましたけれども、国・県の有利な補助金等があれば、そこにやっぱり飛びついていくと。条件を満たすようなかたちで持っていきべきかなというふうに思っておりますし、これまでお付き合いさせていただいておりますJT様、それからJR九州商事様、それから紅中様、こちらへんから残りの部分の保育の部分に必要な補助金あたりもいただくというふうなかたちで、何とか一般財源を減らす方向で持っていったらどうかと、こういうふうには思っておるところでございます。

**○9番（山下 力君）** 最後のほうにちょっと言われましたけれども、私は企業の森づくり協定に今賛同されている会社が3社ありますけれども、これの継続と、新たに賛同される企業を探すことだと思います。この件に限って、町長の考えをお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 今3社ほどお願いしておりまして、昨日金子議員のほうにも御答弁させていただいたのですが、JT様、3期目でございます、その3年目でございますか、それから紅中様とは今回更新をさせていただいたところでございます。それから、JR九州商事様とは今年度いっぱいでございます、実は8月に本社のほうにお邪魔して、継続のお願いをしたいということでの段取りをしておったのですが、ちょっと福岡のほうが非常事態宣言地域に入ったということで、延期をさせていただいておるところでございます。

3社におきましては、私のほうも積極的にお付き合いをさせていただきながら、また御担当いただきます方が来庁していただきます際にも丁寧に対応をさせていただいておりますし、特にJT様は非常に大きくございますので、私が東京に上京した際につきましては時間を見つけて、一人行動をさせていただきまして、本社に行かせていただきま

して御挨拶をするということで、丁寧にさせていただいております。それから、福岡の支社のほうにつきましても、御担当の方につきましても、積極的に御連絡をさせていただきながら、お付き合いをさせていただいておるところでございますので、ここは重要な部分だろうというふうに思っておりますし、私の思いは先方の3社ともお分かりになっていただいているのではなかろうかというふうに思っております。

ただ、現況、コロナ禍でございます、この3社とも非常に経営的にも苦しい中、CSR活動とかたちで投下していただくという部分もございますので、ここは非常に厳しい部分もあるのかなと思うのですが、そこは何とかお願いしながらやっていきたいと思っておりますし、それから新規開拓のCSR活動の会社あたり、法人様あたりもお願いできないかということで、熊本県のほうにも実はお願いをしておるところでございますので、そこは積極的に私もセールスマンになりまして営業をしていきたいと、かように思っておるところでございます。

**○9番（山下 力君）** 今の質問がちょっと早かったというか、もう一回ちょっと尋ねますけれども、いわゆる近年、二酸化炭素の排出抑制や吸収量を増加させる取組が世界的な緊急な課題となっております。国内においても、毎年発生する大規模災害への対応として、森づくりへの関心が高まっており、本町でも企業の森づくり協定を締結している企業が3社あります。この協働の森は、本町が熊本県第1号として、平成21年4月にJTさんと締結、現在は3社からの森林整備にかかわる費用を御支援いただいております。併せて、補助金等で整備が進められていると認識しております。

この取組は、他町村に余り例のない本町の特徴的な取組であり、特にJTさんには10年以上御支援いただいております、森づくりだけではなくて、林業従事者の雇用の確保においても地域に大きく貢献をいただいております。町有林の森林整備事業の収入において、企業からの負担金は大きなものであり、今後の町有林主伐事業の計画に大きく影響をすものと考えております。この協働の森の取組について、ここで町長の考えを聞きたかったのですけれども、先ほど聞きましたので省きますが、JTさんには10年以上お世話になっておりますが、当初の情勢と違うのですよね。いわゆる本社をスイスに移転され、支店を少なくし、従業員をリストラされておりますので、そしてしかも3期目ですから、どうなのかなと心配をしております。

JR九州商事さんには、先ほどの金子議員の質問において、コロナ禍の中でちょっと接触ができていないという説明がありましたので、ここも心配しております。先ほどこれも説明されましたので、いわゆる営業活動というか、接触をされて、引き続き協働の森に賛同していただくように努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、次に脱炭素をキーワードで、湯前町の企業の森づくり協定に賛同いただくよう、営業に力を入れる必要があると思います。先ほど、町長は自分が先頭に立って頑



張るという話でしたが、ここで提案ですが、県との関係の深い、現在でもパイプ役として町の発展に努力をいただいている富安副町長に営業部長に就任いただき、県あるいは企業に訪問され、営業活動を頼むという形での辞令交付はできないか、町長の見解を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 3社とも、山下議員がおっしゃるように、コロナ禍におきましても、非常に厳しい経営状況をやっているところでございます。

ただ、その中で、JR九州商事様からのお話の中でちょっとございましたのが、これは非公式でございますけども、JR本社の青柳社長が、可能であるならば一回湯前のほうの森づくりの現場に出てきたいというふうなお話も実はあったところがございますが、残念ながら今それができていないと。非常に関心を持っていらっしゃるということもお聞きしましたので、大変うれしく思っております、それがちょっとできなかったというのも残念でございますけども、機会があれば社長のほうにも来ていただけないか。そして、その際にも、今年の7月豪雨におきまして肥薩線がああいうふうな状況になっておりますので、私もくま川鉄道の副社長として今働かせていただいておりますけども、そこらへんの意味も、自治体のほうのトップとして、是非継続のほどよろしくお願ひしますと、そんなことも実は思いつつ、実現ができていないというところがございます。

さて、今御質問がございました富安副町長でございますけども、任期2年6か月ということで、今一生懸命いろんな形で活躍をいただきまして、県とのパイプ役もしていただいておりますところがございます、徐々にその活動の部分が今目に見えてきたところがございます。今回、トップセールスマンということで、辞令を出せということでございますけども、そういう形でさせていきたいと、出さなくてもそういうふうにさせていきたいというふうに思っております。

**○9番（山下 力君）** その前に、湯前町の財政状況は豊かではないと思います。そこで、企業の森への取組は、今後の町有林の施業の進捗を大きく左右すると思います。攻めの姿勢で、また企業に賛同いただくため、森林整備にかける湯前町の取り組む考えを理解してもらえ、賛同してもらえいわゆる趣意書、いわゆる湯前町はこういう考え方で森林整備をしておるといふ趣意書を作成いたしまして、趣意書をもって企業の森づくり協定へ向けて積極的に営業活動をしていただきたいと。先ほど、町長の答弁の中で、もう既に県のほうにそういう話をしておるといふ話も聞きましたので、窓口が県だろうと思うのですよ。そこでいろいろ情報を取って企業に出向くと、そういった活動をしていただきたいというふうに思います。そうしますと、最初の目的いわゆる主伐期にある面積が、少しでも、一年でも早く解決するのではなからうかと、いわゆる主伐の面積を増やすことができるというふうになると思いますので、是非お願いしたいと。改めて、町長の見解をお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 今おっしゃっている思いも、私も十分承知しておりますので、これまでの3社にも増してでございますけども、新規のCSR事業に参加いただきます企業様を御紹介いただくということであれば、副町長にお願いいたしまして、まず先陣を切ってセールスをしてもらおうかというふうにも思っておりますし、今御提案いただきました本町が持っておりますこれまでの経験あたりも、その趣意書の中に加えさせていただきますまして、営業活動をさせていきたいというふうに思っております。

それから、今回新しい分野におきますCSR活動なのでございますけども、実はこれちょっと余計なことも申し上げるかもしれませんが、企業によりましてはいわゆる新植を好まれる企業等もございますけども、JT様におかれましては新植ではなくて、新しく植えられた後の下刈りとか除間伐をされるというふうな企業様も、このJT様に限っては出たところでございまして、そういう部分がございすものですから、主伐に全部つながるかと言え、そういう向きの企業様が多いとは思っているのですけども、そういうふうな企業様もおられるということだけはちょっと申し添えさせていただきたいというふうに思います。

**○9番（山下 力君）** 最後にまとめですけども、いわゆる主伐を増やす努力をしていただきたいと。それにはいろいろ問題があると思います。しかし、問題を解決しないと、蓄積した主伐期の解消にはつながりませんので、努力をお願いしたいと。それから、諮問機関までいかないまでも、いわゆるちょっと話等を聞く、そういった方をつくっていただいて、専門家の話を聞くという、聞く耳を持っていただきたいと。そして、林業信託あるいは長期受委託等々について、勉強をしていただきたいというふうに思います。

町民の財産、町有林の利活用を積極的に考えていただくことを重ねて申し上げまして、質問を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これで、一つ、町有林の計画伐採についての山下議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

**○4番（椎葉弘樹君）** 山下議員からの一般質問の中では、ヘクタール換算で質疑がされておまして、総合計画のほうでは年間で1万立米を目指すというふうに書いてあります。

そこで、まず1ヘクタール当たりの立米数というのは、町はどの程度を考えておられるのかについてお尋ねしたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 森林管理計画、先ほどからいろいろ言葉が出てきておりますけれども、この中で単純に申しますと、主伐計画100ヘクタール、これも先ほど出てきておりました。この際に、立米数に換算すると4万立米というふうになりますので、これは木材の生産の数量と申しますかね、丸太の数量と申しますか、そういうこと

になります。失礼しました。1ヘクタール当たりになれば、400立米というふうになります。

**○4番（椎葉弘樹君）** 1ヘクタール400立米ですと、25ヘクタールということになります。町長からは10ヘクタールを目指されたいということでしたので、ちょっと差異があるのかなというふうにも思いましたので、そこはちょっと御確認いただきたいと思えます。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 失礼しました。何回も申し訳ございません。製品の数量というところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時41分

再開 午後1時42分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 先ほど、1ヘクタール当たり400立米というふうなこと、これは素材の生産量のこととございまして、総合計画に挙げているのは、球磨スギ・ヒノキを売っていこうということで、これは製品の生産量というところになっているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** 特別に、何かあればどうぞ。

**○4番（椎葉弘樹君）** 総合計画の中には木材取扱量となっていましたので、木材をどれだけ流通させるのかの取扱いだと思っておりました。でも、これは、実際は生産量ということは、ちょっと矛盾が生じます。では、総合計画からいくと何ヘクタールを計画されているのでしょうか。

**○管財防災係長（椎葉泰裕君）** 総合計画につきましては、木材取扱量という表現を使っておりますけれども、これにつきましては製材製品の取扱量という意味で木材取扱量というような表現をしております。

総合計画におきましては、町有林の伐採量というのは記載しておりませんので、先ほど町長が答弁されておりますとおり、伐採の計画については町有林の管理計画ということで、実行計画のほうで定めているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 答弁で、湯前町町有林管理計画で定めておりますということなのですが、この計画は平成30年12月に経済建設常任委員会で示されたのですが、それ以降、議会のほうにも町民の方にも示されておられません。また、この町有林管理計画以外にも、森林管理計画や昨年策定した湯前町森づくり構想、これらについても一切公表されておられません。こういった計画はしっかりと、議会や町民の方にも提示していく必

要があると思っているのですが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 町有林管理計画書の部分と、ほかにもおっしゃったところがございますけども、何も公表しないということではなくて、そういうふうな管理計画の中の一つであるということで、公表しなかったという部分がございますので、これは電子化がどうかちょっとよく分かりませんが、そこは公表のほうに向かっていきたいというふうには思っておるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 企業の森のほうについて御確認をしますが、現在3社の企業の方が入って、早いところはJTさんが平成21年からというふうになっておりますが、湯前の木材を使って社員の方が家を造ったというふうな事例はあるのか、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 社員の方ということでございましたけれども、社員の方が町内をはじめ近隣町村にお住まいということではないと思われまので、まずはないというふうに思っております。ただ、災害とかでみんなの家というようなのがございます。そちらのほうとか、あと東北関係のほうにも、木材のほうの提供は行ったということでございます。

○3番（遠坂道太君） 一つは、なぜこういうことを申したかと言いますと、やはりせっかく湯前に来て作業をしています。これは私もJTの方たちといろいろお話をした中で、こういう話が出たのですよね。やはりせっかくこうして来たのだから、もし家を造るのであれば、湯前の木を使ってみたいというふうな方もおられるわけです。そういったかたちも、今後副町長がトップセールスをされていくと思っておりますので、そのへんを含めた中で取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、町有林の計画伐採についての関連質問を終わります。

以上で、山下議員の質問を終わります。

-----○-----

## 日程第2 承認第2号 専決処分の承認について（熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更）

○議長（倉本 豊君） 日程第2、承認第2号、「専決処分の承認について（熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更があり、専決処分をしたものでございます。報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいいたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 承認第 2 号について御説明いたします。タブレットの 2 ページをお願いします。

熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更を、専決させていただいた内容についてでございますが、専決した日は、令和 3 年 7 月 20 日でございます。

次に、4 ページと 5 ページの新旧対照表をご覧ください。

左側が変更後でございます。別表第 1 及び別表第 2 中の熊本県北病院機構設立組合を、玉名市玉東町病院設立組合に、それぞれ改められたものでございます。

3 ページをお願いします。

附則として、この規約は地方自治法第 286 条第 1 項の規定による、熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本縣市町村総合事務組合規約の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用されるものです。なお、熊本県下のほかの加入団体と同様、同文議決をお願いします、専決処分させていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 2 号、「専決処分の承認について（熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、承認第 2 号は、承認することに決定しました。

-----○-----

### 日程第 3 報告第 3 号 ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 3、報告第 3 号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 報告第 3 号について、提案理由の説明を申し上げます。

ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況を説明するため、地方自治法施行令第 173 条の 2 第 1 項の規定に基づき、関係書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**○企画観光課長（本山りか君）** タブレットの 2 ページをお願いいたします。

令和 2 年度（第 24 期）事業報告。ゆのまえ湯楽里株式会社。令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日分でございます。

総括。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言、7 月豪雨の影響等により様々な業界・業種でも影響がでています。湯楽里でも 2020 年 3 月より売上高の減少が始まりました。10 月より GOTO 事業の一時停止、時短要請等コロナ禍における事業運営も大変厳しさを増しています。

観光事業により県外からのお客様の受入を行っている施設として、感染拡大の影響は、大変敏感に経営を圧迫します。テイクアウトの拡充や湯前町から飲食店・小売店で使えるゆのまえおいしか券の全町民への交付等、感染防止対策としてアルコール消毒や館内の換気、アクリル板の設置、席数の減少などソーシャルディスタンス対応を継続していますが、コロナでのサービスの提供等試行錯誤することが今後の生き残りには必要であり、厳しい局面に立っていることは確かであります。地域や施設の魅力を発信することで、観光客誘致につながり、いかに訪れる人を魅了するコンテンツを作ることが出来るかが重要であると考えます。

コロナ禍における新しい生活様式を取り入れた感染予防対策を最重要課題とした営業に努めて参りましたが、コロナ禍での増収増益にはつながりませんでした。

次のページをお願いいたします。

湯楽里部門の事業概要について御説明いたします。

4 月 16 日から 5 月 11 日まで、これは国の緊急事態宣言に伴いまして、臨時休館を行ったものでございます。

7 月 4 日、令和 2 年 7 月豪雨のためコテージ・水源地落雷被害、敷地内土砂崩れ発生。

7 月 6 日から 8 月 31 日、「くまもつと泊まろうキャンペーン」。これは熊本県の宿泊助成事業でございます。これに参画をしております。

同月 8 日から 11 月 16 日まで、令和 2 年 7 月豪雨被災者無料入浴サービスに参加をしております。このことにより熊本県から入浴料の助成が来ております。

10 月 3 日、GOTO トラベルの正式登録、同月 19 日 GOTO イートの開始がされました。ただし、これにつきましては冬頃より感染拡大に伴い、一時停止がなされております。

12 月 10 日から 2 月 28 日まで、湯前町より飲食店、小売店で使える「ゆのまえおいしか

券」の利用が始まりました。

同月31日から翌月1月3日までにおきましては、感染拡大防止のため自主的に温泉利用の時短営業をしております。

1月14日、熊本県独自の緊急事態宣言が発令されました。それに伴いまして、16日不要不急の外出自粛要請に伴いまして、温泉入浴時間を20時までの時間短縮営業としております。

2月1日から2日、全館臨時休館を行っております。また、3日から5日の間はレストラン部門におきまして臨時休館を行いました。さらに、15日から16日におきましては、全館臨時休館をいたしております。これはコロナ感染が拡大しまして、営業のほうも、なかなか見込めないということで、休館日に併せまして自主的に休館を行ったものでございます。

3月16日から4月28日まで、熊本再発見の旅身近な人と身近な旅へ、ということで、これも熊本県の宿泊助成事業が始まったため参加をいたしております。

次のページをお願いいたします。4ページです。

グリーンパレス部門です。

4月13日から5月11日まで、グリーンパレスも緊急事態宣言発令に伴いまして、臨時休館をいたしております。

また、2月1日・2日、2月15日・16日、これも湯楽里本館と同様に臨時休館をいたしております。

次に、会議でございますが、そこに記載しておりますとおりの会議を開催しております。又は参加をいたしております。

次のページをお願いいたします。

研修につきましても、そこに掲載のとおりでございます。職場体験・見学受け入れも行っております。なお、感染防止対策を取りながらの受け入れということで、御理解いただければと思います。

総会につきましては、6月25日に第23期の定期株主総会を開催いたしております。

取締役会につきましては、4月15日から、次のページですね、3月23日まで10回にわたり、定時取締役会を開催いたしております。

監査でございますが、5月に決算監査、11月に中間決算監査、3月に現金監査をしていただいております。

助成金及び支援金ということで掲載しておりますが、これは令和2年度におきまして、国・県・町のほうからいただきました助成金等の金額を掲載しているところでございます。

主な工事につきましても、そこに掲載のとおりでございます。

ページを飛びまして、8ページをお願いいたします。

第24期の貸借対照表でございます。令和3年3月31日現在でございます。

左のほうをご覧ください。資産の部でございます。流動資産、現金から未収金まで合わせまして8,363万3,992円。固定資産、有形固定資産、投資その他の資産含めまして合計の2,726万878円でございます。資産の部合計1億1,089万4,870円でございます。

右側をご覧ください。負債の部でございます。流動負債、買掛金から未払金法人税等まで合わせまして565万67円です。固定負債、長期借入金3,000万円でございます。こちらにつきましては、コロナの感染拡大によりまして運転資金等について、日本政策金融公庫から借り入れたものでございます。負債の部合計3,565万67円。

純資産の部。株主資本7,524万4,803円でございます。うち当期純損失金額は728万9,798円です。純資産の部合計7,524万4,803円。

負債・純資産の部合計は1億1,089万4,870円でございます。

次のページをお願いいたします。

第24期の損益計算書でございます。令和2年4月1日から令和3年3月31日の分でございます。単位は1,000円でございます。

売上高、左のほうでございます。温泉売上、宿泊売上、コテージ売上、レストラン売上、売店等売上手数料、その他売上、グリーンパレス売上、ゲストハウス売上、合わせまして7,039万1,642円。売上原価は④の欄でございますが、801万9,713円。売上総利益6,237万1,929円。販売費及び一般管理費は1億2,150万2,945円。営業利益マイナス5,913万1,016円。営業外収益、これは指定管理料及び先ほど御報告いたしました国・県・町からの補助金等でございます。合わせまして5,214万6,249円。

営業外費用、雑損失でございます。12万2,531円。経常利益、税引前当期利益でございますがマイナス710万7,298円。特別利益、特別損益共に360万円。法人税等は18万2,500円。

当期利益はマイナス728万9,798円。前期繰越利益がマイナス1,786万5,399円、当期未処分利益がマイナス2,515万5,197円でございます。

右下をご覧ください。

第24期の利益処分でございます。当期未処分利益マイナス2,515万5,197円で配当金、利益準備金共に0円でございます。次期繰越利益がマイナス2,515万5,197円でございます。

次のページをお願いいたします。10ページでございます。

第24期の湯楽里各部門別の利用実績表を添付しております。

次のページ、11ページをご覧ください。

第24期のゆのまえグリーンパレス利用状況を掲載しています。内容については、後ほ



どご覧いただければと思います。

次のページ12ページをお願いします。

令和3年度、第25期の事業計画を参考に添付しています。これについても内容を御確認いただければと思います。

以上、報告を終わります。

ただ、参考資料といたしまして、議案説明資料のフォルダ内に湯楽里の経営状況の概要ということで、令和2年度分です。前年度と前々年度と比較できるような形で資料を添付させていただいております。さらに、キャッシュフロー計算書も添付いたしておりますので、併せて御確認いただければと思います。以上です。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時03分

再開 午後2時17分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第3、報告第3号、ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況についての説明が終わったところです。

これから質疑を許します。

**○2番（西 靖邦君）** 事業計画に関してなのですが、新型コロナだから何をすれば良いのかではなく、高収益を実現するにはどうすれば良いのか、それを念頭に置いた事業計画だと思いますので、見直しながらでもしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

**○町長（長谷和人君）** 今年度の計画につきましての御意見をいただいたところでございます。アフターコロナを見据えた徹底した感染対策、それから合理化を行うなど、新たな中期計画を立てておりますので、その中で今後とも運営を行っていききたいと、かように思っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 9ページの売上高 7,039 万円についてお尋ねします。湯楽里の場合は、売上高が下がることで、営業利益にも影響をします。営業利益だけを見ましても、私ずっと遡っていったのですが、平成24年度まで行ったときに、ずっとこれはマイナス営業利益でした。さらに、令和3年度はコロナの影響も多分あるので、売上高のことをちょっと心配しています。

中長期経営計画によりますと、令和3年度は1億5,000万円の売上を見込まれていますが、恐らくコロナの影響があるのではないかなと思うのですが、そこで町長にお尋ねします。令和3年度の上半期の売上高を見ての見通しはいかがでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 現況でございますけども、今椎葉議員が御心配していただいたとおりでございます。非常に厳しい状況が続いております。ただ、若干、昨年度よりは好転しているところが見えるところでございますけども、今年も最終的には、今のシミュレーションでのお話でございますけども、結果的にやっぱり1,800万円余りの赤字になるというふうな予想をしているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** あと同じページで、特別損失360万円が上げられています。これはどのような損失になるのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** これは職員の期末手当相当額になります。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 職員数について、お尋ねします。正社員が令和2年度で11人ということで報告がありました。正社員以外のパートさんも含んだところでの全体の職員数というのは、今何名くらいいらっしゃいますか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 本年の4月1日現在で御報告をさせていただきます。正社員が11名、嘱託職員が7名、パート職員が5名、アルバイトが5名、合計の28名でございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 2年前の報告によりますと、慢性的な人材不足とあったわけですが、令和元年度と令和2年度には人材不足という文言は入っておりません。現在、湯楽里総職員数28人というのは、これは人材不足に当たるのか、それとも今十分足りているのかについてお尋ねします。

**○企画観光課長（本山りか君）** 現況は、やはり令和2年度からコロナ禍に入っております。その影響を受けて、臨時休館も余儀なくされるほどの集客が見込めない状態もございまして、今のところそういったお客様の入りが少ないということで、スタッフ的には不足というところまではまだ至っていないというところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** ハローワークの情報を見たときに、湯楽里さん、また9月から募集をかけておられるようですが、これは足りないから募集をされているのか、それともこれからお客様が増えてくるから増員したいのか、その辺りの職員体制についてお伺いします。

**○企画観光課長（本山りか君）** すいません、9月からの募集についてはちょっと私も情報を知り得ておりません。恐らくこれまでの内容を見ますときに、部門ごとに、例えばお辞めになったりとか、そういったところの入れ替わりではないかと思いますが、いかがいたしましょうか。正式に御確認しましょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今の質問でございますけども、一応フロントのほうで欠員が生じているところでございますので、それを補足するためのということでの募集でございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○5番（森山 宏君）** この決算年度においては、持続化給付金とかというのではなくて、本町から支援金が2,800万円ほど出ていますけども、今期はこれで赤字が5,900万円ですか、それだけで済んでいるかと思うのですが、本年度分はやはりこの支援を基に計画されているのですか。

**○町長（長谷和人君）** 申し訳ございません。ちょっと最後のほうがよく分からなかったのですが、令和2年度につきましては今森山議員のおっしゃるとおりでございます。町のほうにつきましても、コロナ交付金を活用させていただきまして支援をさせていただいたところでございました。

本年度につきましては、支援がまた今回発生するのかなというふうな御質問でございましたでしょうか。ちょっと申し訳ございません。私がちょっとよく分からないのであれなのですけども、現状、先ほど申しましたけども、椎葉議員が御質問されました折には、1,800万円余りがマイナスになるであろうというふうなことでございますけども、現時点では何とかシミュレーション上では、今の持つております資金力で何とか生き延びることが可能になるのかなというふうなシミュレーションでございます。

ただ、現況まだシミュレーションしておりますのが、7月での分でございますものですから、ちょっと今後の動向によってはまだよく見えない部分がございますので、1,800万円がもう少し大きくなる可能性も十分あるのかなと。その場合につきましては、改めて第2弾のコロナ交付金等の国の支援があるようであれば、利用させていただくという部分もあろうかなというふうには思っております。ちょっとそこは申し訳ございません。御質問の内容とは少し違った内容を答弁したならば、もう一度御質問いただければと思っております。申し訳ございません。

**○5番（森山 宏君）** 町長が答弁されたようなことです。結局赤字の見通しが1,800万円、赤字と言っはいけない、欠損が1,800万円。前年度を見たら、支援金で湯前町から2,800万円ほど出ております。これは指定管理料とは別ですよ。ですから、指定管理料だっただけで毎年入ってくるのかなというのがあるのですけども、町から2,800万円支援金が出ておりますけども、これを含んだところで1,800万円の損益を期待なしというところで、現預金の残高で、それだけ1,800万円の赤字と。これは金融機関から3,000万円の借入れをしてありますよね。これの借入金を含んで、現預金残高で見通しのいくところが1,800万円。借入れをやっている1,800万円が赤字ということだったら、年末まで持続していくわけでしょうか。本当に資本金の取崩しでもしないといけない状況ではないのかなというふうにも考えますけど、いかがでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど申し上げました1,800万円につきましては、現預金残高におきます部分で、普通預金残高での資金繰りでの1,800万円ということでございます。

ので、重ね重ね申し上げますけども、現時点でのシミュレーションでございますので、大変厳しい状況が続いているというのはもう間違いございません。

現況、資本金等も3,000万円余り残っているのですが、実は先ほど申し上げました3,000万円の政府金融資金も借りておまして、これも負債の中の大きな部分になってしまうということでございますので、資本金はこれ以上私としては崩したくない。最悪の場合というのも考えなくてはいけないので、一度に3,000万円を返還する場合にもなる可能性もございますので、私は資本金には絶対手をつけたくないというふうに思っておりますので、そこも議員の皆様方御承知おきいただければと思っております。その前提のことで、先ほど国の交付金なり、これ以上赤字が大きくなるということであれば、再度の公的資金を支援していただけないかという意味で、先ほど申し上げたところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** ちょっとお尋ねしますけども、欠損が2,500万円ほど出て、それを1日当たりの稼働日数で割りますと、約8万円のマイナスで稼働しているような状態になります。ここで、損益分岐点ですかね、1日どのくらいの形で見ているのか、それについてお伺いしたいと思います。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時30分

再開 午後2時32分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○町長（長谷和人君）** 申し訳ございません。今質問ございました損益分岐点については、今問合せをしたのですけども数値がないということでございました。ただ、中期の経営計画の中にございますけども、全体的に宿泊等の稼働関係につきましても、稼働率はやっぱり65パーセント以上にしないと経営ができないというふうなこともございますし、定員も同様でございます。33名、それから温泉来客関係につきましても、年間11万9,000人くらい来ないとできないだろうというふうな目標を持っておるところでございます。ただ、コロナ禍であるということで、先ほど答弁させていただきましたように、両方とも現況厳しい状況が続いているというふうなことでございます。申し訳ございません。ちょっと質問に対して的確に答弁していないということでもありますので、謝らせていただきます。申し訳ございません。

**○3番（遠坂道太君）** 私が今お尋ねしたのは損益分岐なのですからけれども、経営していく中で、その日の目標値、一日では大変かもしれませんけども、やはり経営に見合う目

標というのを立てていきながら、それを達成しなかったらなぜなのかという見方で、今後取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

**○町長（長谷和人君）** 今御指摘いただきました部分につきましては、税理士とも御算段させていただきますので、そこらへんができるようであればさせていただきますと思います。大変申し訳ございませんでした。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、報告第3号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」の報告を終わります。

-----○-----

#### **日程第4 報告第4号 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第4、報告第4号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 報告第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

一般社団法人湯前町農業公社の経営状況を説明するため、地方自治法施行令第173条の2第1項の規定に基づき、関係書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 第10期、令和2年度湯前町農業公社の経営状況について、御報告いたします。併せまして、タブレットのほうに、議案説明資料といたしまして、農業公社経営状況の概要、農業公社キャッシュフローも準備しております。

それでは、タブレットの03（修正版）の2ページになります。

事業実施状況。

第10期となる令和2年度は、除草や耕起による保全管理を行い、周辺農地に病害虫等による悪影響を及ぼすことのないよう適切に管理を行いました。また、畜産センター敷地内の連棟ハウスでは地元産資源を活かした新たな取組を行いました。

1. 令和2年度湯前町農業公社関係行事等。

総会、理事会、監査関係では、通常総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面での決議に変え、賛否を記載した提出期限を6月15日までとしました。決算監査は6月4日に行い、理事会につきましては、6回行っております。

次に、3ページの農業生産実績になります。

2. 農業生産実績につきましては、粟は未収穫期間となりますが、1万4,059平方メートルの除草等の管理作業、保全管理は、1万6,965平方メートルです。

次に、4ページの売上高などの実績になります。

(1) ①売上高②役務収益は、ありませんでした。

(2) 営業外収益①補助奨励金は、果樹経営支援対策事業補助金の 56 万 5,950 円でした。

#### 4. 農地の管理。

農地の管理は、圃場条件が悪く耕作困難な農地については、周辺の農地に病害虫等による悪影響を及ぼすことがないように耕起や草払いなどを行い、適正に管理を行いました。

次に 5 ページです。

財産目録。これにつきましては、次のページの貸借対照表で御説明いたします。

6 ページの貸借対照表です。

資産の部。流動資産としまして、現金から定期預金までの計が 1,272 万 2,901 円、売上債権はなく、棚卸資産計 5 万 8,845 円、その他流動資産もなく、流動資産の合計が 1,233 万 1,746 円。固定資産としまして、有形固定資産計、754 万 5,092 円、投資等計、24 万 1,458 円、固定資産の合計、778 万 6,550 円。資産の部合計 2,011 万 8,296 円です。

次に、負債・純資産の部。流動負債としまして、前受金から未払法人税等の流動負債計、64 万 5,943 円で、負債の部の合計、同額の 64 万 5,943 円です。

純資産の部。株主資本、資本金 9,000 万円、利益剰余金がマイナス 7,052 万 7,647 円で、株主資本計 1,947 万 2,353 円となり、純資産の部の合計が同額の 1,947 万 2,353 円。負債・純資産の部合計が 2,011 万 8,296 円です。

7 ページをお願いいたします。

損益計算書です。売上高はなく、売上原価は、195 万 1,282 円、売上総利益マイナス 195 万 1,282 円。販売費・一般管理費計が 187 万 6,258 円、営業利益マイナス 382 万 7,540 円。営業外収益の計が 121 万 6,815 円、営業外費用はなく、経常利益としまして、マイナス 261 万 725 円。当期の利益としまして、マイナス 268 万 1,725 円です。

次に 8 ページです。

第 11 期令和 3 年度事業計画になります。

#### 1. 基本方針。

令和元年度に農業委員会、認定農業者、農業公社会員、集落営農代表者との意見交換会であった意見の多くは、農業従事者の高齢化等により、作付けができず適正な管理をしない、できない農地が拡大する懸念、農家の後継者、担い手不足の加速化、農業機械等への更なる投資が困難であったと理解しています。これらの地域の意見を踏まえ、地域農業の維持・継続のための事業を行うことが、公益性の事業であると捉えます。公益性の事業にあっては、農地の維持・保全活動や農家の経済活動等で行政が直接行うことができない部分、すなわち農政を補完する組織が農業公社の設置目的、農業公社の事業方針であったことを再認識します。

令和3年度にあつては、行政が新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、地域の農作業の負担軽減や危険リスクを減らすための自走式草刈り機等の購入と、これに合わせて機械倉庫を畜産センター敷地内に建設するようになっています。農業公社では、この機械等を行政と貸付契約を行い、新たな事業の一つとしてオペレーター付きで除草等の受託作業を計画していきます。

また、令和2年度から畜産センター敷地内にある農業公社所有の連棟ハウスでは、企業との契約により新たな取組を開始することができました。これも行政が直接行うことができない経済活動で、今後は地域との連携による公益性の事業へと発展させるようにしたいと考えます。

令和元年度に各団体等から貴重な意見を聞いていますが、農業公社のリスタートにあつては、除草関係の受託作業への取組、企業との契約による連棟ハウスの活用による取組は、公益性の事業へ取り組むための新たな一歩だと捉えます。令和3年度にあつては、これからの農業公社事務局体制も踏まえた検討も行き、実行計画の策定も行います。

次に9ページです。

## 2. 農地管理計画。

現在、農業公社が農業経営基盤強化法に基づき賃貸借している農地は、表1のとおりです。粟を植栽している農地は育成管理を行い、その他の農地は畦畔の草払い等の管理のみとします。また、農業公社は「農地を農地として適切に管理し、次世代に引き継ぐ」という役割もあり、現在、管理している農地で他に借り手があれば農地を受け渡すことも行います。

## 3. 事業計画。

### (1) 新規事業への取組。

新たな事業として自走式草刈り機等を表2のとおりで、湯前町との貸付契約を行い、オペレーター付きで除草等の受託作業の取組を行います。また、農業公社が所有しているトラクターも耕起等の受託作業や農家へ貸し出すことも計画します。なお、これらにあつては、機械の納入が7月ごろの予定で湯前町と貸付契約を行い、上球磨地域農業関係賃金・標準作業料金表等を参考に受託料金を設定することとしています。なお、オペレーターにあつては、公募等により雇用する計画です。

次に、昨年度は企業から提案があり農業公社所有の連棟ハウスを冬季の期間利用した新たな取組を開始しました。昨年度は試験的な取組、また、新型コロナウイルス感染症等も影響し手探りによるものでした。本年度は視察研修等も含め企業との連携により技術向上の支援も受け、新たな取組を農業公社として事業化できるよう努めます。

このほか、米の新品種である「びかまる」の試験栽培が町内で実施されています。この米をふるさと納税の返礼品等にも活用する構想があり、農業公社の基本方針である公

公益性の事業の取組として参画できるように検討をしていきます。

#### 4. 農業公社の事務局体制。

畜産センター敷地内に建設される農業機械倉庫、農業公社所有の連棟ハウスでの事業等を行うため、畜産センター建物内の一部を湯前町が改修されるので、事務所を移転し今後の事業の拠点とします。

また、新たな事業の取組に当たって、農業公社の業務を実質的に管理する事務局長的な人材が必要になると思われます。令和3年度中の理事会でもこのことを検討していきます。

#### 5. 農業公社の実行計画の策定。

実行計画の策定に当たっては、本年度の基本方針の中でも述べている「地域農業の維持・継続のための事業を行うことが公益性の事業である」を今後も農業公社の基本方針とし、実行計画を策定することとします。

実行計画内容は、除草関係の受託作業への取組を実施することを機に、1. 事務局体制整備、2. 除草関係の受託作業を含む農作業受託業務、3. その他、農地の維持・保全活動や農家の経済活動等で公益性の事業について方向性を示すこととします。なお、湯前町農業振興検討委員会からの意見も踏まえての実行計画の策定とします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○4番（椎葉弘樹君）** 2ページなのですが、農地の保全面積を、適切に管理を行いましたということで書いてあります。その農地の保全面積が1万3,452平米です。農地の保全面積を適切に行ったのに、売上ゼロというのはどういうことなのでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 作物の栽培については行っておりません。適切に管理を行ったということは、畦畔とか農地内の除草のみを行ったということで御理解いただきたいと思います。

**○4番（椎葉弘樹君）** 売上ゼロの中、耕作放棄地というのは令和元年度と令和2年度で、どのように推移していったのでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 農地のほうにつきましては、保全面積ということで、畦畔の草刈りであったり、農地内の草刈り、あと耕起を行ったということで、何も作付けはしていませんけれども、耕作放棄地扱いとはなっていないというふうに理解しております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 公社の元々の目的として、耕作放棄地の解消というものもあったと思っております。公社が2年間休んだことで、耕作放棄地が町全体でどのようになったのかということをお尋ねしております。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 耕作放棄地につきましては、一部遊休農地も含まれて



いるかと思えますけれども、町内で現在 10 ヘクタール程度かなと思っております。山間部は令和元年度から令和 2 年度、細かい数字はちょっと今手元にございませんけども、若干は増えてきているのかなというふうには思っております。

**○4 番（椎葉弘樹君）** そもそも公社が機能していない、そして耕作放棄地はたまたま横ばいで、10 ヘクタールほどで推移しているということなのですが、これから公社の耕作放棄地に対する取組というのは増えてくるのが想定されています。

今後の方針なのですけども、先ほど報告の中で実施計画の策定ということがうたわれていました。でも、その前に、平成 29 年 2 月に策定されました公社の中長期経営計画、この見直しを先にやるべきではないのでしょうか。そして、大本の中長期計画を見直した後に、単年度の実施計画というのを策定していく必要があるのではないのでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** ここに書いてある実施計画というのが、新たにリストアップするということで捉えているところがございます。議員がおっしゃられた平成 29 年に策定された中長期は、確かに議員がおっしゃるとおりだと思います。原点といいますか、本になるものを見直さないと、次の段階にも進めていけないというふうに思いますので、その点につきましても、こちら事務局のほうでも中身を確認しながら、また理事会のほうでも併せて検討をしていきたいというふうに思います。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○8 番（金子光喜君）** 農業公社の機械の購入については、様々に議論がされました。いろんな形で、より農家の方に喜んでもらえるような機械をとということで準備されていると思います。

その中で、機械にはどうしても保守点検とか修理というのが付きます。非常に高性能になってくるほど、日常の点検業務というのは重要になってくることかと思えます。なかなか使われる農家の方も、そのことについては十分周知なさっている方もおられると思いますけれども、そうでない方もおられますので、しっかりとした保守点検業務といいますか、機械に精通された方を是非ここには張り付ける形をとっていただければと思います。機械をしっかり長く使うためには、それなりの日常の保守点検というのは必要になりますし、けがとかいろんな危険な作業も伴うかと思えますので、そういうことも含めて、取扱いなり、機械のことにしっかりと精通された方を張り付けていただいて、町民に喜ばれる農業公社の機械部門であってほしいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** やはり、農機具、臨時交付金で購入するとはいえ、税金等で購入するものでございます。できるだけ長く利用して、安全に利用していくことが当然のことだと思います。農機具関係に携わられた方、そういう方を雇用できれば一番良いのですけれども、なかなかそこまでいくには時間もかかるかと思えます。そういうふうになるべき組織になっていかなければいけないというふうに思います。それま

では、専門農機具屋さんのところでは定期的に見ていただくような、そういう体制も必要になってくるのかなというふうに思います。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、報告第4号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」の報告を終わります。

ここで、お諮りします。議案調査のため、明日9月10日から9月12日までの3日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、明日9月10日から9月12日までの3日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、日程第4、報告第4号が終了したところですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、9月13日午前10時に開きます。

議事は、補正予算、決算認定等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後2時56分



**第 3 号**

**9 月 1 3 日 ( 月 )**



## 令和3年第7回湯前町議会定例会

[第3号]

令和3年9月13日  
午前9時59分開議  
湯前町議会議場

### 1. 議事日程

日程第1	議案第48号	湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第2	議案第49号	湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第50号	令和3年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について
日程第4	議案第51号	令和3年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第5	議案第52号	令和3年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第6	議案第53号	令和3年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第7	議案第54号	令和3年度湯前町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第8	認定第1号	令和2年度湯前町一般会計決算の認定について

### 2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森 山 宏	6番 黒 木 龍 次
7番 味 岡 恭	8番 金 子 光 喜
9番 山 下 力	10番 倉 本 豊

### 3. 不応招議員

なし

### 4. 出席議員

応招議員に同じ

### 5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長    西 村 洋 一    議 会 事 務 局 主 事    勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷 和 人	副	町	長	富 安 智 詞
教 育	長	中	村 富 人	総 務	課 長	高 橋 誠	二
税 務 町 民 課	長	北	崎 真 介	教 育	課 長	中 園 誠	二
保 健 福 祉 課	長	高	木 堅 介	建 設 水 道 課	長	赤 池 昌	信
企 画 観 光 課	長	本	山 り か	農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		稻 森 一	彦

開議 午前9時59分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和3年第7回湯前町議会定例会、第6日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

### 日程第1 議案第48号 湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、議案第48号、「湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** おはようございます。お世話になります。議案第48号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決による御承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**○企画観光課長（本山りか君）** 別記の計画書をご覧ください。計画書の概要につきまして御説明をいたします。

この計画書は、令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、いわゆる新過疎法が施行されたことに伴い、この法律及び熊本県が策定した「熊本県過疎地域持続的発展方針」に沿って策定するもので、第6次湯前町総合計画、第2期湯前町総合戦略との整合も図り、策定するものです。

本日お示しいたします計画案につきましては、職員プロジェクトチームおよび湯前町課長会、湯前町振興計画策定審議会の皆様からの御意見をいただき策定したものです。

1ページ、2ページの目次をご覧ください。

大区分としましては、1の「基本的な事項」から12の「再生可能エネルギーの利用の推進」まで12の区分がございます。

3ページをお開きください。

ここから、「1基本的な事項」を記載しておりまして、「町の概況」、「人口および産業の推移と動向」、「行財政の状況」などについて記載しています。

8ページをお開きください。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標を記載しています。これは新過疎法により今回の計画から記載することとなったもので、定量的な目標や定性的な目標を掲載することとなっているため、湯前町第2期総合戦略との整合を図って、①人口に関する目標、



②持続的発展の実現に向けた目標を記載しています。

9 ページをお開きください。

(6) 計画の達成状況の評価を記載しています。これは、新過疎法によりまして、時期および手法を具体的に記載することとなっているため、本町においては湯前町振興計画策定審議会において毎年度評価・検証を行い、その結果につきまして議会のみなさまに報告することとしています。

(7) 計画期間につきましては、県の方針と合わせ令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としています。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合につきましては、新過疎法によりまして、町が策定している公共施設等総合管理計画に適合しなければなりませんので、このように記載しています。

10 ページをお開きください。

このページから36ページまでにつきましては、新過疎法によりまして、市町村計画に定めることとされております本町の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項を記載しています。施策ごとに、現況と問題点およびその対策を記載するとともに、具体的な事業計画を記載しています。

なお、10ページの「2 移住定住、地域間交流の促進、人材育成」、18ページの「4 地域における情報化の推進」、25ページの「7 子育て環境の確保」、36ページの「12 再生可能エネルギーの利用の推進」につきましては、今回の計画から新たに盛り込むべき施策となっています。

17 ページをお開きください。

(4) として、産業振興促進事項を記載しています。これは今回の計画から記載しているもので、ここに記載して関係条例の整備をすることにより、新過疎法による地方税の課税免除等に伴う減収補填措置の適用を受けることとなります。促進区域は町内全域、業種は国税の減価償却措置と同様の4業種としています。施策ごとの内容につきましては、時間の都合上、説明を割愛させていただきます。

37 ページをお開きください。

こちらに過疎地域持続的発展特別事業を記載しています。これは、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業となっており、過疎債ソフト事業の対象事業となるものを再掲しているものです。ここに記載することで、これらの事業が本町の持続的発展のために資する一過性の事業ではないことを明文化することになります。

なお、参考としまして、本計画のもと今後5年間で実施する予定とする事業の概要は、議案説明資料として別添ファイルの中に提出しておりますのでご参照いただきますよう

お願いします。

また、本日、議会の皆様から御可決いただきましたなら、直ちに計画を公表し、国の関連省庁7大臣に提出することになっていきますので、申し添えます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号、「湯前町過疎地域持続的発展計画の策定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第2 議案第49号 湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第49号、「湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第49号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町工場等設置奨励条例について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等も踏まえ、関係条例の規定を整備する必要があるため条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 別記の4ページ、新旧対照表をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

第1条の目的につきましては、対象業種の拡充と対象事業の拡充に伴い改正するものです。

第2条の定義につきましては、文章の整理を行うもので、（1）工場等、（2）促進区域、（3）産業振興促進区域の定義を明文化するものです。

第3条の工場等の指定につきましては、第2条の定義を改正することに伴い、文章の整理をするものです。これまでは、適用する2つの法律の対象事業がどちらも新設又は

増設しようとする工場等となっていたため、1つの項にまとめ1号、2号として表記しておりましたが、今回は適用する法律ごとに対象事業が異なるためそれぞれ1つの項として整理を行うものです。

第4条は、第3条の改正に伴う文言の整理等でございます。

第5条の便宜の供与につきましては、見出しの文言を第1条の目的に合わせて改正するとともに、第4条までの改正に伴い、文言の整理を行うものです。

なお、本条例を改正することによりまして、新過疎法の第24条の規定の適用を受けることとなり、国からの固定資産税の減収補填措置を受けることができるようになります。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○2番（西 靖邦君）** 4ページの第1条の目的ですけど、工場等の新設などということは、リニューアル工事とかも含んでいるのですかね。

**○企画観光課長（本山りか君）** はい、お見込みのとおりでございます。これまでは新築及び増築のみでございましたが、今後につきましては修繕等も含むということになります。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、「湯前町工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議案第50号 令和3年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について

**○議長（倉本 豊君）** 日程第3、議案第50号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第50号、令和3年度湯前町一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 3,985 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 6,445 万 4,000 円とするものでございます。

主な内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正、B & G 財団防災拠点事業、くま川鉄道経営安定化補助金、農業後継者等支援補助金、深田 2 地区排水路工事、防火水槽設置工事、農業用施設工事、林業用施設の災害復旧工事費などでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 一般会計補正予算第 4 号について、御説明いたします。

今回の補正における全ての職員の人件費にかかわる給料、職員手当、共済費等は、4 月の職員人事異動等に伴います各款項ごと、また特別会計の間の異動にて、年間所用額の再計算を行い調整し計上しました。併せて、各課の会計年度任用職員の報酬、期末手当、社会保険料等について、前歴換算など報酬額、期末手当の調整を行い、年間所要額の再計算を行い補正計上しました。

また、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業分については、予算執行状況により歳出更正による事業費の調整を行いました。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出、13 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、節 12 委託料に 9 月に実施する町村職員採用共同試験の作文試験審査業務委託 13 万 8,000 円を計上し、節 18 負担金補助及び交付金に負担金 6 万 7,000 円を計上いたしました。

目 3 財政管理費、情報通信関連事業整備基金積立金に 2,999 万 9,000 円を計上いたしました。

目 5 財産管理費、町有施設解体工事 650 万円は、馬場地区にある古い旧南部保育所の建物、そして、潮ため池の近くの倉庫として使用していた旧小川邸の解体工事費を計上いたしました。いずれも老朽化、危険建築物であるための解体でございます。なお、旧南部保育所の解体後の用地は有償により民間企業への払い下げ譲渡を計画しております。なお、歳入のほうに不動産売払収入を計上しております。

節 17 備品購入費、90 万 4,000 円は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業分で、役場敷地内の防災備蓄倉庫、ここに非常時の防災対策の備蓄、そして新型コロナ対策の衛生用品の備蓄、それぞれ混在しており、品数と数量も数多くなっていることから整理収納させていただくための管理棚の購入費を計上いたしました。

目 7 交通安全対策費、修繕料 148 万 5,000 円は、落雷等による LED 外灯の故障、中里の時の公園交差点付近のナトリウム街路灯の故障修繕により LED 灯に替えるための追加の経費を計上しました。

目 8 防災諸費は、B & G 財団の防災拠点設置及び災害時相互支援構築事業における油圧ショベル購入や防災倉庫建設などハード整備、そして機械操作研修、防災士資格取得

研修等のソフト事業に要する事業費を計上いたしました。

まず、節 8 旅費、費用弁償は、避難所運営や災害時対応の防災士の資格を取得のための研修に受講していただく旅費分として 12 万円を計上しました。受講者は職員、消防団員を予定いたしております。

14 ページをお願いします。

普通旅費に、特別教育受講者を対象とした機械操作研修に参加の職員旅費 63 万円を計上しました。5 人を予定しております。

節 10 需用費、消耗品費 47 万 7,000 円は、防災士研修受講や機械操作研修の際の講習資料等、また避難所運営のための海洋クラブの子供たちにも体験研修を企画するための消耗品費を計上しました。

節 12 委託料に、防災倉庫建築工事設計委託料 50 万円、節 14 工事請負費、防災倉庫建築工事 1,050 万円は、油圧ショベルなど機械の格納する倉庫の建築工事費を計上いたしました。また、特別教育等委託料 105 万 2,000 円は、機械操作の特別研修委託料を計上しました。

節 17 備品購入費、災害時備蓄用備品購入費 36 万 8,000 円は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業分で、避難所用の避難者室内テント購入費用を計上しました。また、機材購入費 1,071 万 7,000 円は、ミニホイールローダ、軽トラック、エンジンウインチなどの機材を購入する予算を計上しました。

目 9 企画調整費、節 10 需用費 19 万 8,000 円の増額計上、節 12 委託料 37 万 8,000 円の更正減額、そして、次のページの、節 13 使用料及び賃借料のパソコンリース料 14 万 7,000 円は、町勢要覧の制作に関するもので、当初、業者委託を考えていましたが、職員により制作を行うことに変更を行うもので歳出更正を行わせていただくものでございます。

節 18 負担金補助及び交付金、くま川鉄道経営安定化補助金は、議案説明資料を併せてご覧ください。

令和 2 年度の収支実績表でございます。鉄道業営業損益がマイナス 1 億 7,875 万 7,230 円、補填金として市町村からの補助金として雑収入 7,183 万 6,704 円ですが、最終的な鉄道業経常損益がマイナス 1 億 754 万 3,825 円でございます。この最終損益を補填するため、出資額、人口、単線換算キロ数、乗降人員など、それぞれの項目ごとに按分し最終的な本町の負担額が、782 万 2,000 円となりましたので、存目計上分を差し引いた額、782 万 1,000 円の補正をお願いするものでございます。

目 10 地域活性化事業費、節 18 負担金補助及び交付金、イベント実行委員会補助金 39 万 9,000 円は、くま川鉄道部分運行が 11 月下旬を予定されていますが、その記念イベントを湯前駅での出発式イベントを計画いたしております。なお、事業費としては 138 万

7,000円ですが、熊本県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用させていただき、補助裏の部分を町が負担するものでございます。

項2 徴税費、そして、項3 戸籍住民基本台帳費は、それぞれ職員の人件費の補正でございませう。

次に、項6 監査委員費については、代表監査員の居住地と湯前町役場との旅費が新たに追加させていただき、減額については、3月末までの所要見込みにより更正減額を行いました。

16 ページをお願いします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節10 需用費、節11 役務費と節12 委託料まで、成年後見人制度に係る補正でございませう。この中で、人吉球磨成年後見センター委託料は、センター人件費の見直しに係るもので、人吉球磨10市町村が負担し、本町は5万1,000円となるものです。また、診断書等作成委託料11万円は市町村申し立てによる費用分でございませう。

節27 繰出金、国民健康保険特別会計繰出金は、400万2,000円を更正減額いたしました。

目2 老人福祉費、節18 負担金補助及び交付金、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金350万円は、老人ホーム福寿荘の施設改修整備に対する補助金でございませう。歳入のほう熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を同額350万円で計上いたしております。

節22 償還金利子及び割引料、熊本県介護保険低所得者対策事業費補助金返還金、高齢者在宅福祉事業費補助金返還金は、それぞれ令和2年度事業費の確定により精算による返金分でございませう。

節27 繰出金、介護保険特別会計繰出金は、76万5,000円を更正減額いたしました。

17 ページをお願いします。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節18 負担金補助及び交付金、保育環境改善等事業補助金28万5,000円は、国の新型コロナウイルス感染症対策事業によるもので、湯前保育園と慈光こども園が行う、手指消毒液などの衛生用品、体温計等の追加購入への補助金でございませう。歳入のほう、国補助金2分の1、14万2,000円を計上し、充当いたしました。

項3 災害救助費、目1 災害救助費、節18 負担金補助及び交付金、福祉避難所運営負担金44万3,000円は、大雨や台風など災害発生時又は発生する恐れがある場合、一般の避難所では受け入れが困難な場合がある方、及びその家族が避難するとき特別な避難所として、福寿荘など「福祉避難所」と位置付けて協定をさせていただきます。

そういった避難者のケースも令和2年7月豪雨で経験しており、今後もまだなお台風な

ど大雨警報発令も予想できないことはないことから予算化をお願いするものでございます。内容としては、福祉避難所での滞在期間中の寝具代、日用衛生品、食事代など運営費相当分でございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節1 報酬、会計年度任用職員報酬78万6,000円は、新型コロナウイルスのワクチン集団接種が終わった今からの多岐にわたる業務が継続していることなどから12月～3月までの雇用1名を計上しました。また、併せて、節3 職員手当、時間外勤務手当87万円は、ワクチン集団接種への対応もあり、3月末までの時間外手当を見込み補正計上いたしました。

目2 予防費、節12 委託料、健康管理システム改修業務委託料316万8,000円は、住民の健診結果等の電子化した情報について、町外に転居しても市町村間でもその情報が引き継がれる仕組みや、マイナンバーを利用して個人が一元的に確認できる仕組みを構築できるよう国の施策に対応するシステム改修に要する経費を計上いたしました。これには、歳入のほう、衛生費国庫補助金に192万5,000円を計上し、充当いたしました。

次に目3 環境衛生費、節18 負担金補助及び交付金、合併処理浄化槽設置補助金198万6,000円は、当初予算で5人槽3基を計上していましたが、追加要望が更に3基が見込まれますことから補正計上いたしました。なお、歳入のほう、衛生費国庫補助金33万2,000円、衛生費県補助金58万1000円をそれぞれ計上し、充当いたしました。

次に、目4 新型コロナワクチン接種事業費、節1 報酬、会計年度任用職員報酬ほか共済費は、集団接種は終了しましたが、接種後の所要事務に引き続き従事していただくことから2カ月分の人件費を計上しました。なお、これには国庫補助金も10分の10の補助が認められることから、歳入のほう、感染症予防事業費国庫補助金79万9,000円を計上し、充当いたしました。

18ページをお願いします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目1 農業委員会費、そして、目2 農業総務費は、人件費分の補正でございます。

次に、目3 農業振興費、節10 需用費、修繕料15万7,000円は、下村婦人会市房漬加工場塩蔵庫シャッター修繕によるものです。

節17 備品購入費、農業経営継続支援対策事業農業用機械購入費400万円は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業分で、田植え機、またドライブハローの購入を計画いたしました。

節18 負担金補助及び交付金、農業後継者等支援補助金480万円は、令和3年度に4名の新規就農者が該当されますので補正予算にて対応を行います。

目4 畜産業費、節18 負担金補助及び交付金、地域未来投資促進事業補助金は、相良村にある球磨酪農農業協同組合様が、熊本県の補助事業を活用され、ドリンクヨーグルト

製造施設の新設を行われます。事業費 2 億 5,570 万円ほどの工事費です。熊本県補助金を充当した補助裏の 20 パーセントを市町村費として申請があったものです。酪農家数、乳用牛の頭数、出荷乳量などから人吉球磨 10 市町村の負担金が算出され、湯前町は 168 万 2,000 円となっておりますことから補正計上をお願いするものでございます。

目 5 農地費、節 12 委託料、農村地域防災減災ハザードマップ作成委託料 350 万円は、潮ため池の災害を想定したものを作成します。

なお、歳入のほう、農業費県補助金 299 万 9,000 円を計上し、充当いたしました。

節 14 工事請負費、深田 2 地区排水路改修工事 3,399 万 9,000 円は、延長 160 メートルの工事費を計上しました。なお、歳入のほう、県補助金の農地農業用水路等長寿命化・防災減災事業補助金、補助率 69 パーセント、2,001 万円を計上し、また、受益者分担金 10 パーセント、340 万円をそれぞれ計上し、充当いたしました。

19 ページをお願いします。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 12 委託料、鳥獣害防護柵補修業務委託料 150 万円は、令和 2 年 7 月豪雨災害により、防護柵が破損していることから、破損箇所の修繕を委託するものでございます。なお、歳入のほう、財源として森林環境譲与税の基金から同額 150 万円を繰り入れて事業を行うものでございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 18 負担金補助及び交付金、湯前町小規模事業者持続化補助金は、町内の 3 つの事業者による事業実施がございました。事業費には県からの補助金がございます。補助残の自己負担金に相当する額の 2 分の 1 の町補助金 22 万 9,000 円を計上しました。

新型コロナウイルス感染症対策商工業者経営持続化支援金 250 万円は、地方創生臨時交付金事業で、対象期間の延長、交付額上限の改正を行い、見込み額を計上いたしました。なお、新しい生活様式対応商品開発補助金と飲食店等従業員 PCR 検査受験促進補助金を実績と今後の支出見込みを勘案し、それぞれ更正減額し調整を行っております。

目 3 観光費、節 12 委託料、湯楽里高圧設備改修工事設計業務委託料 220 万円は、電気保安協会の定期点検で判明したのですが、湯楽里本館上り口駐車場内及び合宿棟前に設置しておりますキュービクル並びに合宿棟下に設置している気中開閉器が更新時期を超過しているため改修工事を必要としています。今回、設計業務委託料を計上いたしました。

款 7 土木費、項 1 土木管理費は職員の人件費の補正でございます。

項 3 河川費、目 1 河川総務費、節 12 委託料、浅巻谷川改修工事に伴う測量設計業務委託料 800 万円は、令和 2 年 7 月豪雨災害で上流部、また護岸未改修区間での土砂災害による家屋そして田畑への被害を見たところでございます。今後の災害防止対策のため河川改修を行うための設計費を計上いたしました。なお、歳入のほう、地方債の緊急自然



災害防止対策債を計上し充当いたしました。

20 ページをお願いします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費、節 14 工事請負費、防火水槽設置工事 1,399 万 9,000 円は、令和 3 年度は、上里 3 区の役場庁舎裏側の世帯をカバーするもので農道に 40 トン 1 基、そしてもう 1 つは田上区、畜産センター内に 40 トン 1 基、合計 2 基を設置するものです。なお、歳入のほうですが、国庫補助金の消防防災施設整備費補助金 548 万 5,000 円を計上し、充当いたしました。

款 9 教育費、項 1 教育総務費は職員の人件費の補正でございます。

次に、項 2 小学校費、目 1 学校管理費、節 10 修繕料 87 万 7,000 円は、小学校体育館の天井照明の一部が故障しておりますので、LED 照明への修繕取り換えの費用を計上しました。

節 12 委託料、修学旅行バス運行委託料 34 万 2,000 円、そして、次の項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節 12 委託料 49 万 8,000 円は、新型コロナウイルス感染症対策は、9 月と 10 月にそれぞれ予定されている修学旅行で、蜜を避けるためバスの台数を増やす費用を計上しました。

21 ページをお願いします。

目 3 文化財保護費、節 18 負担金補助及び交付金、地域文化財振興補助金は、下里御大師堂の木造弘法大師像の痛みが酷いため、下里区が事業主体となり修繕を実施するものでございます。総事業費 350 万円の事業で、そのうち県補助金 50 パーセントの 175 万円、財団助成 30 万円、地元下里区の負担金 5 パーセントの 17 万 5,000 円、そして湯前町は 36.4 パーセントの 127 万 5,000 円を計上しました。

目 4 美術館費、節 13 使用料及び賃借料、絵画等借上料 12 万円は、内容変更に伴う経費を増額計上しました。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 18 負担金補助及び交付金、全国スポーツ大会等出場奨励金 5 万 7,000 円は、中学校陸上競技九州大会出場 1 名の生徒さんへの補助金を計上いたしました。

目 2 体育施設費、節 12 委託料、海洋センター外部清掃等委託料 64 万 3,000 円は、町民グラウンド草刈りと、弓道場外部の老朽化した危険な立ち木伐採と枝木剪定などの委託経費を計上いたしました。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 2 農業用施設災害復旧費、節 12 委託料、農業用施設災害復旧工事測量設計業務委託料 99 万 9,000 円は、先日の、令和 3 年 8 月 11 日からの大雨により、瀬戸口区、野中田 1 区の農業用水路等に被災箇所があったため設計費を計上いたしました。

節 14 工事請負費、農業用施設災害復旧費 7,200 万円は、令和 2 年 7 月豪雨災害に伴う

災害復旧費に、牧良地区、東ユルメギ2地区、蕘谷地区、それぞれ変更がございますので増額分を計上いたしました。なお、歳入のほう、農林水産業費県補助金7,019万4,000円、そして地方債の農林施設災害復旧債170万円を計上し充当してございます。

目3林業用施設災害復旧費、節14工事請負費1,099万9,000円は、令和2年7月豪雨災害により家屋倉庫に被害を及ぼす災害があった箇所について、法面災害防止対策工事を行うものです。なお、財源は地方債の緊急自然災害対策防止債の申請を行うところまでございまして、協議許可が整い次第、次の議会、補正予算にて計上し充当を考えております。

次に、歳入の説明です。11ページに戻ってご覧ください。

歳出の説明の際、歳入も説明したもの以外の歳入について説明します。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、予防台帳システム改修事業費補助金20万2,000円は、当初予算の歳出、総務費、総務管理費に計上していた社会保障税番号制度システム改修委託に対する国庫補助金分でございます。一般財源との財源更正をし、充当しました。

節16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、249万9,000円は、解体する馬場区の旧南部保育所跡地の有償譲渡での処分による収入でございます。

12ページをお願いします。

款18繰入金、項2特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金167万1,000円は、令和2年度事業実績に伴う特別会計から一般会計への返還金相当分でございます。介護保険給付費分、地域支援事業費分、総合事業費分等の実績に基づき計上いたしました。

款19繰越金に今回の補正財源として、予算を計上いたしました。

款20諸収入、雑入でございます。過年度収入、令和2年度低所得者保険料軽減負担金軽減負担金精算追加交付金の国庫分、県費分、それぞれ計上いたしました。

22ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○2番（西 靖邦君）** 13ページの歳出ですけれども、目5財産管理費、節14工事請負費、町有施設解体工事650万円上がっております。旧南部保育所の建物本体もあるかと思っておりますけれども、ブロック塀とかがあるのですけれども、そのへんの解体費用も入っているのですか。

**○総務課長（高橋 誠君）** ブロック塀の解体工事も入っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 20ページの小学校費、修繕料87万7,000円についてお尋ねします。これは故障した水銀灯のLEDへの交換だと説明を受けました。12箇所というのは、故障をしたから交換するというので、まだ老朽化は全然していないということなので

しょうか。もう老朽化は全体的にしているということでしょうか。

**○教育課長（中園誠二君）** 今付いております水銀灯が、もうつかない状態が12箇所ございます。今後水銀灯が廃盤になったために、LEDのほうに変更させていただくものです。

**○4番（椎葉弘樹君）** では、水銀灯自体はまだ老朽化はしていない、比較的新しいけどもつかなくなったということでしょうか。

**○教育課長（中園誠二君）** 老朽化というか、1基に2球の水銀灯が付いております。それが35基付いておまして、それがバラバラの状態、球が切れたとか、つかない状態となっておりますので、球の変更です。故障ではなくて、水銀灯自体がもう切れている状態です。

**○4番（椎葉弘樹君）** 交換するLEDと、元々付いていた水銀灯、この明るさというのはほぼ同じなのではないでしょうか。それとも、LEDのほうがちょっと明るいのでしょうか、要は、交換する灯数に関係してきますので、そのあたりを御説明いただきたいと思えます。

**○教育課長（中園誠二君）** 先ほど1基に2球ずつの水銀灯が付いていると言いましたが、一つが220ワット対応、もう一つが250ワット対応ということで、見た目の白い灯りと、オレンジ色の灯りが1球ずつ付いております。今回替えますLEDにつきましては、220ワット相当、250ワット相当ということで、明るさについては同等程度の照度となります。

**○4番（椎葉弘樹君）** そうしますと、結局全部替える場合には、最終的には、今水銀灯70と言いましたが、実際には35基のLEDの設置で済むということでしょうか。

**○教育課長（中園誠二君）** そういうわけではございませんで、1基に2球ずつ付いているのが35基ございます。その分ということで、切れた部分だけの修繕をやっていくことになると思えます。

**○4番（椎葉弘樹君）** LEDだと今後の省エネ対策であったり、長寿命化であったり、あるわけです。部分的に交換していく作業と、それともこの際一気にやっつけようというところで、どちらが工事費としては、そしてランニングコスト的には良いのでしょうか。

**○教育課長（中園誠二君）** 先ほど言いましたように、70球のうち12球が切れた状態です。パーセントで言いますと17.1パーセント、それを、残りの分をLEDにいったん替えてしまえば理想なのかもしれませんが、現在付いております水銀灯がまだまだ使えろと判断しておりますので、今のところ一気に替えてしまうということは考えておりません。

**○4番（椎葉弘樹君）** 一気に替える案と部分的に替える案、それはまだ比較はされて

いないということでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 失礼しました、比較はしておりません。

○4番（椎葉弘樹君） 教育長にお尋ねします。これは、やはり今後のランニングコストも踏まえたところで、一気に替えたほうが良いのか、それとも今回の部分的にやったほうが良いのか、明るさとかもありますし、省エネ効果とか、そういうのもいろいろ含めたところで検討が必要ではないのでしょうか。

○教育長（中村富人君） 今回につきましては、とりあえず12球については、切れているということで対応していきたいと思っております。今のランニングコストも含めて、今後についてはまた新たに協議をしてみたいと考えております。

○5番（森山 宏君） LEDに関しては、再三私が言っていることですが、水銀灯とかナトリウム球というのはもう生産中止になっております。ですから、どうしてもLED化というのは、国策で進んでいますので、ランニングコストの場合とか椎葉議員おっしゃいましたけども、私も言ったとおり、これは早急に替える分、防犯灯も3分の1か半分ぐらいまでしか進んでいないので、早急な対策をお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） LED照明につきましては、先の森山議員からの一般質問等でお答えしましたように、こういった設備費も併せて、費用対効果も併せたところで、計画をちょっと作らせていただきたいということで、今現在、設備、各公共施設、公用施設含めて、電球の数、それに見合う工事費の概算、そして省エネ効果といえますか、電気料の削減効果、今それをはじいているところでございまして、それが出来次第、優先順位を付けた整備計画というものを示したいというふうに考えておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

ただ、今回、小学校の天井灯が12灯切れておりますので、この分だけは先にさせていただきたいと思っております。小学校の体育館の電球ですね、足場を組まなくても良い、降りてくるタイプのものです。そのため、交換については多分工事費が安くなると思いますので、今回は、安くはないのですが、工事費を上げさせていただいて、その後整備の方針を決めて進めていければと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 21ページの文化財保護費ですけども、これ先ほどの説明では、御大師堂の中の仏像の修理ということでお伺いしましたけれども、まず、この前全協の中で取扱要項の制定については報告を受けました、まずこの補助を受ける場合、これは地区からの要請があったのか、それとまた地区での話し合いはちゃんとされているのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○教育課長（中園誠二君） 座像の修繕につきましては、ちょっと経緯を少しお話させていただきます。

去年、令和2年6月に御堂の修繕に伴いまして、座像の修繕を行いませんかという提案をこちらから下里区のほうに投げております。というのが、事業主体が下里区でありますと、県の補助金が50パーセントの補助、また財団の補助も見込まれるということで、区長さんのほうへ提案をしたところでございます。その後、我々職員と区長さんと協議をしまして、7月くらいでしたかね、地区内にチラシの配布、修繕を行うということと、寄付のお願いをされているようでございます。

その時の聞き取りの上では、少しずつお金も集まってきているということを聞いております。ということで、その後、8月29日に地区の役員会を開催されております。そこには職員2名が行きまして、内容の説明をしております。その後、9月9日に地区の臨時総会を開催されておまして、この件について、地元負担については負担しますという回答を得ているということでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長から説明をいただきましたが、これは町の文化財でもあるし、県の文化財にもなるのですかね。当初、町のほうから提案をされたということでございます。であれば、今回の場合、地元負担を求めるのではなくて、これだけのPRを町全体でやっていくのであれば、この場合は地区負担を省くという形が考えられないものか、その辺りはどうかお伺いしたいと思います。

**○教育課長（中園誠二君）** 町内にあります各種の文化財ですけど、過去にいろいろ修繕をしているところでございます。それにつきまして、文化財に関する明確な要項等の制定というのがされておりませんでした。今回、御大師堂の修繕が実施されるに伴い、そのへんもちゃんとした要項等を新たに制定して、それによって今後出てくるであろう修繕計画に対応できるようにしているところでございます。

今回、パーセント等も定めさせていただきましたので、それに基づいてお話を進めているところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 話は分かるのですが、町長のほうの意見を聞きたいと思いますが、どのように思っていますか。

**○町長（長谷和人君）** 今回、先ほど課長が答弁しましたように、文化財振興補助金交付要項というのを制定させていただきましたので、それによって運用させていただくことでの予算をさせていただいているところでございます。

遠坂議員のおっしゃるように、これ以外に、町内に文化財が、有形、無形、たくさんございますので、こういうふうな事例があるということも今後修理等も出てまいろうかと思っておりますので、交付要項に従いまして今後は行っていきたいというふうに思っております。ただ、おっしゃるように当然、地元の会計も大変苦しい部分もあろうかなというふうにも思いますので、そこは十分に地元とも協議をさせていただきながら、今後そういうふうな事案があった場合につきましては、交付要項を基本とさせていただきながら、

させていただくということをお願いしたいというふうに思っております。

**○3番（遠坂道太君）** 今町長のほうから答弁いただきました、今後そういった事例もどんどん発生してくるかなと思います。この要項に基づいた中での配慮ということを期待しまして、終わりたいと思います。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（西 靖邦君）** 20 ページの目3の消防施設、今防火水槽が2基ということで、1基 700 万円程度上がっていますけども、これは本体工事と防火水槽の標識とか給水設備とかも込々の値段なのですか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 40 トン級の既製品の防火水槽でございまして、これの工事費、またいろいろな防火水槽の標識についても、この工事のほうで見てください。給水については各消防団の方でお任せしまして、消防ポンプ、そういったものを使って給水をするということです、密閉ですから減ってはいけませんので、内部点検といいますか、そういったマンホールを点検する、内部の状況を点検する、そういったものは消防団に任せているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 18 ページの農村地域防災減災事業ハザードマップ作成委託料についてお尋ねします。まず当初予算では、存目計上でして、今回 350 万円ということで、合計で 350 万 1,000 円という予算でよろしかったでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 当初の時には存目計上ということで、1,000 円上げておりました。今回、県のほうの補助金が付くということで、計上させていただきまして、本来であれば、全体事業費の 350 万円になりますが、本来ならば 349 万 9,000 円というところでございますが、その点ちょっと御了承いただければと思います。申し訳ございません。

**○4番（椎葉弘樹君）** 令和2年度に蓑谷ため池のハザードマップを作られまして、今手元に持ってきているのですが、表と裏面あるのですが、これを見ますとマップではないほうは、大谷ため池のハザードマップと同じ内容になっています。ということは、恐らく今回も、潮ため池も片面は同じ内容になると思いますので、違いはそのマップの部分だけということになります。

前回、蓑谷ため池の予算が 335 万円ほどでした。今回それよりも高くなっているわけですが、片面同じで、マップの部分だけの違いなのですが、高くなっている理由についてお尋ねします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 業務の内容としまして、現地の踏査関係とか、氾濫水位関係を見るようになっていきます。あと、印刷物、このマップを作りまして町内全域に配布したいと思っておりますが、ちょっとそこらへんで、委託関係で人件費等が上がってきております。そこらへんは予算に不足しないよう余裕を見させていただいたところ

での予算をお願いしているというところでございます。実際入札をすれば、前年と同じような感じになってくるかと思いますが、一応余裕を持ったところの予算ということで計上させていただきました。

**○4番（椎葉弘樹君）** そうしますと、今回の高くなっている理由というのは、人件費の部分、委託費が前回よりも上がっているという理解でよろしいでしょうか。それは大体どのくらい上がったのでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** それぞれに測量関係の人件費等が少しずつ上がってきておりまして、一概にどの部分がどういうふうに上がったということはございませんけど、人件費が上がってきているということで、その分を見越したところで予算は計上させていただいたということになります。

**○4番（椎葉弘樹君）** あともう一点なのですが、前回の質疑の時に、これは晴天時の地震による決壊を想定されておりまして、大雨の時のですね、もう満杯になった時の豪雨災害による決壊は想定されておりませんでした。それについては前回の答弁で、豪雨を想定した内容で反映が可能であれば作成したいという町長の答弁がありました。今回も、これは晴天の時の決壊を想定しているということよろしいでしょうか。豪雨の時は必要ないのでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** ため池ハザードマップにつきましては、豪雨時の氾濫は想定していないと、そういうふうになっております。晴天時の地震ですね、あつてはならないと思いますけども、その時を想定してのハザードマップ、ため池については、そういうふうに晴天時に地震等が起きた時を想定するというようになっておりまして、大谷ため池のハザードマップを作成した場合は、そこらへんの説明が不足でございましたので、昨年度いたしました蓑谷ため池のハザードマップにつきましては、この点もマップのほうに書いておりまして、大雨時の時に氾濫した場合は防災マップを活用しながら避難をしてくださいということで、注意書のほうは入れさせていただいたということでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 私もその防災マップというのを確認してみたのですが、それぞれのため池の豪雨災害によるハザードマップというの示されてなかったように思います。そこはしっかりと防災マップのほうには記載してあるのでしょうか。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、休息のため休憩します。

-----○-----  
休憩 午前11時00分  
再開 午前11時13分  
-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、議案第 50 号、令和 3 年度湯前町一般会計補正予算（第 4 号）についての質疑の途中です。発言を許します。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 先ほど椎葉議員から御指摘いただいたところでございます。確かに防災マップには、地震によるため池の、ということは記載しておりません。今年度潮ため池のほうも、今度補正予算に上げさせていただいておりますが、町内における 4 つのため池ございますけども、ため池ハザードマップの対象となるのが、今年の潮ため池を入れて 3 つのため池というふうになりますので、またあと総務課のほうとこちらへんを協議いたしまして、今年整いますので総務課のほうと協議いたしまして、この点を防災マップのほうでも反映いただくようなところでお願いしたいと思っております。大変失礼しました。

**○9 番（山下 力君）** 21 ページ、地域文化財の振興補助金について、提案者の町長にお尋ねをいたします。127 万円は何を根拠に予算化されたのかお聞かせください。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 16 分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○町長（長谷和人君）** 失礼いたしました。今回総事業費で 350 万円ございまして、その中で、県補助金が 50 パーセントの 175 万円、そして今回、町の補助金の予算を組ませていただいているということでございます。36.4 パーセント、そしてその他補助金、そして、所有者、地元の負担金という形でさせていただいているところでございます。

**○9 番（山下 力君）** 先ほど 3 番議員の質疑の途中で、町長は、これについては補助金要項に添って進めてまいりますという発言がっております。そこで、補助金要項を見ますと、まず事業者から事業申請、そして場合によっては町長がそれを調査し、そして交付決定をする段取りです。その事業申請がいつ出ましたか。

**○教育課長（中園誠二君）** すいません。まだ町に対しての申請はないところでございます。

**○9 番（山下 力君）** 担当課長から、そういう申請は出ていないという答弁です。町長、湯前町は、法律、条例、規約、規則、要項関係なく、自分が判断したら予算計上できるという考えですか。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 18 分



再開 午前11時21分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○教育課長（中園誠二君）** まだ申請が出てきていないところがございますが、要項の制定がまだでございます。予算化もしていないという状態でございます。先ほど、少し経緯についてお話をしましたが、昨年、令和2年6月にそういう提案をさせていただいて、区長さんからのOKをいただいて、まず補助金を取りにいく、確定をさせるために申請を出しております。これは、県に対してと財団に対してです。

先ほど言いましたように、事業主体が下里区ですので、申請者も区長の名前、区長の押印となっております。交付決定通知をいただいておりますが、それも区長へ直接送付されるものでございます。ということで、現時点で要項の新規制定というのを8月24日の全協で、まず要項案を示させていただいているところがございます。

**○9番（山下 力君）** この件につきまして、8月24日に全員協議会で、いわゆる協議事項で、予算説明なのですよね。当然、町長は全協の前に、いわゆる各課と、今回は教育課と十分協議をされて、そして補助金要項にのっとった、いわゆる事業申請等々が出ているか確認して進めてこられて、全協での説明というふうに思っておったのですよ。

先ほどの説明を聞きますと、9月9日、4日前に下里地区は臨時総会を開いて、その事業に取り組みたいという意思表示をしているのですよね。ということは、予算計上が早いというふうに思うのですよ。担当課長の答弁で今経緯は分かりましたから、町長がなぜそういう段階で予算計上されたのか説明をいただきたい。

**○町長（長谷和人君）** 今回、下里区のほうでの事業主体ということで、事業の部分の町負担分ということで予算を計上させていただきました。それで、今申し上げますように、私も予算の町長査定をさせていただきまして、その折、地区との交渉につきましては十分配慮を持ってやってくれということで、私としては予算査定の時にそういうふうに指示をしました。現況としては、内容的には把握しながら、そして先ほど言いましたように、地元と配慮しながら対応をしてくれということでの指示をしておったところで、予算は計上させていただいたところでございます。

**○9番（山下 力君）** 先ほど課長の説明で、令和2年6月から教育課主導で、取り組みませんかという話をしておったと。その時、補助金要項からいったら事業申請が必要だから、そういう指導をなぜされなかったのですか。町長、補助金要項にそういうことが書いてあるのですよ。それが出ていない、提出していない、審査もしていない段階で、予算計上はどうかと思いますよ。

課長に聞きますけども、下里地区の仏像の修復か何か分かりませんが、事業はいつから取り組まれるのですか。

**○教育課長（中園誠二君）** 修理に10か月ほどかかる見込みです。今のところ、京都にあります国立博物館のほうに修繕を依頼したいと思っておりますが、福岡でも可能かなというところで話は進めております。ですので、予算化された折には、早めに始めたいなと思っております。

**○9番（山下 力君）** まだ地区から事業申請が出ていないのですから、この予算をどうするか、町長考えてくださいよ。そうしないと、もう前代未聞ですよ。補助金要項があってもなくても一緒ということですよ。いわゆる撤回された空手の全国大会と一緒にすよ。あの撤回は、コロナ感染対策で心配だからという理由がありましたよ。今度は確かに補助金要項に載っていないのですから、そういう理由で同じ考えもできるのですよ。

**○教育課長（中園誠二君）** すいません、再度になりますが、まず6月7日の議会全員協議会のほうで新しく制定する要項につきまして、提案をさせていただいております。その後、いろいろ質問等がございまして、8月24日の議会全員協議会で、要項案を再提出しております。この時に、率の確定とか、そういった経緯をお話ししたと思っておりますが、まだ施行日というのを決めておりませんので、要項がまだ動き出していないという状況であります。

**○町長（長谷和人君）** 今予算を計上させていただいておるところでございますけども、今回の場合だけではないパターンでちょっと御説明させていただきたいのですけども、事業を実施するに当たりまして、当然、準備期間も必要でございますし、それから今回予算がもし成立するようであれば、事業を年度内完成、もしくは先ほど10か月というような話もしたのですけども、期間を要するということであれば、繰越しあたりも想定されるということでございますので、事業の進捗度によりましては早めに予算化をさせていただきながら、動かさせていただくというパターンもあろうかというふうに思っております。

今御指摘いただいております地元からの申請書、これは予算がなかったからということではなくて、早めにやはり、そういうふうな旨の書類を地元から出させまして、そして、それを根拠として事業を進めるということで、私としては今ちょっと丁寧さが足りなかったということで、反省をしているところでございます。

**○9番（山下 力君）** 町長、はっきりと、今回は補助金要項に載っていないのに補助金を出しますと言ってくださいよ。

**○町長（長谷和人君）** 申し訳ございません。ちょっと私の勉強不足のところもあるかもしれませんが、今回はそういうことで予算を成立させていただきましてから、先ほど教育課のほうから答弁しておりますように、交付要項等も施行させていただくと、そういう段取りでさせていただけないかなと思っておりますのでございます。御理解のほどを、一つよろしくお願いいたします。

**○9番（山下 力君）** 課長、この事業は、取り組むのは来年度ではないのですか。来年の1月か2月から取り組むのだったら、一回撤回して、12月議会に出したらどうですか。

**○教育課長（中園誠二君）** 先ほど言いましたように、県の補助決定もいただいております。公益財団法人文化財保護芸術研究助成団という財団からの補助決定もいただいております。この事業につきましては、御大師堂の御堂の修繕と併せて進めたいと思っております。先ほど言いましたように、予算化をされましたら、早めに取りかかりたいなと思っております。

**○9番（山下 力君）** 課長、県とか財団とかの補助金を申請した時に、足元の地域の申請書は出ていないのですよ。なぜそういうところを指摘して出させないのですか。言い訳はよろしいですから、出ていないのが現実ですから、現実で話せば、町長、先ほど言ったように、今回撤回か何かして12月議会に出していただきたい。

**○町長（長谷和人君）** 私といたしましては、今申し上げましたように、2つの補助をいただくということで現在進めておりますので、私の気持ちとしては、この予算でお願いしたいというふうに思っているところでございます。どうぞ御理解をお願いいたします。

**○9番（山下 力君）** 先ほども言いましたけども、今回は補助金要項を無視して予算化しますと言ってください。

**○町長（長谷和人君）** 今回予算を成立させていただきまして、その後、要項等の制定と施行をさせていただくという段取りをさせていただくと。今回ちょっと私の配慮が足りなかったという部分がございますので、そういうことで御容赦をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

**○9番（山下 力君）** 私の質疑に明確に、正確に教えてください。今回は要項にのっけとらずに予算化しましたと。

**○町長（長谷和人君）** 今回の分につきましては、要項の前に予算化をさせていただきまして、予算化によりまして要項を定めるというふうなことでさせていただきたいと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 20ページの消防施設費で、先ほど2番議員のほうからも質問がありましたけれども、防火水槽の設置の要項というか、今度、上里に1基、それと田上の畜産センターに1基ということでされておりますけれども、早く言ったら、民家の軒数とかを配慮した中での防火水槽の計画であるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今回の防火水槽設置については、町内の設置数95基を目指

しておりました、それに伴い、2か年に1回の国の補助金を使いながらの整備ということで、2基ずつ隔年度で作っているということでございます。設置基準というところでは、今現在新規で作るところで、残すところ、今回令和3年度で作る分の2基と、あと2箇所ほど作れば95基に達成するところでございます。

その後については、老朽化した防火水槽、蓋がかぶっていない防火水槽、まだまだそういった箇所がありますので、そういったものも今後計画していくというふうなところで考えております。令和3年度で作る分、上里3区については、役場裏の世帯、説明で申しましたけれども、そこをカバーするためのところ、あと畜産センターの付近、あそこについても上溝はありますけれども、水は流れていない状況もありますので、防火水槽を1基付けるというふうなところで考えております。

**○3番（遠坂道太君）** 今度畜産センターのほうに、公社の倉庫あたりを建設されている状況ですけれども、それを案じて作られるのかなと私は当初思ったところでございます。普通であれば、田上の畜産センター付近は、ある程度水には不自由しないというような便もあります。ここで、ある程度設置箇所も、やはり非常に不便としている所辺りも把握しながら、残りのほうの設置も考えていただければというふうに思いますけれども、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**○総務課長（高橋 誠君）** 火災の際には、防火水槽に頼らない所といたしますか、農業用水路もあるところでございます。利用させていただいているところでございます。

まずは、田上区につきましては、畜産センター付近、議員言われましたように、農業機械倉庫もできます関係上も見計らって、また周囲に民家も数軒ありますので、そういったところの防火水槽という目的でございます。水がある、ないという所、水利がある、なしについて、また課内でも精査しながら、防火水槽整備計画に基づいたところで見直しもかけながら、必要性も考えながら、今後もまた進めていきたいと思っております。

**○9番（山下 力君）** 先ほどの件ですけれども、ちょっと議長に相談ですけれども、今後の補正4号の採決をいたします。議員各位の意見を聞きたいと思っておりますので、ここで休憩を取っていただいて、皆さん方の意見を聞いていただけませんか。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、日程第3、議案第50号、令和3年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について、質疑の途中です。発言を許します。

**○教育課長（中園誠二君）** 先ほどの山下議員からの提案事項ですけど、教育課としましては、認識としまして、予算化をして、要項の制定をして交付申請等という順序で考えておりました。先ほど確認しましたが、それで問題ないだろうと回答を得ましたので、このまま計上させていただければと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○8番（金子光喜君）** お尋ねいたします。14 ページですけども、防災倉庫の建設工事が予定されておまして、建設予定地としまして、買元地区の農村公園ということで伺っております。そこは町の買元地区農村公園という形で登記してあると思いますし、管理条例もございます。今回倉庫を建てられるということですけども、その条例には抵触しないのか、まずお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 農村公園の買元公園の一部を利用させていただきます。公園全てを防災倉庫にするのではないというところで、緑地の確保、東屋、パーゴラは残すところございまして、公園としての機能・役割は残す。これについては、県に確認済でございます。

**○8番（金子光喜君）** 水飲み場というのが、確かもう一つあったと思いますけども、そこはなくなるということで認識してよろしいでしょうか。いわゆる管理条例の中に、施設として入っておりますし、なくなるのであれば改廃も必要なのかなと思いますし、もう一つは、以前私の一般質問の中でもありましたけども、役場界隈の駐車場の不足というのがありまして、実際その倉庫に物を出し入れしたりする時にも、トラックを止めたり、車両を止めたりする必要があるかと思っております。その場合に、どうしてももう少し広めの駐車スペースも要るのかなということを考えていますと、残す必要があるのかということも併せて御検討いただければと考えているんですけども、御答弁を求めます。

**○総務課長（高橋 誠君）** 公園機能として、先ほど申しました東屋、パーゴラなどを残すということで、水飲み場も当然残すところと考えております。あと、駐車場につきましては、防災倉庫の前面、乗り入れ、乗り出し部分は舗装を考えております。普段使いは、車両の通行に邪魔にならない程度で、職員用の駐車場も数台止められるようにはしたいと考えております。

**○8番（金子光喜君）** あえて、そこに農村公園を残すという形で受け止めたわけですけど、実際様々なことを考えると、農村公園を残さない方向で、町の防災の拠点として使う方法もあるのかなと思うわけですけども、いかがでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** ここには県の補助金も入った上での整備をされた経緯がありますので、その付近の補助金返還、そういった違う用途にするための目的変更のところを御相談したところ、県のアドバイスとしてはそういった使い方のほうが、よりこれまでの公園としての機能と併せて、防災倉庫としての機能を併せ持つほうが、利便性が

良いのではないかというアドバイスをいただいた上での今回の提案になってございます。

**○8番（金子光喜君）** くどいようですが、では農村公園としての機能を最大限残しつつも、車を止められるようなスペースというのも図られるということで、お願いできればと思っているところです、

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 補正予算の説明の中で、目5の財産管理費の中で、ため池近くの倉庫として使用していた旧小川邸と申しました。このため池を藪谷と申ししていたようです。正確には、潮ため池でございますので、大変申し訳ございませんでした。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 先ほど西議員のほうからも質問がありました、13ページの町有施設解体工事 650万円についてお尋ねします。小川邸の解体をした後、これをどのように活用していく考えであるかについてお尋ねします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今回の小川邸の解体の目的は、危険空き家といいますか、危険な公共施設という位置付けで解体を行うところで、その後の用途については考えておりません。

**○4番（椎葉弘樹君）** 旧旧南部保育園跡地については、用地の売払いということでありましたが、小川邸については、普通財産として、確か土地として残るはずですが、そうすると、B&Gの裏と一緒に普通財産として管理するとなると、除草作業とかいろいろなところが発生してくるかと思えます。これはもう当面はそのままほったらかしなのか、それとも何かほかの用途を考えていきたいのか、その方向性について町長にお尋ねしたいと思えます。

**○町長（長谷和人君）** 現況、潮大橋の下でございますか、消防の資材あたりを今置いておりますので、その延長という形でさせていただければというふうに思っているところでございます。

**○1番（吉田精二君）** 21ページの教育費の体育施設費の委託料ですけども、海洋センター外部清掃等委託料の中で、弓道場の支障木というか、梅の木とか桜の木を伐採するというように説明がありましたけれども、弓道場の中に、大きな直径1メートルほどのモチノキがもう枯れておりますので、この除去についても予定に入っているのでしょうか、お伺いします。

**○教育課長（中園誠二君）** はい、お答えします。モチノキの伐採も入っております。それと、建物の周りの桜の木、梅の木の剪定、伐採ではなく剪定を行いたいと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 17 ページの会計年度任用職員の報酬の中で、コロナの関係の任用職員となっておられる方を、また12月から3月までと、もう一つは、コロナワクチン事業に関しては12月いっぱいというふうな形でしょうか。そのへんちょっとお尋ねしたいと思います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** まず、保健衛生総務費の人員費、会計年度任用職員につきましては、12月から3月までの1名です。ちょっと順序は逆になりますが、新型コロナワクチン接種事業費の中の会計年度任用職員が、今が9月までの予定でしております。集団接種は終わりましたが、個別接種は始まったばかりでありまして、あと後整理もごさいます。10月と11月分の2名を国庫補助対象で2か月間お願いしたいと思っております。その後の12月から3月までの4か月間は、保険系の業務の補助のほうをお願いしたいと考えております。以上です。

**○3番（遠坂道太君）** はい、分かりました。それと、新聞等でも掲載されてありますが、3回目の接種をとというようなことで、新聞等では、医療関係者は11月くらいからとか、65歳以上は1月くらいからというように書いてある新聞もありました。

町長、今後のそういう情報なりそのあたり、3回目の接種があるのか、そのへんについて、情報が分かっておられる範囲で良いと思いますので、よろしくお願ひします。

**○町長（長谷和人君）** 一般質問の森山議員の中でもちょっとお答えしたのですが、ワクチン先進国では、ブースターと呼ばれる3回目のワクチン接種がなされているというようなお話もあったところでごさいますけども、今係のほうに聞いてみたのですが、現況、今国のほうから3回目というふうなお話もないということでごさいますので、そういうような情報が入りましたなら、また議員の皆様方にもお話はさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第50号、「令和3年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立多数。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----  
**日程第4 議案第51号 令和3年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第4、議案第51号、「令和3年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第51号、令和3年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ370万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億2,391万5,000円とするものでございます。

主な内容は、職員の人事異動等に伴う、人件費の補正などでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 議案第51号、令和3年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

8ページの事項別明細書、歳出から説明いたします。よろしくお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、職員異動に伴う人件費、それぞれを減額し、また業務の連携及び時間外事務の増加により、時間外勤務手当を追加し、合計400万2,000円更正減額しました。

款2保険給付費では、項1療養諸費、節3一般被保険者療養費において、数年に一度しかないような高額な療養費の請求等があり、今後不足が生じる恐れがあるため、これまでの実績を勘案しながら、30万円増額計上しました。なお、この額は県から全額交付されますので、歳入における、県支出金にて同額計上しております。後ほど歳入の説明で補足いたします。

款5保険事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費は、県補助事業の要件適不のため、節10需要費に計上していたものを、節17備品購入費に組み換えました。

次に、歳入についてです。7ページをご覧ください。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金に30万円を増額計上しました。これは、町の国保が療養給付費等に要する費用を、全額県が負担することとなっているため、歳出で説明した療養費と同額計上しております。

款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節3職員給与費等繰入金については、一般会計、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金からの減額繰出しを受け、繰入金の職員人件費等に係る分について、歳出の款1の総務費と同額の400万2,000円を更正減額しました。



以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 51 号、「令和 3 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 5 議案第 52 号 令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、議案第 52 号、「令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 52 号、令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 128 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,372 万 7,000 円とするものでございます。

主な内容は、職員の人事異動等に伴う人件費の補正などでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（赤池昌信君） それでは、議案第 52 号、令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明いたします。8 ページをお願いします。

款 1 下水道事業費、項 1 下水道事業費、目 1 下水道事業費につきましては、127 万 3,000 円を計上しました。

節 3 職員手当等につきましては、職員の通勤手当及び住居手当 33 万 2,000 円を計上しました。

節 4 共済費につきましては、市町村共済組合負担金として 6 万 3,000 円を計上しまし

た。

節 26 公課費につきましては、当初予算において消費税として 400 万円を計上していましたが、納付すべき消費税額が確定したため、不足分 87 万 8,000 円を計上しました。

次に、款 4 公債費につきましては、目 2 利子、節 22 償還金利子及び割引料に下水道事業債利子として、1 万 1,000 円を計上しました。

次に歳入になります。7 ページをお願いいたします。

款 3 繰越金につきましては、不足する財源としまして前年度繰越金、128 万 4,000 円を計上しました。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

**○1 番（吉田精二君）** 下水道会計において、人件費、それから償還金の利子については、一般会計からの繰入れで賄うようになっていたと思いますが、今回は繰越金のほうで対応されていますが、それでよろしかったのですかね。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 今回につきましては、財源としましては繰越金を計上させていただいているところです。

**○1 番（吉田精二君）** 確か、公債費の利子分については、当初予算では一般会計からの繰入れになっていたかと思いますが、いかがですかね。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 2 2 分

再開 午後 1 時 2 6 分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 先ほどの職員手当、それから下水道事業債利子につきましては、一般会計からの繰入れということでしたけども、そういったルールはないかと思いますが、今回は繰越金を計上させていただいたというところがございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号、「令和 3 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 6 議案第 53 号 令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について**

○議長（倉本 豊君） 日程第 6、議案第 53 号、「令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 53 号、令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 961 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 6,915 万 8,000 円とするものでございます。

主な内容は、職員の人事異動に伴う人件費の補正、介護給付基金積立金、介護給付費等の国、県への返還金などが主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、議案第 53 号、令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

事項別明細書、歳出から御説明いたします。8 ページをご覧ください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、4 月の人事異動に伴う人件費を調整し計上しました。人件費分の財源としまして、一般会計繰入金、純費繰入金を計上しました。

款 1 総務費、項 3 介護認定審査会費、目 1 認定調査等費は、認定調査に係る会計年度任用職員の人件費不足分を計上しました。

款 5 基金積立金は、令和 2 年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績の確定に伴いまして、負担割合により精算し、追加交付金など含めた実質収支を計算し、393 万 8,790 円の余剰金が生じたので、介護保険給付基金積立金を計上しました。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金及び、項 1 繰出金、目 1 一般会計繰出金は、令和 2 年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に基づき、国、県、支払基金、町一般会計に対する、負担金、交付金の返還金を計上しました。

次に歳入の説明をいたします。7 ページをお願いします。歳出で説明した以外の主なものを説明します。

款 4 支払基金交付金は、令和 2 年度介護給付費の実績確定に伴う、追加交付金を計上

しました。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 低所得者保険料軽減繰入金は、令和 2 年度低所得者保険料軽減負担金精算に伴う、繰入金を計上しました。

款 8 繰入金は、前年度繰越金を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第 53 号、「令和 3 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第 7 議案第 54 号 令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 7、議案第 54 号、「令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第 54 号、令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。

水道事業会計補正予算につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 議案第 54 号令和 3 年度湯前町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして御説明いたします。

2 ページをご覧ください。

第 2 条、収益的支出の補正になります。

湯前町水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を補正するもので、（科目）第 1 款、水道事業費用 5,513 万 3,000 円に 3 万 8,000 円を追加し、5,517 万 1,000 円とするものです。

8ページをお願いいたします。

令和3年度湯前町水道事業会計補正予算(第2号)見積の基礎により、御説明いたします。

収益的支出。

款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節4法定福利費に、共済組合負担金に係る費用の不足分3万8,000円を計上いたしております。これは、共済組合負担金の額の確定に伴い、不足分を補正するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長(倉本 豊君)** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長(倉本 豊君)** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長(倉本 豊君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、「令和3年度湯前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長(倉本 豊君)** 起立全員。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### **日程第8 認定第1号 令和2年度湯前町一般会計決算の認定について**

**○議長(倉本 豊君)** 日程第8、認定第1号、「令和2年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とします。

本件の審議方法について、お諮りします。

本件につきましては、最初に歳出から、款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長(倉本 豊君)** 異議なしと認めます。したがって、最初に歳出から款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をすることにします。

では、令和2年度湯前町一般会計歳入歳出決算書、歳出、款1議会費の説明を求めます。

**○議会事務局長（西村洋一君）** では、議会費の説明をいたします。ページは、61 ページから 62 ページをご覧ください。タブレットのページで検索する場合は、64 ページとなります。

款 1 議会費、予算現額 6,685 万 7,000 円に対し、支出済額は 6,591 万 439 円、執行率は 98.6 パーセントでございます。議会費が一般会計の歳出に占める割合は 1.7 パーセント、令和元年度と比較して 361 万 4,107 円の減となりました。減の主な要因は、新型コロナウイルスの影響により、議会活動の中心であります要望活動、現地調査、会議、研修会など、そのほとんどが中止となりまして、旅費等の支出がなかったためであります。

それでは、節の順に御説明します。

節 1 報酬から節 4 共済費につきましては、議会費の主要な部分を占めます人件費関係であります。議員 10 名、事務局一般職 2 名及び会計年度任用職員 1 名の経費を支出しております。

節 8 旅費は、90 万 7,275 円を支出しました。冒頭申し上げましたとおり、新型コロナウイルスの影響により、出張がほとんどありませんでしたので、議員会議出席に伴う費用弁償が支出の大半を占める結果となりました。

節 9 交際費は、9 万 1,367 円と、例年を大きく下回る支出となっております。こちらにも、新型コロナウイルスの影響で各種団体の総会が書面決議となるなど、負担金及び御樽等の支出がなかったためであります。

節 10 需用費は、年 4 回の議会だより及び本会議の会議録の印刷製本費として、69 万 5,464 円支出しました。また、議場が火災や災害等で被災した場合の避難経路確保のため、傍聴席のカウンター改修工事を行い、修繕料として 18 万 7,000 円を支出しました。

63 ページ、64 ページをお開きください。

節 12 委託料では、会議録をマイクロ撮影し、電子化して残すための費用として、128 万 400 円を支出しました。令和 2 年度は大正時代分を行っております。また、本会議の一般質問の様子を Y o u T u b e でライブ配信及び録画配信を行う委託料として、78 万 6,500 円を支出しました。

最後に、節 18 負担金補助及び交付金につきましては、県及び郡町村議会議長会負担金など、総額で 71 万 7,000 円を支出しております。

以上で、款 1 議会費の説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから、款 1 議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、款 1 議会費の質疑を終わります。

次に、款 2 総務費の説明を求めます。

**○総務課長（高橋 誠君）** 款 2 総務費を御説明申し上げます。同じく 64 ページをお願い

います。

総務費につきましては、10億1,854万560円を支出しています。歳出全体に占める構成比は、25.9パーセントになります。前年度と比較して、4億4,120万円の増となっております。

以下、目ごとに説明を申し上げます。

目1 一般管理費は、2億2,249万8,603円を支出しました。令和元年度と比べまして、483万円の減となっております。

節1 報酬は、情報開示審査委員等の報酬、会計年度任用職員報酬を支出し、節2 給料において、町長及び副町長、並びに総務課職員の給料等を支出しました。

節3 職員手当は、特別職期末手当、及び総務課職員等の人件費に係る扶養手当など各種手当を支出しました。また、総務課職員の期末手当、退職手当負担金が主なものとなっております。

66 ページです。

節7 報償費18万4,000円は、区長会の会議開催の日当分でしたが、開催をしなかったため不用額として残ったものでございます。

節8 旅費96万2,717円は、令和元年度と比較して、町長と職員の出張が減りましたので普通旅費が大きく減額となっております。

節11 役務費236万5,720円については、会議用タブレット端末33台の通信費を支出しております。

節12 委託料3,269万8,996円は、68ページでございますが、職員が通常業務にて使用している電算運用関係の機器保守料等を支出しています。また、令和元年度より増となった要因は、区長業務委託料の新設、マイナンバー関係ですが社会保障税番号システム改修委託、中間サーバー接続ネットワーク機器更新に要する経費が主なものでございます。

節13 使用料及び賃借料3,007万2,823円は、電算運用関係の機器リース料、ソフトウェア使用料等を支出しています。

70 ページをお願いします。

節17 備品購入費65万7,580円は、新型コロナウイルス感染症対策備品、サーマルカメラ体温計等の購入が主なものでございます。

節18 負担金補助及び交付金613万9,839円は、町村会負担金、職員採用試験負担金、個人番号制度中間サーバー整備負担金等の支出が主なものです。

目2 文書広報費は、453万4,774円を支出しました。主なものとしまして、節10 需用費の法規の追録代、広報紙・旬報の発行、その製本印刷代に要した経費を支出しております。

本町の広報誌は、令和2年度の熊本県広報コンクールにおいて、8年連続で町村の部で1位に選ばれ、全国大会に熊本県代表として出展しております。

72 ページです。

目3 財政管理費は、3,703万8,831円を支出しました。決算統計事務、地方交付税算定事務等の事務経費を支出しております。

また、節12 委託料において「統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料」、「固定資産台帳管理システム保守業務委託料」を支出しております。

節24 積立金、3,207万8,691円は、財政調整基金の国債運用益分と利子分で1,399万円、そして減債基金積立金とふるさと創生基金積立金に通常利子分をそれぞれ積み立てしております。また令和2年度のふるさと納税により御寄附いただいた寄附金から、必要経費を除いた金額1,800万円を積み立てさせていただいております。

目4 会計管理費は、11万2,111円を支出しました。会計管理事務に要する経費を支出しております。

74 ページをお願いします。

目5 財産管理費は、3,455万4,248円を支出しました。主な支出は、会計年度任用職員の町長車運転手報酬、指定管理者選考委員報酬、そして委員の費用弁償、また、役場庁舎と旧南部保育所電気料など光熱水費と修繕料など維持管理費用、町有建物災害保険料及び自動車損害保険料、公用車のリース料等を支出しております。

節14 工事請負費、877万2,562円は、下村区にある旧南部保育所の指定避難所として活用、そして通常時は南部地区のコミュニティ活用を行っていただくよう、運動場の約半分を舗装し駐車場化する改修工事を行いました。球磨川防災減債基金の補助金を活用させていただき整備を行ったものです。なお、繰越明許費の500万円は、庁舎自動ドア工事で令和3年度に繰越しを行って施工してございます。

76 ページをお願いします。

また、節17 備品購入費421万6,187円は、災害時用蓄電池機能を持つ公用車PHEV車1台を購入しました。これも、球磨川防災減債基金の補助金を活用させていただき整備を行ったものでございます。以上でございます。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 目6 公有林管理費につきましては、4,098万1,986円を支出しました。町有林の維持管理に要する経費が主なものです。

節11 役務費につきましては、町有林の森林保険加入掛金として、森林災害保険料307万9,940円を支出しました。

節12 委託料の町有林造成事業委託料につきましては、603万6,800円を支出し、下刈り24.1ヘクタールの施業を行いました。

J Tの森造成事業委託料につきましては、1,543万6,829円を支出し、再造林5.0ヘク



タール、防護柵 1,955 メートル、下刈り 20.94 ヘクタールの施業を行いました。

J R九州商事の森造成事業委託料につきましては、279 万 3,843 円を支出し、再造林 0.96 ヘクタール、防護柵 532 メートル、下刈り 3.97 ヘクタールの施業を行いました。

くれないの森造成事業委託料につきましては 25 万 7,736 円を支出し、下刈り 1.09 ヘクタールの施業を行いました。

公有林管理委託料につきましては 1,146 万 7,462 円を支出しました。町有林の巡視、境界管理、林道・作業道補修等を上球磨森林組合へ委託したほか、梅雨前線豪雨などによる林道・作業道の路面洗堀の補修、崩土除去などにも対応し路網管理に努めました。

節 13 使用料及び賃借料は、森林GIS及び林地台帳の管理システムの利用料として 46 万 2,000 円、積算等システム使用料として 16 万 5,000 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策や7月豪雨により、例年どおりの森林保全活動はできませんでしたが、一部は規模を縮小した活動や各企業との関係強化に努め、森づくり実行委員会において、実績に応じ 77 万 1,154 円を補助しました。以上です。

**○総務課長（高橋 誠君）** 目7交通安全対策費は、837 万 168 円を支出しました。交通指導員の報酬等の活動経費、街路灯・防犯灯の電気代、交通安全施設設置が主なものでございます。

節 10 需用費、被覆購入費は、指導員制服の夏服 24 着を購入しております。

78 ページをお願いします。

節 14 工事請負費、交通安全施設設置工事 85 万 1,000 円は、横断指導線のライン及び文字焼き付け、カーブミラーの設置を施行しております。町道への防犯灯は、14 基のLED型照明を設置しました。なお、基盤修繕が必要な箇所が発生した場合は、随時、LED型照明に交換を行っているところです。

目8防災諸費は、442 万 7,774 円を支出しました。主なものは、節 10 需用費、消耗品費 194 万 9,867 円については、子供用マスクを含め災害時用衛生備蓄品、自主防災組織スピーカーマイクなどを購入し、印刷製本費 53 万 9,000 円は、防災マップを更新しての作成を行いました。

節 17 備品購入費 98 万 3,160 円は、避難所用備品で、大型テレビ、車いすなどを購入し、地方創生臨時交付金 53 万 9,600 円では、避難所運営でのAEDを購入してございます。

節 18 負担金補助及び交付金では、県防災行政無線運営負担金、防災情報ネットワーク負担金をそれぞれ支出しております。

なお、防災諸費の主要なものの財源は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金を活用しております。以上です。

**○企画観光課長（本山りか君）** 目 9 企画調整費について御説明いたします。

企画調整費は 6,940 万 3,032 円を支出しました。企画振興係の職員及び地域おこし協力隊の人件費、計画策定に係る経費、ふるさと納税に係る経費、移住定住促進事業に係る経費、公共交通に係る経費が主なものです。

節 1 報酬は、地域おこし協力隊 1 名の 5 か月分の報酬を支出しました。このほか協力隊に係る経費は、節 4 共済費で社会保険料を、節 13 使用料および賃借料で車両、パソコンのリース料と住宅賃借料も支出しました。

ふるさと納税につきましては、令和 2 年度はふるさと納税係を新設し、業務を行いました。また、民間事業者が開設している専用サイトを活用し、本町へのふるさと納税を呼び掛け、節 7 報償費の返礼品代、節 11 役務費の返礼品送付に係る通信運搬費、節 12 委託料の専用サイト業務委託料などを支出しました。

82 ページをお開きください。

節 18 負担金補助及び交付金では、人吉球磨広域行政組合負担金のほか、人吉球磨地域管内で連携して取り組む公共交通活性化事業として、地方バス運行等特別対策補助金、くま川鉄道経営安定化補助金等を支出しました。

移住定住促進のため、ふるさと寄附金を活用して住宅リフォーム補助事業と空き家リフォーム等補助事業を実施しました。住宅リフォーム事業には 11 件の申込みがあり、抽選により 4 件を採択し、175 万 7,000 円を支出しました。空き家リフォーム等補助事業には 3 件の申込みがあり、3 件を採択し、その内訳は改修 2 件、解体 1 件で合計 169 万 8,000 円を支出しました。

くま川鉄道再生協議会負担金（運営費）15 万円、同じく協議会の人件費 14 万 8,047 円を支出しました。これは、令和 2 年 7 月豪雨により被災したくま川鉄道の復旧に向け、令和 2 年 12 月 25 日にくま川鉄道再生協議会が設立されたため、令和 3 年 1 月から 3 月の本町負担金分として支出したものです。

目 10 地域活性化事業費は、27 万 3,000 円を支出しました。例年開催しておりました漫画フェスタはコロナウイルス感染症拡大の影響により、平成 4 年度からの開催以来、初めてとなる中止となりました。そのため実行委員会への補助金交付はありませんでした。

奥球磨広域連携推進協議会では、コロナウイルス感染症拡大状況に対応しながら多良木町、水上村とともに本町の食や観光の魅力を発信いたしました。以上です。

**○総務課長（高橋 誠君）** 目 11 情報通信管理費は、3,827 万 8,271 円を支出しました。全世帯への光ケーブルと I P 告知放送端末等の維持管理費、そしてインターネット接続サービスを含む情報通信システムの運用経費と、地域情報化推進に係るソフト事業に要した経費が主なものでございます。

節 12 委託料、光伝送路保守委託料 66 万円は、町内全域の光ケーブル幹線系の点検、

枝木伐採などを併せて実施いたしました。

また、情報センター機器保守委託料 356 万 4,000 円ほか、I P 告知端末機器保守委託料、ブロードバンド機器保守委託料等を支出しました。

そして、情報化計画策定業務委託料 484 万円は、令和 3 年度から令和 9 年度までの 7 年間における、行政防災情報システムやインターネットサービスの民営化事業、情報化の高度化に対応する計画を策定いたしました。

86 ページをお願いします。

節 13 使用料及び賃借料は、ブロードバンド回線接続使用料 462 万 7,425 円ほか、N T T と九州電力の光伝送路電柱共架料 242 万 4,730 円、情報通信システムサーバー機器使用料 529 万 2,540 円等を支出しました。

節 14 工事請負費 130 万 9,000 円は、新改築世帯等への I P 告知放送端末設置 17 世帯を行いました。また、浜川地区光伝送路移設工事 513 万 7,000 円は、水上村にある企業局にお借りしていた電柱が廃止されることになり、塩利地区への新ルートでの光伝送路の移設を行いました。

節 17 備品購入費 207 万 3,500 円は、I P 告知放送端末機器 40 台等の購入をいたしております。

節 18 負担金補助及び交付金、30 万円の不用額は、I C T 利活用協議会の事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の時期にあったため実施できなかったことによるものです。

目 12 諸費は、1,092 万 826 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金で、人吉地区保護司会負担金 1 万 3,500 円、人吉球磨広域行政組合運営費負担金 915 万 5,000 円等の負担金を支出しております。また、職員研修費は、21 万 4,300 円と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により職員が研修に出向くことができなかった結果となりました。しかし、現在はオンライン研修が大幅に増えており、研修のスタイルが変わりつつあります。以上です。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 目 13 特別定額給付金給付事業費は、3 億 7,989 万 5,666 円を支出しました。給付金給付に要する経費として、会計年度任用職員 1 名の人件費及び消耗品費のほか、節 12 委託料では、特別定額給付金システム対応業務委託料 179 万 6,000 円を、また、機器使用料、借上げなど、節 13 使用料及び賃借料にて 25 万 8,909 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、町民一人当たり 10 万円の 3,763 名分として、その給付金 3 億 7,630 万円を支出しました。

**○総務課長（高橋 誠君）** 目 14 災害復旧管理費は、672 万 4,755 円を支出いたしました。令和 2 年 7 月豪雨災害により被災した河川・道路・農地・農業用施設等の災害復旧

のための専属事務を行うために、目を新設して予算を計上し執行したもので、農林振興課と建設水道課にそれぞれ災害復旧係を設け職員を配置したものでございます。

節1 報酬から、90 ページの節8 旅費については会計年度任用職員の雇用における経費を支出いたしました。

節13 使用料及び賃借料は、プレハブ事務所のリース料、公用車リース料、その他職員パソコンリース料等を支出いたしました。

節14 工事請負費は、プレハブ事務所の基礎工事等の費用を支出しました。以上です。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 目15 湯前町出身大学生等支援給付金給付事業費は、133万2,299円支出しました。給付に要する経費のほか、節18 負担金補助及び交付金では、一人当たり2万円の給付金を、対象となる大学生等61名に122万円を支出しました。

目16 湯前町地域活力応援給付金給付事業費は、8,683万619円を支出しました。

91 ページをご覧ください。

節12 委託料、地域活力応援給付金システム対応業務委託料72万6,000円等、給付に伴う事務的経費のほか、節18 負担金補助及び交付金において地域活力応援給付金として、要件により一人当たり2万円若しくは4万円を、対象者3,775名の方々に対しまして、8,562万円を支出しました。

続きまして、項2 徴税費からです。項2 徴税費につきましては、4,084万5,010円を支出しました。545万3,941円の減となっております。減の主な要因は、人事異動に伴う人件費と、令和元年度において、地方税ポータルシステム更改作業対応業務委託料の支出があった事によります。

目1 税務総務費につきましては、4,018万8,626円を支出しました。職員5名と、確定申告時の会計年度任用職員1名の人件費及び物件費などのほか、経常的経費が主なものです。

93 ページをご覧ください。

節12 委託料につきましては、地籍修正測量業務委託料として、用悪水路の表示に誤りのある地積測量図を修正するため、測量及びデータ作成の費用15万円を支出しました。また、地積管理システムにおける航空写真データ更新のため、航空写真背景図編集作業業務委託料22万円を支出しました。

節13 使用料及び賃借料では、各システムの使用料及び利用料、リース料を支出しました。共通納税システムASP利用料は、全国の市町村に跨る企業等が、個人住民税の特別徴収や法人住民税を電子的に申告や、納税手続きが一括してできるシステムの利用料で、5万2,800円を支出しました。

目2 賦課徴収費につきましては、税の賦課及び徴収に要する費用として、65万6,384円を支出しました。主なものとしまして、節11 需用費の消耗品費は、事務用消耗品、申

告関連書籍等に10万5,000円を、また、印刷製本費としまして、税目毎の納税通知書及び納付書のほか、督促状や口座振替済通知書のメールシラー等の印刷費として、53万8,123円を支出しました。

そのほか、96ページの一番上になります。

節11 役務費として、預貯金口座調査手数料143件分に7,739円を支出しました。

95ページからになります。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費については、2,516万9,972円を支出しました。388万9,158円の増となりました。主な要因は、人事異動によるものと、委託料の戸籍情報システム改修業務によるものです。戸籍及び住民基本台帳事務職員2名分と会計年度任用職員1名分の人件費及び物件費など、経常的経費が主なものです。

節12 委託料に、戸籍情報システム改修業務委託料として、198万円を支出しました。これは番号制度導入に伴う法改正のため、システムに必要となる機能の整備が生じたため、改修を行ったものです。

97、98ページになります。

節13 使用料及び賃借料では、戸籍総合システム及び住基ネットワークシステムに係る機器のリース料として、コピー使用料等と合わせて433万7,392円を支出しました。

節18 負担金補助及び交付金においては、個人番号カード等関連事務負担金165万円を支出しました。マイナンバーカードの取得が増加したための増でございます。

**○総務課長（高橋 誠君）** 同じく98ページをお願いいたします。

項4 選挙費は、360万3,444円を支出しました。

目1 選挙管理委員会費は、主に選挙管理委員会の活動経費で、委員の報酬費用弁償等、14万1,480円を支出しております。

目2 選挙啓発費の不用額は、明るい選挙推進委員の報酬、費用弁償でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催できなかったことによるものです。

目3 町議会議員選挙費は、346万1,964円を支出しました。令和2年11月15日執行されたものでございます。選挙事務に要した選挙管理委員会委員報酬、費用弁償、そして、期日前投票と選挙日当日まで必要であった経費を支出いたしました。

100ページをお願いします。

項5 統計調査費は、211万6,747円を支出しました。

目1 統計調査総務費は、市町村民所得推計負担金、県統計協会負担金を支出しております。

目2 指定統計費は、209万5,347円を支出しています。国から委託されている工業統計調査、そして令和2年度は国勢調査の本調査の年でございましたので、調査指導員と調査員の報酬、消耗品費などに要した経費を支出しました。以上でございます。

○監査書記（西村洋一君） 続けて、項6 監査委員費を説明いたします。

監査委員費としまして、63万1,424円を支出しております。令和元年度と比較して、48万1,071円の減となります。減の主な要因は、新型コロナウイルスの影響により、各種研修会、会議等が中止となったためであります。

監査委員費の主なものとしまして、定期監査、決算審査、例月現金出納検査等に係る委員の報酬及び費用弁償並びに委員の研修等出張に伴います費用弁償、郡町村監査委員連絡協議会負担金などが支出されております。

なお、途中で、節の番号を間違っておたところがありましたので、その点は修正させていただきたいと思っております。

以上で、款2 総務費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） ただいま、款2 総務費の説明が終わったところです。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時09分

再開 午後2時22分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、款2 総務費の説明が終わったところです。

これから款2 総務費の質疑を行います。ページは63ページから102ページまでです。質疑ありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 82ページの空き家リフォーム等補助金についてお尋ねします。直近の3年間くらいで、空き家の改修をしたところの活用状況というのはどうなっていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 改修をやられたところの活用状況ということで、そこに定住をされているような状況でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 空き家の改修については、少しずつではありますが改修できているということなのですが、では一方、空き家になった件数、この件数、よく平成30年度のデータで207件と言われるのですが、それ以降、令和2年にかけてどのくらいの空き家が増えているかの管理はできていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） その点につきましては未調査でございまして、把握ができていないところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 総合戦略とかを見ますと、空き家バンクにそのまま居住できる物件が少なく、要望に対応できていないということで、空き家バンクの登録状況が、ちょっと課題があるというところです。

当初 450 万円の予算に対して、169 万円の活用しかありませんでした。需要はあんまり高くないのかなとは思っているのですが、ただ予算の有効活用として一つ提案したいのが、すぐに居住できる物件を空き家バンクに登録していただくと、奨励金のようなものを設けてはいかがかなというところですが、これをやれば、とりあえず空き家を持っている人は、空き家バンクに登録しようという流れができるのではないかと思います、そのへんのお考えは何かありますでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 現在は、空き家の利活用につきましては、今空き家リフォーム補助事業のみで対応を行っているところですが、やはり議員おっしゃいますとおりの課題のほうも把握しておりますので、そちらのニーズを把握しまして、今後、総合戦略等に記載はございませんが、空き家リフォーム補助事業が終わる3年度を経過する時くらいまでに、そういった新たなニーズのところを把握しまして、対応を行ってまいりたいと考えております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 令和2年度におきましても、予算が大分300万円弱余っておりますので、そういった予算の配分を見直して、そういう新しい制度の方に振り分けても良いのかなとは考えております。

では、最後に1点だけ確認しますが、平成30年の6月に一般質問した際に、空き家等対策計画を提案しまして、今後の空き家の方針というのを示しながら計画的に空き家を解消していきませんかという御提案をさせていただきました。その時に、前の町長からは、調整を図りたいという答弁を受けていたわけですが、そもそも本町には空き家に対する活用とか、そういった解消とかの方針というのはあるのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 明文化した方針なるものは、今はないところでございます。計画についても、以前から議員御指摘いただきましたとおりなのですが、正直、マンパワー不足のところがございます、ここ2、3年は各種計画の策定に奔走したわけでございますので、今後必要であれば、そういった計画の策定、方針の立案、そういったところも検討はしていかなければならないと思っております。

ただし、計画を策定して、国とか県とかからいただける補助制度とか、そういったところのメリットは今のところあまり感じていないところが正直なところでございますので、ただそういった方針的なものは明確にして、その目標に添って進めていくべきだと考えておりますので、計画に捕らわれることなく、そういった方針的なものをきちんとマニュアル化して進めていきたいとは思っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 最後に町長に伺います。町長はよく、入りを量りて出ざるをなすということで、空き家についても同じような考え方ができるのではないかと思います。やはり、空き家になるペースがこれから加速的に増えていくのではないかと懸念もありますので、そういった方針を企画観光課のほうでもこれから検討はしてみたいとい

うことなのですが、町長としては、そういう方針を示す考えはないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 現状、空き家、それからリフォーム関係につきましては、議員御承知のとおり、ふるさと納税を原資とさせていただいているところでございまして、3年ごとに改正しているというふうなところもございます。これも含めて、当然お話のとおり、空き家も大きく増えてきている現状がございまして、これは何とか対策を講じなければならないということで、一般質問の時、遠坂議員でございましたか、お話をされておりますので、あの時に答弁をしたと思いますけれども、ここはまず空き家の実態調査、あれは最新のやつが平成30年でございましたか、そこらへんも実態を踏まえなくてはいけないのかなと。それを基に、また3年ごとの計画もやり直さなくてはなりませんものですから、その時点でまた対応させていただければと思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（西 靖邦君）** 先ほどふるさと納税と町長から言われたのですが、個人のふるさと納税が収入源ですけど、企業版のふるさと納税にちょっともう少し力を入れてほしいなと思っておりますが、そのへんはどうでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 議員おっしゃいますとおり、私どもも企業版ふるさと納税には力を入れていくべきと考えておまして、実は本年度、職員プロジェクトチーム等も編成いたしまして、今来年度のプロジェクトの公表に向けて検討をやっている段階でございます。

現在も、実際森林整備事業のほうで一つプロジェクトは立てておまして、今回新聞報道等でも公表されたかと思うのですが、それに対する寄附もいただいているところでございます。そして、国の再生計画なる計画も認定を受けておりますので、それに添ったプロジェクトの立案、これを進めていきたいと思っております。今職員プロジェクトチーム段階ではございますが、来週町長のほうにも検討した結果を御報告いたしまして、正式に来年度のプロジェクトとして公表を行ってまいりたいと考えております。

**○議長（倉本 豊君）** 決算に絡めたところでの質問をよろしく申し上げます。

ほかにありませんか。

**○5番（森山 宏君）** 90ページの災害復旧費の中で、プレハブリースとか、事務備品リースとかあります。プレハブリースにしても約60万円、事務備品で約40万円、パソコン等で約70万円近く出ております。特に、プレハブリースなんかは、災害復旧というのは大体3年から5年ぐらいを考えておられるのでしょうから、毎年この分だけのリースというのも、これは1年のリースじゃないですよ。去年の8月ぐらいからできたやつだと思っておりますので、それ以上かかっていくのだらうと思っております。年換算したら、これが毎年同じような金額がかかるのであれば、もしもプレハブが1年間100万円だったとした



ら、リースよりも購入したほうが良いし、これは何かあったときのユニットハウスですので簡易事務所にもなります。それプラスの備品とか、もしも机とかおっしゃるのであれば、縮小された部署もありますし、そういう備品なんかも流用できるはずですので、内容がちょっと分からないので、どういう部分がリース物件なのか、ちょっと詳細に教えてください。

**○総務課長（高橋 誠君）** 質問がありましたプレハブリースについては、令和2年度58万3,000円、令和3年度、令和4年度までかかると思いますが、これについてはリース料がかかってまいります。

公用車リースについては、軽自動車現場用ですね。あと、事務備品リースにつきましては、コピー機、印刷機、そういったものを備品リースしております。パソコンについては、職員のパソコン、会計年度任用職員も含めましてのパソコンリースになっております。事務用備品については、フロアマット。プレハブの床がそのまま板が剥き出しでございましたので、そういったやつの備品。細々とした備品は購入しているようでございます。

ただ、リース料については、その後購入すれば良かったということもあるかもしれませんが、その後の使い方を考えていなかったのも、今回プレハブはリースにさせていただいたということもございます。

**○5番（森山 宏君）** 細かいことは言いませんが、年額ではなくて8月からすると7か月間、3月までの分で、約2倍というふうに今後は捉えていかななくてはならないことですかね。

**○総務課長（高橋 誠君）** ちょっとその付近のリースの期間、月額リースと、2年目、3年目、どのくらいの金額になるか、ちょっと資料を持ってきておりませんので、答弁は後ほどということで良いでしょうか。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○8番（金子光喜君）** 66ページの報償費の件ですけども、18万4,000円そのまま不用額として上がっておりまして、何か付け替えられたのですかね。お尋ねします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 66ページの報償費の18万4,000円の不用額ですね、これについては区長会を予定していて、区長には会議を開催したときには、謝金を支出しての会議をするのですが、令和2年度は開催できなかったということで、まるまる残ってしまったということもございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 78ページの災害時備蓄用備品購入費、合わせて98万円ほどについてお尋ねしたいと思います。今年度が約100万円で、来年度以降も200万円ずつ予算が計上されております。これは計画的に購入されているのか、お金があるからその分備品を買おうかというのは、どちらのスタンスでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 防災諸費の備品購入費でございますが、これまで 200 名分の避難者について蓄えようということでございましたが、令和 2 年度 7 月豪雨災害を経験しまして、やはり 300 世帯の目標での備品備蓄、避難者用の対応、それに対応する備品を購入しようということで、令和 2 年度、令和 3 年度も含めまして、それに向けて購入しているところでございます。

**○4 番（椎葉弘樹君）** ということは、令和 3 年度で 300 人分の備蓄は完了する。そして、令和 2 年度はまだ途中の段階、そのあたりの進捗状況についてお尋ねします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 結論から言いますと、進捗途中でございます。というのも、これには球磨川防災・減災基金の補助も受けておりますので、補助金の具合を見ながら、段階的に必要な物を蓄えていっているものでございます。これが令和 4 年度にまで及ぶようなこと、300 人分の備蓄用となりますと、どういったものが本当に必要かなということ、年々見直しをしながら、購入すべきものは基金を使って購入するというふうなスタイルで行っております。

**○4 番（椎葉弘樹君）** 実は備蓄の内容については、平成 25 年度に総務常任委員会で調査を行いまして、その時には内容を把握しているのですが、それ以降どのような備品がここに備蓄されているのかというのが、ちょっと我々には見えていない状況があります。ほかの自治体とかだと、そういう備品一覧をホームページ等で公表しているところもありますので、多額の予算を投入されていきますので、是非そういう備品備蓄用品を、どういふものを備蓄していますよと公表していくということは考えられてますでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 備蓄品については、一覧表を持ってございます。ただ、それを公表しているかというのと、公表しておりませんので、そこは課内で調整を図りまして、どの部分が公表できるか、かなり品数多ございますので、できるとは思うのですが、公表の仕方も含めて調整させていただければと思います。

**○4 番（椎葉弘樹君）** 300 世帯分の備蓄、あと車椅子とかいろいろあると思うのですが、今の備蓄倉庫だけで今後も対応できるのか、若しくはもう既に満杯状態なので、例えば今年度以降で防災の倉庫を作るので、そちらのほうにも備蓄品を入れていくのか、そのあたりの方針というのはいかがでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 防災倉庫に入っている分、機材もあれば飲料水、食べ物等までございます。それについては、300 人分を考えた上での食料品、保存食といいますか、そういったものを順次入れ替えをしながらやっております。

補正予算第 4 号にも上げましたが、備蓄倉庫のほうにコロナ備品もちょっと入れている関係もありまして、それを整理したい。棚の購入も今回補正予算を組みましたので、その付近整理させていただきたいと思っております。その上で、ほかに必要な備品を 300 人分揃えていければということでございます。今かなり混雑しているような状況ですの

で、御理解願いたいと思います。足りなくなったら、また倉庫の増設というのを考えなくてははいけませんけど、今はそういった整理をさせていただきたいと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○8番（金子光喜君）** 78 ページですけども、毎年ですけど、衛星携帯電話の利用料が入っております。災害時には非常に有効に使えると聞いておりますけども、実際使われることは少ないと思います。総務課長も含めて、衛星携帯電話使いますか、お尋ねします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 衛星携帯電話については、令和2年の7月豪雨災害、この時には活躍をしてくれました。足りないところは、某通信業者から支給された衛星電話ですか、そういったものもお借りしながら、通信、現場とのやり取りをさせていただいたということでございます。

**○8番（金子光喜君）** 総務課長以外にもいろんな方が使えるような、日頃の訓練とか準備とかしていく必要があると思います。高額な利用料を払って、町のほうで準備してあるものですから、実際いざというときに使えないとか、使い方がよく分からないとか、そういうことがないような対応についても求めます。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今現在、総務課だけは使えると思っております。ここに消防防災本部という機能を持っておりますので、そのほかの職員については操作訓練といえますか、操作方法については周知をしていないところがございますので、これについては議員おっしゃられたとおり、使用方法のマニュアルといえますか、そういったものも考える必要があるのかもしれない。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 78 ページのLED防犯灯設置工事についてお尋ねします。よく森山議員のほうからも、一般質問等で上がってきた部分です。今回108万円ということで、14灯交換されています。現在、全体のうちのどれくらいの進捗状況なのかについてお尋ねしたいと思います。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今現在、497基の街灯、防犯灯も含めてあるのですが、うちLEDは167基が整備済みということでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 総合計画の中には、現状521基あって551を目指すところなのですが、ちょっと数が少ないのは、もしかして本数を減らして設置してあるのか、それとも総合計画の数値はちょっと違うのか、そのあたりの見解を伺います。

**○総務課長（高橋 誠君）** 防犯灯、街灯が497基で、あと中心市街地のナトリウム灯ですかね、ああいったものも含めて、先ほど言いました500を超える数になってきます。中心市街地の街路灯についても、まだLEDになっておりません。ナトリウム灯のままになっております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 197分の167ということで、まだまだ既存の街灯が残っているわけですが、あとこれに加えて、例えば地区からの要望があって、ここはちょっと防犯上暗いから設置してほしいという数、これは今どのくらいを考えておられますか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 令和元年度に、区長様から要望箇所をいただいております。ちょっと資料を持ってきておりませんので、後ほど示させていただきます。

先ほどの森山議員からのプレハブのリースの件でございます。令和2年度については、決算書どおりの58万3,000円、令和3年度の1年分については50万9,000円、令和4年度の1年間については71万3,000円ということで、合計の180万円ということになってございます。そういった支払の計画でのリースの契約になってございます。

**○5番（森山 宏君）** 私がさっき伺った時は、8月からとした時に7か月かな。結局、年額なのか、その部分のリース代なのか。リースというのは、損料計算はできますけども、自分の所有にはならないのがリースですので、年額の幾らとか月額幾らとかというのがあるのですが、今のお答えですと、年額で、次年度が40、翌々年度が70ですかというふうなお答えですが、初年度は7か月分が通常の年額と同じような金額で請求されたということですかね。

**○総務課長（高橋 誠君）** 2年と7か月ですか、トータルで180万円のリース料になるのですが、1年目、2年目、3年目、総支払額が平たくなるように、1年目が58万円、2年目が50万円、3年目、令和4年度が70万円ということで、年ごとの支出を均等にするような支払いということで、1年目に58万円というふうなところでしてある契約になってございます。

**○5番（森山 宏君）** そうすると、プレハブリースではなくて、ほかのリース料も2年7か月で、延べ単にして計上してあるというふうなふうに考えてよろしいのですね。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今申し上げたのはプレハブリースの部分だけでございまして、ほかのリース、パソコンであったり、コピー機については、月額で契約してあるようでございます。プレハブのリースだけが3年間、あまり増減しないような配慮がされた契約になってございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 大変失礼しました。区長様のほうから上がってきている街灯の更新、要望箇所でございますけども、令和元年度で23本の要望がございました、令和2年度中に7本整備してございますので、残り16箇所が残っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 総合計画上の街灯の総数からいくと、LEDの本数というのはまだまだ少ないのですが、大体将来的には何年くらいで全部LEDに替えていこうという、そういう計画的な設置はあるのでしょうか。それとも、もう予算がやっぱり余って

いれば充当していく、その計画性というのはいかなるのでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** やはり、区長様方からの要望箇所については、なるだけ優先順位が高いというところであります。それ以外のところでは、年間 20 本ほどを、ふるさと納税の基金の財源を活用しながら行っていきたいということで、年間 20 本ずつを予定してございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3 番（遠坂道太君）** 74 ページです。節 14 の工事請負費で、旧南部保育所の舗装工事をされたと思いますけれども、南部地区の緊急避難場所という形で取り組まれたと思っております。その中で、緊急時におけるヘリポートの形もとられているのか、それにつきましてお尋ねします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 旧南部保育所の改修工事、舗装工事ですけども、ここにはヘリポートの着陸はできない、整備はしていないというところでございます。

**○3 番（遠坂道太君）** 今ヘリポートがあるのは、駅の所等ありますけども、やはり南部地区もそういった形の検討も今後されていくべきではないかと思えますし、また先ほどの備蓄倉庫の問題につきましても、そういった整備される以上は、緊急体制がとれる場合、これも一つの考え方ではないだろうかと思えますが、それについてお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** ヘリポートについては、令和元年度で整備させていただきました。南部地区のヘリポートについては、今のところ考えておりませんが、旧南部保育所のほうには面積的にちょっとできないものですから、造るとすれば、ほかの場所を確保する必要があるのかなと思っております。

備蓄関係も、これについては先ほど答弁しましたように、倉庫等の整備も必要だと思いますし、必要なものを精査して今後も進めていかなければいけないと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 総括もありますので、これで款 2 総務費の質疑を終わります。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 5 6 分

再開 午後 3 時 0 9 分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

これから、款 3 民生費の説明を求めます。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 先ほどは、来客があり接客中でありました。申し訳ございませんでした。

それでは、款3、民生費をご説明いたします。101ページをお願いします。

民生費は、合計 8億8,611万4,526円を支出しました。歳出全体に占める構成比は、22.5パーセントになります。前年度と比較して、3,342万8,413円の増となっております。増の主な要因は、障害者介護給付・訓練等給付事業扶助費、地域子育て支援拠点事業委託金、一時預かり事業委託料、病児保育事業補助金、子育て世帯への臨時特別給付金事業などの増であります。

以下、目ごとに御説明いたします。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、3億4,475万6,068円を支出しました。主な支出の内容は、担当職員の人件費、福祉関係団体などへの補助金及び負担金、障害者総合支援法などに基づく各種扶助費、国民健康保険特別会計への繰出金など、経常的かつ義務的経費が主なものです。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、職員9名分の人件費を支出しました。

104ページをご覧ください。

節12委託料では、令和2年度臨時経費として障害福祉計画策定及び地域福祉計画・地域福祉活動計画改定業務委託料を支出しました。

106ページをご覧ください。

節18負担金補助及び交付金は、民生委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど、地域福祉活動などを行う法人及び団体などに補助金及び負担金2,807万7,790円を支出しました。

106ページから108ページの節19扶助費は、国の障害者総合支援法に基づく障害者介護給付・訓練等給付事業扶助費1億4,365万3,928円、障害児通所事業扶助費3,416万6,983円などの各種の障害者支援に係る扶助費など、合計2億450万5,043円を支出しました。

令和2年7月豪雨災害に伴う湯前町災害見舞金は、準半壊世帯2件に3万円ずつ、一部損壊世帯39件に1万円ずつ、合計45万円、日本赤十字社、共同募金会および熊本県において募集した災害義援金は、準半壊を含む一部損壊1世帯当たり5万円で、41世帯に対し合計205万円を支出しました。

交通弱者対策、日常生活のための移動手段の確保を目的とする高齢者等移動支援事業につきましては、申請者407人に対し利用券を交付し、利用実績として672万5,500円を支出しました。

108ページの節22償還金利子及び割引料は、障害者自立支援の各事業の国県負担金の令和元年度分精算に伴う返還金を支出しました。

節27繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を支出しました。

110ページをご覧ください。

次に、目2 老人福祉費は1億6,427万4,609円を支出しました。高齢者への福祉サービスの推進及びいきがい活動などに関する経費で、高齢者への適切なサービスの調整、高齢者生活福祉センター指定管理料、老人クラブ活動などへの各種補助金、養護老人ホーム入所措置費、敬老祝金及び介護保険特別会計繰出金などが主なものです。

節7 報償費の敬老祝金は、商工会発行の商品券1万円分を支給要件に該当する80歳以上の高齢者の方641人に支給しました。

節12 委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料、高齢者福祉計画策定等委託料などを支出しました。

節18 負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金106万8,000円、介護予防拠点施設整備補助金86万324円などを支出しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、敬老会の中止や老人クラブ連合会、シルバーボランティアなどの活動が制限されたため、実績により補助金が減額となりました。

令和2年度の介護予防拠点施設整備事業は、公民分館1箇所に対し、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を活用して、手すりの設置、空調設備などの改修工事に対する補助を行いました。

112 ページをご覧ください。

節19 扶助費の老人福祉施設入所措置費は、養護老人ホーム入所者3施設12名分の入所措置費で2,194万3,619円を支出しました。

節27 繰出金は、介護保険特別会計繰出金を支出しました。

目3 社会福祉施設費は、老人憩の家の外壁修理などの修繕費を支出しました。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 目4 国民年金費については、18万2,943円を支出しました。国民年金への加入、免除、各種申請等の窓口業務及び国民年金制度の広報・啓発等に係る経費になります。

節12 委託料に、税制改正に伴う令和2年度対応分の国民年金機構への所得情報等の提供データ修正等のため、国民年金システム改修費として、年金システム改修委託料10万5,600円を支出しました。

本町における本年度末の国民年金加入者は、対象者1,249人のうち389人となっており、加入率は31.14パーセントになっています。

目5 後期高齢者医療費については、9,486万7,201円を支出しました。

節12 委託料に、熊本県後期高齢者医療広域連合の受託事業として、後期高齢者医療対象者に対する、特定健康診査委託料として、258名分、275万5,366円支出しました。後期高齢者の特定健診受診率は、26.3パーセントになりました。なお、入院者等121名を除きますと、受診率は30.0パーセントになります。

節18 負担金補助及び交付金については、広域連合一般会計事務費負担金として110万

4,000円、広域連合特別会計事務費負担金として283万2,000円、療養給付費負担金として、町の負担割合12分の1相当額の6,440万745円を支出しました。この療養給付費負担金の確定は、例年、翌年の10月頃となり、その際、過不足が生じた際には、返還若しくは追加負担となります。

節27繰出金については、後期高齢者医療保険会計事務費分として63万8,000円、基盤安定繰出金として2,310万3,090円を後期特別会計へ繰り出しました。66万8,751円、3パーセントの増となりました。この要因としましては、世帯の所得状況に応じた保険料軽減が段階的に見直しされていることによるものでございます。以上です。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 続きまして、113ページ、114ページ、目6プレミアム付商品券事業費は、節22償還金利子及び割引料で、令和元年度の事務費補助金返還金を支出しました。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、7,151万4,380円を支出しました。主な支出の内容は、病児・病後児保育施設の運営委託料、地域子育て支援拠点事業委託金、放課後児童健全育成事業補助金や病児保育事業補助金など、子育て支援、児童の健全育成を図るための環境づくりに要する経費でございます。

節7報償費は、令和元年度に始めた出生祝金制度の2年目の実績として、出生児一人につき15万円、11件の出生祝金165万円を交付しました。

節12委託料の病児・病後児保育事業委託料は、湯前町・水上村・多良木町・あさぎり町の4町村で、公立多良木病院に病児・病後児保育施設「ほっと館」の運営を委託している事業であり、令和2年度までは本町が事務局のため町村負担金と国・県の補助金を合わせて1,276万2,500円を支出しました。

116ページをご覧ください。

令和2年度からの新規委託事業として、慈光こども園において地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業を開始し、地域子育て支援拠点事業委託料1,289万2,000円、一時預かり事業委託料711万8,000円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金は、放課後児童健全育成事業費補助金、1,508万2,000円のほか、令和2年度からの新規事業として、体調不良児に対応するための病児保育事業補助金732万円、学童クラブへの障害児受け入れ推進のための放課後児童クラブ支援事業補助金232万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金など、各種保育事業や従事する職員の処遇改善に対する支援補助金を総額で、3,445万8,000円支出しました。

なお、不用額1,004万7,000円のうち、785万5,000円については、補助対象事業者、社会福祉法人慈光明徳会で実施された放課後児童健全育成事業、放課後児童支援員等処遇改善等事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び延長保育事業について、町から督促をしていたものの、出納整理期間5月末までに提出がなかったため、結



果として未払いとなってしまいました。誠に申し訳ございません。

118 ページをご覧ください。

次に、目1 児童福祉総務費、事故繰越でございます。

節18 負担金補助及び交付金は、放課後児童健全育成事業補助金、特例措置分として63万3,000円を支出しました。これは、新型コロナウイルス感染症対策として、湯愛学童クラブの空気清浄機購入に係る経費でございます。

次に、目2 児童措置費は、2億405万7,310円を支出しました。慈光こども園と湯前保育園の運営補助金及び児童手当などが主なものです。

節18 負担金補助及び交付金は、湯前保育園、慈光こども園の運営費補助金、本町の乳幼児が町外保育所へ入所している広域入所運営負担金など合計1億5,888万7,310円を支出しました。

節19 扶助費は、子育て支援のための児童手当4,517万円を支出しました。

目3 母子福祉費は、30万2,887円を支出しました。母子会補助金やひとり親家庭等医療費助成金が主なものであります。

節19 扶助費のひとり親家庭等医療助成金は、18万6,676円支出しました。

120 ページをご覧ください。

目4 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は、518万2,609円を支出しました。国の経済対策による子育て世帯への臨時給付金給付事業であり、節18 負担金補助及び交付金は、対象児童一人当たり1万円、町内210世帯に対し、426万円を支出しました。

項3 災害救助費、目1 災害救助費は、5万4,519円を支出しました。

令和2年7月豪雨の際、自宅への道路寸断等などにより、福祉センター湯愛に避難された方の生活用品及び食料に係る経費です。

以上で、款3 民生費の説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** ここでお諮りします。議案調査及び委員会調査のため、明日9月14日から9月15日までの2日間を、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、明日9月14日から9月15日までの2日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、認定第1号、令和2年度湯前町一般会計決算の認定についての審議の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、9月16日午前10時に開きます。

議事は、一般会計決算認定等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時28分



**第 4 号**

**9 月 1 6 日 ( 木 )**



令和3年第7回湯前町議会定例会

[第4号]

令和3年9月16日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1 認定第 1号 令和2年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長谷和人	副町長	富安智詞
教	育	中村富人	総務課長	高橋誠
税	務	北崎真介	教育課長	中園誠二
保	健	高木堅介	建設水道課長	赤池昌信
企	画	本山りか	農林振興課長兼農業委員会事務局長	稲森一彦

保健福祉課主幹 佐藤 由美子

開議 午前10時00分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和3年第7回湯前町議会定例会、第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

ここで、町長より発言の申し出がありました。これを許します。

**○町長（長谷和人君）** 皆さんおはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

さて、先日山下議員のほうから御質疑がございました補助金交付要項と予算の在り方につきましては、これまで地方自治法第222条第1項及び第2項の予算に伴います条例・規則について、基本的にはこれにならってきたところでした。ただ、山下議員が言われますように、これまでにおきまして、この条文の捉え方等が浸透せず、理解されていなく、例規整備そして施行の際に不十分なところがあったというところが推測されるところでございます。この点につきましては、反省するところでございます。

今後、この条文を基本といたしまして、適正に運用し、また新規等の要項等の制定と同時に、当初予算又は補正予算編成をする際には、議会議員の皆様と協議をさせていただき、適切な事務処理をさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。今回、補助金交付要項と予算の在り方につきまして御教授いただきましたこと、お礼を申し上げるところでございます。

-----○-----

#### **日程第1 認定第1号 令和2年度湯前町一般会計決算の認定について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、認定第1号、「令和2年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、9月13日の議事を続けます。

ただいま、歳出、款3民生費の説明が終了したところです。

これから、款3民生費の質疑を行います。101ページから120ページです。

**○2番（西 靖邦君）** 114ページですけども、児童福祉総務費ですか、実際ここに7,151万4,380円で、不用額が1,264万4,620円になっております。不用額が、予算からしたら15パーセントあるのですよね。予算の目的を十分達成しながら不用額が生じた金額なのですかね。それとまた、不用額を除いた金額で、福祉対策が十分に効果を上げているのでしょうか、そのへんお願いします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 児童福祉総務費の不用額につきましては、説明の際も申しましたが、慈光明徳会に対する学童クラブ、それからこども園の補助金の未払分が含まれております。これが合計で785万5,000円ございます。それを除きますと、500万円ほどの不用額になるところでございます。

不用額につきましては、そのほかに、令和2年度におきましては新型コロナ対策の補



助事業の予定もありましたが、それが実施されなかったものもごございます。そういったものもありまして、児童福祉総務費につきましては、不用額が 1,200 万円を超えるものとなっております。

**○2番（西 靖邦君）** ということは、それを除いて 500 万円くらいの不用額ということですので、補正予算で 510 万円ほど補正計上されていますけど、その予算そのものは過大見積りではなかったわけですね。それで捉えて良いのですか。

**○保健福祉課主幹（佐藤由美子君）** 先ほどの不用額について補足説明させていただきます。

一つは、令和 2 年度に学童クラブを一園増設した際に、開所の予定が 1 か月遅れて開所になられた分の不用額が一つ、それと先ほどコロナの対策用というふうに課長は説明なさったのですが、実際は各園で実施される世代間交流、それと育児講座、こういったものがコロナの影響で開催できずに未執行となった残額、そしてもう一つは、コロナ対策で臨時交付金を活用して出産育児給付金を支給しておりますけれども、その年度内に出生する見込みを 15 名で上げておりましたところ、実際の実績が 13 名ということで、その分の執行残になります。補足説明です。

**○8番（金子光喜君）** 126 ページの子ども医療費助成金について、お伺いさせていただきます。高校 3 年生までの医療費無償化というのが、本町で実施されまして 3 年くらいたつのかなと思いますけれども、今回に関しては非常に少ない計上だったと思います。コロナ禍というのもあったかと思えますし、様々な要因があって、不用額がこういう形で出てきたのかなと思います。子どもたちが健康に過ごせたということは非常に有り難いことかなと思いますけれども、状況についてまず説明を求めます。

**○議長（倉本 豊君）** それは後でお願いします。

**○9番（山下 力君）** 私も保育所の活動事業補助金について確認をさせていただきます。先ほど西議員のほうから質問がありまして、いわゆる慈光明徳会の未払が不用額ということですね。不用額の説明は結構です。あとは、8 月 31 日の全員協議会での保健福祉課からの説明について、何点か確認をさせていただきます。説明資料の中で、3 月中旬から 5 月下旬にかけて、担当者は明徳会に指示というか連絡をしたという説明があっております。このことについて簡単に説明をいただき、そしてそれは口頭だったのか、文書だったのか、説明をいただきたいと思えます。

**○保健福祉課主幹（佐藤由美子君）** 催促の経緯について御説明させていただきます。

まず、3 月に入りまして、基本的には年度末までに、それまで計画されている事業については実績報告の準備を行っていただくものと思っておりましたので、その際に、電話で事務担当の職員さんへ連絡をさせていただいております。

4 月に入りまして、やはり前年度もそうだったのですが、やはり特に令和 2 年度

はいろいろな各種事業が入っておいりましたので、大変な最中だったと思うのですが、5月末が町の会計年度の閉鎖期間になりますので、その旨をお伝えし、こちらで電話での事務担当職員さんへの連絡になっております。

5月の月末から2週前に、最終確認ということで、最終的に5月末までに支払われる事業費、こちらの予算、あと1本が最終的に5月28日の支払になるということを御案内しております。その際にも、もうこれで全ての事業分の請求が終わっているかどうかというところも確認は取らせていただいたところでした。その際に、もうありませんというお返事をいただいております。ただ、私のほうでそれ以上に、確認をもっと詰めてやるべきだったと反省しております。

**○9番（山下 力君）** そういう流れを口頭でやっただけで、確認ですけれども、いわゆる5月31日の出納の閉鎖までに、実績報告書あるいは請求書は、明徳会のほうからは出ていなかったということを確認させてください。

**○保健福祉課主幹（佐藤由美子君）** 先ほどの経緯のとおり、5月末までに慈光明徳会からの実績報告並びに請求書の提出は、私のほうでは受理はしていません。

**○9番（山下 力君）** それでは、最終的に明徳会から報告書あるいは請求書が提出された月日を教えてください。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 現在、未払になっております補助金の実績報告書及び請求書につきましては、令和3年6月29日で、佐藤のほうで受付をしております。

**○9番（山下 力君）** それでは町長にお尋ねいたしますけれども、町長はこの件について、いわゆる未払問題について、8月25日に自分は知ったと発言されております。それは、誰からの情報というか報告でお知りになったのかお聞かせください

**○町長（長谷和人君）** 今回の事案を初めて知りましたのが、今回9月議会に出します補正予算の予算査定を行う際に、この分が出てきたということでございます。

**○9番（山下 力君）** では、8月24日までは知らなかったということですね。受付から約2か月経つのですよね。それまで知らなかったということですね。

それでは、もう一度保健福祉課のほうに質問しますが、6月29日に受付して、何で町長のほうに報告をされなかったのかお聞かせください。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 6月29日に書類が提出されまして、担当から私にも報告がありました。もう出納整理期間を過ぎているということで、どうするかということで、まず保健福祉課で検討しました。これは国・県の交付金・補助金もいただいておりますので、熊本県の担当に確認するように、担当に指示しました。そこで、熊本県の担当に連絡したところ、私が以前担当していたのが介護保険を担当してございまして、そちらの場合は、介護保険の給付費ですとか地域支援事業費ですとか、多く交付されている補助金について、翌年度に精算して返還という形をとってございましたので、それと同じ

ような対応ができるかと私が思ってしまいました。

もう一つ、先ほど言いました熊本県の担当に確認したところ、令和2年度には事業をしているということで、その実績があるということで、令和3年度に精算交付、追加交付という形で良いのでしょうかということを尋ねて、県の担当からそれで良いですよということを受けましたものですから、ではもう議会定例会が9月ということで、そこで補正予算を上げるということを担当と話しまして、その時点で私が町長まで協議をしておれば、もう少し早く皆様にも報告、お知らせ、対応もできたところですが、そこは私が判断を誤ったところでございます。

**○9番（山下 力君）** いろいろ説明がありましたけども、課長は、いわゆる行政の出納閉鎖が5月31日と分かっていますよね。それ以降に、課長の権限で、あるいは判断で何とかなるという考えがあったのですか。それともう1点は、その2か月間、町長に報告するまで、いわゆる慈光明徳会さんとの協議とかいろんな話とか何かなかったのか、あればお聞かせください。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 5月末の出納整理期間というのは十分承知しております。しかし、この件につきまして、補正予算で精算交付、追加交付という形を取れるのではないかと私の間違った判断でございました。

それから、慈光明徳会とのやり取りですが、実績報告、請求書が出された後、担当から、これは今出ているのが何かという確認、こちらで未執行になっているのを確認させていただいて、その旨連絡を入れまして、先ほど言いましたように私のほうで、9月議会で補正予算対応ができて、その後の支払になるというところを、慈光明徳会と担当のほうでそれで良いかどうかという確認を、これは時期的な問題ですけども、そういう話をさせていただいております。

**○9番（山下 力君）** 課長、今回の件はとにかく反省をさせていただいて、今後の課長として、管理職として、生かしていただきたいというふうに思います。

そこで町長、いわゆる保健福祉課の発覚後の処理の仕方、町長に報告が遅れたこと、これをどのように受け止めておられますか。そして、報告を受けた後、どのような対応をされたのかお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど言いましたように、査定におきまして、その事案が分かりましたものですから、山下議員の質問されているとおりでございますけれども、この件につきましてなぜ早く報告をしなかったのかと、もうその時点で、いわゆる先ほど課長が精算払という言葉も使っておったのですけども、そのようにしたとしても、やはり報告の義務があったのではないかと、それをきつく申し上げたところでございました。ちょっと私も感情的な部分もあって、言葉も言い過ぎたかなというくらい私も言ったので反省しなくてはならないと思うのですけども、完全に凡ミスだというふうに私も思っ

たところでございました。

加えまして、その後の対応ということでございますけども、1週間くらいかかりまして、令和2年度からの分も含めて今回の件を調査しなさいと、それから慈光明徳会さんとのやり取り、これをちゃんと調査しなさいということも申しましたし、それから担当と課長が慈光さんにまいりまして、状況等の確認もちゃんとしてきなさいというところで、指示はしたところでございました。

**○9番（山下 力君）** 町長、今回の件ですね、ずっと流れを見ますと、いわゆる危機管理にやはり緩みがあったのではないかと思っております。ですから、職員全体に、町長も含めて、もう一度しっかり危機管理体制を構築していただきたいというふうに思います。

**○町長（長谷和人君）** おっしゃるとおりでございます。今回の事務ミスは、危機管理が不足していたということでございます。今回の事務ミスは単なる失念ではなくて、いわゆる注意し、それから確認し、そして精査すれば起こることはなかったというふうに私理解しておりますので、これは過失であるというふうに強調させていただきたいと。防ぐことができた。これは過失であるというふうに、これは案件であるというふうに思っているところがございます。大変申し訳なく思っているところがございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 今の関連で、事務处理的には過年度支出という処理になるかと思えます。過年度支出において大事なことは、再発防止の措置が講じられているかという部分だと思います。そこで、再発防止の措置が講じられているかについてお尋ねしたいと思えます。

**○町長（長谷和人君）** 今回の事案を受けまして、原因の一つといたしましては、支出負担行為、これが起こしてなかったというのがございましたので、今一度、令和3年度途中でございますけども、一回見直せということでの再発防止をまず伝えておりますし、それから今回の事案が解決しました折には、改めて再発防止策につきましては講じ、それから指示していききたいと、かように思っているところがございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 114ページの出生祝金についてお尋ねします。まず、先ほど佐藤主幹のほうから、出生祝金の対象が13人と言われたのですが、これは11人でしたかね。確認します。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 児童福祉総務費の出生祝金は11件でございます。これは、年度に生まれ方ではなくて、例えば年度末に出産されまして、翌年度に交付になる方もおられますし、そういうことで実際の年度出生数とは異なるものでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 本町は総合計画におきまして、子育て世帯250を目指されているわけですが、令和2年度におきまして214世帯ということで、目標値より36世帯減少

してしまいました。そこで、出生祝金の実績を見まして、出生祝金の制度が人口減少対策の一助になっているのかどうか、そのあたりの見解を伺いたと思います。

**○町長（長谷和人君）** 今回、子育て支援の一環として私が最初に取り組みさせていただきましたのが、この案件でございました。その際には、私は15万円の話を実はさせていただいたのですが、他町村におきましては、例えば一人目が5万円、二人目が10万円とか、そういうように加配するような部分もあったのですが、私としては、親としては、一人目も二人目も三人目も愛情は同じであるからということで、同額の15万円とさせていただきませんかという話をしたところでございました。

今椎葉議員がおっしゃっている人口対策の一環というふうな部分も、私としては考えておりますけれども、ただそれよりも一つには、子育て世帯の所得といいますか、いろんな部分で大変つらい部分もあろうかなというふうに思いますので、子育ての中で、例えば衣類とか、そういうようなものも買っていただこうとか、そのお祝いという意味も重ねているということも御理解していただければということでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 社会の中で、お祝いという制度を他町村もやっております、非常に大事なことかとは思いますが。そこで、お祝いをするタイミングなのですが、町の現状として、生まれた数と中学校を卒業した時の数を比べたときに、感覚的にも結構なのですが、どちらが多いとお考えでしょうか。

この質問をなぜしたかと言いますと、私が今までのデータを調べたときに、生まれた時の数のほうが多いのですよね。だから、生まれてから中学校、高校と上がっていく時に、転出されていく方が多いと。出生祝金は生まれた時に一気に15万円どんと支出されます。ただ、やはり長い目で見たときに、一気に15万円やったほうが良いのか、生まれた時は例えば5万円、長く住んでもらったら、定住してもらったら10万円とか、そういう分割していく祝いの仕方もあるのではないかと考えております。今回の検証を含めまして、今後分けていくという考え方もあるのではないのでしょうか。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○町長（長谷和人君）** 今回の出生祝金の条件の一つといたしまして、5年の住所要件がございます。それで、今椎葉議員がおっしゃっているのは、中学校の段階までの期間に、随時それを制度的にばらしてといいますか、15万円をそのまま出すというものもあるかもしれませんが、その再考も必要ではないだろうかというお話なので、そこらへん

も含めて今後の検討課題にさせていただければというふうに思います。各町村それぞれの考え方が違う部分もございますので、より良いものをちょっと作り上げさせていただければと。ただ、その場合に、やはり財政的な問題もございますし、そこらへんも含めて、そうさせていただければと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 114ページの児童福祉総務費の時間外勤務手当について伺います。

令和2年度は豪雨災害だけではなくて、新型コロナウイルス感染症対策によって、職員の皆様が時間外に追われた年ではなかったでしょうか。その中でも、農業、土木、保健衛生、総務管理費とかの時間外を当初予算から比較したときに、多かったのが土木総務費で、これは当然なのですが、これが13.9倍ありまして、児童福祉総務費も同じ13.9倍ということで、この2つがちょっと突出して多かったという年でした。ということで、まず令和2年度に児童福祉総務費の時間外費が増えた要因について、お尋ねしたいと思います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** これにつきましては、先ほどありました補助金関係につきまして、同じ補助事業で新型コロナ対策分というメニューが増えております。その対応が一つ。

それから、国の子育て世帯への臨時交付金があったのですけれども、これが出生の基準日が令和2年4月27日時点だったと思います。それ以降、4月28日以降に生まれた出生児に対しては、湯前町の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で同額の10万円を交付するというものに取り組みまして、この対応がありました。

それ以外では、要保護児童対策協議会というものがございまして、これは、幼児、小学校、中学校の児童・生徒が、家庭での虐待であったり、そういったものに対して、いろんな機関との連絡調整、対応策を協議・検討するものでございます。令和元年度は件数がほぼなかったのですが、令和2年度は件数がかなり増えまして、この対応が大きかった要因でございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 通常業務も多忙な折、国からの対応策等も入ってきて、とても大変だったのではないかと想定されます。

町の定員管理計画を見ますと、民生担当が今4人ということになっております。現在の職員数でしっかり今後も対応していけるのか、それともちょっと今厳しくなっているというところもあるのか、担当課長の感覚としてお願いします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 児童福祉総務費につきましては、先ほどのようなものがございました。

令和3年度につきましては、令和2年度の後半からですが、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた準備に始まりまして、今年度では、集団接種を5月から8月まで実施

したところですが、保健福祉課も半分以上現場に行きまして、その分は時間外で通常業務をこなしたりしておりました。ワクチン接種については、保健系のほうが主なのですが、実際、保健福祉課の事務所に不在の際には、電話だったり来客も多数ありまして、その対応にも追われたところですが。

福祉分野におきましては、いろんな新しいメニューもできたり、あと国のほうからの地域共生社会に向けた対応の組織を作るような努力義務ですとか、あと、今児童相談所が対応している部分を市町村でも持つようにという動きもありまして、今後体制強化といえますか、そういうことが必要ではないかと感じております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 第6次の湯前町定員適正化計画を見ましても、類似団体の民生担当職員数は今7人となっております。本町は、それに対してマイナス3の4人となっております。

最後に町長に伺います。このあたりのワークバランスも含めて、そして今後の保健福祉課の事業ですね、児童の分も含めて、定員の見直し等も今後考えていかなければならないのではないのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今回、第6次の定員適正化計画でございますけども、今年6月に改正しているところでございます。災害の復旧期間中につきましては、今現在、定員管理上では現行65なのですけども、一旦71に増やさせていただきまして、復旧後になりますと2名減の69ということで、最終的には4名増やすという形で、今はこれで進んでいきたいと、かように思っているところでございます。

ただ、これに伴いまして、災害復旧ばかりではございませんけども、非常に業務量が増えてきているというのが現状でございます。これをこなすためには、申し訳ないのですけども、やはり予算のほうも人件費を増やさせていただければというふうに思っているところでございます。保健福祉課につきましても、その見直しを行うところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○7番（味岡 恭君）** 114ページの児童福祉費の委託料の中に、病児・病後児保育事業委託料というのがございます。多分これは、公立多良木病院のほうでやっている病児・病後児の保育だと思います。今回、令和2年度は支出が1,276万円程度出ております。その中で、毎年、年々に増えてきているかと思いますが、これについて町長はどのように考えておられるか、また今後の要望等はないのかをお尋ねします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** まず、病児・病後児保育事業委託料ですが、これは湯前町から水上、あさぎり、多良木の4町村で、公立多良木病院に委託しているものでご

ございます。令和元年度と令和2年度が、湯前町が事務局になりまして、各町村の負担金を合わせまして、委託料として公立多良木病院に出しているものでございます。令和元年度と比較しまして、300万円ほど委託料が増えております。この要因につきましては、人件費もあるかと思いますが、前年度の精算をしたものも含まれておりますので、そういったもので増になっていると考えております。すいません、詳細がちょっと今手元にございませんので内訳が詳しく説明できませんが、そういう要因であると考えております。

それから、ほっと館についての住民さんからの要望とかそういうところは、事務局である湯前町にはないところであります。あと、令和2年度の利用状況が、毎月、月締めで来るところであります。やはりコロナの影響で預けるのを控えているようなところがありまして、利用人数は減っているような状況でございます。

**○7番（味岡 恭君）** 奥歯に物が挟まった言い方で非常に言いにくいのですが、病児・病後児保育の利用者が、割と近くに住んでいる方とか病院勤めの方とかが多いのではないかという見方をするものですから。例えば、一般の保護者が、近くの病児・病後児保育に持って行かれる方が何人ぐらいおられるのか、あんまり分からないですけど、退院してすぐに、病児・病後児保育に移るといのが多いとは思いますが、そのへんの関係はどうなっているのかなとちょっと危惧するところがあるものですから。遠方におられる保護者の子どもを、病児・病後児保育に連れていくのはやはり大変だと思いながら、できれば今後の対応として何か方法はないものかと、そのへんをちょっと危惧したものですから、そのへんの考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----  
休憩 午前10時44分  
再開 午前10時48分  
-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** ほっと館の利用者につきましてですが、先ほど言いました上球磨4町村が対象になってございます。利用は各町村あるところですが、利用する保護者につきましては、公立多良木病院の職員の方の利用は多い状況です。私、個人的なことを言いますと、私の子どもの小さい頃、保育園の頃は、自分の子どもを預けたりののですが、もうちょっと利用できるような周知もしていけないかなと思います。

それから併せまして、保育園のほうでは、病児保育事業という事業が始まりましたので、一概にほっと館の利用を増やすようなことはちょっと難しい部分もあるかと思いま



す。一番は、保護者が安心して仕事に行けるような状況、そういう体制ができれば良いなど思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 110 ページですが、負担金補助及び交付金で、生きがいと健康づくり事業補助金 18 万円につきまして伺いますが、これはいきいき体操の取組の事業の補助金なのか、そのことについてまずお聞きしたいと思います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 生きがいと健康づくり補助金につきましては、老人クラブ連合会で実施する活動に対する補助金でございます。県からの事業名でこのようになっておりますので、予算では分けているところです。

**○3番（遠坂道太君）** 老人会の補助金ということで理解して良いわけですね。であれば、いきいき体操に対する補助金というのは現在あるのか、そのへんについてお伺いします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 現在、各公民分館で毎週 1 回、いきいき百歳体操をメインにさせていただいております。これにつきましては、112 ページにございます介護予防拠点活動補助金というものでして、活動実績があれば、月に 3,000 円ということで補助をしているものでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 事業名が分からなかったものですから、ちょっとお尋ねしたところでございますが、今まで取り組んでいなかった地区も年々取り組んできているようになってきております。その中で、今後 B & G あたりでルネサンスのほうから来ていただいております。そのあたりも含めて、今後取組あたりもあるかもしれませんが、将来的にどのような方向づけを持って、こういういきいき体操との組合せをして行かれるのか、その部分についてお尋ねしたいと思います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 今申されましたルネサンスからの出向ですね、大森さんにも現に今、令和 3 年度から実際公民分館にも来ていただいておりますし、そのほかの介護予防の事業がありまして、そこにも入ってもらっています。現在、コロナ関係で公立多良木病院の出前講座ができなかったりとかいう状況もございますが、今後もそういう百歳体操だけではなくて、いろんな頭の体操であったり、認知症の勉強であったり、そういったものを組み合わせて、活動活性化を継続できるように、そういう取組で各いきいきクラブとかの支援をしていきたいと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、款 3 民生費の質疑を終わります。  
ここで、休憩のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時08分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、令和2年度湯前町一般会計決算の認定について、款3民生費の質疑が終わったところです。

次に、款4衛生費の説明を求めます。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** それでは、款4衛生費を御説明申し上げます。

119ページからとなります。

衛生費は、1億7,892万733円を支出しました。歳出全体に占める構成比は、4.5パーセントになります。令和元年度と比較して、3,985万3,561円の増となっております。増の主な要因は、保健センター空調更新工事、公立多良木病院企業団負担金、災害損壊家屋等自費解体費補助金などの増であります。

以下、目ごとに御説明いたします。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は7,717万757円を支出しました。主な支出の内容は、担当職員1名分の人件費、各種健康診査及び歯科検診の医師報酬、保健センターの維持管理費、保健センターの空調更新工事費、公立多良木病院企業団負担金及び子ども医療費助成金などです。

122ページをご覧ください。

節10需用費は、336万1,557円を支出しました。令和2年度は消耗品費118万2,085円のうち、89万778円は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、町内医療機関等へ配布するための防護服や手袋、フェイスガード、受付用エチケットパネルなどのほか、町内の飲食店や小売業など、お客様と接する機会が多い事業所への手指消毒液、それから町民向けの除菌ウェットティッシュなどを配布するために購入、支出しました。

保健センター手洗い自動水栓化修繕料31万6,400円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、保健センター検診室2部屋と歯科検診室の手動水栓5箇所を自動水栓に取り換えるための修繕を行いました。

124ページをご覧ください。

節12委託料は、妊婦健康診査委託料139万6,830円、保健センター空調更新工事監理業務委託料132万円のほか、保健センターの維持管理に係る委託料などを支出しました。

節14工事請負費は、保健センター空調更新工事2,949万1,323円を支出しました。

節17備品購入費は、新型コロナウイルス感染症対策として、空気洗浄機やサーマルカメラなど、127万9,650円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金など、1,570万400円を

支出しました。

126 ページをご覧ください。

節 19 扶助費は、子ども医療費助成金 1,184 万 9,621 円など、合計 1,232 万 681 円を支出しました。

次に、目 2 予防費は、各種予防接種や総合健診などの予防対策に係る経費及び新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制整備に係る経費など、2,871 万 6,351 円を支出しました。

128 ページをご覧ください。

節 10 需用費は、予防接種法に基づく麻疹・風疹やインフルエンザなどの疾病に対する予防ワクチンの購入費など、288 万 8,620 円を支出しました。

節 12 委託料は、健診機関による総合健診委託料 1,070 万 2,432 円のほか、保健センターで実施した集団健診の際の基本健診や各種がん検診等委託料、各種ワクチン接種など、合計 2,379 万 7,657 円を支出しました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康管理システムの改修業務委託料 2 件、併せて 162 万 3,600 円支出しました。

なお、各健診項目ごとの受診結果につきましては、決算書附属書類の主要な施策の成果 230 ページ、231 ページに記載しております。

130 ページをご覧ください。

節 18 負担金補助及び交付金は、令和 2 年度から新たに、おたふくかぜワクチン予防接種に対する補助制度を設け、インフルエンザワクチン接種補助金と合わせて 68 万 6,620 円支出しました。

目 3 環境衛生費については、642 万 7,910 円を支出しました。本町の環境の保全及び衛生管理などに要する経費です。

節 10 需用費では、ごみ出しルールブックの印刷製本費や、家屋消毒用の薬剤代など 64 万 5,810 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合負担金（斎場分）371 万 8,000 円など、合計 572 万 2,600 円を支出しました。合併処理浄化槽設置補助金につきましては、5 人槽 3 基分の補助金を支出しました。

132 ページをご覧ください。

項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費は、4,346 万 3,276 円を支出しました。

節 12 委託料は、町内のごみ収集所の収集運搬、町リサイクルステーションの清掃管理及びリサイクルステーションの資源ごみの運搬等の業務委託料として、682 万 8,256 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、人吉球磨クリーンプラザ等の管理運営に係る負担金

3,650万3,000円を支出しました。また、家庭ごみの減量推進のため、生ごみ処理容器13基分と分解処理器3台分の補助金として12万1,900円を支出しました。

目2し尿処理費は家庭から収集されるし尿の最終処理施設である汚泥再処理センターの維持管理などに係る負担金1,478万1,000円、及び令和2年7月豪雨により汚泥再生処理センターが被災し、し尿等の処理を外部に委託した経費に係る負担金286万2,000円の合計1,764万3,000円を支出しました。

次に、目3災害廃棄物処理費は、令和2年7月豪雨により被災した家屋からの災害廃棄物の処理に係る経費及び被災した家屋等の自費解体に要する費用に対する補助金など、549万9,439円を支出しました。

節12委託料は、レールウイング横の敷地に設けた災害廃棄物仮置場の管理・運營業務委託料59万280円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金は、被災した家屋等3件の自費解体に要する費用について、国の査定で決定した額を補助金として486万8,584円支出しました。

以上で、款4衛生費の説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから款4衛生費の質疑を行います。119ページから132ページです。

**○3番（遠坂道太君）** 132ページですけれども、清掃費です。節18負担金補助及び交付金の中で、行政組合へのごみ処理分の負担金3,650万3,000円につきまして、お尋ねしたいと思います。ごみの量も年々減っているかなと思いましたが、令和2年度につきましては、令和元年度よりも60トンほど多く出ていると。これは、7月の豪雨災害でのごみだというふうに思っているところですが、ごみの中でも一番大変なのは、生ごみだというふうに思っているところですが、生ごみを減らすための今後の取組につきましてお伺いしたいというふうに思います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 生ごみの減量につきましては、人吉球磨全体での課題ということで、行政組合の担当課長会議でも出るところでございます。

一つは、減らすというところが、水分を切るというところでありまして、家庭から残飯が出る際に、きちんと水を切って出していただくということが一つ大きなことかと考えられます。

次に、生ごみ処理容器設置事業補助金制度がございますので、こちらで、自宅の敷地の土地に生ごみ処理容器を入れていただいて、そこで堆肥化して使っていただくと。また、電気式の分解器では乾燥をさせますので、それで重さを減らして燃えるごみで出していただく、そういう取組が大事なところがございます。このあたりを保健福祉課としましては、住民の皆様にも周知徹底、あとお知らせをしまして、生ごみ減量を図りたいと思います。

**○3番（遠坂道太君）** 年間見ますと、生ごみも湯前町だけで令和2年度は760トンほど出ているわけですね。その中で、生ごみが水分50パーセント以上だというふうに思いますが、何十年か前にコンポストが各農家のほうには行き渡ってされていたのかなと私は記憶しているところでございます。やはり、そういった生ごみの処理容器の再徹底をされるのが、生ごみを減らす一つの対策ではなかろうかというふうに思っているところでございますので、そのへんにつきまして、町長は今後どのように考えておられるのかお伺いします。

**○町長（長谷和人君）** 生ごみ関係について、併せて私が感じておりますのが、最近、地区のごみ収集場所でございますか、ちょっと乱雑に出ているような傾向もあるのかなというふうにも思っておりますので、そこも担当課で、もう一度旬報等で呼び掛けて、ルールの徹底もさせなくてはいけないかなと。そのときに、先ほど課長が言いましたように、水気を取るというふうなところの意識づけというのも、もう一度しなくてはいけないのかなというふうにも思っております。

それと、その資源ごみのリサイクルセンターでございますか、ここも今きれいにはやっけていただいているところでございますけれども、表示板等が大変古ぼけてしまっていて見えないとか、苦情も私頂きましたので、担当課のほうにもう少し表示を新しくなさいと伝えておりますので、再認識させるために、改めて旬報等で徹底させていただければというふうに思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○8番（金子光喜君）** すみません、先ほどタブレット飛ばしまして、行き過ぎて質問をしてしまいました。ようやく回ってきましたので、質問をさせていただきます。

126ページの子ども医療費助成金についてです。先ほども言いましたとおり、不用額も多く出ておりますし、実際コロナとかで受診控えもあるのかなと思いますけれども、いろんな要因が考えられますが、子どもたちが健康で暮らすのであれば問題はないのですけれども、そのへんの要因についてお伺いさせていただきます。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 子ども医療費助成金につきましては、令和元年度と比較しますと、162万円程減っております。この要因につきましては、一つは少子化がございます。次が、先ほど議員がおっしゃられた新型コロナ関係で、病院の受診控えというものもあっております。それともう一つが、令和2年度の季節性のインフルエンザにつきましては、感染者がほぼなかったということで、このことも大きな要因だと考えております。

**○8番（金子光喜君）** マスクを常時着用するようになったということの良いほうのことで、インフルエンザも防げたのかなということで私も感じておりますが、もう一つお伺いしますけれども、湯前町の子どもたちは、小さい頃は結構虫歯は少ないのですよね。

保育園とかそういうところでの、う蝕歯の比率というのはかなり少ないのですが、いわれておりますのが、小学校、中学校と年齢が上がっていきますと、かなり虫歯の子どもが多くなってくると聞いております。高校生まで医療費が出ますので、虫歯の治療に行かれると思いますが、そのへんの歯科診療の金額というのは今分かりますでしょうかお伺いします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 歯科診療の金額につきましては、把握はできておりません。

**○8番（金子光喜君）** 医療費を減らすという観点からしますと、同じ医療費でも防げる医療費だと思います。抑えることが可能な医療費だと思いますので、しっかり歯磨き、いわゆるデンタルケアといいますか、そういうことを、小学校、中学校のほうできちんと進めていくことは大きな医療費抑制効果になると思いますし、これは大人になってからも、健康において非常に大きな問題になる歯ですので、そこはしっかりしていくべきだと思います。

そこで、教育長にお伺いしますけれども、学校現場でもしっかり歯磨きをしようとか、しっかり呼び掛けはされていると思いますし、学校にも歯ブラシとかを持ち込んで、歯磨き指導もされている中ですが、どうしても歯を患って、病院に行かざるを得ないような子どもたちも出てきているように聞いております。そのへんの対応について、どうされているのかお伺いいたします。

**○教育長（中村富人君）** 毎年、健康診断等行うようにはなっておりますが、その中に歯科検診が入っていて、小中学校の実態というのははっきり分かっております。

課題というのは、湯前小学校、湯前中学校もそうですが、近隣の学校も、歯科の受診率の低さというのが課題になっております。多くの自治体が無料化になっている中で、どうして進まないのだろうか、という声も上がっているところでございます。これは、学校に訪問した折にいろいろと私も協議しておりますが、やっぱり今後、今まで以上に受診等を勧めながら、金子議員がおっしゃるような、歯というのは病気が治りませんので、そういうふうなことで更に勧めなければと思っております。

ただ、もう5、6年なるのでしょうか、今湯前町でも保健福祉課のほうでやっていますが、フッ素洗口が進められておりますので、先進県では非常に効果があるというのが出ておりますが、そういうふうなところも今学校でやっておりますが、期待をしているところでございます。

結論としましては、今後とも学校のほうにもそういうふうに伝えていながら、啓発を進めていきたいと思っております。以上です。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 併せまして、取組を御報告いたします。

湯前町健康づくり推進協議会というものがございまして、これは医療機関、地域の方、

保育園、小学校、中学校、保健福祉課も入っております。健康づくり推進協議会は、子どもから高齢者まで、全体的なことを協議する場なのですが、この中に歯科専門部会というものがございます。この中において、保育園であったり、小学校、中学校での対策、取組についても協議と検討しております。実際、保育園、小学校、中学校では、フッ化物洗口も取り組んでいるところでございます。

**○8番（金子光喜君）** 歯を守るということをしっかり小さいうちから根付かせることで、健康づくりの基本ができてくるといわれておりますので、医療費の圧縮ということも含めて、将来の健康ということも含めて、このことについてしっかり取り組んでいただければと思っております。以上です。

**○4番（椎葉弘樹君）** 130ページのインフルエンザワクチン接種補助金33万5,850円についてお尋ねします。まず、令和2年度の実績としまして、集団接種と個別接種の内訳についてお尋ねしたいと思います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** まず、保健センターで実施しました集団接種につきましては、すいません、正確な数字が今手元にございせんが、約1,000人で行いました。個別接種は、160人が実施されております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 令和3年度からは、高齢者の接種は個別接種、一律1,500円ということなのですが、本町の予防接種の実費徴収規則では、まだ集団接種1,000円、そして個別接種1,500円ということとなっております。ただ、今後の方向性としては、個別接種に切り替わっていくのか、それとも今はコロナだから一時的に個別接種に切り替えているのか、そこのあたりの今の方針を伺いたしたいと思います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 令和3年度から高齢者のインフルエンザワクチン予防接種につきましては、個別接種対応ということで、これは予算説明の時も申しましたが、新型コロナウイルス感染症で密を防ぐということがございました。

今後どうかということですが、今後も新型コロナに限らず、感染症は密を避けるということが必要でもありますし、集団接種では日にちを指定して行いましたが、個別接種では個人の方が自分で予約をして接種できますので、そういうことも考えまして、今後も個別接種で取り組む予定であります。

**○4番（椎葉弘樹君）** そうなりますと、今規則にうたってある集団と個別の1,000円、1,500円の差というのは、今後個別接種に移行していくのであれば、ほかの自治体と同じく一本化して、一律1,500円というふうな形で持っていったほうが良いと思うのですが、この規則の改正も多分影響してきますので、町長最後に、規則の見直し等を考えておられるのか、これから検討していくべきなのかについてお尋ねします。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

○町長（長谷和人君） 御指摘のとおりでございまして、今後個別接種ということで切り替えてあるので、改正をさせていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 124ページの節14工事請負費、保健センター空調更新工事ですけども、これは予算と発注金額がほとんど100パーセントになっているのですが、このへんは業者の見積でしたときに、ネゴ交渉とかによるコストダウンとか、そういう工夫をされたのですかね。予算は、100パーセント執行できたら良いものではないと思っておりますので。

○保健福祉課長（高木堅介君） 空調更新工事につきましては、当初予算から、入札後の請負額に対しまして、3月で更正減額をしております。予算に対しまして実績額で更正減額しておりますので、予算現額でいきますと、100パーセント近くなっているということでございます。

○2番（西 靖邦君） こういう工事請負費の発注はいろいろあると思いますけども、財源は税金を投入しておるのですから、今後やっぱり節約工夫をされながら、コストダウンに尽力していただけたらなと思います。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 空調更新工事につきましては、当初予算額が3,100万円でございます。入札によりまして、請負額が先ほど申しました2,949万1,323円ということでございます。3月の補正予算におきまして、その差額を更正減額しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 128ページでございます。予防費の委託料ですが、不用額が314万4,343円となっております。これを見ますと、検診の不用額が出ているように思っているところでございます。令和2年度は、新型コロナウイルス関係上、受診される方も減少している、公立多良木病院においても減少していたわけでございます。そ



れも同じような訳だったと思いますが、その中で、令和2年度の受診者件数と町民における割合についてお伺いしたいと思います。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 令和2年度の各種がん検診の受診者数等につきましては、230ページに書いてございます。胃がん検診417名、次に子宮頸がん検診367名、がん検診の受診者数をずらっと掲載しております。全体的に見まして、令和2年度は受診者数が減少している状況でございます。

**○3番（遠坂道太君）** 中身は私も見て知っているのですが、全体的に、湯前町の世帯数から人口を引いて、何歳からか受診をされているわけですよ。その中で、年代別は要りませんけども、受診された方の割合を知りたいなということで伺ったわけでございます。受診率です。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----  
休憩 午前11時42分  
再開 午前11時45分  
-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 各種検診の受診率でございますが、まず前提としまして、町で把握できるものが、集団健診での受診者及び町が委託しております検診機関での総合健診、ドックでの受診者数になります。

胃がん検診で言いますと、受診者数が417名ですが、これが30歳以上ということで、対象者数が3,004人になります。230ページの中段の表と下の表になります。これを見ていただきまして、対象者の人口が分母になります。真ん中の表、各種がん検診受診状況の受診者数を対象者数で割っていきますと、胃がん検診受診率が13.8パーセント、子宮頸がんにつきましては21.1パーセント、乳がん検診25.8パーセント、大腸がん検診27.2パーセント、骨密度検診11.5パーセント、肺がん検診26.5パーセント、腹部超音波検診25.1パーセント、前立腺がん検診17.4パーセントになります。

**○3番（遠坂道太君）** なぜそれを聞いたかと申しますと、今の検診の中で、突発的に、がんの発生率も年々出てきているような状態でございます。そういうところで、今後の施策として、令和3年度から40歳以下の健診も取り組んでいかれると思いますけれども、今後受診率の向上を図るために考えておられる施策はあるのか、それにつきましてお伺いしたいというふうに思います。分かれば、町長のほうからお願いします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 受診率向上につきましては、旬報、広報等での周知もございますが、令和2年度に実際あんまりできなかったのですが、イベント等でパンフレット、リーフレットを配布しての説明、周知だったりとかを組み込みます。今後は、

あらゆる機会です。そういう周知をしたいと思います。例えば、公民分館でのいきいき百歳体操ですとか、そういうところでも、保健師が出前講座であったりの取組、若者向けの健診も始めましたので、そういった中でも周知を図っていききたいと思います。

**○3番（遠坂道太君）** いろんな施策もあると思うのですよね。現在、若い人の突発的な、がんでの死亡とかが結構出ております。健診での予防というのが、一つの大切なことになってくると思いますので、やはり行政側としてもその部分を指導をしていただきたいと思います。最後に、町長も何か施策を考えておられればよろしく願いいたします。

**○町長（長谷和人君）** 各種がん検診につきましては、先ほど言いましたように、受診率の向上のためには、やはり徹底したPRが一番必要なのかなというふうに思っています。やはり、早期発見、早期治療というのが鉄則であろうと思っておりますし、健康寿命の延伸という観点からも、担当課の保健福祉課のほうで十分にPRを行うようにやっていきたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（西 靖邦君）** 128ページの節11の役務費、ここに診療所登録手数料1万9,000円が上がっているのですが、この診療所とは何ですかね。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** これにつきましては、新型コロナワクチン接種の会場を診療所として登録する必要があるということで、その手数料でございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○8番（金子光喜君）** さっきと同じ126ページの、子ども医療費助成金の下にあります不妊治療費助成金についてお伺いさせていただきます。デリケートな話になってくるかと思いますが、あまり深く話すつもりはございませんが、今回この金額で何名の方が対象になられたのかお伺いします。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 件数は1件でございます。

**○8番（金子光喜君）** なかなか、子どもさんのできないご家庭もあろうかと思えますし、大きな悩みかと思えます。そこで、しっかり支えていただくようなシステムができたということは有り難いことかと思えますけれども、周知が十分できているのであれば問題ないと思えますけれども、意外と町のほうで、こういった補助金があるから、取組をしていますからということ伝えることで、不妊治療に踏ん切りをつけてやってみようという方が増えてくれば良いと思えますし、成果が上がることを願っているわけですが、実際治療をされて成果が出たとか出ないとか、そういうことは絶対聞けないかと思えますけれども、町として、金額が1件で15万円ということでございますけれども、これが2人、3人とか出てくる可能性があるかもしれませんし、回数は制限してあったように思います。今後ともたくさんの方が来られないほうが良いのですけれども、気軽に

家庭で話していただいて、町のほうで対応しているということを周知することに力を入れていただければと思いますけども。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** まず、1件で15万2,060円ではございませんで、1件の方が何回かの治療に対する助成でございます。

もう一つは、不妊治療費助成の制度につきましては、せっかく良い制度でございますので、今後はホームページ等も活用しまして、若い世代の方はホームページ等も見られると思いますので、ホームページ、旬報、広報等で周知を図りたいと思います。

**○8番（金子光喜君）** 実際、10組に1組より多いのですかね、くらいのご夫婦で不妊というのが起きているのが現実というのを聞いております。子どもさんが生まれて、ご家庭を築いていかれるというのは、町としても非常に望んでいることですので、十分な対応を希望して終わります。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、款4衛生費の質疑を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時59分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

款5農林水産業費の説明を求めます。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 款5農林水産業費につきまして御説明いたします。131ページから148ページまでとなります。

予算現額5億4,353万9,000円に対し、3億8,250万9,310円を支出しております。歳出合計に占める割合は、9.7パーセント、執行率は、70.3パーセントとなります。

繰越明許費としまして、項1農業費で1億78万1,000円、項2林業費5,625万5,000円の計1億5,703万6,000円を繰り越しています。

項・目ごとに御説明します。

項1農業費、目1農業委員会費につきましては、2,969万8,411円を支出しました。農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名の報酬、費用弁償、会計年度任用職員の報酬、事務局職員の給料等の人件費が主なものです。

次のページになります。

節1報酬で、最適化推進活動実績に応じた報酬については、活動実績に応じて交付される国からの最適化交付金を財源として、435万2,500円を委員ごとの活動実績に応じ交

付しました。また、令和2年度は農業委員会委員、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会も開催しました。

次のページになります。

節12 委託料は、農地地図システム保守点検委託料など107万8,000円を支出し、節13 使用料及び賃借料は、農政業務支援システムリース料など144万4,632円を支出しました。

節18 負担金補助及び交付金は、球磨郡市農業委員会協議会等負担金として、9万8,600円を支出しました。

次に、目2 農業総務費につきましては、5,139万1,363円を支出しました。会計年度任用職員報酬、農林振興課職員の人件費が主なものです。

次のページになります。

節19 負担金補助及び交付金につきましては、142万7,760円を支出しました。県野菜振興協会、くま農業活性化協議会、熊本県花き協会に負担金を支出しました。また、河川環境保全のため、球磨川漁協が実施するヤマメ稚魚放流補助金として10万円を補助しました。湯前町農業再生協議会では、経営所得安定対策推進事務のほか、新規就農者等の就農状況確認・相談会や辻地区の農地集積加速化事業で農地集積計画・営農改善組合設立の検討等に取り組み、118万9,760円を補助しました。

次に、目3 農業振興費につきましては、1億1,371万8,048円を支出しました。

節1 報酬は、農業振興検討委員会の委員報酬17万9,600円を支出しました。令和2年度では、第6次湯前町総合計画に対し委員会の意見を反映させ、町長からの答申に対し、町の農業施策等の調査等が行われました。

節12 委託料につきましては、62万600円を支出しました。水稻試験栽培委託料は、農家4戸、約1ヘクタールで新品種「ぴかまる」の試験栽培委託を行い、14万7,600円を支出しました。

機械管理倉庫建築工事設計業務委託料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業によるもので、47万3,000円を支出しました。なお、機械管理倉庫建築工事監理業務委託料32万7,000円を令和3年度へ繰り越しています。

節14 工事請負費は、地方創生臨時交付金事業により、農業経営を継続支援するための機械倉庫を整備する事業で、年度内完了が困難なため、1,597万5,000円を令和3年度へ繰り越しました。

節15 原材料費は、水稻試験栽培用の「ぴかまる」の種子購入4万4,000円を支出しました。

節17 備品購入費は、地方創生臨時交付金事業により、農業経営を継続支援するための自走式草刈り機等導入事業で、年度内完了が困難なため、709万円を令和3年度へ繰り越

しました。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、1 億 233 万 7,436 円を支出しました。害鳥獣駆除に従事していただいている湯前町猟友会へ、害鳥獣駆除補助金 10 万円を補助しました。

農業用廃プラスチック類処理対策補助金 36 万 3,325 円は、園芸用等の廃プラスチック 23.7 トンの処理費の 3 分の 1 を補助しました。

次のページをお願いします。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、26 集落、383.1 ヘクタール分、国・県・町合わせまして、3,135 万 4,472 円を補助しました。

鳥獣被害防止対策協議会補助金につきましては、農作物被害調査等の報酬、費用弁償等 5 万 4,000 円を、実績に応じ補助しました。

環境保全型農業直接支払交付金につきましては、環境保全効果の高い農業生産活動に取り組む販売農家 4 組織 23 戸、47.1 ヘクタール分、国・県・町合わせまして、526 万 5,600 円を補助しました。

農業次世代人材投資事業補助金は、就農直後の経営確立を支援する国からの補助金で、1 名が I ターンで就農された夫婦の方が 4 年目で 225 万円、令和 2 年度に新規就農された方 1 名に 150 万円、合計 375 万円を補助しました。

多面的機能支払交付金につきましては、農業用施設管理を行う農地維持支払、農村環境の向上活動、また、農業用用水の長寿化活動に、国・県・町合わせまして、3,223 万 5,202 円を補助しました。

国の強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金が認められませんでしたので、町の単独補助事業である農業機械・施設等導入補助金により、コンバイン、トラクター、田植機等、計 6 名の方に 923 万 4,000 円を補助しました。

農業後継者等支援補助金は町単独補助として、後継者の 4 名の方に 384 万円を補助しました。

湯前版中山間地域直接支払補助金は、5 集落に対し 326 万 826 円を補助しました。

強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した農業施設、農業機械等の再建、修繕に要した費用に対し、国・県・町合わせまして、328 万 4,226 円を補助しました。

鳥獣被害防止柵事業補助金は町の単独補助事業で、3 件の農家に 18 万 4,000 円を補助しました。

農耕車資格取得補助事業は町の単独補助事業で、4 件の農家に 3 万 9,460 円を補助しました。

有害鳥獣捕獲補助金は、シカ 428 頭、イノシシ 157 頭、さる 9 頭、カラス 44 羽、アナ

グマ 109 頭の捕獲に対し、629 万 6,000 円を補助しました。

熊本県農業制度資金利子等補給助成金は、新型コロナウイルス対策緊急支援資金の利用に伴う利子補給と保証料を助成するもので、8 万 2,325 円を助成しました。

農林業経営持続化支援事業補助金は、新型コロナウイルス感染症による影響で売上げが減少した農林業者の事業を継続支援することを目的に、申請のあった 9 件に 217 万 2,000 円を補助しました。

産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、JA くまのコントリーエレベータ、ライスセンター整備事業に対し、20 万 2,000 円を補助しました。

湯前町農地自力復旧事業は、令和 2 年 7 月豪雨で被災した農地で、国の補助対象とならない農地で、自力による復旧を行った 1 件に対し、県・町合わせまして、39 万 5,000 円を補助しました。

なお、JA 茶工場改修に係る整備費用の一部を補助する農業・食品産業強化対策事業は、整備事業の繰越しにより年度内完了が困難なため、18 万 9,000 円を令和 3 年度へ繰り越しました。

節 21 貸付金 1,000 万円につきましては、球磨地域農業協同組合へ預託金として支出しました。利用状況は、新規の利用はありませんでした。

次に、目 4 畜産業費につきましては、577 万 5,908 円を支出しました。

次のページをお願いします。

節 7 報償費につきましては、子牛品評会の賞品代としまして 11 万 9,600 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、551 万 9,433 円を支出しました。主なものは、酪農ヘルパー制度補助金 58 万 9,000 円は、酪農組合 4 分の 1、町 4 分の 1 の負担割合で、5 戸の酪農家が利用されました。

畜産奨励補助金は 286 万 8,000 円を支出しました。内訳として、繁殖素牛の購入補助に 4 頭分 36 万円、肥育素牛購入補助に 25 頭分 173 万 1,000 円、乳用素牛購入補助に 3 頭分 54 万円 また、連合品評会等の出陳補助金に 5 万 5,000 円を補助しました。

湯前町優良肉用子牛生産推進緊急対策補助金は、新型コロナウイルス感染症により子牛価格が下落する中、生産者の意欲を維持し、肉用牛生産基盤の弱体化を防止することを目的に、17 件の申請があり 118 万円を補助しました。

湯前町優良肉用肥育牛生産安定対策補助金は、新型コロナウイルス感染症により肥育牛価格が下落し、生産に係る経費が上回る状況で、生産者の経営を維持する目的で、4 件の申請に対し 100 万 75 円を補助しました。

次に、目 5 農地費につきましては、3,622 万 2,035 円を支出しました。

節 10 需用費の修繕料 175 万 7,140 円につきましては、農道、用排水路の修繕に支出し

ました。

節 12 委託料につきましては、深田地区排水路改修工事測量設計業務委託料は、改修事業に係る 150 メートル分の測量設計として、613 万 8,000 円を支出しました。

農村地域防災減災事業ハザードマップ作成業務委託料は、菘谷ため池の防災・減災事業のソフト事業として、ハザードマップ作成業務として 335 万 4,230 円を支出しました。

次のページになります。

節 14 工事請負費は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した農地・農業用施設の復旧を優先としたため、年度内完了が困難なため、7,720 万円を令和 3 年度へ繰り越しました。

節 15 原材料費は、進入路等の生コン支給のほか、水路の転落防止等ための鋼製蓋等の支給に 50 万円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、2,405 万 9,500 円を支出しました。県営農村地域防災減災事業負担金は、菘谷ため池整備事業の実施設計等に伴う負担金として、2,400 万円を支出しました。

農地費の繰越明許費は、植木地区用水路改修事業で、2 つの工事契約分として 1,760 万 2,818 円を支出しました。以上です。

**○教育課長（中園誠二君）** 款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 6 農村環境改善センター管理費になります。143、144 ページからになります。

目 6 農村環境改善センター管理費につきましては、1 億 2,064 万 4,967 円を支出しております。令和元年度と比較し、1 億 1,236 万 6,332 円の増となっております。改善センターの維持管理の経常的経費が主なものとなりますが、令和 2 年度は、節 12 委託料で、農村環境改善センター改修工事監理業務委託料として 484 万円、節 14 工事請負費において、農村環境改善センター改修工事費として 1 億 1,244 万 623 円の支出をしており、令和元年度と比較し、大幅な増となりました。

改修工事の主なものは、吊り天井の取り外し、屋根鉄骨材への断熱材、塗料の吹き付け、照明の LED 化、空調設備の更新であります。工事完了後、コロナ禍の中で、思うような利用ができない状態ですが、令和 3 年度においては、ワクチン接種会場としての利用も行っているところです。

以上で、農村環境改善センター管理費の説明を終わります。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 143 ページから 146 ページにかけての目 7 干害対策費につきましては、支出はありませんでした。

次に、項 2 林業費、目 1 林業振興費につきましては、745 万 5,760 円を支出しました。

節 12 委託料につきましては、森林環境譲与税を財源に、町有林を含む民有林の森林管理・経営など適正な森林整備を進めるためのプランとなる湯前町森づくり構想委託料に 498 万 3,000 円を支出しました。

役場庁舎壁面等木質化工事設計業務委託料は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業によるもので、49万5,000円を支出しました。なお、役場庁舎壁面等木質化工事監理業務委託料30万5,000円を令和3年度へ繰り越しました。

節14 工事請負費は、地方創生臨時交付金事業による役場庁舎壁面等の木質化工事で、年度内完了が困難なため、1,845万円を令和3年度へ繰り越しました。

節18 負担金補助及び交付金につきましては、77万1,830円を支出しました。主なものとして、上球磨地区林業振興推進協議会負担金10万円を支出しました。

球磨スギ・ヒノキ需要進事業補助金は、2棟分51万5,630円を支出しました。

なお、湯前木材事業協同組合の丸太熱処理施設事業は、機械の調達・設置に期間を要し、年度内完了が困難なため、3,750万円を令和3年度へ繰り越しました。

節24 積立金は、令和2年度の森林環境譲与税は615万6,000円交付され、節12 委託料で、湯前町森づくり構想委託料に498万3,000円を支出し、残りの177万3,000円と基金利子80円を合わせまして、117万3,080円を積み立てました。

先ほど、農業振興費について御説明したところでございますけれども、節1 報酬のところ、農業振興検討委員会報酬17万9,600円というふうに御説明いたしましたが、この17万9,600円は不用額でございます、報酬の支出額は9万7,400円ということでございました。大変失礼しました。

以上で、款5 農林水産業費の説明を終わります。よろしくお願ひします。

**○議長（倉本 豊君）** これから、款5 農林水産業費の質疑を行います。

131ページから148ページです。質疑ありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 138ページの補助金に出てきます地域農産物を活用した特産品・新商品開発支援事業補助金について伺います。これは実績がゼロでしたので、決算書上には出てこないものです。ただし、当初予算には存目で上がっていましたので質問します。この補助金はもう4年間実績がありません。これまでの実績がなかったことについて、どのように評価されていますでしょうか。

**○農林振興課長（稻森一彦君）** 数件、個別的には声掛けをしたことがあったと聞いております。ただ、結果としては、実績がなかったと、取組がなされていなかったということになっております。

今後、町の単独補助事業になりますが、これも考えていかなければいけないのかなというふうには考えているところですが、ただ、総合計画にも6次産業化等についても支援するというふうにしておりますので、そこらへんのかみ合い等も考えながら、今後検討していかなければいけないというふうには思っています。

**○4番（椎葉弘樹君）** 今の答弁を踏まえまして、町長にお尋ねします。今後の総合計画では、6次産業のほうも推進していくということで、この補助金の今の条件ですと実



績がない。そして、上限 10 万円の補助金になっておりますので、このへんの見直しが、もう 6 年目になりますので、そろそろ必要ではないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 実績がゼロであったということでございますので、制度の中身もともかくでございますけれども、利用されていないという部分がなぜなのかという部分も、ちょっと原因を突き止めなくてはいけないのかなというふうに思っているところでございます。ここは十分担当課と協議をしながら、それなりの対応策を講じる必要があるのか、若しくは、もうこのままの状態で行くと利用も少ないということであれば、また見直してゼロにするのかとか、なしにするのかとか、そういう形もちょっと検討しなくてはいけないのかなというふうに思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○7 番（味岡 恭君）** 農業委員の報酬というところで、最適化推進活動実績に応じた報酬ということで、当初 100 万円程度の予算を組んであったかと思えます。その中で、今回、実績として 435 万円程度支出をされております。300 万円程度増額されていますが、そのあたりの理由をお尋ねいたします。

**○農業委員会事務局長（稲森一彦君）** 農地最適化推進委員の活動に応じた報酬ということで、これにつきましては、1 年間の活動につきまして活動実績に応じた報酬と、あと成果実績に応じた報酬というふうになっております。これは、1 年間の活動を見まして、それを計算してから年度末に支払うということになっておりますので、当初予算では出てきませんが、年度末のところで補正をお願いしてから支払うというふうになっているところでございます。

**○7 番（味岡 恭君）** それは分かっているのですよ。そのへんの報酬は分かるのですが、なぜ 300 万円ほど増加したか、どういう理由で増加したのか、こういうのが成績が良かったと、こういうことでこれだけ増やしましたとか、そのへんの明細がちょっと不明なものですから、そのへんを詳しくお尋ねします。

**○農業委員会事務局長（稲森一彦君）** 毎年、農業委員さんと最適化推進委員さんにおかれましては、農地のあっせん関係の活動、そのほかにも農地の利用権設定の再設定の関係であったりとか、あと一番大きいのが農地パトロールに動いていただいております。令和 2 年度におきましては、これらの活動等により、農地集積とか集約化の実績として、53.7 ヘクタールの実績があつているところです。

それと、口頭契約、ちょっと言葉はあれですけども、利用権設定を行わずに口頭契約であった農地の貸し借りについても正式に契約、いろんな掘り起こし活動をしていただいておりますので、それらの実績ということになっております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3 番（遠坂道太君）** ページは 138 ページでございます。農業振興費の委託料で水稻

試験栽培委託料 14 万 7,600 円でございますが、先ほど報告で、4 名の方で 1 ヘクタールでございますが、10 アール当たりどれくらいの収量があったのかお伺いしたいと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 昨年度におきましては、試験栽培していただいた農地につきましては、豪雨による被害があったところもありました。また、病害虫等とかの被害にあったところもございましたけれども、そういう被害がなかった水田で、一番多く穫れたところで 10 アール当たり 582 キログラムというふうな数字が出てきております。

**○3 番（遠坂道太君）** 昨年度は豪雨の災害もあった、そして良い所と悪い所があったというふうに思いますけれども、昨年私たちが食味をさせていただきました。非常に食感も良かったと思います。その中で、令和 2 年度からふるさと納税の返礼品あたりにもお使いになったのかお伺いします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** ふるさと納税の返礼品等にはちょっと利用はできておりませんが、昨年度は、集荷された商店におかれましては、湯前産のぴかまるということで、そういう表示をして、贈答用として利用していただいたと。福岡県内の企業から、贈答用の米の依頼がありまして、そちらに湯前産のぴかまるという表示をしていただいて、1 袋 5 キログラム、それを 75 袋出荷させていただいたということでございます。

ただ、令和 3 年度におきましては、ふるさと納税の返礼品として活用するように、今企画観光課と協力いたしまして、そこらへんの計画を進めているところでございます。

**○3 番（遠坂道太君）** 福岡の企業のほうの贈答品として、1 袋 5 キログラムを 75 袋出したということでございますが、そこで福岡県の企業の方が使われた結果、食味等の感想の確認はできているのでしょうか。それについてお伺いいたします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** そこらへんまでの結果は聞いておりませんが、また今後、そういう取引先、出荷先での食味の評価ができるようであれば、そういうところもお聞きしたいというふうに思います。

ただ、昨年度におきましては、湯楽里のほうでお客様に食べていただいて、そのアンケート調査結果を頂いたところでございまして、その中でも食味は良かったという意見は聞いているところでございます。

昨年度も行いましたが、今年度におきましては、生産者の方と県の方と一緒に試験圃場を巡回いたしまして、生育の状況であったり、あと昨年度は収穫期のタイミングが難しかったということでございましたので、そこらへんも検討しながら、良いお米として昨年以上に売り出していけるように体制を作っていければなというふうには思っています。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長のほうから答弁いただきまして、湯樂里のほうで食味が良いというふうなお客様がアンケートでおられたようでございます。

今後普及するために、ネーミング等の問題も一つかと思えます。それは新聞等に前書いてあったと思えますけども、人吉の米屋がネームを変えて出しているような形を見たように思っているのですけども、そういうようなネーミングも一つの形として検討されるべきかなというふうに思えますし、今後普及するための施策等を町長はどういうふうと考えておられるのかお伺いしたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど課長が答弁したところの補足といいますか、ちょっと追加での説明をさせていただきたいのですけども、本年度におきましては、多分もう間もなく本町のほうのふるさと納税のホームページに立ち上げる段取りまで来ておるところでございまして、今年初めてのケースでございまして、試験的に商品の数は限定させていただきまして、まずはその状況を確認したいというふうに思っています。

それから、ネーミングにつきましてもお話しして良いと思うのですけども、実は今、商標登録の申請をやっているところでございまして、申し訳ございませんが、ちょっと名前の方は伏せさせていただきたいのですけども、既に商標登録の申請が終わったということでございます。今度お願いしております分についても、米袋、箱も贈答用の箱にさせていただきまして、ちょっと手を加えております。高級志向という捉え方で、販売していこうかということで、今やっているところでございます。

なお、先ほど言いましたように、今年度は試験的ということでございますので、その反響も見ながらやりたいと。それから、令和2年度は1ヘクタールだったのですけど、本年度も実は種米ができなかったということで、同じ面積になっているのですけども、できたら今年度よりも来年度はもう少し栽培面積を増やしまして、どういう土壌、地形が一番ぴかまるとして最適なのか、そこらへんも探らないといけないかなと思っておりますので、来年度もちょっと試験的な栽培をさせていただければというふうに思っているところでございます。

昨年、お値段もかなり良かったのですけども、昨日でございましたか、今年はちょっと米価が下がるようなことも新聞に書いてございましたので、ちょっとそこは心配にはなるところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 今町長から今後の施策、考え方を伺ったのですけども、今年また1ヘクタールということでございますが、育苗の形もあると思うのですよね。やはり、そういった形の協力体制も、今後JAさんなり等の協力も得ながら取り組んでいくべきだと思っておりますので、今後の行政の取組に期待しております。終わります。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○4番（椎葉弘樹君）** 140 ページの農協預託金についてお尋ねします。預託金は平成

26年度以降、利用が減っております。令和2年度も新規の利用はゼロということでした。まず、利用が少ない要因というのはどのようにお考えでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** いくつかあろうかと思いますが、制度資金が、金利が付かないやつもあります。預託金につきましては、保証人の方を2名付けるというふうなことでなっておりますので、そこらへんがネックになっているのかなというふうには思っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** そういう制度的な話もありますし、ほかの融資制度としても、農業近代化資金であったり、スーパーL資金、スーパーS資金、アグリマイティー資金等々、いろんな融資メニューが出てきております。平成30年度に1,500万円から1,000万円に減額をされている経緯もあるわけですが、そこで町長にお尋ねします。利用実績が段々下がっております、これは1,000万円でももしかしたら多いのではないかという気もございます。今後、預託金事業を減額若しくは廃止等の考えはないかについてお尋ねします。

**○町長（長谷和人君）** 預託金につきましても、先ほど椎葉議員がおっしゃったとおりでございます、見直しを行ったばかりなのですけれども、結果的に利用者がいなかったということもございます。ここも下げるということであれば、今まで500万円単位でございますので、残りあと500万円と500万円ぐらいしか残らないというふうな形になるのかなと思うのですが、最低限の部分の中で、やっぱり必要という農家の方もいらっしゃるかもしれませんが、そこらへんも状況を確認しながら、制度改正も行わなくてはいけないのかなというふうには思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○7番（味岡 恭君）** 140ページの農業振興費の負担金補助及び交付金の中に、農耕車資格取得補助金というのが3万9,000円支出されております。令和2年度は4名ということでお聞きしましたが、農家の方に聞くと、非常に免許を取りたいけどなかなか機会がない、受ける場所がないということをよく聞きます。できますれば、近隣の町村ともよく話し合っ、近くで受けられるような環境づくりはできないものかということでお尋ねしたいのですけれども、いかがでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** この件につきましても、以前2年ほど前だったと思います。私のほうも県の振興局に申入れをしたことがございました。ただ、その際に、教習所といいますか、自動車学校さんとか、一定の敷地の所も必要になると。あと、球磨管内だけで、そういう対応はちょっと厳しいのではないだろうかということで、当時は返をいただいたところです。また、これにつきましても、県内どこも同じようなパターンだと思います。現在、合志市の熊本県立農大まで行くということになりますので、またその点についても、そういう要望があっているということで、県のほうへも機会があ

るごとにお話はしていきたいというふうに思います。

**○7番（味岡 恭君）** やはり、今言われたとおり、なかなか農業大学のほうに行くのも費用がかかります。日数もかかります。ですから、このへんの環境も、自動車学校もありますので、そのへんを利用したところで何とか県のほうにお願いをして、やはり道を走らず農耕車を使わないということはできないものですから、できるだけそういうふうにしていただきたいというふうに思います。再度、力強い答弁をお願いします。

**○町長（長谷和人君）** 今課長が答弁した中身で、ちょっと追加で説明させていただくのですが、例えば、本町一番近いのが多良木町でございますけども、そこに県の検定委員というのでしょうかね、その方を出張していただいでできないかということで、実は私も県のほうにお尋ねした経緯がございます。その時に、県下の中でも、そのようなお話があったそうでございまして、そうすると、熊本のほうの免許センターの検定委員といいますかね、試験官といいますか、結局そこから出て地方のほうに出張して行かなくてはいけないという形になるからということで、人員体制がとれないということで、現状のところは大変厳しいというふうなお話をさせていただきました。

その中で、どうにかできないだろうかということで再三お願いした経緯もあったのですが、現実的にはできていないということで、免許切替えの法令改正が行われた時点から、それがもう話が出ていたそうですけど、私は後からその話を聞いたということで、現状的にはやはり今はできないということでのお話でございました。

**○7番（味岡 恭君）** 事情は分かりました。極力努力をしていただきたいというふうに思います。

**○8番（金子光喜君）** 関連の質問になりますけども、この免許はいわゆる大型特殊農耕用に限る、のトラクターの単体の免許ですかね。けん引もありますけども、けん引についての免許であれば良いのですけども、自動車学校で大型特殊を取ることはできても、けん引については、八代まで行かないと取得できないとか、そういうのがあって非常にハードルが高いのですよ。ですから、農業大学校に行ってされるのもなかなか難しいのであれば、枠を増やしてもらいなり、そういうお願いなりはしていく必要があると思いますけども、御答弁を求めます。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 申請につきましては、県の振興局に申し込むパターンと直接農業大学校に申し込むパターン、ネットであったりとか。ほかに、経済連さん主催であったりとかというのものもあるように聞いております。いくつかの申込方法があると聞いておりますけども、ただ優先枠として認定農業者の方であったりとか、応募が多い関係で、そういう優先枠があるというふうに聞いておるところでございます。

また、道路を走る場合は当然必要な資格になりますので、この点につきましても、いろいろな会議があったときにでも、また行政側からとしても県のほうにお話はしてい

たいというふうに思います。

**○8番（金子光喜君）** いわゆる単体の免許は持っていますが、けん引までは持っていないという方は結構聞いたことがございますので、そこへんしっかり県の方とも協議しながら、クリアできるような体制づくりはしていくべきだと思います。

実際、事故に遭われたとか、事故をして、損害とか、そういう補償問題になったときにかなり苦しくなってきますので、要望をしながらも、どういった形でしたら良いのかとかも協議していく必要があると思います。いずれにしても、八代まで行って取るのは非常に大変だということを農家の方から聞きましたので、何らかの対応を希望します。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○5番（森山 宏君）** 今回の件に関連してですけども、これができる時から言っていましたけども、これはあくまでも抽選で、当たらないと行かれない。結果が4件分。それではなくて、免許取得を奨励するように考えていただけないかと。民間で取ると、6万円か7万円かかります。そのうちの1万円なら1万円を補助しましょうと。

農大で受けるのは、基本ゼロです。ですけども、これは抽選です。量的にできません。なぜかと言えば、学生がいて、学生が終わらないことには一般からの受付ができないのですよ。ですから、県下全域割当てで、球磨管内は少ないです。10名行ったら良いほうと。

これは元々なぜ始まったかと言いますと、私は、トラクターはロータリーが付いてトラクターと思っていたのですけども、けん引するのがトラクターであって、後ろのロータリーは被けん引車、それが170センチメートルを超えていたら大型免許が要するというふうなことが道路交通法にあったらしいのですけども、知らなかったものですから、皆さん危惧されて、去年は特に民間の学校で取られたように思います。抽選に漏れた方も良いし、条件があるのですけども、近くだったら仕事の合間にも行けます。ですから、あくまでも県の農大に行く申請をしてではなくて、無資格者を無くす意味からも、取得のほうに助成するという方向に考えていただけないでしょうか。

**○議長（倉本 豊君）** 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時48分

再開 午後1時51分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 森山議員のほうからお話があったことについて、確かにそういう案件が必要だというふうには、ある部分では感じております。今おっしゃられた件につきましては、こちらのほうでも町長等とも検討いたしまして、全協等でもそ

ういうこととお伺いしながらできればというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款5農林水産業費の質疑を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時52分

再開 午後2時09分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

款6商工費の説明を求めます。

○企画観光課長（本山りか君） 148ページをご覧ください。

款1商工費は、1億6,046万96円を支出しました。一般会計歳出全体における割合は4.1パーセント、予算現額に対する執行率は87.3パーセントでした。

項1商工費、目1商工総務費につきましては、1,140万9,175円を支出しました。商工観光係の職員2名分の人件費です。

目2商工振興費は、9,524万9,770円を支出しました。交流センター湯〜とびあ及び湯前駅レールウイングの指定管理料、商工会補助金、小規模事業者持続化補助金、商工会預託金などのほか、コロナウイルス感染症拡大に伴う事業者支援事業に係る経費が主なものです。

令和2年2月に発生しましたコロナウイルス感染症の拡大により、商工業者は多大な影響を受けられました。そのため、事業者への影響調査を行った上で、必要な町の支援策を各種実施しました。備考欄に臨交金とカッコ書きしている事業がそれらの事業となっており、国の地方創生臨時交付金を活用して実施しました。

節10需用費では、町内飲食店で使える食事券であります「ゆのまえおいしか券」を、町民お一人当たり2,000円分を発行するために要した消耗品費及び印刷製本費を支出しました。この事業により、コロナの影響を大きく受けた事業者の支援を行いました。

150ページをお願いします。

節11役務費でも、同様においしか券を簡易書留でお送りするために必要な通信費を支出しました。

節12委託料で、交流センター空調改修工事設計監理委託料217万8,000円を支出しました。これは交流センター湯〜とびあの空調設備の老朽化により改修工事を行ったもので、節14工事請負費でその工事費1,597万8,348円を支出しております。なお、この工

事に係る財源として、熊本県の補助事業を活用し、1,000万円を頂きました。

同じく、委託料で、湯前駅レールウイング・湯前まんが図書館改修工事設計委託料209万円を支出しました。これは、まんが図書館のコロナ感染対策として、地方創生臨時交付金を活用し実施した事業です。令和2年度は設計委託のみを完了し、この事業に係る工事請負費1,000万円と監理業務委託料91万円を予算化しておりましたが、年度内完了が困難であったため、それぞれ令和3年度に繰り越しました。

節18負担金補助及び交付金の商工会補助金は、650万円を支出しました。商工会は、例年どおりの商工業者の経営指導などはもとより、コロナの影響により売上げ減少を余儀なくされた会員事業所への支援策として、プレミアム商品券事業等を実施されました。4月からはプレミアム率30パーセントの商品券を390万円分発行、7月からプレミアム率30パーセントの商品券を4,000万円分発行されました。その事業に係る費用に対し、町としましても、商工会補助金（臨時交付金分）として1,391万169円の補助をしました。発行した商品券はどちらも完売しました。

湯前町小規模事業者持続化補助金は、国庫補助事業の自己負担分の2分の1相当額として、1事業者に対し9万9,000円を交付し、販路拡大事業に対する補助を行いました。

湯前町休業要請等協力金206万円を支出しました。これは、国の緊急事態宣言発令に伴う県の休業要請に応じた飲食店等12事業者に対し、町独自の協力金を支払ったものです。

湯前町商工業者経営持続化支援金2,202万4,000円を支出しました。これは、コロナの影響により前年同月比の売上げと比べ、15パーセント以上売上げが減少した商工業者への支援金で、令和2年1月から令和3年3月分までの売上げ減少額の3分の1、交付上限額を最高で75万円として補助を行ったものです。交付した事業者数は、55事業者でした。

湯前町感染防止設備等導入補助金318万9,000円を支出しました。これは、飲食店や食品を扱う小売店などが感染対策に係る物品を購入した際の補助で、補助率は100パーセント、交付限度額は15万円でした。交付した事業者数は、20事業者でした。

ゆのまえおいしか券交付金716万1,000円を支出しました。住民お一人当たり2,000円分の食事券を3,767人に交付し、参加事業所は25事業所で、換金率は95.2パーセントでした。この事業により、コロナの影響を受けて売上げが減少した飲食店などの支援を行いました。なお、これらのコロナ関連商工業者支援事業については、財源として地方創生臨時交付金を活用しました。

商工会預託金は、熊本県信用組合多良木支店様に1,000万円を預託しました。年度末の利用状況は2件の195万円でした。

目3観光費につきましては、5,380万1,151円を支出しました。本町の観光拠点施設



でありますグリーンパレスの指定管理料のほか、観光施設整備や観光振興のための事業に係る経費が主なものです。

152 ページをお願いします。

節 1 報酬、節 4 共済費は、観光振興事業に携わっていただいた地域おこし協力隊 1 名の 5 か月分の人件費を支出しました。協力隊の費用はこのほか、節 9 旅費、節 10 消耗品費、節 14 使用料及び賃借料等において、協力隊活動に係る費用を支出しました。なお、協力隊に係る人件費及び活動費用は特別交付税で措置されています。

節 11 役務費の広告料は、各種広告媒体を活用した観光施設の PR に要した費用です。この費用には入湯税を充当しました。

節 13 委託料は、グリーンパレス指定管理委託料 1,254 万 812 円のほか、観光看板作成委託料等を支出しました。観光看板作成委託料にも入湯税を充当しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、県観光連盟負担金のほか、広域連携による各観光協議会の負担金を支出し、観光振興を図りました。

154 ページをお願いします。

同じく、負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症対策湯楽里支援金 2,833 万 5,000 円を支出しました。これはコロナの影響を大きく受けた「ゆのまえ湯楽里株式会社」に対し、施設の維持又は継続のための緊急支援を行ったものです。この事業についても、財源として地方創生臨時交付金を活用しました。

以上で、款 6 商工費の説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから、款 6 商工費の質疑を行います。

147 ページから 154 ページです。

**○4 番（椎葉弘樹君）** 150 ページの湯前町小規模事業者持続化補助金 9 万 9,000 円についてお尋ねします。まず、令和 2 年度の国への申請件数は確認ができていますでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 大変申し訳ございません。今手元に資料がございませんが、把握はできておりますので、今からちょっと調べてもよろしいでしょうか。お時間をいただければと思います。

**○4 番（椎葉弘樹君）** 総合戦略の検証の際は、申請件数が多かったということで、多かった中での 1 件の採択ということでした。

現状ですと、国の上乗せ補助金という方式になっておりますので、これだと、もし需要がたくさんあった場合は、非常に需要があるのにもったいない補助だなというふうに思っております。例えば、期間を限定するなりして、3 年間限定で、上乗せ補助ではなく町独自の小規模事業者持続可能補助金など、その在り方をちょっと考えてみることも必要ではないかと思うのですが、そのあたりの見解はいかがでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 小規模事業者補助金につきましては、国の制度が昨年度大きく変わりました、これはコロナの拡大を契機としまして変わったものでございますが、申請期間を区切りまして、昨年度まではせいぜい1回か2回までの交付回数だったのですが、これがコロナのことで、要件等は若干緩和をされておりまして、申請回数も年間4回くらいに拡充をされているところです。恐らくこれまでよりは、採択件数は少なからず上がっているものと思われまます。具体的な数字については今調べておりますので、しばらくお時間をいただければと思います

**○4番（椎葉弘樹君）** 令和2年度9万9,000円、そして令和6年度には23件の採択を目指すというふうに町もありますので、採択件数を実現するためには、確かに国の要件が緩和していれば良いのですが、していない場合は非常に厳しいので、今後の国の動向とか国への申請件数の動向、そのあたりをしっかりと確認いただきながら、もし必要であれば、独自の補助制度というのでも考えてみる必要があると思いますが、そのあたりは町長いかがでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 小規模事業者につきましては、令和2年度につきましては、数が少なかったのですが、今課長が答弁したように、かなり平たく利用ができるような形に制度改正もなされているように思いますので、本年はかなり件数が増えてきているのではないかと考えておりますので、そこは商工会と十分協議しながら、なるべく商工会員さんのやる気といいますか、積極的に活用していただくということで、協議しながら、そしてその中で、本町にとってもどのような制度改正が必要なのか、そこらへんも十分協議しなくてはいけないのかなというふうに思っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 申請件数が分かってから、このへんはまた考えていただければと思います。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○5番（森山 宏君）** 152ページですかね、県の観光連盟負担金に10万円、九州中央山地観光推進協議会負担金に20万円とか、いろいろこういう負担金が出ておりますけれども、この10万円、20万円のほうの事業というのはどういう負担金なのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** まず、県の観光連盟の負担金でございますが、これは県全域におきまして、県のほうから負担金等を大きく頂いて実施しておりますもので、例えば観光のPR事業ですとか商品開発事業、それと旅行商品の開発事業とか、そういった観光にかかわる多岐に渡る事業、観光振興事業を実施しているものでございます。当町におきましては、10万円の支出で、連盟がされる今のような事業に参画しているということでございます。

それから、九州中央山地観光推進協議会におきましては、人吉球磨の町村、それからこれは広域連携ということでございまして、八代市とか、近隣の西米良村、椎葉村も含

むところの7市町村で構成している協議会でございまして、こちらにおきましても、やはり観光PR事業、それから旅行商品の開発事業、そういったことをやっているものでございます。

すみません、構成町村を間違えておりまして、人吉市は含まず、上球磨の3町村及び先ほど申したような近隣の県を跨ぐ4町村で構成するものでございます。

**○5番（森山 宏君）** 結果、10万円の分は、県が事業するために関係市町村から負担金を徴収しているというふうに理解しました。

20万円の部分に関しては、事業結果とか、パンフレット作成とか車載広告とか、成果品というのは何か出ているのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 令和2年度におきましては、ポスターの作成をしております。それから、ノベルティ作成事業としまして、エコバッグのほうも作成をしております。また、各町村の広報誌におきまして、協議会での取組内容の広報をやったり、あとは、旅行業者等を介しまして、旅行商品の売り込み、PRを実施しているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 150ページの商工振興費で、節18負担金補助及び交付金の中で、湯前町商工業者経営持続化支援金（臨交金）2,202万4,000円につきまして伺います。これにつきましては、商工会の会員の方にされたと思うのですが、どのような業種の方の申請があったのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** 業種でございますけれども、まず飲食業の方、それから小売業者の方、サービス業の方、製造業の方、建設業の方、林業の方、それから運輸関係ですね、多岐に渡る業種の方からの申請が出ているところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** その中で、一番多かったのはどの業種になるのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 数字上は、サービス業が一番多いということになっております。

**○3番（遠坂道太君）** いろんな業種もありますけれども、商工会の会員の方の中で、昨年度は経営の継続につながったとは思うわけですね。今年度も継続されているというふうに思いますけれども、今後はこういう形で続けて、もしこういう資金があれば続けていかれるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** コロナの状況によりまして、今も熊本県、まん防の発令中でございますし、今後も行動制限等の解除の計画もあるということはお聞きしておりますが、なかなか専門家の方のご見解におきましては、やはりこれがもう少し長引くのではないかということが報道等もあっているということがございまして、それに伴いまして、商工業者の方の自助努力ではままたまらないところもあるかと思っております。

令和2年度におきましては、財源として、国等の交付金等がかなり100パーセントに近い数字で頂けておりました。今後、国からの助成等もあるやもしれませんが、それを十分に活用しながら、自助努力ではどうにもできないところの支援というところは、行政としても検討していく必要があるのではないかと考えております。

すみません、先ほどの持続化支援金の申請された業者の方につきましては、これは商工会員様に限らずということで、御認識いただければと思います。会員外の方も申請をなさっている状況でございます。

**○3番（遠坂道太君）** 課長から答弁をいただきまして、今後やはりコロナの続く限り、国の財源がもしなくても、ある程度努力をしながら、もし国の財源が出てきたら最高と思いますけども、今後いろいろな取組の中で考えていってほしいというふうに思っております。それについて、町長お願いします。

**○町長（長谷和人君）** 現状も大変厳しい状況が続いているというのは変わらないというふうに思っておりますし、これまでの分についてはほとんどがコロナ交付金の活用という、国の制度の活用でございましたので、多分秋にも国あたりが補正予算を組む可能性が高いのではないかなというふうに思いますので、そこをちょっと睨みながら、本町も今回もし可能であれば、第3弾という表現でよろしいでしょうか、そこを見ながら経済対策を打っていかねばならないのかなというふうには思っているところでございます。

**○企画観光課長（本山りか君）** すみません、先ほど椎葉議員から御質問のあった小規模事業者持続化補助金の令和2年度におきます申請件数でございますが、これが12件申請されておりまして、うち6件が採択をされているということでございます。そのうち、令和2年度に交付確定まで間に合った件数といいますのが、先ほどの実績に上げました1件ということになってございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** そうしますと、6件が採択されて1件は町の補助金を受けられて、残りの5件というのはどのような対応になるのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 説明が悪くてすみません。6件のうち1件は、令和2年度に町の申請に間に合ったものですから、それを令和2年度で交付決定をいたしまして、そして残りの5件につきましては、令和3年度に今申請が上がってきているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 令和2年度は6件の採択漏れがあったということですので、12件中6件が国の採択を受けられなかったということでございますので、ちょっと今後は採択状況も要監視ということをお願いしたいと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○9番（山下 力君）** 湯楽里の経営について、ちょっとお尋ねいたします。令和2年

度は、地方創生臨時交付金を使って 2,830 万円の支援をし、また湯楽里本体は地銀から 3,000 万円相当の借入れを行って、令和 2 年、3 年は何とか乗り切ったと思います。

令和 4 年度に、当初から予算を組んだらという意見を持っております。その理由として、いわゆるコロナ感染拡大中で、今全国に緊急事態宣言が発令中でございますけれども、それが解除になったり、あるいはワクチンの接種率が高まったり、そして今検討されておりますワクチン接種証明とか P C R 検査の陰性証明とか、そういったことに加えて、政府が規制緩和を行えば、人流は深まると思うのですよ。増加すると思うのですよ。そういう条件の中で、先手を打つ意味で、来年度の当初予算に、町から積極的な支援金を投入できないかというふうに考えておりますけれども、町長の考えをお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 今山下議員から大変有り難いお言葉を頂いたところでございまして、先般の時も答弁をさせていただいたのですが、今のシミュレーションでいきますと本年 1,800 万円と。3 月頃になりますと、今持っております定期預金を除きましての普通預金関係につきましても、残り少ないということで、何とか令和 3 年度は乗り切れるのですが、令和 4 年度が大変厳しい状況であるということでございますので、可能でございましたらば、そういうふうにさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

その時点では、今回と同じように国の交付金等の活用が可能であれば、そうさせていただきたいと思っておりますし、それができない場合については、一般財源の持ち出しというのもやむを得ないのかと。その場合については、議会の皆様方ともお話をさせていただきながらというふうにも思っているところでございますので、そこは状況によっては厳しいというのが目に見えている部分がございますので、大変有り難い言葉だと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**○9 番（山下 力君）** 早めに町長が判断されて、担当のほうに指示されれば、早めに営業活動ができるのですよね。今言われた財源は、国から来たお金が使われれば最高ですけれども、幸いというか、令和 2 年度の決算状況を見ますと、剰余金が 3 億 5,000 万円近くありますので、私は財源があると思うのですよ。1,000 万円、2,000 万円の予算はですね。そういったところを踏まえて、メニューは担当のほうでしっかり考えていただければというふうに思いますので、どうせ行き詰って支援するよりも先手を打ったほうが良いという考えですので、検討をしていただきたいというふうに思います。

**○町長（長谷和人君）** 大変有り難いお言葉を頂いているところでございますので、そこは先手を打つということをお願いさせていただきたいと思っておりますので、担当課と十分協議をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○2 番（西 靖邦君）** 152 ページの節 12 委託料の観光看板作成委託料で 26 万 7,850 円上がっているのですが、これは看板 1 箇所なのですかね。それをどこに設置される

のですか。

**○企画観光課長（本山りか君）** 国道から入りまして、湯楽里までの誘導用の案内看板でございます。3箇所設置しております。

**○2番（西 靖邦君）** 湯楽里はこちらですと、そういう誘導標識だけですか。

**○企画観光課長（本山りか君）** その中に、湯楽里に行き着くまでの間の、例えばB&G海洋センターですとか、そこらへんも含めております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで款6商工費の質疑を終わります。

次に、款7土木費の説明を求めます。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 款7土木費につきまして御説明いたします。153ページから162ページまでとなります。

153ページ、款7土木費の予算現額3億9,075万5,000円に対し、2億8,777万7,381円を支出しております。歳出合計に占める割合は、7.3パーセント、執行率は、73.6パーセントとなります。

また、繰越明許費としまして、社会資本整備総合交付金事業によるもので、道路橋りょう費、節12委託料、節14工事請負費、合わせて9,220万円を令和3年度へ繰り越しています。

以下、目ごとに御説明いたします。

項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、3,513万7,515円を支出しています。主な内容としましては、建設水道課職員の人件費のほか、経常的経費等です。

156ページをお開きください。

節18負担金補助及び交付金につきましては、各種期成会等の負担金を支出しています。国県事業負担金として、60万600円を支出しています。県道幸野染田線改良事業に伴います負担金でございます。

また、耐震改修等補助金として1件100万円を支出しました。戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の建替えに対して補助したものです。

次に、繰越明許として、節18負担金補助及び交付金として、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金170万2,000円を支出しました。これは土砂災害特別警戒区域内に居住する方の安全な区域への移転を促進するもので、住宅の除却費、登記料、住宅の賃借料について補助したものです。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費につきましては、1億4,907万9,359円を支出しています。町道の維持管理に要する経費及び道路や歩道等の整備、橋梁の補修に要する経費が主なものです。

158 ページになります。

節 12 委託料につきましては、道路維持管理業務、舗装構造調査業務、道路台帳作成業務などの委託料 1,001 万 5,979 円を支出しました。

節 14 工事請負費では町道 2 路線の舗装修繕工事としまして、前払分 1,700 万円、瀬戸口橋、深田線橋、梅木橋の補修工事として 1,019 万 6,172 円を支出しました。

次に、繰越明許として、節 12 委託料、橋りょう点検業務委託料 928 万 2,449 円、橋梁の補修設計業務委託料 1,738 万 7,313 円を支出しました。

節 14 工事請負費につきましては、町道舗装修繕工事 3,588 万 5,842 円、町道上里古城線舗装工事 1,540 万 7,482 円、中牧良橋の補修工事 798 万 8,500 円、町道上里古城線歩道整備工事 2,425 万 42 円を支出しました。

項 3 河川費、目 1 河川総務費につきましては、81 万 3,357 円を支出しています。町内の河川の維持管理に要する経費、各種協議会等の負担金を支出しております。

節 12 委託料につきましては、県委託事業分であります都川排水樋管操作委託料及び河川管理委託料 54 万 7,307 円を支出しました。

160 ページになります。

項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費につきましては、一般会計から下水道特別会計への繰出金で 7,562 万 3,000 円を支出しています。

目 2 街なみ環境整備事業費につきましては、支出はありませんでした。

次に、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては、2,542 万 2,150 円を支出しています。町営住宅の維持管理及び上村住宅の改修工事等に要する経費に支出しています。

節 1 報酬につきましては、当初予算において住宅選考委員会委員の報酬を計上しておりましたが、選考委員会を開催する必要がなかったため、支出がありませんでした。

節 10 需用費では、住宅の修繕料として 381 万 2,432 円を支出しています。町営住宅 12 団地、53 件の修繕を実施しております。

節 12 委託料で、上村住宅改修工事に伴う監理業務、それから 162 ページをお願いいたします。

節 14 工事請負費で、公営住宅改修工事として 2,002 万円を支出しました。これは、上村住宅の改修工事で、6 棟 12 戸の屋根、外壁、塗装等の改修工事を実施しました。

以上で、款 7 土木費の説明を終わります。よろしくお願ひします。

**○議長（倉本 豊君）** これから、款 7 土木費の質疑を行います。153 ページから 162 ページです。

**○3番（遠坂道太君）** 158 ページですけども、道路維持費で繰越明許の工事請負費ですけども、町道の舗装修繕工事をされておりますが、どのあたりの工事になっているのかお伺ひします。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 町道浜川中猪線につきまして、2工区ということで実施をしております。

**○3番（遠坂道太君）** 2工区の工事ということでございますが、3月か6月に、私が一般質問で町道の舗装のこともお尋ねしたわけですがけれども、その中で言っておられましたように、ある程度優先があるということでされておりますけれども、今後、やはり町民の皆さんが安心・安全に生活できる町道の舗装修繕、そのありどのような方向づけでの取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 以前の一般質問でもお答えしたかと思っておりますけれども、町のほうで舗装の個別施設計画というのを策定いたしまして、その中で措置が必要な路線等についての一覧表を記載しているところでございます。舗装修繕の優先順位等をポイント付けいたしまして、上位にあるものの中で、交通量や路線の重要性などを加味して、そこに掲載をして、その中から順次修繕を行っていったというところでございますので、ほかの事業、例えば水道の敷設外の工事とか、その関係で前後する場合もあろうかと思っておりますけれども、基本的には計画にのっとり修繕をやっていきたいというふうに考えております。

**○3番（遠坂道太君）** やはり優先順位の中で、交通量とか、そういうふうな形が出てくるとは思ったわけですが、先ほど言いますように、町民の方がけがをされないような町道を、早めに把握をしていただきたいと思いますと思っているところでございます。そこで、町長にお尋ねですが、今後やはり町道というのは交通量の多い所ばかりの問題ではないと思うのですよね。そういう形の中で、今後町長としてのお考えというのを伺いたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 基本的に、先ほど建設水道課長が答弁したとおりでございますけれども、その部分も含めながら、やはり総合的に判断すべきところもあろうかと思っておりますので、そこは柔軟に対応する必要があるならば、そういうふうにさせていただければというふうに思っております。基本的には、計画にのっとりながらということでの答弁とさせていただきたいと思います。

**○4番（椎葉弘樹君）** 同じく道路補修工事について、繰越分を含めて5,200万円ほどあるわけですが、先ほど言われました個別施設計画を見ても、平成31年3月公表分だと優先順位というのが書いてありませんし、どういう計画で進んでいるのかがちょっと分からなかったです。今言われていた個別施設計画については、最近優先順位をプロットした計画をしっかりと出されているのでしょうか。私が見た計画書にはなかったものですから、確認させてください。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 個別施設計画につきましては、措置が必要な路線ということで列記がされているかと思っております。その中で、順位付けというのはなかったとい



うお話かと思えますけれども、路線を挙げている基となる資料というのがございまして、その中で優先度が高い路線について掲載しております。その中で、先ほど言いました交通量なり、重要な路線等について先にやっているということで、個別施設計画の中で順位づけまではちょっとしていないところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 今の道路の補修計画で、果たして目標が達成できているかなというところが、今の計画ではちょっと見えなかったもので、令和2年度、順調に補修計画が進んでいるのかちょっと心配しております。平成25年のデータでは、正に個別補修計画では、85キロメートルの路線延長のうち45キロメートルほどが、補修が必要とあったのです。令和2年度では、大体どれくらいの補修必要な道路があるのでしょうか。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 明確に何キロメートルというのはちょっと手元にありませんけれども、単年度での補修をする路線というのが今2路線から3路線、それから200メートルから400メートルほどの割合で、補助事業ですので、交付がなければなかなか自前での補修というのができませんので、その程度しかできていないところでございますけれども、補修が必要な路線等につきましては、かなりのキロ数がございまして、なかなかちょっと追いついてはいないところですが、国からの補助も柔軟に最近は付き始めておりますので、それを活用しながら、できるだけ早急にといたしますか、悪い所から先に補修をやりたいというふうに思っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 最後に、町長にお尋ねします。今の道路の個別施設計画があるので、議会としてもどれくらいの補修区間があって、今後どのような工程で計画されているのかが見えていない状況です。これは今後、計画のほうを公表していただけないでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 位置づけ等については計画に載っていたのですが、今、正確に公表してくれということでございますので、その分につきましては、そういうふうにしていただきたいと思います。ただ、先ほど課長のほうも答弁しているのですが、要は社会資本整備事業、国の交付金の事業なのでございますけれども、これがなかなか思うように付いていないという現状がございましたものですから、それで少し動きが鈍っているという部分もあるところでございます。

本町におきましても、毎年県それから国のほうには、社会資本整備事業の道路整備関係につきましては、毎年顔を上げさせていただきまして要望等も行っている現状でございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（西 靖邦君）** 156ページの節13 使用料及び賃借料がありますけれども、積算システム等使用料で62万5,130円使用されていますけど、土木の積算システムと思うのですが、延べ何日間の使用料なのですか。

○建設水道課長（赤池昌信君） 使用に関しては、1年間使用をしているところがございます。

○2番（西 靖邦君） 1年間ということは、物件数が3つであろうが4つであろうが一緒ということですね。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 同じ156ページの節18負担金補助及び交付金の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金です。本年該当される所があったということですが、御承知のとおり、先日熱海のほうで、原因は違いますけれども大きな土砂災害がありまして、多くの命が奪われた経緯がありました。自分のお家がそういう危険地域に指定されているのであれば、ああいうことが起こるのかなとたくさんの方が思われたと思いますけれども、今回採択が1件だけでしたかね、申込み自体もまだ少ないのかなと思いますけれども、もうちょっと踏み込んだところでの対応というのが必要なのかなと感じております。現状何件ぐらいの対象世帯があって解消ができていくのかということ、分かりましたらお伺いします。

○建設水道課長（赤池昌信君） 土砂災害警戒区域、いわゆるレッドゾーンといわれる所から、その他の安全な地域に転居、移転する場合についての補助ということで、令和元年度から繰越しということで、1件補助をしているところがございます。

土砂災害警戒区域につきましては、県のほうで指定をされるわけですが、それについては以前各地区に説明をされた経緯があると思います。ただ、補助金等が活用できるとか、そこまでだったのかというのは私もちょっと分かりませんが、家を移転するという形ですので簡単にできるものではございませんけれども、こういった制度等があるということ、今後も周知等は随時やっていきたいというふうに思っております。

○8番（金子光喜君） 災害を未然に防ぐ一つの方法として、そういう制度があるわけですので、しっかり周知をしていただいて、この際だから移転しようかと思われるときに、対応ができるような周知活動というのをしていく必要があると思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款7土木費の質疑を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----  
休憩 午後3時00分  
再開 午後3時16分  
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

次に、款 8 消防費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 162 ページをお願いします。款 8 消防費について説明申し上げます。

消防費は、1 億 1,293 万 5,282 円を支出しています。歳出全体に占める構成比は、2.9 パーセントになります。

目 1 常備消防費は、8,114 万 1,310 円を支出しています。上球磨消防組合負担金 8,075 万 4,000 円、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金 38 万 7,310 円を支出しています。なお、上球磨消防組合消防署庁舎の建替えのための建築工事、訓練棟と外構工事を含め全て完了しております。

目 2 非常備消防費は、1,765 万 1,001 円を支出しています。消防団員の報酬、訓練手当、各部維持管理補助金並びに団員の退職報奨金掛金等の経常的経費を支出しています。

令和 2 年度は、令和 2 年度 4 月の入退団式とポンプ操法大会は開催できたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、出初式を縮小開催したこと、そして、令和 3 年度の中止をあらかじめ決定したことで、操法大会に向けた訓練ができなかったことが減額の大きな要因でございます。

節 7 報償費、出初式放水競技等賞金代、消防団退職者永年勤続報奨金を支出しました。

節 8 旅費、訓練手当は、11 月の非常呼集訓練はできたものの、1 月から 3 月に実施していたポンプ操法訓練ができなかったものによるもの、そして上球磨消防団連合会等の各種会議や研修ができなかったことによる減額と不用額が大きな要因でございます。

また、消防団員の皆様には、令和 2 年 7 月豪雨災害への初動対応で、出勤された団員に協力をさせていただいたところで、改めて心より感謝申し上げます。その出勤に要した手当を含んで支出してございます。

164 ページをお願いします。

目 3 消防施設費は、1,414 万 2,971 円を支出しています。

節 10 需用費、修繕料 82 万 2,891 円は、各消防積載車の車検などに伴う修繕が主なものでございます。また、被服購入費 82 万 4,670 円は、団員ハッピー購入、Tシャツ購入、耐切創手袋の購入が主なものです。

節 14 工事請負費 55 万円は、令和元年度に設置した上里地区防火水槽用地の舗装工事を実施したものでございます。

節 17 備品購入費、軽積載車購入費 341 万円、小型動力ポンプ購入費 191 万 4,000 円は、平成 5 年の導入から 27 年が経過した積載車、平成 10 年の導入から 22 年が経過した小型ポンプを所有する第 4 分団 3 部馬場区の設備更新を行ったものです。財源には電源立地地域対策交付金を充当したものです。

節 21 補償補填及び賠償金は、上水道敷設替えに伴い、田上地区消火栓を更新したため、

その工事負担金を水道事業会計に 582 万 6,700 円を支出しております。

目 4 水防費については、支出はありません。

以上で説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから、款 8 消防費の質疑を行います。

**○3 番（遠坂道太君）** 164 ページです。消防施設費の備品購入費で、軽積載車購入費と小型動力ポンプ購入費についてお伺いします。先ほど課長から御説明いただきましたように、積載車 27 年経過した物件と、小型動力ポンプが 22 年経過したポンプということでございますけれども、毎年 1 台ずつ更新していかれるのか、それについてお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 令和 2 年度から電源立地地域対策交付金により、各消防団の備える小型動力ポンプと積載車の更新を行っていきませんが、議案説明資料を開けていただけたらと思います。ここに、消防積載車と小型動力ポンプの更新の計画を年度ごとに書いてございます。更新の順番には、過去の導入からの年数を見ております。各部の小型ポンプの経過年数、そして積載車の経過年数、それぞれ見て判断して、また各部において同等の経過年数であれば、分団というところを見て、導入を予定することが連続しないような順番を見ております。令和 12 年度までの期間で、順次購入、更新を行えればと思っております。

**○3 番（遠坂道太君）** 更新の計画を見ますと、同じような年度の所があるように思いますがけれども、そういったケースについてはその年にやっていかれるのか、それについてお伺いしたいと思っております。

**○総務課長（高橋 誠君）** 当時の導入で、平成 10 年から平成 14 年あたりで、固まって導入してございます。ただ、電源立地地域対策交付金の財源を使ったというところがございますので、年に 1 台ずつというのが計画として上がっております。ただ、ほかのところも順番待ちでありながら故障等もあるかと思っております。それについては、やはり修繕等を行いながら使って、順次、更新が来るまで使わせていただければと思っております。

**○3 番（遠坂道太君）** 計画の方向で取り組んでいただければと思っておりますけれども、特に小型動力ポンプにつきましては、非常に高価でもありますし、まだそこまで傷んでいなければ、町でほかの利活用もされるのではなかろうかと思っておりますので、そのへんもしされるとしたら、どのような方向づけで検討されるのかお伺いしたいと思っております。

**○総務課長（高橋 誠君）** 軽自動車については、更新するたびに車は廃棄という形になりますが、まだまだ使えるポンプについては、更新後も消防本部のほうで残しておいて、いざという時の交換、故障時の代替品、又は台数が足りない時の追加というところで活用させていただきたいと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○5番（森山 宏君）** 直接は関係ないかとは思いますが、消防の設備費にしても、非常用消消費にしても、結局訓練等ができなかったせいで、不用額が多々出ております。この中において施設費ですね、私が以前言ったことがある消火栓において立ち上げに使うエルボーのようなやつ、あれを消火栓に設置していただければという話をしていたのですが、今現在付いておりません。こういうのがあったときに、備品とかで消火栓の中に持っていかれると、深い消火栓の場合であれば、ちょっと地元の方で吸管接続が困難な部分があります。今消火栓をやり替えているからということはお分かりはしますが、実際有事というのはいつ起こるか分かりませんので、言ったように何年もたつのが悲しいのですが、確かにポンプ車には積んであります。でも、地元の方が初期消火というのをさせていただくことがほとんどだと思いますので、是非そこもやってほしい。

あと1点、同じ理屈で、こういうふうに備品購入費が余ってきます。余ってきますというのもおかしいのですが、ちょっと潤沢に残ったと。このときに、球磨川防災・減災事業で各詰所にAEDを設置してあります。分館にではなくて詰所にです。分館にない整合性と、逆に維持管理はどうなっているのかを、ちょっと議案から外れますけれどもお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 消火栓に必要なエルボーについては、備品としてまだまだ不足していると思います。また、消防団のほうでも、消防主任を通じて必要性和必要箇所、必要本数というのをご精査させていただいて、可能な限り準備はしたいと思います。

AEDについては、詰所、公民分館とございます。維持管理については、町のほうで管理はしますが、更新時期、消耗品とか電池とかそういったパックについては、こちらのほうで管理はします。ただ、普通使いについては、使用する時には、消防団又は地区の住民の方で、すぐに使えるようにはしていただきたいなと思っております。また、不具合等があれば、町のほうに言っていただければ、修繕等々の対応はさせていただきますと思っております。

**○5番（森山 宏君）** また離れているかもしれませんが、予算の申請の都合もあるので。

AEDは防災・減災事業で3分の1だったか、補助が大きいからということで導入されました。逆に、分館で考えていった場合には、未設置になっております。この整合性といいますか、平等性といいますか、これは考えておられるのでしょうか。20 幾つの分館への設置は無理だから、詰所の数で設置されました。ただ、その分の初期導入は分かりませんが、その後、分館にない所、上里、野中田というのは詰所が1箇所ずつですので、それが分館のほうに行き渡るような考えはあるのかお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 当時の球磨川減災・防災の補助を使ったAEDの導入でございました。これについては、水防というところで消防団の詰所に設置したところでご

ございます。分館ごとになりますと、それに外れる所が8つくらいになるのかなと思いますが、それについてはまだ考えていないところがございますので、区長さん、分館長さんの御意見もお伺いした上で判断させていただこうかなと思っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 162ページの消防団員年報酬についてお伺いします。消防団員は年々減少傾向にありまして、令和2年度は271人ということでした。271人のうち、一般団員、機能別、女性団員の内訳について、まず確認したいと思います。

**○総務課長（高橋 誠君）** 一般団員については173名、機能別団員については94名、合計の267名でございます。一般団員の173名と申しました中に、女性が9名いらっしゃいます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 例えば、平成29年度だと一般団員183人、女性団員9人なので、192人いたところが、もう173まで減少してきているということが分かりました。

そこで、不用額が45万6,000円ほど出ているわけですが、これは団員が減ったからなのでしょうか。令和元年度の予算執行を見ますと、不用額がゼロでしたが、今回45万6,000円出ています。この理由についてお尋ねします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 確かに不用額が出ております。令和元年度の支出も744万円ほど出ておりますので、団員数は変わっておりませんが、当初見込んでいた新規団員が加入できなかった。年度途中の団員の加入、そういったケースもありますので、そういったものが全くなかったというところがございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 令和2年度時点で、女性団体を入れて173人ということは、もう既に一般団員数は160人台に突入しているのではないかと思います。各部の人数を比較しましても、部によっては本当に少ないところもあって、多いところは多いと、格差がかなり出てきている状況です。

そして、定員290人というのを決めたのが平成22年ですので、もう10年以上前の定数となっております。これはそろそろ、消防団員の年齢構成とかも含めて、1回定員管理をちょっと確認していったほうが良いかと思うのですが、これについては総務課長か町長にお尋ねします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 議員言われるように、団員数、一般団員のほうが年々減少している傾向は認識しております。これについては、団員条例も290名ということでございまして、これに向けた勧誘をやはり今後も続けなければいけないと思っております。団員条例290名を削減する改正等も考えたところですが、そうすることによって、地方交付税関係の算定も団員数で決まってくるので、交付税も減ることにつながります。それは避けたいという思いもありますので、やはり団員勧誘と、また機能別団員も含めて、残っていただくように勧めなければいけないと思っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 定員を減らせと言っているわけではなくて、内部の団とか部と

か、そのところの人員調整というのも必要になってくるかと思ひますし、やはり緊急事にうまく対応できるのが一番の課題でありまして、そういったところも今後の動向を踏まえて、そして消防団員の年齢構成が一番大事だと思ひておりまして、いくら勧誘を頑張っても、退団される方のほうが今は少し多いのではないかと思ひております。多分まだしばらくは減少傾向にあるのかなと思ひておりますので、そのへんも算出していただいて、今後の団員報酬と、そして定員等の検討はまずしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 今現在、消防幹部会、また上球磨消防団連合会のほうで、そういった団員の確保についての議題を持って取り組んでいます。また、団員報酬、出動手当等も見直すようなところでもあります。本町を見ますと、やはり団員が少ない部、多い部、それぞれでございますので、そういった編成もやはり時として必要な場合がありますので、ここは慎重に消防団のほうで検討課題として提案させていただいて、意向を検討していきたいと思ひております。

**○8番（金子光喜君）** 1点お伺いさせていただきたいと思ひます。同じページですけども、消防施設関係の雑工事です。私が申し上げたいのは、消防施設の中でも、ホースを干すポールがありますよね。あのポールのロープの耐用年数がどれくらいかを聞いておりませんので、正直ホースを上げて乾燥している時に、大きな風が吹いたらかなりの力がかかると思ひます。落下したら、下で消防団が干している時には消防団に当たりましますし、下を通行している人に当たる可能性もあります。かなり強靱なロープかと思ひますが、もう20年以上たっているかと思ひますので危険な状態なのかなと思ひますけれども、担当課長の見解をお伺いします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 私も消防団員時代には、そういったホース干しをやっております。そういった観点でも、長く使っている認識でございます。早急にそういった調査も、消防主任を通じてやってみたいと思ひます。そこで不具合があれば、また予算計上等も必要になってくるかもしれませんので、まずは調査をさせていただきたいと思ひております。

**○8番（金子光喜君）** 是非早い段階での対応を求めます。近頃は火事も少ないですし、また加えて、訓練や操法での水出しもなくて、実際ホースを干すという作業は少なかったものですから、そのへんで事なきを得たのかなと思ひますけども、火災があつて、多くのホースが干してあつて、それが切れたらと思うと何かぞっとするところがありますので、早めの対応を希望します。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで款8消防費の質疑を終わります。

ここで、お諮りします。ただいま、認定第1号、「令和2年度湯前町一般会計決算の認定について」の審議の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、9月17日午前10時に開きます。

議事は、決算認定等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時41分





**第 5 号**

**9 月 1 7 日 ( 金 )**



## 令和3年第7回湯前町議会定例会

[第5号]

令和3年9月17日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

### 1. 議事日程

日程第 1	認定第1号	令和2年度湯前町一般会計決算の認定について
日程第 2	認定第2号	令和2年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第 3	認定第3号	令和2年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について
日程第 4	認定第4号	令和2年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について
日程第 5	認定第5号	令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
日程第 6	認定第6号	令和2年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 7	報告第5号	令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 8	発議第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
日程第 9		委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）
日程第10		議員派遣について
日程第11		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第12		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第13		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

### 2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森 山 宏	6番 黒 木 龍 次
7番 味 岡 恭	8番 金 子 光 喜
9番 山 下 力	10番 倉 本 豊

### 3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長    西 村 洋 一    議 会 事 務 局 主 事    勘 米 良 康 隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	長	高	橋	誠
会	計	管	白	川	一	税	務	町	民	課	長	介
教	育	課	中	園	誠	保	健	福	祉	課	長	介
建	設	水	赤	池	昌	企	画	観	光	課	長	か
農	林	振	稻	森	一	教	育	課	主	幹	淺	徹
農	林	振	稻	森	一	農	業	委	員	会	事	務
農	林	振	稻	森	一	農	業	委	員	会	事	務
農	林	振	稻	森	一	農	業	委	員	会	事	務

開議 午前10時00分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和3年第7回湯前町議会定例会、第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

#### **日程第1 認定第1号 令和2年度湯前町一般会計決算の認定について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、認定第1号、「令和2年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、9月16日の議事を続けます。

ただいま、歳出、款8消防費の質疑が終了したところであります。

款9教育費の説明を求めます。

**○教育課長（中園誠二君）** おはようございます。それでは、款9教育費について御説明いたします。資料は165ページから196ページになります。

教育費につきましては、予算現額4億8,813万1,000円に対し、3億6,933万7,882円を支出しました。また、年度内完了が困難であるため、教育費全体において、合計1億755万7,000円を繰り越しております。そのため、執行率は75.7パーセント、歳出総額に占める割合は、7.5パーセントとなります。

歳出合計は、令和元年度より9,128万6,905円の増となりました。その主な要因は、湯前中学校外部改修工事及び工事に伴う管理業務委託料や、下里御大師保存修復工事、などになります。

項1教育総務費、目1教育委員会費につきましては、教育委員の会議等の報酬、費用弁償など教育委員会運営に要する経費が主なもので、47万7,481円を支出しました。コロナ禍により、研修会等の中止に伴い、令和元年度より減額となっています。

目2事務局費につきましては、4,174万7,803円を支出しました。事務局費は、教育長及び事務局職員の人件費及び英語指導助手（ALT）の委託料と、各種団体への負担金や補助金が主なものです。令和元年度と比較し、ほぼ同額を支出しております。

167、168ページにかけてです。

節12委託料に、外国語指導助手（ALT）委託料として509万5,200円を支出しました。令和2年度は、オーストラリアからデビット・ギャレット・ウイリアムさんに赴任いただいております。保育園や生涯学習の方も含め、皆さんに親しまれ、安定した指導をされておりましたが、令和3年3月に、本人の希望により、熊本市内の学校へ異動されました。

169、170ページになりますが、節18負担金補助及び交付金において、小中学生を対象とした英語検定の補助を行い、小中学生英語検定料補助金10万6,600円を支出しました。

児童・生徒の延べ受験者 40 名のうち、38 名が合格しております。

目 3 学校施設整備費では、節 14 工事請負費において、湯前中学校外部改修工事として 9,972 万 5,396 円を支出しました。これにより、建設年度からの耐用年数が 80 年となり、中学校校舎は建設から約 40 年が経過しており、今後 40 年間耐用年数が伸びる計算となります。

なお、中学校体育館トイレ改修工事 1,500 万円については、全額、令和 3 年度に繰り越しました。

また、令和元年度からの繰越しにおいて、湯前小学校情報通信ネットワーク環境整備工事、534 万 1,890 円を支出しました。

項 2 小学校費につきましては、小学校の維持管理に要する経常的経費が主なものでございますが、令和 2 年度につきましては 4,661 万 6,688 円を支出しました。令和元年度より、1,655 万 3,381 円の増となります。

目 1 学校管理費につきましては、4,439 万 174 円を支出しております。令和元年度と比較し、1,648 万 5,500 円の増となります。増の主な要因は、会計年度任用職員の 1 名増加や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用した修繕料や備品購入の増加によるものです。これにより、感染対策として、教室の間仕切りを設置し、また加湿空気清浄機や大型循環送風機を購入しております。

節 1 報酬で、児童の検診に伴います学校医報酬、薬剤師報酬並びに、この年から導入されました会計年度任用職員の報酬として、1,381 万 7,079 円を支出しました。

171 ページからになります。

節 10 需用費の続きになりますが、修繕料の臨時交付金分として 78 万 3,200 円を支出しました。先ほど説明いたしました教室の間仕切りの設置費用となります。

節 12 委託料の校内樹木管理委託料として 129 万 4,379 円を支出しておりますが、校内の大木を伐採しております。枝の落下防止と日陰及び風通しの解消につながっております。また、修学旅行バス運行委託料として、33 万 400 円を支出しております。感染防止対策として、バスを 1 台追加して実施しております。

節 13 使用料及び賃借料において、校務支援システムライセンス料として 198 万円を支出しております。これは 5 年間のライセンスであり、5 年に一度の支払いとなるものです。項 3 中学校費においても同じ節において同額を支出しております。そのほかは、下水道使用料を始めとする経常的支出のほか、教職員用パソコンや電子黒板など、ICT 関連機器の使用料となります。

173 ページからになります。

節 17 備品購入費では、主に教材備品としまして、理科室キャビネットや実験用器材、配膳台を、また児童用机・椅子を 60 組購入いたしました。

一般備品購入費（臨交金）として、100万1,050円を支出しております。これは、先ほど説明いたしました加湿空気清浄機や大型循環送風機の購入費用となるものです。

また、節18負担金補助及び交付金では、学校生活における児童のけが等に対応するための日本スポーツ振興センター負担金として、9万4,270円を支出しました。

目2教育振興費につきましては、222万6,514円を支出しました。令和元年度とほぼ同額の支出となっております。節19扶助費が主な支出となっており、学用品、給食費などの特別支援学級、準要保護児童への補助などで、205万2,441円を支出しました。

項3中学校費につきましては、4,216万4,792円を支出しました。令和元年度より738万8,630円の増となります。中学校費は、中学校の維持管理に要する経常的経費が主なものになりますが、増の主な要因としましては、会計年度任用職員に係る経費や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用した備品購入などによるものです。

目1学校管理費につきましては、4,073万2,256円を支出しました。

節1報酬で、生徒の検診に伴います学校医報酬、薬剤師報酬及び会計年度任用職員報酬として、1,142万5,797円を支出しました。

175ページからになります。

節10需用費の修繕料では、雨漏りに伴う天井張り替えやトイレの漏水など、12項目に及ぶ修繕を行い、96万4,431円を支出しております。

節12委託料の修学旅行バス運行委託料7万2,600円につきましては、小学校費同様に、コロナ感染対策として支出しております。小学校においてはバスの台数を増やしましたが、中学校においては、中型から大型のバスに変更し実施しております。

次のページにかけてですが、節13使用料及び賃借料では、学習環境の整備としまして、教職員用パソコンや電子黒板用パソコン、タブレット等のリース料が主なものになります。また、校務支援システムライセンス料として、198万円を支出しております。小学校費で説明いたしました5年間のライセンスになります。合計で1,163万4,960円を支出しました。

同じく、177ページからになります。

節17備品購入費では、355万1,398円を支出しました。図書費として、290冊の図書を購入し、49万9,498円の支出をしております。教材備品購入費としては、実技授業用備品を中心に購入しております。また、一般備品購入費として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、無線LAN機器WiFiルータ100台、学習者用タブレット40台を購入し、248万8,200円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金では、県中体連出場選手派遣費負担金として28万9,520円を支出しました。また、部活動補助金として、陸上部、野球部、ソフトテニス部、柔道部、吹奏楽部、駅伝大会などの、大会参加料、ボールやグリップ、消耗品代など、27



万円を支出しました。

また、伝統行事であります西米良中学校との交歓会ですが、当初予算で8万円を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施ができませんでした。

目2教育振興費につきましては、143万2,536円を支出しました。これは、小学校と同様で、節19扶助費が主なものでございます。

節7報償費においては、立志式の講師及び芸術鑑賞として、合計6万5,000円を支出しました。また、毎年依頼しております東方太鼓踊り、浅鹿野棒踊り、球磨神楽などの伝統芸能指導者への謝礼等は、新型コロナウイルスの関係により実施ができませんでした。

177、178ページから次のページにかけてとなります。

項4社会教育費につきましては、7,111万7,896円を支出しました。令和元年度と比較しまして、2,685万3,452円の増になります。増の主な理由としましては、御大師堂保存修復工事によるものです。

目1社会教育総務費につきましては、1,779万8,479円を支出しました。これは、社会教育係の人件費、生涯学習奨励費、各種団体への補助金等でございます。

179ページからになります。

節7報償費の中で、生涯学習奨励費として106万2,200円を支出しました。生涯学習では13教室を開講し、学習者132人、延べ出席者1,508人が受講されました。生きがいを見だし、心豊かな人生となるための学習活動を積極的に行い、仲間づくりと自己能力の開発を図るため開講したところです。

また、補助事業を活用し、生徒の学習力向上を目指し、地域未来塾を開講しました。前年度に引き続き、中学3年生だけでなく、中学2年生の日程も追加して実施しました。講師謝金等で30万6,000円を支出しました。

節17備品購入費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、非接触型の体温計一式を購入し、19万8,300円を支出しました。マンガ美術館玄関に設置しております。

181、182ページにかけてですが、節18負担金補助及び交付金では、町婦人会をはじめ、町青年団、町文化協会のほか、各種協議会、団体への補助支援を行いました。

目2公民館費につきましては、1,161万8,473円を支出しました。これは、中央公民館の維持管理費並びに公民分館長委託料、各地区公民館活動に対する補助が主なものでございます。

節7報償費では、分館花づくり奨励費として、9分館へ8万3,696円を支出し、分館の環境美化と親睦を図りました。

節12委託料においては、町内26分館におられる公民分館長に支払う委託料として、

93万800円を支出しました。

183、184ページになります。

節18負担金補助及び交付金におきましては、26分館への分館活動費としまして212万4,906円を支出し、分館施設整備補助金として6分館に分館改修費として2分の1を補助し、77万5,608円を支出し、地域分館活動及び施設整備の支援をしたところです。

目3文化財保護費につきましては、3,245万1,034円を支出しました。これは、文化財保護委員の報酬及び費用弁償、国・県・町の指定文化財の維持管理に要する経常的経費が主なものです。

節12委託料において、文化財管理等委託料として、112万9,681円を支出しました。これは、文化財に関する除草や、支障木撤去に伴う費用となります。

185、186ページになります。

節12委託料の続きとなりますが、御大師堂保存修復工事設計監理業務委託料として400万円を支出しました。この工事に伴い、御大師堂に鎮座されております弘法大師像を移動させる必要があり、まんが美術館への移動経費として、13万4,100円を支出しております。また、城泉寺休憩所及びトイレ建設工事設計業務委託料として、143万円を支出しました。ちなみに、この工事については、現在着工しており、10月には完成予定となっております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、湯前町デジタルミュージアム構想コンテンツ作成業務委託料として139万7,000円を支出しました。これは、町内の文化財を画像・動画としてデータ化し、インターネット上に公表する事を目的とした事業になります。

節14工事請負費として、御大師堂保存修復工事費2,220万円を支出しました。文化財としての価値を保ちつつ、後世に長く伝えていくため、全解体を伴う保存修理となります。令和2年度は、専門業者による解体に着手し、令和3年度以降の工事につなげることができました。なお、年度内完成が難しい工事費4,089万5,000円及び、前のページになりますが、節12委託料1,200万円については、令和3年度へ繰り越しました。

節18負担金補助及び交付金においては、本町に存在する無形・有形の文化財を維持管理、継承していただいております無形民俗文化財保存継承補助金20万円を含む各種負担金として、合計26万円を支出しております。

目4美術館費については、924万9,910円を支出しました。これは、まんが美術館に要します会計年度任用職員の報酬と、漫画コンクールに要します経費、絵画等借上げに伴う経費が主となりますが、新型コロナにより特別展などが思うように開催できず、令和元年度と比較し、212万7,721円の減となっております。

29回目を迎えた風刺漫画大賞では、全国から692点の応募をいただきました。「新型

コロナ」「東京オリンピック」「猛暑」や「災害」など、時世を表す作品が多くみられました。

まんが美術館の入場者数については、休館を行ったこともあり、開館以来、年間平均 5,600 名ほどの来館者がある中で、令和元年度は年間 2,794 人まで落ち込んだ入場者が、令和 2 年度は更に加速し、586 人まで減少しております。

187 ページからになります。

節 7 報償費のまんがコンクール入賞賞金等については、93 万 7,000 円を支出しております。令和 2 年度のゆのまえ漫画フェスタは中止になったものの、風刺まんがコンクールは実施しております。

節 8 旅費におきましては、各種研修会などの中止に伴い、令和元年度より 59 万円減の 28 万 3,194 円の支出となっております。

節 12 委託料の特別展事業委託料については、18 万円を支出しました。令和 2 年度は、企画展として「BOXART 展」を、7 月 1 日から 8 月 23 日まで開催しました。なお、コロナ禍の中、休館を余儀なくされましたが、その間、収蔵資料のアーカイブ事業に着手し、那須良輔氏の価値を整理することができ、同時に、その作業自体を来館者に見てもらおうという公開型展示を行いました。

また、まんが美術館等活用計画に沿ったグッズの製作を行っていく上でのデザイン、意匠も含めて検討していくために、まんが美術館グッズ作成委託料として 69 万 8,719 円を支出しました。

節 14 工事請負費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、まんが美術館入口の自動ドア設置工事費として 310 万円を計上しましたが、年度内完了が難しく、全額翌年度へ繰越しを行いました。

189、190 ページになります。

項 5 保健体育費につきましては、5,573 万 2,936 円を支出しました。前年度に対し、4,270 万 4,782 円の減となりました。減の主な要因は、人事異動及び令和元年度に実施した B & G 海洋センタープール改修工事等に伴うものです。

目 1 保健体育総務費につきましては、1,445 万 4,784 円を支出しました。これは、社会体育係の人件費のほか、スポーツ推進委員の報酬費用弁償、各種スポーツ大会経費、各種団体への補助が主なものでございます。

節 2 給料から節 4 共済費までは、職員の人件費になりますが、人事異動に伴い、予算の組替えを行った結果、この 3 項目合計で 751 万円ほど減額になっています。

節 8 旅費については、コロナ禍の影響を受け、各種活動や研修の中止等により、令和元年度に比べ、約 76 万円減の 19 万 1,500 円を支出しています。

次の 191、192 ページにかけてですが、節 18 負担金補助及び交付金において、毎年、

公認奥球磨ロードレース大会負担金を支出してきました。令和2年度につきましても、当初予算として360万円を計上しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、大会延期が決定されましたので、支出はありませんでした。なお、新たに、奥球磨駅伝大会負担金として、18万8,018円を支出しました。これは、令和2年度が記念すべき第1回大会でしたが、残念ながら延期となりました。

また、全国スポーツ大会等出場奨励金は、県大会以上に出場した学生を含む地元の方々の奨励のために創設されました。令和2年度におきましては、郡市対抗女子駅伝大会に2名、空手道のジュニアオリンピックカップ大会に2名が出場しており、合計8万6,000円を支出しました。

191、192 ページになります。

目2 体育施設費につきましては、1,424万437円を支出しました。これは、海洋センター事務員の報酬、センター管理人賃金等の人件費のほか、体育館、プール、グラウンド等の社会体育施設の維持管理に要した経費であります。

節10 需用費の消耗品費と修繕料につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、非接触型体温計の購入及び海洋センター内の手洗いの自動水洗化をいたしました。

節12 委託料において、B&G海洋センタープール監視業務委託料として248万1,875円を支出しました。また、夜間、休日の管理業務のため、センター管理人委託料として252万6,051円を支出しました。

193、194 ページになります。

節17 備品購入費として、プール用クリーナーや更衣室ロッカーなどを購入し、120万9,560円を支出しました。

節21 補償補填及び賠償金として、蓑谷ため池の艇庫近くに設置しておりましたリーストイレが7月豪雨により流出し、その補償費として5万5,000円を支出しました。

目3 給食費につきましては、2,703万7,715円を支出しました。これは、学校給食センター調理業務委託料及び施設の維持管理に要する経費が主なものです。

節1 報酬と節8 旅費については、給食運営委員の報酬・費用弁償を支出しております。

また、節10 需用費並びに節11 役務費については、給食センター運営のための経常的経費を支出しています。

次の195、196 ページにかけてですが、節12 委託料では、学校給食センター調理業務委託料1,569万3,700円を支出しました。平成29年度から業者委託体制へ変更し、丸4年が経過しましたが、安定した業務を行っていただいているところです。

節18 負担金補助及び交付金において、学校給食費補助金として316万9,200円を支出しております。令和2年度から、給食費の3分の1を補助する制度が始まったことによ

る支出となります。保護者の負担軽減に貢献しております。また、令和2年度の給食回数は、小学校187回、中学校が188回実施しており、1日約320食を調理しております。これからも安全・安心で、おいしい給食を提供してまいりたいと思っております。

以上をもちまして、款9教育費の説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから、款9教育費の質疑を行います。ページは165ページから196ページです。

**○3番（遠坂道太君）** 168ページです。事務局費の報償費の中で、学校運営協議会委員謝金について伺います。何名の方がおられるのか、またどのような協議をされているのか、そのへんにつきましてお伺いしたいと思います。

**○教育長（中村富人君）** 学校運営協議会について答弁いたします。現在13名ほど委員がいらっしゃいます。毎年3回ほど会議を開いておりますが、学校運営協議会は法的に職務内容も言いつけられておまして、一つは学校長による学校経営の承認、それから人事異動等についての意見を出すこと、そういうこと等がござっております。まず第1回目には、学校経営の承認等が行われておりますが、それ以外の時間帯におきましては、いわゆる学校にかかわる課題がござりますが、そういうことを地域と共に解決していこうという会議でござりますので、その解決に向けた話合いがござっております。

昨年度は、子どもたちの挨拶が地域のほうで良くないということで、挨拶についてどうやって改善していくか、そういう話もござっております。また、学校の評価もしていただいております。学校が行っております自己評価を学校関係者評価といいまして、学校に関係する評価の一員として、学校運営協議会委員が機能しております。そういう評価も行っております。以上です。

**○3番（遠坂道太君）** 今教育長のほうから御答弁いただきました。学校運営協議会の中で、学校の経営方針とか、そういう形の協議をされているとは思いますが、また現在取り組んでおられます一貫校の教育も3年目になりますか、図ってこられたのではなからうかと思うわけでござります。

そして、今現状、児童数とか生徒数も毎年減少しているわけでござります。その中で、子育て支援とかいろいろ町のほうも支援策もとっておられるところでござりますし、ここでやはり学校の教育の中で、湯前の教育は、といわれるような、教育に特化した施策を考えてみてはどうかということにつきまして、教育長のほうにお伺いします。

**○教育長（中村富人君）** 学校教育につきましては、ご存知のとおり、学習指導要領というのがありまして、学習内容は全国一律に定められております。その中では、なかなか特色を出すというのは難しい面がござります。ただ、総合的な学習の時間というのがあって、これは地域を対象とした学習でござりまして、そこで各学校が特色を出すと。

湯前についても、総合的な学習の時間において特色を出しております。本町の特色と

いいますのは、今遠坂議員から御質問がありました小学校、中学校共通の学校運営協議会ができていうこと、それから昨年度発足しました地域学校協働本部というのがあります。これは学校と地域を結ぶ、そういう機能を持った団体でございます。教育長が、その本部長になっております。これは簡単に申し上げますと、地域がいかに学校を支援していくかというものです。今までたくさんの支援がなされていましたが、これをまとめまして、いわゆる持続可能といいますか、校長が替わっても学校の職員が替わっても、支援がずっと引き続き行われていくような、要請は学校のほうから本部のほうに来て、本部が地域にやると、そういうものもしております。

その件で、非常に持続的な活動が可能になりました。昨年度は1年目でございますが、人吉球磨で発表してほしいということになって担当が発表しましたが、とても高い評価を受けております。そういうことで、他町村から取組について学びたいということで、教育委員会の訪問もあっております。

また、地域学校協働本部に関して、今からやっていこうというのは、今までは子どもたちが地域から支援を行うのは大変でございましたが、子どもたちが地域に返そうというのを今年からお願いしようとしております。これが特徴的になってくるのではないかと。これは、コロナ対策の折に御質問がございまして、ちょっと答えましたが、今回も子どもたちがなかなか地域に出られない状況がございます。

計画では、三十三観音巡りの時に、接待の折に、時間を限って中学生、小学生が行こうかという、そういう話もございました。あるいは町の町民体育祭の中にも、役員の中に小中学生が、特に中学生が役員として出て行って、そして地域に貢献すると、そういうことも考えておりましたが、そういう活動がことごとく無くなってしまいました。そういうことで特徴がなかなか出せなくなりましたが、方向とすれば、そういう方向で、来年度から活動が自由になりますと、地域との結びつきを強くして、子どもたちが地域に誇りを持って、将来的は湯前町に帰って来るような、そういうような流れが作れば良いなと思っております。そういう特徴を出していこうと思っております。以上です。

**○3番（遠坂道太君）** 私も理解はしましたが、ちょっと理解しにくい点がありましたけど、この点につきましては、また次回に検討して、質疑させていただきたいと思えます。十分思われたことを実行して、取り組んで、一人でも二人でも湯前の小学校、中学校に来ていただくような体制づくりをしてほしいと思えます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 188ページのまんが美術館グッズ作製委託料69万8,719円についてお尋ねします。これは、予算審議の時も質疑をした関連になります。委託料としては、ロゴ決定を行うためのワークショップの経費と、旅費及び美術館で試験販売をするグッズの作製に関する経費だと伺っておりました。ただ、その時の質疑において、グッズの内容については、今後の検討ということでした。また、ロゴの使用については、販

売後の展開ということで伺っております、いずれも今後の検討課題だということでした。今回の予算を執行されての成果、実績についてお尋ねしたいと思います。

**○教育課長（中園誠二君）** 予算の使途については、今言われたとおりだと思います。成果品等も上がってきております、今年度に入りましても、引き続き内容の見直しなども行っておりますが、なかなか思うような成果が出ていないところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 成果の報告については、主要な施策の成果のところにも書いてありませんでしたので、どのような成果が出ているのかというところもちょっと分からなかったところです。

そしたら今度は、令和2年12月に、村枝先生の御支援によって、7月豪雨の復興応援グッズ作製についても取り組まれていると思います。グッズの成果については、どのようになっていますでしょうか。

**○教育課主幹（浅田 徹君）** まんが美術館のグッズ作製につきましては、具体品目としましては、マスキングテープという文具、それから一筆箋という文具、トートバッグ、それと村枝先生たちがかかわっていただいたのは、漫画家入門セットということで、漫画を書かれる先生方が使用される諸道具、スクリーントーンとかカブラペンとかそういったものを詰め合わせにしたセットに関して、表裏のパッケージ表示が村枝先生方の絵を採用しているというところで御協力をいただいております。こちらにつきましては、謝礼をとということで考えておりましたが、不要ということでありましたので、デザインだけ使用させていただいて、お礼でしております。

目的が球磨川の流域復興を兼ねていますので、今後どのように復興に関連させるかということ、今から考えていくということで考えております。

現在、試作したグッズにつきましては、美術館に陳列しまして、今実販売をしております。現在は休館しているところでございますけれども、ちょこちょこ売れているというような状況でございます、今後大量生産するとか、そういったことはまだ検討段階でございますけれども、例えばふるさと納税の返礼品とか、そういったものに活用できないかなということ、今現在作業をしているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** せっかく作ったグッズ、そしてロゴマークですので、今後そのような活用をしていただきたいのですが、そのときに、売上げの一部若しくは全部を町の収入として上げるのかというところが課題になっていたと思います。これについては、どのような整理になったのでしょうか。

**○教育課長（中園誠二君）** 町の収入として計上する予定ですが、復興関連で描いていただいておりますので、今後寄付などの行為も考えていかなければならないのかと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

○5番(森山 宏君) 社会教育においても、委託料の中に警備委託料というのがあります。まずお尋ねします。機械警備なのでしょうか、人的警備なのでしょうか。

○議長(倉本 豊君) 森山議員、ページ数をお願いします。

○5番(森山 宏君) ページ数でいきますと、小学校、中学校、B&G、施設においては、警備料というのが委託料に上がっているものですから、多分教育課のほうで一元化してあると思いますので、お尋ねです。

○教育課長(中園誠二君) まず、まんが美術館とB&G海洋センターにつきましては、人的な警備となっております。その他につきましては、業者委託での警備となっております。

○5番(森山 宏君) 人的警備は分かりました。私が聞いているのは、逆に機械警備ですね。多分レーザーにおいての、一線二線を跨いだら、担当の人間がすっ飛んで来るというシステムになっているとは思いますが、確認ですけど、そういうシステムですかね。

○教育課長(中園誠二君) 議員が言われるとおり、警備保障会社と契約しまして、線を引くというよりも、窓を開けたりとか入口を開けたりしたら、警備が飛ぶようになっています。

○5番(森山 宏君) 警備体制の確認ですけども、窓の開閉についてのセンサーが付いての警備、入口なり、建物の施設の中にあるんですけども、結局侵入者とかいうレーザーを飛ばすわけですよ。機械警備の場合によくあるのが、間違っって侵入した場合に、一線二線を飛び越えた場合は、警備会社人かパトロールの人が飛び込んできて、責任者に確認を取るという事案が出てまいります。そういうシステムなのか、ただ窓にセンサーがあつて、人が侵入したときも映らないという警備なのか、機械警備の在り方をお尋ねします。

○教育課長(中園誠二君) すいません、説明不足でございました。人感センサーといひまして、動くものに反応するような警備も入っております。大変失礼しました。

○教育課主幹(浅田 徹君) まんが美術館、公民館、小中学校、B&Gの施設等、それぞれ民間事業者に警備委託をしております。課長が申しあげましたように、人感センサーと窓の開閉、マグネットというのを組合せでなっております。

異常を発報した場合は、まずは民間の警備会社が現地に駆けつけるという流れになっておりまして、当然中に入りまして、侵入者がいないかどうかを確認して、そのレポートが翌日には教育課に入るという流れになっております。例えば、閉め忘れとか、雨天時の異常発報とか、そういう場合について至急を要する場合は、職員の携帯のほうに電話連絡が入るようになっておるものでございます。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。



**○3番（遠坂道太君）** 184ページの公民館費です。負担金補助及び交付金で、分館施設整備補助金ですけども、先ほど答弁の中で、6分館を整備されたということでございますが、整備の予算を付けられた段階で、いつ頃各分館から要望が上がった分をされているのかお尋ねいたします。

**○教育課長（中園誠二君）** 毎年行っております分館長会議の中で要望をお聞きしまして、実施しているところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 繰越しというものはないわけでしょうか。前年度に、予算編成の前に要望をされる時に、先送りとかそういう部分が出てくるのかなということですが、それにつきましてお伺いします。

**○教育課長（中園誠二君）** 要望をお伺いしまして、翌年度予算化ということで実施しております。

**○3番（遠坂道太君）** 分館も町内23地区あるわけですが、その中で分館を持っているのが21だと思えます。そこで、町が土地を所有しているのが15箇所、そして7つの分館が土地と建物を地区が保有しているということでございます。どこの分館も古くなっていると思えます。今後整備あたりが増えてくるのではなかろうかと思えますので、分館から上がってくるだけではなくて、やはり執行部としても、ここは何年ぐらいたっているのかなという把握や調査をしながら、今後捉えていかねばどうかと思えますが、それにつきまして課長お願いいたします。

**○教育課長（中園誠二君）** どこの地区の分館も非常に老朽化しております。全部の建替えをとという話も出るくらいなのですが、令和3年度につきましても、いくつか修繕が入っております。実施しておりますので、こちらから提案できるようなものがありましたら、ちょっと調査をしていきたいと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（西 靖邦君）** 188ページの節11の役務費、広告料が39万1,000円ちょっと計上されておりますけれども、広告の内訳というのは、どのようなことの広告をされたのですかね。

**○教育課長（中園誠二君）** まんが美術館で所有します展示に係ります広告代ということになります。

**○2番（西 靖邦君）** まんが美術館のどのような広告ですか。

**○教育課長（中園誠二君）** チラシの作成とか、雑誌に広告していただくようなものになります。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○8番（金子光喜君）** 196ページの給食費についてお伺いさせていただきます。本町は学校給食費の補助を出すようになって、目的は給食のグレードアップということで聞い

ておりますけども、かなりおいしい給食ができていますのかなと思います。現状の残菜率とか、そういうのが分かりましたなら、お伝えいただきたいと思います。

**○教育課長（中園誠二君）** すいません、調査したら分かると思うのですが、今この場での回答ができない状態でございます。

**○8番（金子光喜君）** 分かればと思って質問したわけですけども、それだけ残菜率というのは、子どもさんの食生活、栄養に大きく寄与するものだということは思いますし、また本町がしっかり補助していくことで、おいしい給食が子どもたちに提供できたのであれば、残菜率も減ってくると思いますし、子どもたちの成長にも大きく寄与するのかなと感じているところです。300万円余りの大きな投資をして、子どもたちにおいしい給食を提供するということができておりますけども、教育長として、そのへんについてどうご感想をお持ちなのかということをお聞きしたいと思います。

**○教育長（中村富人君）** まず、残菜率の件につきまして、補足したいと思います。年に3回、学校給食運営委員会というのがございまして、その中で給食センターのほうから、毎日の残菜を集計したものが我々に示されまして、それについて協議を持っております。

今までであった中では、私の経験からいくと、残菜も極めて少ないような感じを持っております。また、私がここに就任する前は、給食のことでいろいろ議会で御心配されたような、そういう案件があったと聞いておりますが、私が教育長として就任しまして以来、そういう苦情は一件もございません。適宜、センターの試食もいたしますが、極めておいしくて評判が良い、そういう状況でございます。

ただ、異物混入とか、いわゆる生命に関わるような部分がありますので、そういうところは、私もセンターのほうにお邪魔いたしまして、話をしております、そういう健康を害しないような、そしておいしい給食が提供できるように、お願いをしているところでございます。以上です。

**○8番（金子光喜君）** 残菜率というのは、学校のほうでもしっかりと、敏感に統計を取っておられて、答弁ができるかと思っていたのですが、また後日御提示いただけるものと思いますけども、町の意気込みとして、心意気として、そういった形で給食を大切に思っているということで350万円余りが出ていると思いますけども、これは長谷町長になってから出来上がった予算だと思っておりますけども、町長の思いがそこに詰まっていると思います。できれば町長からの御答弁をお願いいたします。

**○町長（長谷和人君）** 一つの食育という言葉を使わせていただくのですが、先ほど教育長がお話しをされたものとまた同じ内容になるかと思っておりますけども、給食の内容の件で、小学校、中学校のPTAの皆様方、それから子どもたちにも非常に美味しくないという不評がかなりあったところがございますが、それが何とか改善することができ

たということで、ただ単に、私のほうの思いだけでお伝えするわけでございますけども、3分の1の補助をさせていただいて、そしてその時に、先ほどおっしゃったグレードアップ、給食の内容もそれだけグレードアップするのですということで、給食の充実を図ったところでございました。今教育長からも、1件の苦情もないというふうなお話を聞きましたので、ちょっと安堵しているところでございますけども、食育の大事な部分でございますので、引き続きこの部分については用意しながら、またこの分につきましても、今後とも力を入れてやりたい分野でございます。そこのところを御理解いただければというふうに思っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 先ほど大事なことを聞くのを忘れておりましたので、先ほどの質疑の続きをやらせていただきます。試作品についてはできて、美術館のほうに並べて、一部販売されているということでした。ただ、今後グッズを作るためには、材料費とかも伴います。これはどこが主体で、今後ふるさと納税の返礼品とかに売るために、こういう販売をしていくとかの販売方法等も、これからの検討になっていくのでしょうか。

**○教育課長（中園誠二君）** その件についてもこれからの協議になるのですが、販売につきましては、まんが美術館での販売ということで、ふるさと納税返礼品については、今後協議を進めていくという考えでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** グッズ販売というのは、美術館の運営費においても、収入の財源としても活用できると考えております。そういう方向性があるのであれば、是非そういうグッズ販売方法の確立等もしていかななくてはならないと。あと、ロゴ決定をされていますので、それも町民に幅広く活用をしていただくような努力もしなくてはいけないということで、町長、販売方法とロゴの活用を今後どのようにしたいと考えておられますか。

**○町長（長谷和人君）** 実はこの分野につきましては、こちらのほうと協議をしたところでございまして、ブラシュアップの磨き上げがまだ全然足りないということで、ちょっとやり直せということで実は指示した経緯がございまして、先ほど課長が答弁したとおりでございまして、まだ道半ばというふうなところでございます。私としても、一旦手を挙げて、今一生懸命やっているのですけど、なかなかその進み具合が遅いものですから、これはちょっと急がせて、これまで協力していただきました漫画家の先生もいらっしゃるわけでございますので、何とか今のまんが美術館の活用計画の一つの大きなポイントでございますので、重要視しているということでございます。

それからもう一つ、実は京都の精華大学、こちらのほうにマンガミュージアムがございまして、そちらにも実は去年から、私と教育長で行きたいというふうなずっと思っているのですけど、コロナ禍によって実は行かれないと。あちらとの業務提携あたりもやりたいというふうな思いもあるのですけども、それがなかなかうまくいっていないとい

うことでございます。ちょうど熊本におられました先生が、京都精華大学に帰られているというふうなこともございますもので、ちょうどそれ的には線が結んでいるということで、今しかないというふうに思っておりますので、この分野も含めて一生懸命やっていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 184 ページの節 18 負担金補助及び交付金で、分館施設整備補助金が 77 万 5,000 円上がっていますけども、高齢者の方が増えてきて、床に座ることを苦痛に感じる方が増えております。会議机とかパイプ椅子とかの購入の補助金などを今後考えていただけたらなと思っておりますので、どうでしょうか。

○教育課長（中園誠二君） 介護のほうで絡んできますと、保健福祉課との絡みも出てまいります。そのへんの要望に対して、どちらが対応するのかという方向で進めていければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款 9 教育費の質疑を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----  
休憩 午前 10 時 54 分  
再開 午前 11 時 09 分  
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

次に、款 10 災害復旧費の説明を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 款 10 災害復旧費につきまして御説明いたします。195 ページから 204 ページまでとなります。

予算現額 7 億 1,541 万円に対し、2 億 1,197 万 8,473 円を支出しております。歳出合計に占める割合は 5.4 パーセント、執行率は 29.6 パーセントとなり、繰越明許費としまして、項 1 農林水産施設災害復旧費で 2 億 705 万円、項 2 公共土木施設災害復旧費で 2 億 4,736 万円、計 4 億 5,441 万円を令和 3 年度に繰り越しています。

項・目ごとに御説明します。

195 ページをお願いします。

項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農地災害復旧費につきましては、693 万 3,000 円を支出しました。

次のページをお願いします。

節 12 委託料は、農地 16 箇所の災害復旧工事測量設計業務委託料 693 万円を支出しま

した。

節 14 工事請負費は、年度内完了が困難なため 2,465 万円を令和 3 年度へ繰り越しました。

目 2 農業用施設災害復旧費は、3,282 万 2,988 円を支出しました。

節 10 需用費は、災害査定、災害復旧事業に伴う消耗品費のほか、発災直後における農道、用水路、排水路等の土砂撤去等の応急修繕料として、1,234 万 6,366 円を支出しました。

節 12 委託料は、農業用施設 11 箇所の災害復旧工事測量設計業務委託料 1,305 万 4,000 円を支出し、河川等に堆積した流木 450 立米分の処分費用として、660 万円を支出しました。なお、災害による排土処分の土捨て場の測量設計委託料は、年度内完了が困難なため、750 万円を令和 3 年度へ繰り越しました。

節 14 工事請負費は、年度内完了が困難なため、1,040 万円を令和 3 年度へ繰り越しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、令和 2 年 7 月豪雨により幸野溝に堆積した土砂撤去に要した費用に対し、62 万円を補助しました。

目 3 林業用施設災害復旧費につきましては、4,239 万 7,796 円を支出しました。

次のページをお願いします。

節 12 委託料は、林道 5 路線のほか、県の山腹崩壊復旧事業に該当しない 3 箇所の測量設計業務委託料として 3,766 万 4,000 円を支出し、森林作業道 2 路線の補修業務委託料として 456 万 5,000 円を支出しました。

節 14 工事請負費は、年度内完了が困難なため、1 億 6,450 万円を令和 3 年度へ繰り越しました。

林業用施設災害復旧費の繰越明許費は、林道宮の谷線の 2 箇所の災害復旧工事となり、1 箇所の竣工分と、残りの 1 箇所は工事施工中に令和 2 年 7 月の豪雨により更に被災拡大したことにより、被災拡大以前までの出来高のみの支出となり、2 箇所分を合わせまして 350 万 9,287 円を支出し、4,515 万 1,713 円が不用額となりました。なお、被災拡大した箇所につきましては、令和 2 年度中に改めて災害査定を受けており、災害復旧工事を改めて実施することになっています。以上です。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 引き続き、御説明いたします。

項 2 公共土木施設災害復旧費につきましては、1 億 2,151 万 6,640 円を支出しています。

また、繰越明許費としまして、委託料及び工事請負費等 2 億 4,736 万円を令和 3 年度へ繰り越しています。令和 2 年 7 月豪雨によりまして、公共土木施設においても甚大な被害が発生し、河川においては災害復旧事業として取り組む箇所が、4 河川 10 本、道路

においては6路線23本となっており、1日でも早い復旧に向けて計画的に取り組んでいるところです。

目1河川災害復旧費につきましては、3,454万8,871円を支出しました。

節10需用費の修繕料としまして、応急修繕料5河川10箇所分555万1,114円を支出しました。

節12委託料では牧良川、大谷川、竹の谷川、蓑谷川の災害復旧工事に伴う測量設計業務委託料1,910万5,000円を支出しました。

202ページになります。

節14工事請負費につきましては、大谷川災害復旧工事の前払分976万円を支出しました。

次に、目2道路橋りょう災害復旧費については、8,696万7,769円を支出しました。

節10需用費の修繕料としまして応急修繕料、町道の17路線43箇所分としまして、2,373万2,320円を支出しました。

節12委託料では、町道災害復旧工事に伴う5路線分の測量設計業務委託料5,798万1,710円を支出しました。

節14工事請負費につきましては、町道浅鹿野線災害復旧工事の前払分250万円、町道向田上辻線ほか3路線の単独災害復旧工事費としまして、249万5,923円を支出しました。以上です。

**○企画観光課長（本山りか君）** 204ページをお願いします。

項4その他公共施設災害復旧費、目1観光施設災害復旧費は、479万8,762円を支出しました。

節10需用費の応急修繕料99万1,662円は、令和2年7月豪雨によりグリーンパレスせせらぎ水路に土砂が流入したため、撤去を行ったものです。また、災害復旧修繕料380万7,100円は、同じく7月豪雨によりグリーンパレス敷地内の法面が崩壊したため、修繕したものです。

以上で、款10災害復旧費の説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから、款10災害復旧費の質疑を行います。195ページから204ページです。質疑ありませんか。

**○5番（森山 宏君）** 198ページの委託料をはじめ、災害復旧における測量とか査定とかで業務委託してあります。この部分はほとんどが激甚災害指定を受けていますので、補助は大きいとは思いますが、災害部分の発注ですね、被災した部分の測量、これは農林振興課にしても建設水道課においても、全ての災害事案は発注済といたしますか、測量済なのでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 農林振興課管轄のほうから、まず御説明いたします。

農地と農業用施設につきましては、全て測量設計は終わっております。ただ、林業施設、林道になりますけれども、こちらにつきましては簡易査定ということになっておりまして、災害査定期間が決まっております、短期間に行うということでそれまでに全ての詳細の設計まで把握することができませんので、その場合、簡易査定ということで、標準断面を使ったりとか標準的な歩掛を使っての、まず災害査定を受けるための簡易査定というのがございます。

その後に、詳細の設計、実際災害復旧の工事に入る年度で詳細設計を行いますので、林道につきましては5路線ということですので、2路線は詳細設計が終わっておりますけれども、被災の大きかった3路線、地区にすれば牧良地区方面にございますけれども、そちらの3本については、まだ詳細設計まではできていないというところでございます。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 公共土木施設の災害復旧費に関しましては、9割以上については発注が済んでおりますけれども、町道猪鹿倉横谷線につきまして、一部まだ工事が先の部分もございます。それから、地すべりの所もございますので、それについては未発注のところは数件ありますけれども、ほぼ発注は終わっているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○7番（味岡 恭君）** 198ページの農業用施設災害復旧費の流木処分業務委託料が660万円上がっております。どのくらいの量が処分されたのか、そしてどこに処分したのかをお尋ねします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 昨年7月豪雨により、町内の河川であったり、氾濫した際に流木等が流れてきております。その流木を一旦畜産センターのほうに、各個人さんであったりとかから持ってきていただきました。処分量については450立方メートルということで、処分につきましては産廃業を持っておられる業者さんのほうに委託をしておりますので、そちらのほうで450立方メートル分の処分を行ったということになります。

**○7番（味岡 恭君）** これは、産廃処分料だけではなくて、運搬費も含むところで660万円ということでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 畜産センターのほうに、一回集積させていただきまして、そこからの処分場への運搬と処分場での処分費用ということになります。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、款10災害復旧費の質疑を終わります。

お諮りします。款11公債費から款13予備費までを、一括して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認め、一括審議とします。

款 11 から款 13 までの説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 204 ページをお願いします。

款 11 公債費を御説明申し上げます。

支出済額が、2 億 6,167 万 7,303 円を支出しております。歳出全体に占める構成比は、6.6 パーセントになります。令和元年度とほぼ同水準でございます。

元金については 2 億 5,109 万 1,495 円、利子については 1,058 万 5,808 円となっております。なお、令和元年度は、一時借入れ 2 億 7,000 万円を行いました。銀行金利分 11 万 2,191 円を支出しております。

令和 2 年度末の現在高につきましては、28 億 7,242 万 6,000 円となっております。詳しくは 253 ページに記載しております。

また、地方債現在高の状況で、過疎債につきましては、現在高 11 億 5,600 万円、臨時財政対策債は 10 億 4,988 万円となっております。

次に、款 12 諸支出金、款 13 予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上で、歳出の全ての説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款 11 から款 13 までの質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、質疑を終わります。

以上で、歳出款ごとの質疑を終わります。

これから、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 歳入について御説明申し上げます。15、16 ページをお願いします。

款 1 町税は、収入済額 2 億 6,584 万 5,551 円で、歳入全体に占める構成比は 6.1 パーセントになります。前年度と比較して微増でございますが、ほぼ前年並みでございます。

町民税、法人税、入湯税については、前年度より減収ですが、固定資産税、軽自動車税、たばこ税については増収しているところです。新型コロナウイルス感染症の影響が大きいものと考えております。

17、18 ページをお願いします。

款 2 地方譲与税は、収入済額が 3,237 万 7,000 円で、前年度と比較して、森林環境譲与税 615 万 6,000 円が主な増となっております。

19、20 ページをお願いします。

款 3 利子割交付金は、県民税利子割額を原資としており、15 万 8,000 円を収入してい



ます。

款4 配当割交付金は、県民税の株式などの配当割額を原資としており、68万7,000円を収入しています。

款5 株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡による所得に係る県民税の所得割額を原資としており、67万3,000円を収入しています。

款6 法人事業税交付金は、道府県が法人事業税の収入額に7.7パーセント、令和2年度は3.4パーセントですが、それを乗じて得た額を、従業員数で案分して市町村に交付されるもので、35万7,000円を収入しております。

21、22ページをお願いします。

款7 地方消費税交付金は、地方消費税を原資としており、消費動向が反映されるところでございまして、8,118万1,000円を収入しています。

款8 自動車取得税交付金は、令和元年10月から環境性能割交付金が創設されたことにより、令和2年度は、交付はありませんでした。

款9 環境性能割交付金は、税制改正大綱により「自動車所得税」が「環境性能割」という税に変わったもので、普通自動車に該当する部分になります。184万8,000円を収入してございます。

款10 地方特例交付金は、211万円を収入しています。個人住民税の住宅借入金等特別税額控除見込額が交付されております。

款11 地方交付税は、17億9,146万8,000円を収入しています。歳入全体に占める構成比は41.3パーセントで、令和元年度と比較しますと、2億4,831万円の増となっております。

普通交付税15億1,343万2,000円は、令和元年度と比較しますと、5,366万円の増でございまして。

特別交付税2億7,803万6,000円は、1億9,464万円の増でございまして。特別交付税は市町村合併や災害など、特別の財政需要がある自治体に対して交付されるもので、令和2年7月豪雨災害に係る交付税の増額となっております。

23、24ページをお願いします。

款12 交通安全対策特別交付金は、交付はありませんでした。

款13 分担金及び負担金は、1,176万1,630円を収入しています。深田地区排水路改修事業、植木地区用水路改修事業のそれぞれの受益者分担金を収入しております。

負担金は、保育所広域入所児童保護者負担金ほか、老人福祉負担金、障害者福祉費負担金をそれぞれ収入しております。

25、26ページをご覧ください。

款13 使用料及び手数料は、5,083万1,951円を収入しています。

項1 使用料、目1 総務使用料、インターネット使用料は、1,814万1,045円を収入しております。インターネット加入者は、令和2年度末において492世帯となっております。

目4 土木使用料の住宅使用料は、2,849万7,900円を収入しております。現年度の収入未済額が24万3,100円、過年度分の収入未済額も合わせますと、377万7,410円でございます。職員のほうも徴収には日々努力しております、継続して更に徴収に努めてまいります。

27、28 ページをご覧ください。

項2 手数料 237万9,700円は、目1 総務手数料の戸籍住民印鑑証明手数料等、そして目4 教育手数料の美術館の美術館観覧料6万7,700円が主なものです。新型コロナウイルス感染症による美術館閉館による収入の減額でございます。

款15 国庫支出金は、10億1,999万2,224円を収入しています。歳入全体に占める構成比は23.5パーセント、前年度と比較して、7億243万円の増となっております。特別定額給付金給付事業費補助金、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増が主な要因です。

まず、項1 国庫負担金の2億9,271万9,757円を見ていただきますと、主なものは、目1 民生費国庫負担金では、子どものための教育・保育給付交付金、障害者自立支援給付費、障害児通所事業費の国庫負担金、児童手当国庫負担金など、それぞれ収入しております。

29、30 ページをご覧ください。

目4 土木費国庫負担金、公共施設災害復旧事業費国庫負担金は、令和2年7月豪雨災害復旧分で、8,962万8,000円を収入しております。

項2 国庫補助金の7億2,565万3,484円を見ていただきますと、目1 総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム構築補助金220万8,000円ほか、整備費補助金、特別定額給付金給付事業費補助金3億7,630万円、そして、32 ページですが、地方創生推進交付金のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,034万2,639円を収入しております。

31、32 ページをお願いします

目2 民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金2,254万7,000円、そして、新型コロナ関係で、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金426万円を収入しております。

目3 衛生費国庫補助金は、感染症予防事業費国庫補助金30万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金406万6,000円を収入し、豪雨災害関係での災害廃棄物処理事業費補助金274万9,000円をそれぞれ収入しております。

目4 土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金4,179万8,000円、繰越明許分

6,506万2,000円を収入しております。

33、34 ページをお願いします

項3 委託金 161万8,983円は、目1 総務費委託金で自衛隊募集事務委託金、目2 民生費委託金で国民年金事務委託金などを収入しております。

35、36 ページをお願いします。

款16 県支出金は、3億1,876万5,432円を収入しています。歳入全体に占める構成比は、7.4パーセントです。令和元年度と比較して、6,589万円の減となっています。

項1 県負担金の1億1,837万9,594円を見ていただきますと、主なものは、目1 民生費県負担金では、子どものための教育・保育給付費県費負担金3,496万7,780円ほか、熊本県自立支援医療費負担金などの障害者福祉費負担金、そして、国保保険基盤安定制度負担金、後期高齢者保険基盤安定拠出金などをそれぞれ収入しております。

37、38 ページをお願いします。

項2 県補助金の1億9,019万4,240円を見ていただきますと、主なものは、旧南部保育所の舗装事業等に充当した球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金1,023万3,000円、そして湯〜とぴあ空調改修事業に充当した水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金1,000万円を収入しております。

目2 民生費県補助金は、節ごとに、社会福祉費補助金、老人福祉費補助金、重度心身障害者医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金、児童福祉費補助金ほか、それぞれ収入しております。

39、40 ページをお願いします。

目3 衛生費県補助金は、乳幼児医療費補助金73万4,000円、合併浄化槽設置補助金58万1,000円などを収入しております。

41、42 ページをお願いします。

目4 農林水産業費県補助金1億150万6,428円を見ていただきますと、節1 農業費補助金で、中山間地域等直接支払交付金2,351万5,852円ほか、環境保全型農業直接支払交付金、農業次世代人材投資事業補助金、多面的機能支払交付金、豪雨災害での災害復旧事業査定設計委託費等補助金636万6,000円を収入しております。

また、繰越明許では、農地耕作条件改善事業補助金1,069万5,000円ほか、林業用施設災害復旧事業補助金を収入しております。

43、44 ページをお願いします。

項3 委託金の1,019万1,598円ですが、権限移譲事務市町村交付金、県税徴収事務費委託金、国勢調査委託金ほか、統計調査の県委託金を収入し、また46 ページですが、令和2年度から農地中間管理事業業務委託金194万8,970円を収入しております。

45、46 ページをお願いします。

款 17 財産収入は、712 万 973 円を収入しております。令和元年度と比較しまして、5,744 万円の減となっています。主なものは、目 2 利子及び配当金の各種基金の利子を収入し、そして 47、48 ページをご覧ください。上球磨森林組合配当金 182 万 5,242 円、球磨プレカット配当金 118 万 5,000 円を頂いております。

項 2 財産売払収入、目 3 生産物売払収入ですが、木竹売払収入で、豪災災害により予定していた場所への路網が被災していたことで、令和 2 年度は伐採ができなかったことが減の要因でございます。

款 18 寄附金は、3,963 万 8,190 円を収入しております。令和元年度と比較して、1,633 万円の増となっています。主な要因は、豪雨災害関連もあってでしょうか、ふるさと寄附金が伸びたものと見ています。

款 19 繰入金は、561 万 6,767 円を収入しております。令和元年度と比較しまして、7,540 万円の減となっています。主な減の要因は、当初予算で計上していた財政調整基金からの繰入りを皆減したことでございます。

49、50 ページをお願いします。

目 7 ふるさと応援基金繰入金の 473 万 7,000 円は、住宅リフォーム・空き家リフォーム補助金等への財源充当を行って、活用させていただいたものでございます。

款 18 繰越金は、繰越明許費分を合わせて、前年度繰越金は 2 億 106 万 3,429 円でございます。歳入全体に占める構成比は、4.6 パーセントです。

51、52 ページをお願いします。

款 20 諸収入は、5,850 万 2,110 円を収入しています。歳入全体に占める構成比は、1.4 パーセントです。令和元年度と比較しまして、206 万円の減となっております。

53、54 ページをお願いします。

項 4 雑入は、3,485 万 3,801 円です。うち、目 4 雑入、節 1 過年度収入は、令和元年度の子どものための教育・保育給付金精算による追加交付金 87 万 1,555 円など、以下、精算実績に基づく交付金及び負担金をそれぞれ収入しております。

節 2 予防接種等徴収金は、胃がん検診負担金など、各種検診の実施に伴う受診者の負担金を収入しております。

55、56 ページをお願いします。

節 3 雑入の 3,102 万 547 円については、市町村振興交付金 231 万 3,031 円ほか、令和 2 年 7 月豪雨災害見舞金 927 万 1,488 円、J T の森造成事業助成金、J R 九州商事の森造成事業助成金、御船町への中長期派遣に伴う派遣先負担金などでございます。

57、58 ページをご覧ください

款 20 町債は、4 億 4,287 万 3,000 円を借り入れました。歳入全体に占める構成比は、10.2 パーセントです。主なものは、臨時財政対策債 緊急防災減災事業債、農業施設整

備債、住宅建設債、道路整備債、教育施設整備債などがあります。また、災害復旧債については、公共土木施設災害復旧債、農林施設災害復旧債、災害対策債です。

以上、歳入の総合計が、43億3,287万257円となっております。

続きまして、205ページをご覧くださいと思います。

実質収支に関する調書を記載しております。歳入総額から歳出総額を差し引きました差引額が、3億9,670万8,272円となっております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が4,770万2,000円となっております。これにより、実質収支額が3億4,900万6,272円となりました。

ただし、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額として、1億円を財政調整基金に積立てを行いましたので、繰越金としての額は、差引2億4,900万6,272円となります。

それから、次のページからですが、財産に関する調書としまして、公有財産の状況を載せています。

208ページから町有林山林の状況、有価証券の状況、出資による権利、それから出資金内訳、出損金内訳等を付けています。

210ページに、物品の自動車の状況を載せています。

また、211ページに基金の状況を載せているところです。

それから、212ページ以降については、附属書類としまして、主要な施策の成果を添付しています。内容については、省略をさせていただきたいと思います。

それから、247ページ以降は参考資料として、収入の状況、支出の状況、地方債現在高の状況等の資料を付しているところです。御参考にしていただきたいと思います。

以上で、歳入の説明を終わります。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○4番（椎葉弘樹君）** 48ページの人材育成基金利子6,150円についてお尋ねします。この基金は、いまだに果実運用型となっております。しかし、基金利子はたったの6,150円ということで、金利に換算すると0.01パーセントしかありません。もはや果実運用型にしておく理由も特にないのかなと思っております。

そこで、この基金を取崩し型にして人材育成に活用していくのか、若しくは果実運用型の別の基金に統合していくのか、この方向性についてお尋ねします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 果実運用型の基金につきましては、これまでも町長と打合せをして、その方向性については決めておまして、今現在の果実運用型から別の取崩し型にするのか、また一般財源化するかということで議論して、そちらの方向で進めると決めておりますが、令和3年度中で、その方針、予算立てといいますが、考え方を決めまして、令和4年度では予算に反映させたいというふうな方向でございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** あと、その近くにある50ページの土地開発基金繰入金、これは今年度も存目計上しておりましたが、結局実績がなく0円のままでした。先行取得する土地がもしなければ、基金の活用もないのかなというふうに思っております。平成27年以降、廃止を提案してきたわけですが、いまだにずっと残っているのが現状です。土地開発基金を廃止した自治体も、熊本県をはじめ、人吉市等々たくさんの自治体が土地開発基金を廃止してきております。

そこで、再提案なのですが、土地開発基金を基金乗せ替えするのか、活用していくのか、この方針について伺います。

**○町長（長谷和人君）** これは以前から、椎葉議員から御質問がございまして協議してきたのですが、土木工事等におきまして、次年度以降の工事の進捗を早めるために先行取得ということが必要だろうということで、これまでこの予算を残してきたところでした。

数年前に、申し訳ございません、ちょっと私が正確に覚えていないのですが、そのまま一般会計の予算に移さずに、土地開発基金の中でそれを消化していたという部分があったので、ここをちょっと整理させていただきまして、今のところは、6,000万円についてはそのままぶら下がりが何もないという、6,000万円そのままの原資という形で残っているところでございますので、私としては、先ほど申し上げました先行取得という部分がございますので、これからの大きな公共工事があるかないかということもあるかもしれませんが、現状そういうふうにさせていただければというふうには思っているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** これから、排土先であったり、公共事業を何かされるかもしれませんが。是非、積極的に活用をしていただきたいと思います。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 48ページのふるさと寄附金につきましてお伺いいたします。昨年度は、2,746件で3,900万円ほどの寄附金がありました。一番多かった平成29年度におきましては、件数で5,878件、寄附金が8,950万円ほどあったわけですが、令和2年度は豪雨災害等もありましたし、またふるさと納税の専任者を付けたことも、若干伸びてきた一つの要因ではなかろうかと思っております。その中で、今後寄附金の金額等を伸ばすために、どのような施策をとっていかれるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**○企画観光課長（本山りか君）** まずは、令和2年度の末でございますが、ポータルサイトの拡充を行っております。さらに、本年度におきましても、またポータルサイトの見直しを行っております。更に返礼品の魅力を皆様にお伝えできるような体制を構築したいと思っております。

また、返礼品の数につきましても、今ふるさと納税係を中心に開拓を行っておりまして、数も増やしていくということを考えております。さらに、一般の方からの個人の御寄附はもとより、企業版ふるさと納税にも力を入れていこうということで、今プロジェクトを設置しております、来年度から、そのプロジェクトの公表をやっていきたくと。それから、企業版ふるさと納税につきましても、ポータルサイトがございますので、そちらでの情報発信を引き続きやっていくということで考えております。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長のほうから答弁いただきました。今後、ポータルサイトの拡充あたりもされていかれると思いますが、私も一般質問で、企業版ふるさと納税のことにつきましては問うたこともありました。やはり、先を見た形での取組を今後していただければというふうに思っております。以上です。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○9番（山下 力君）** 令和2年度からコロナ感染が拡大いたしましたので、感染拡大の給付金、あるいは農業補助金等含めて、確定申告を必要とする給付金とか補助金があると思うので、企画観光課長と農林振興課長にお尋ねいたします。

給付金等、また農業機械・施設への補助金を令和2年度に給付をされております。給付された名簿、給付額等を税務課の確定申告に合わせまして、提出されておるかお聞かせください。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** まず、農林振興課のほうからお答えします。コロナ関係の持続化給付金等につきましては、税務町民課長名で農林振興課長宛てに、金額を含めて、名簿提出の依頼がありましたので提出をしております。ただ、農業機械関係については依頼申請ができておりませんので、農業機械関係については、提出はしていないというところがございます。

**○企画観光課長（本山りか君）** 企画観光課のほうの状況について御報告させていただきます。令和3年1月27日付でございますが、税務町民課長のほうから私のほうに対しまして、課税資料の提供についてという依頼の文書を頂いております。その中で、交付金、補助金等を交付した方々のご住所、お名前、それから決定日、受領日又は受領額、そういったものの資料の提出をしているところがございます。

**○9番（山下 力君）** 町長にお尋ねいたしますけども、いわゆる徴税吏員に町長は辞令交付をされると思います。税務課長を含めて、何名の方に、徴税吏員としての辞令を出されているのかお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 申し訳ございません。法規をちょっと変えまして、例えば税務町民課に異動した場合については、出納員が自動的に付くような辞令に変えましたので、税務町民課、それから教育課、建設水道課ですか、住宅使用料とかございますので、そういうふうにして位置づけをさせていただいておりますので、申し訳ございません、ち

よっと数については御容赦願いたいと思います。

**○9番（山下 力君）** 地方税法第 298 条で、いわゆる徴税吏員の方は、申告を必要とするそういった給付金とか補助金については、申告の参考資料にするから各課長に提出せろという法律がありますので、税務町民課長が令和 2 年度の給付金に対してはそういった指示をしたそうですが、補助金等についてはされておりませんので、そこら付近を徴税吏員の義務として、各課にそういった明細を出してくれと。そして、できれば調査をしていただきたいと。

なぜこの質問をしたかと言いますと、9月7日か8日の熊日新聞で、玉名市の市議会一般質問がなされておりまして、玉名市はハウスの施設建設が非常に多くて、農家の方もそういう申告を知らずに、申告をしていなかった例がたくさんあったという記事が載っておりますので。湯前町の方は正直に申告されていると思いますよ。しかし、そういった事例もありますので、是非一回調査をしていただきたいというふうに思います。

**○町長（長谷和人君）** 今山下議員がおっしゃっている9月8日の熊日新聞でございましたか、私も見まして、本町の場合どうなっているのかということで、担当課長に尋ねまして、そのようなことがないか調べなさいというふうなお話をしたところでございました。加えて、コロナ交付金関係についてもございましたので、ここも時間はかかるかもしれませんが、正確にやってくれというふうな指示はしたところでございました。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 以上で、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類の質疑を終わります。後は総括でやっていただければと思います。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 0 時 59 分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

これから、本案について、総括及び補足質疑を行います。

**○教育課長（中園誠二君）** 先ほど教育費の決算認定の中で、金子議員の質問に明確にお答えすることができませんでしたので、ここでお答えさせていただきます。

給食残菜につきましては、少ないというイメージがあったのですが、数字的なものを確認してまいりました。令和 2 年 2 学期から 3 学期におきまして、小学校で 1 日当たり 180 グラム程度、中学校で 1 日当たり 120 グラム程度ということで、学校全体としても、お茶碗一杯程度の残菜しか出ていないという、非常に少ない数字となっております。



**○町長（長谷和人君）** 午前中、最後のほうで、山下議員のほうに答弁させていただきました内容について、ちょっと修正をさせていただきたいと思います。

山下議員の御質問の部分につきましては、徴税吏員等の部分のお話だったのですが、私が誤りまして出納員に関する答弁をしたところでございます。出納員につきましては、町税その他収入金、収納事務を取り扱うための職員というところでございます。御質問の件につきましては、湯前町徴税吏員等の職務権限規程の部分でございます。ここで税務町民課の職員につきましては、町税及び国民健康保険税の賦課徴収に関する職務の権限というところで、辞令がなされた時点で、その職種を負うということでございます。

令和3年4月1日現在で、税務町民課の職員数が9名ということございました。大変失礼いたしました。

**○4番（椎葉弘樹君）** 206ページの公有財産、いつも質問していますB&G体育館裏に取得した土地財産についてお尋ねします。これはもう土地開発基金で先行取得しましてから、24年がたちました。令和元年9月の町長の答弁で、もう少しお時間をいただき検討をさせていただきたいと。そして、令和2年9月に、ちょっと進化しまして、スポーツ施設として活用したいと思っている。今後の計画の中に盛り込ませていただきたいということでした。

今回、どのような進化を遂げたのか、その答弁を伺いたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 現在も、使い道についてはまだ決定をしていないところがございます。一つには、昨年の7月豪雨によりまして、状況が大きく変わってしまったという部分がございますので、今しばらくは、あそこについての利用につきましては、先延ばしという形にさせていただければというふうに思っているところがございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 先延ばしは良いのですが、大体こんな感じで使いたいという町長の夢であったり、構想であったり、そういったところはやはり掲げていく必要があると思っているのですが、前回、町長はスポーツ施設あたりでということでは言われたので、その考えは今も変わってはいないのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今の私の気持ちといたしましては、スポーツ施設で整備したいというところがございます。ただ、その際につきましては、やはりそれなりの整備費が必要になってまいりますので、当分の間につきましては、そういうふうな箱物的なといいますか、例的に言いますと、そういうふうな施設を作るにはちょっと現況的に厳しいのではないかと。そういうことで、先延ばしさせていただけないかと、そういう思いでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 88ページの諸費の中の負担金補助及び交付金ですが、職員研修

費につきまして伺いたいと思います。令和2年度は、コロナ感染症と7月の豪雨関係で研修のほうに行かれなかったというのが、一つの形ではなかろうかと思います。仕事のほうも、やはり限られた人員の中で成果を上げるということが非常に求められるところでございますが、職員さんの情熱や熱意があつてこそ、町の行政の仕事が成り立っていると思います。

そこで、現在採用されている職員の皆様、一部を除いて大半が総合的職員さんでございます。やはり今後、住民サービスを向上させるために、専門的な職員を育てるために、長期研修の考えはないか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

**○総務課長（高橋 誠君）** 職員研修については、以前にも答弁した機会があつたかなと思います。令和2年度については、コロナ関係、また災害関係で、行く機会がかなり減つたところございまして、研修については、職員のスキルアップ等では必ず必要なもの、実務研修、専門研修、これについてはあるかと思ひます。中長期研修といひましようか、それについては自治大学であつたり、そのほかの研修もあろうかと思ひます。また、違つた意味では、熊本県との人事交流により県の職務を研修するというふうなこともあります。

それを希望する職員、また若い職員には、そういった挑戦の意志があれば、受けさせたいといひますか、受入れを考えております。しかし、やはり今現在の町の職員数と業務量、災害復旧、新型コロナ対応で、かなり疲弊しているところでございますが、各課における業務量も、時間外に及ぶような業務量になってございますので、なかなかそれが実現できていない現状ではございます。

今は、オンライン等の通信教育、eラーニングとか、そういったものもございまして。自治大学校とかそういったものを見てみますと、そういったものも取り入れているようございまして。詳しい内容については、自治大学校等に聞いてみないと分からないところございまして、そういったことを模索しながら、スキルアップといひますか、職員研修のスタイルを変えることも一つの案かなと思ひております。

**○3番（遠坂道太君）** 課長のほうから答弁いただきましたけれども、やはり職員さんの知識の向上をするためにはそういうことも必要だと思ひますし、管内の職員さんを見ますと、専門的で入つてきて、そしてほかのところもやりながら、そして我が持っている専門を、課以外のところで活躍させるということもできるわけございまして、今後採用していく中での取組方も考えていかれればと思ひます。よろしくお願ひします。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○6番（黒木龍次君）** 138ページでございますけれども、水稻試験栽培についてちょっとお伺ひします。今、試験栽培ということで、今年はふるさと納税の返礼品にも使いたいというふうな御発言があつたわけですが、今後栽培を研究されて、どのような立ち位

置で持っていきたいのか、それをお伺いします。

**○町長（長谷和人君）** 去年も少し答弁させていただいたのですが、昨年度の分が第1回目でございます、本年度は面積をちょっと増やしたかったところでございますが、7月豪雨によって種米の圃場のほうが被災されたということで、種米がとれなかったということで、今回1ヘクタールほどしか種子ができなかったということでございます。

今年度につきましては、今のところ現状うまいこと育っているそうですので、来年度は今年できなかった分の面積をもう少し増やしまして、そして何とか2年分のいわゆる記録が可能になってまいりましたので、ぴかまるの生育というのが大体分かってくるのではなかろうかというふうに思っております。これは、実は熊本県のほうにも入っていただきまして、観察していただいているところがございますので、標準の仕様書等が可能になってくるのではなかろうかということで、もう少し規模拡大をやっていきたいというふうに思っているところでございます。

**○6番（黒木龍次君）** 熊本県においても、要するに、ひのひかりを作付けして、もう恐らく30数年連続して作付けされているのではなかろうかと思えます。それで、新しい品種が今後生まれてくるのかどうかというのも、まだ今のところ分かっていないわけですが、ぴかまるを奨励品種なりに登録されて、そして農家に普及するというふうな考えはないのですか。

**○町長（長谷和人君）** 現在、熊本県におきましても、くまさんの輝きということで、今奨励を始めているところでございまして、実は私のほうにもそちらの品種の拡大をしてくれないだろうかというお話もあっておりますので、そこも組み合わせながら、それと今のぴかまる、こちらの組合せも必要ではないかなと思っているところでございます。

このようなぴかまるを手掛けているのは、ほかの自治体でもあるのかもしれませんが、人吉球磨では初めてでございますものですから、私としてはパイロット的な事業を今現在進めているつもりではあるところでございます。ただ、まだ2年分でございます、去年の出荷反省会の時に農家の方からお聞きしたのですが、大体ひのひかりと同じような生育でできるのではなかろうかと、作りにくいとまではおっしゃっておりませんので、そこらへんも十分踏まえながらいく必要があるのではないかなというふうには思っているところでございます。

**○6番（黒木龍次君）** 是非、この品種を奨励品種なりに引き上げていただいて、2年目ですから、5年ぐらいの目安で、是非普及をさせていただきたいというふうに思いますが、そのところはどうかね。

**○町長（長谷和人君）** 先ほど申しましたように、種米をどれだけ確保できるかという

のかかかっておりまして、試験場からの分が、それがちゃんとできて、そしてそれを確保しないと、2年経過してしまうと多分もうその品種では登録ができないような厳しいものになっているようでございますので、問題はそっちのほうの確保が可能になるかどうか、そこになってくるということでございます。

できましたらば、今黒木議員がおっしゃっているような、そういう登録に持って行って、私が言っております湯前版のブランド化ということにつなげていければというふうに思っております。売り先につきましても、今人吉のほうに、お願いしておりますところがございますので、全量買い取っていただくという形でできないかと、そんなことも思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 162ページですが、住宅管理につきましてお尋ねいたします。令和2年度の2,002万円ですかね、これは上村住宅の補修をされたようでございますが、町の住宅の維持には、非常に大きな財源が必要となってくるのではないかと思います。そしてまた、当町においては、民間の住宅はあまりないということでございますので、やはり今後町による住宅の環境整備は必要ではなからうかと思います。

今後、どのような計画で住環境整備に取り組んでいかれるのか、そのへんを詳しくお伺いしたいと思います。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 住環境の整備と申しますと、住居と、それを取り巻くような環境も含まれてまいりますので、私のほうから先ほどありました町営住宅等について答弁させていただきます。

町営住宅、町が管理する住宅ということで、現在166戸を管理しているところでございます。古いものからありまして、50年を経過するような住宅等もあるところでございます。長寿命化をすべきような住宅については、昨年まで改修等を進めてきたところでございます。また、来年度以降は、地域優良賃貸住宅の建設を予定しているところでございます。

加えまして、今後は、先ほど言いました耐用年数を相当経過している住宅等もありますので、建替え等にも着手しなければならないのではないかとというふうには考えているところでございます。

また、町営住宅の整備改修のほかにも、住環境の一つとしては、土地を求める方に対しては、例えば分譲地の整備でありましたり、空き家対策でありましたり、個人住宅の新築、また長寿命化については、それぞれの支援というのが今後にも必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 今課長のほうから答弁いただきましたけれども、住宅を見ると50年を過ぎているようなところもあると思いますけれども、そういう住宅は建替えも必要かなと考えますけれども、長寿命化あたりでも使える住宅があれば、そういうような形

で、どちらの方向に持っていくかということも今後の基盤の形の中の計画をとっていたらというふうに思っているところでございます。

そこで、町長にお尋ねします。町長としての今後の考え方としては、どのような方向で考えていくのか、それにつきましてお伺いします。

**○町長（長谷和人君）** 現在も長寿命化計画の中で、やはり一番危惧されるのが、家賃が月に1万円以下の低所得者向けの住宅が、かなり老朽化しているというふうな現状がございまして、これを建て替えて、住み替えという言葉が正しいのでしょうか、そちらのほうにも持っていくかなければいけないのかなと思っているところでございますけれども、そうなりますと、建て替えた時点でやはり家賃がアップしてしまうという部分もございまして、その場合につきましては、家賃をいきなり急激に上げるというふうにはまいたしませんので、段階的に上げていくことも必要なのかなと思っているのですが、なかなかそこに行くと、3年前か4年前だったと思えますけれども、住宅の住居者の人とも話し合いを確かしたというふうに私は記憶しているのですが、その時点では、やはり住み替え等についての課題等も随分あったようでございます。そこは慎重にしなければいけないのかなと思っておりますし、莫大な経費が必要になってくるという形にもなっております。

加えまして、耐震関係につきましても、実はそういうふうな老朽化をした分につきましては、劣っている部分がございますので、ここもやっぱり早めに対応しなければいけないのかなと思っております。先ほど言いましたように、やはりいくつかの課題があるということでございますので、ここも踏まえながら、今後の住宅施策に持っていくかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

**○3番（遠坂道太君）** 今町長からも言われましたように、やはり長年住まわれた方もおられると思います。私の知っている所も50年ばかり住んでいるという方もいらっしゃるし、その方が建替えになってしまったら、家賃も上がっていくということになれば、今住んでおられ方も考えられて、どうしようかということになっていくのではないかと思いますけれども、やはり今町長が言われましたけど、課題をもう一回精査しながら、今後の住宅施策に着手していただければというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 234ページの奨学金の運用についてお尋ねいたします。現在、基金が7,000万円定額でありまして、その上に貸付残高が4,025万円、そして滞納額が227万円、令和2年度で434万円ということで、合計しますと1億1,686万円プラス前年度までの貸付金があると思っております。総額1億1,000万円以上はあると思っております。昨年の決算の時に、町長に質問しまして、地元で定住した場合に、奨学金の免除はできないだろうかという提言をさせていただきました。町長からの答弁は、後継者として残

っていただいた場合は、奨学金の免除をしたらどうかとも考えている、担当課にも調査の話をしているということでした。その後、調査の結果はどのようになったのでしょうか。

**○教育課主幹（浅田 徹君）** 例えば、地元に戻ってきて就職された方には、猶予なり免除なりというお話は、町長から指示を受けまして、課の内部では検討したところではございます。いまだ結論には至っていないところではございますけども、基金の取崩しという形では、今現在ちょっと想定しておりませんで、免除ではなくて個別の補助で対応ということで今考えているところでございます。まだ決定しておりませんが、引き続き検討させていただきたいということで考えております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 検討されてから1年経っても、補助にするか免除にするか、方向性がまだ決まっていないと。そして、運用基金というのが7,000万円手つかずの状態ですと残ったまま。このお金としては、あまり活用できていないのではないかとこのところもあります。

町長に伺います。もう今年度中にでも、方向性のある程度考えていく必要があるのではないのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 運用関係につきましては、現状、生徒数も減ってきておりますので、これまで以上に、その額というのは大きくなるという部分もあろうかなというふうには思っております。ただ、これを一旦減らしますと、何と申しますか、それによって経済状況等にもまた左右されるかもしれませんので、十分そこはやはり協議する必要が私はあるのではないかと考えております。

決して先延ばしではなくて、去年申し上げました分については、やはりUターンという部分で帰ってきた場合については、それを免除するというふうなことでどうだろうかと言い上げたところでございますし、帰ってきた場合については、私が思っているのは、例えば農業の専門の勉強をしてきて、そして我が家に帰ってきて農業をただ継ぐのではなくて、農業について自分が大学で学んできたことを地域の人たちに普及するという意味も実は込めておりますものですから、簡単に制度設計が可能なのかどうかというのも、私はまだそこらへんも教育課のほうには指示はしておりませんでしたので、研究はしろと言ったものの、まだそれで終わっているということでございます。ここは、もう少し時間をかけさせていただければというふうに思っているところです。

**○4番（椎葉弘樹君）** 第2期の総合戦略、移住定住の施策も既に動いています。是非、移住定住政策の施策として、奨学金の運用の在り方の見直しのほうを、積極的に検討をしていただきたいと思います。

**○3番（遠坂道太君）** 209ページの出資金の内訳につきまして伺いますが、令和2年度の出資金の内訳を見ますと、熊本県い業経営安定基金協会に19万円出資してあります。本町もある程度い草の産地であった時のそのままではなかろうかと思いますが、現在、

い草農家は1軒もないという状態でございますので、今後この出資はそのままにされるのか、それについて伺います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 熊本県い業経営安定基金ということでございますけれども、実は今年の7月27日付で脱会届のほうを提出しております。先ほど議員おっしゃられたとおり、町内でも作付けがなく、今後も作付けの見込みがないということで、脱会届を協会のほうに出させていただいたところです。ただ、定款のほうでいきますと、総会といいますか、その2か月前までには提出となっておりますので、7月27日付で出しておりますので、来年の総会で脱会届のほうの受理がされることになろうかというふうに思っております。

**○9番（山下 力君）** 職員研修についてお尋ねをいたします。監査委員のほうから、令和2年度は受講件数も受講者も減少していると指摘をされております。これを分析されておると思いますが、職員の皆さんが知識を広めて能力を高めたいという意欲があつて申し込んでも、令和2年度は災害復旧あるいはコロナ感染の業務、プラス通常の業務があつて忙しいから、ちょっと今年には行かないでくれということなのか、それとも、職員の皆さんがそういった知識を広めて能力を高めたいと、そして住民サービスに頑張りたいという意欲がなかったのか、どちらでしょうか。

**○総務課長（高橋 誠君）** 令和2年度につきましては、新型コロナもありまして、外部へ出張しての研修、これについては感染地域等での研修が主なところがございましたので、そちらのほうはやめさせたといいますか、遠慮していただいた職員もおります。その代わり、Web研修で代えられるものであれば、それで研修しなさいというふうなところで、大分Web研修が浸透してきたところもございます。

ただ、やはり実際行って見て研修というのにも必要な研修もありますので、そういったものには研修させたいですが、先ほど申しましたように、令和2年度中はかなり業務が多忙になった、今現在も集団接種等で業務が混在して、行きたくても行けないという職員もおったかと思っております。

今後そういったものを改善しながら、やはり研修というのは受講させるべきなところでありますので、先ほど言いました受講させるスタイルを今後考えてみて、希望に応じた受講をさせたいと思っております。意欲はあります。

**○9番（山下 力君）** そういった意欲のある職員がおられるのであったら、町長、職員を育てていただきたいと思うのですよ。そこで、町長の考えを聞きたいのですけども、職員を育てる町長の姿勢ですね、こういうことをいろいろ指導しながら職員を育てていきたいという基本的な考えがあればお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 私たちが職員になりました時には、まず綱紀的な話を勉強させられたところがございます、今はいきなり4月、5月ですけども、自衛隊の2泊3日

ぐらゐの研修から始まりまして、そして6か月以内くらいで熊本市での新人の研修というふうな部分があるところでございまして、私たちの場合は、実は定期的に勉強に行かされまして、例えば税務課の時ならば、税務の専門的な勉強に定期的に行かされたという記憶があるのですけども、それがなかなか今できていないという部分がございます。

やはり、その課に行きましたときには専門的な知識が必要でございますので、やはりそのスキームはすべきかなというふうには、私としては基本的に、その部分が一番大事なのかなというふうに思っております。基本的には学校の勉強をしておりますので、それとは違う職場におきますそれぞれの専門分野での勉強が一番大事なのかなと、ここが基本ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

**○9番（山下 力君）** これは町長に対して言うのではないのですよ。一般的に、いわゆるトップの方が全般的に詳しければ、部下の育成にちょっと影響してくると思うのですよ。ですから、それをずっと続けていったら、いわゆる若い人、未熟な職員は、自分たちが一生懸命考えても、どうせ町長がすぐ修正されると、考えても一緒と、考えないと、そう言って、いわゆる思考力がなくなってくるのですよ。考えようと思わないですよ。ですから、長谷町長も行政全般に詳しい人ですから、職員を育てるために、これくらいかと言わずに、よく考えてくれたと言うような、若い人の育て方をしてほしいというふうに私は思うのですよ。そういうことがあるから言うのではないですよ。そういうことがあれば、今後気をつけていただいて、そういった育て方をさせていただければというふうに思います。

**○町長（長谷和人君）** ありがとうございます。私も新人が参りますと、山下議員がおっしゃっているような形で、今の仕事はどうだとかいう話しかけもしながら、そして分からない点があったなら、ちゃんと聞きなさいという指示はやっているわけですが、なかなか今事務量が多ございまして、そこまで自分のスキルアップのための勉強ができていないところも正直あるのかなというふうに思っておりますので、機会あるごとに、新人職員又は中堅あたりにも指導をしていきたいというふうに思っているところでございます。ありがとうございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○2番（西 靖邦君）** 114ページの児童福祉総務費ですけど、報告が遅延したとかいろいろ問題がありましたけれども、是非、報告・連絡・相談、俗にいう報連相ですね、そのへんを定着して行ってほしいと思います。報連相の重要性は、情報を共有することでミスをもっと最小限にして、業務を円滑に進める点にあります。大きなミスをするという展開は、適宜、報連相を重ねていけば、防げるものではないかと思っております。自分が取り組んでいる仕事を第三者に伝えることによって、その全貌を分かりやすく整理する



機会にもなり、あらゆる業務で効率化が図れるようになりますので、どうか徹底していただきたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 今回の事案につきましては、大変私も責任を痛感しておりますし、それから答弁もしておりますけれども、今回の事案につきましては事務ミスで、失念ではなく過失という言葉も使っております。過失というのは、注意を払っておけば、事務ミスは防げたということがありますので、今西議員がおっしゃいました報連相を今一度確認するという事で、再発防止に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○3番（遠坂道太君）** 195 ページです。給食費ですが、学校給食費の補助につきまして、毎年町長に伺っているのですが、3分の1の給食費の助成はしていただいているのですが、今度も優良品種であるぴかまるを試験栽培しておられます。米の供給をされたらということで、昨年からずっと私も言い続けているわけですが、今後どのようにされていくのか、やはり食育のためには良いものを食べさせるということをいわれておりますので、そこらへんをちょっと伺いたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** 去年も御質問いただいて、今の3分の1というのは、去年も申し上げたのですが、実は人件費の一人分を何とかできないかということで減らしまして、その人件費プラス一般財源を募った形で、今の3分の1が実現したというところでございました。

今おっしゃっているぴかまるでございますか、これを段階的に取り入れるというふうなお話ではないかと思っておりますので、その中で、予算のやり繰り等が可能であれば、試験的に子どもたちにもぴかまるを試食していただくということもあり得るかなというふうにも思っております。これは算の問題もございまして、そのあたりは農業振興費あたりで何かできないかとか、それをちょっとやり繰りをさせて、試験的にできないかということで、教育課のほうとちょっと探してみたいというふうに思います。

**○3番（遠坂道太君）** 先行き明るいような話をしていただきましたので、期待をしたいと思います。やはり優良品種であります。そして、子どもたちが食べてこそ評価も出てくると思いますし、今後の形として、学校給食の安定という形をとっていただければと思いますので、期待をしまして質問を終わります。

**○7番（味噌 恭君）** 148 ページの林業費の負担金補助及び交付金の中に、球磨スギ・ヒノキ需要促進事業補助金とあります。まず初めに、何のための補助金なのかお尋ねします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** これは、球磨スギ・ヒノキを利用して、住宅の建築であったり、改築であったり、そういう方に対する補助事業というふうになっておりま

す。

**○7番（味岡 恭君）** 元々、当初の予算が 200 万円程度あったと思います。支出金が 51 万円ですか、支出金の割合が非常に少ないのですが、なぜそういうふうにな少ないのかお尋ねいたします。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 昨年度の実績としまして、2 件しかなかったということになっておりまして、補助事業の上限額が 30 万円ということですので、この金額になったということになっております。

**○7番（味岡 恭君）** 令和 3 年度の予算にも、同じような予算を組んであるのですかね。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 令和 3 年度につきましては 90 万円、上限額が 30 万円でございますので、3 件分ぐらいではないかということで、当初予算 90 万円というふうにしております。

**○7番（味岡 恭君）** 補助金の出資を良くしようと思うならば、広報あたりでも、もう少し広告を出すなり、いろいろ宣伝の方法があるかと思っておりますので、宣伝というのもおかしいですけど、広報する意味があると思っておりますので、そのへんをよく住民にお知らせをしていただいで有効利用していただければと思います。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 今おっしゃられた球磨スギ・ヒノキもですけど、年度初めに、農林振興課関係の農業を含めましての単独補助金等につきましては、旬報でお知らせしているところでございます。ただ、年に 1 回というのも少ないと言え少ないと思っておりますので、定期的というか、四半期ごとであったり、半年ごとぐらいには、広報等で町民の方々にお知らせするのも一つだと思いますので、まずは広報の仕方についても考えていきたいというふうに思います。

**○7番（味岡 恭君）** 人吉球磨の良い材料を知らせるためにも、利用していただくためにも、やはりそういう広報等を使って進めていただきたいと思っております。

**○議長（倉本 豊君）** 以上で、全ての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、まず反対討論からです。反対討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、次に賛成討論です。賛成討論ありませんか。

**○8番（金子光喜君）** 8 番議員の金子です。私は本件について、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

令和 2 年度は、決算書の中にしっかり表れているとおり、新型コロナウイルス対策に始まり、全国での感染拡大に伴う緊急事態宣言、そして、7 月には本地域を未曾有の大水害が襲い、コロナ対策、災害対応に明け暮れた一年だったように思います。コロナについては、本町の集団接種は完了したものの、収束の明かりはまだまだ見えない状況で

あります。また、災害の復旧についても、現時点では、くま川鉄道を含めてようやく始まったばかりの感じがあります。

そんな中ですが、一年を振り返れば、様々な事業、取組の中で、少しずつ前に進んでいることも事実です。歳入総額 43 億 3,287 万 257 円、歳出総額 39 億 3,616 万 1,985 円、歳出については、令和元年度に比べて約 10 億円の増加となっております。この数字が出ることを、2 年前に誰が想像できたでしょうか。

コロナ対策、コロナ対応、経済対策、災害対応、災害復旧、数え上げれば、改めて令和 2 年度の事業量の多さ、複雑さ、難しさを感じました。そして、負けずに粛々と事業をこなし、進めてきた職員及び執行部には、大いに評価すべきところだろうと思うところです。今後、この様々な経験を生かして、本町が更に充実した行政運営ができることを心から期待して賛成討論といたします。以上です。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで討論を終わります。

これから、認定第 1 号、「令和 2 年度湯前町一般会計決算の認定について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

ここで、議長席を副議長と交替するため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 4 3 分

再開 午後 1 時 4 6 分

-----○-----

**○副議長（金子光喜君）** 議長席を交替しました。

休憩を終わり、会議を開きます。

-----○-----

**日程第 2 認定第 2 号 令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について**

**○副議長（金子光喜君）** 日程第 2、認定第 2 号、「令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 認定第 2 号、令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計決算について説明いたします。

国民健康保険は、平成 30 年度から、国民健康保険法の一部改正により、県が財政運営

の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、町は、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等の事業を担っています。今後も、県と連携しながら、安定した運営となるよう努めてまいります。

参考としまして、本町国保の加入状況は、年度末時点で世帯数 578 世帯、被保険者数 942 人です。人口に占める割合は 25.4 パーセントとなっています。近年の被用者保険の適用緩和や後期高齢者医療保険制度への移行などの影響により、減少傾向にあります。

かかる医療費については、前年度より一人当たり 2 万 1,000 円ほどの減少の 37 万 2,820 円となりました。10 年前の平成 22 年度の 32 万 7,993 円と比べますと、4 万 5,000 円ほど増加ということがございます。加入者数は年々減少傾向にありますが、かかる医療費については、縮小はしてきておりますけれども、長いスパンで見ますと、まだ高い状態です。これから、団塊の世代と言われる方々が後期高齢者医療に移行されていくにつれ、被保険者数が減少していく見込みです。そのため、医療費が大きくなった場合、医療費によりまして財政基盤が危うくなる可能性もあります。今後も、加入者への適正な受診、早期発見につながる健診の受診を推進していきたいと思っております。

では、決算書の 19、20 ページをお願いします。

事項別明細書の歳出から説明いたします。

款 1 総務費については、支出済額 1,540 万 5,979 円となりました。職員の人件費、賦課徴収、国保運営協議会に係る経費などの事務的経費への支出が主なものになります。

目 1 一般管理費、節 12 委託料については、オンライン資格確認実施に伴うシステム改修委託料 121 万 4,400 円を支出しました。これは、全国的な保険資格を一元管理化し、重複しないようにするためのものです。

21、22 ページになります。

款 2 保険給付費については、支出済額 2 億 7,453 万 2,234 円を支出しました。

項 1 療養諸費については、医療機関等へ入院や外来、調剤等に係る費用の支払いに充てるもので、個人負担分を除いた額、2 億 4,224 万 4,554 円を支出しました。前年度比 1,731 万 7,762 円、6.67 パーセントの減となりました。医科、歯科、調剤等多くの分野で減少しています。一人当たりで換算しますと 25 万 2,865 円となり、前年度比 1 万 2,265 円、4.63 パーセントの減となっています。

23、24 ページになります。

項 2 高額療養費については、支出済額 3,218 万 7,680 円となりました。前年度比 267 万 7,218 円、7.68 パーセントの減となっています。

25、26 ページをご覧ください。

項 3 出産育児諸費については、支出はありませんでした。参考ですが、本町の令和 2 年度出生者数は、15 名(男 6 名、女 9 名)となっています。昨年度総数は 15 名、同数とな

っております。

項4 葬祭諸費については、支出済額 10 万円です。令和2年度中に亡くなられた方は80名おられましたが、その中で、国保対象者5名分を支出しました。

項5 移送費については、支出はありませんでした。

款3 国民健康保険事業費納付金については、歳入にあります保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てるために、県に納付するものです。県が、市町村ごとの医療費水準と所得水準等で案分し、決定することになっています。支出済額 1 億 2,139 万 7,884 円となりました。

内訳は、項1 医療給付費分 8,484 万 6,031 円、27 ページから 28 ページになりますが、項2 後期高齢者支援金等分 2,693 万 4,556 円、項3 介護納付金分 961 万 7,297 円となりました。

次に、29 ページをお開けください。

款5 保健事業費については、825 万 7,175 円となりました。

項1 特定健康診査等事業費については、40 歳から 74 歳までの方を対象とする特定健康診査に関する経費として、409 万 3,031 円を支出しました。

本年度においては、対象者 731 名のうち 387 名が受診され、実施率は 52.9 パーセントになりました。昨年度に比べ、3.1 パーセント減少しました。国の目標値が 60 パーセントとなっておりますので、令和2年度では 7.1 パーセント（約 40 名）の方が受診されればということになります。令和2年度は、例年5月に実施しております集団健診の日程が、新型コロナウイルス感染症の影響で12月にずれ込みましたが、総合健診を含めがん検診と特定健診を一体的に実施し、同時に歯周疾患検診の体制も整え実施しました。

項2 保健事業費については、416 万 4,144 円を支出しました。

目1 保健衛生普及費、31 ページ、32 ページをお開きください。

節12 委託料に、国保保健指導事業委託料として、323 万 8,532 円を支出しました。令和元年度に引き続き実施しているもので、全額、国の特別交付金対象となっており、特定健診の未受診者へ、人工知能（AI）を活用して、過去の健診や病院等の受診状況を分析し、令和2年度受診分、令和3年度受診分の各1回、計2回の受診勧奨通知を行いました。新型コロナウイルスの影響で、受診勧奨も受診そのものも好調ではありませんでしたが、今後も受診増につながるような取組を進めていきたいと思っております。

次に、款6 基金積立金については、国民健康保険給付基金の定期利息分となる 1 万 181 円を支出し、基金に積み立てました。基金残高は、年度末現在で、1 億 182 万 3,669 円となりました。

款7 諸支出金については、目1 一般被保険者保険税還付金、2名分、4万 1,900 円を支出しました。社会保険への遡及加入により、それからの国保資格が喪失となった期間

対応分 2 万 9,600 円、また、所得の更正のため、1 万 2,300 円をそれぞれ還付しました。

33、34 ページになります。

歳出の総額は、予算現額 4 億 4,965 万円に対し、支出済額 4 億 1,964 万 5,428 円となり、執行率 93.3 パーセントとなりました。前年度比では、3,850 万 2,042 円、8.4 パーセントの減となりました。

以上で、歳出についての説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をいたします。事項別明細書の 9 ページから 10 ページをご覧ください。

款 1 国民健康保険税については、調定額 1 億 491 万 4,647 円に対し、収入済額 8,471 万 674 円、徴収率は、現年課税・滞納繰越分を合わせて 80.74 パーセントとなり、前年度比で 2.37 パーセント上昇しました。調定額は、前年度比 980 万 2,628 円、8.55 パーセントの減、収入済額は、前年度比 519 万 3,513 円、5.78 パーセントの減となりました。減の主な要因は、被保険者数の減によるものです。

また、不納欠損は、1 名分の 2 件、63 万 250 円となりました。これは、地方税法がその例とする国税徴収法等、関係法令に基づき生活状況や財産調査等を行った上で、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号の規定により、滞納処分の執行停止を行い、さらに今後の納付も見込めないことから、同条第 5 項の規定により消滅させたものでございます。

収入未済額は、1,957 万 3,723 円となっており、前年度より 356 万 5,024 円の減となりました。収納状況が良好だったことが大きな要因ですが、今後も減少させていけますよう、徴収業務を進めてまいりたいと思います。

款 2 使用料及び手数料につきましては、11 ページをご覧ください。

目 1 督促手数料、節 1 督促手数料として 3 万 5,900 円の収入済額となりました。

款 3 国庫支出金については、項 2 国庫補助金、目 1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金、節 1 同補助金に、歳出で説明いたしましたオンライン資格確認に伴うシステム改修補助金として、121 万 4,000 円受け入れました。

また、目 2 災害等臨時特例補助金、節 1 同補助金に新型コロナウイルス感染症対策対応分 2 件 37 万 3,000 円、令和 2 年 7 月豪雨対応分 1 件 4,000 円の税の減免相当分の補助金として収入しました。

款 4 県支出金については、収入済額 2 億 9,471 万 3,283 円となりました。内訳は、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 普通交付金として、2 億 7,237 万 5,283 円を受け入れました。これは、町が医療機関等へ国保連合会を經由して支払う医療費等を含む療養の給付費等に要する費用や国保事業に要する費用を、全額県が負担することになっているため、交付されるものです。

節 2 特別交付金では、2,233 万 8,000 円を受け入れました。これは、市町村の事情によ

って交付されるもので、国保税の収納率や特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上など、点数化されたものを基に配分され、また、特定健診や保険事業に要した経費を含めて交付されたものです。歳出で説明しました人工知能（A I）活用の国保保健指導事業に係る費用も、この費目で受け入れております。

13 ページをご覧ください。

款 5 財産収入については、目 1 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金に、国民健康保険給付基金積立金の利子 1 万 181 円を収入しました。

次に、款 6 繰入金については、収入済額 4,428 万 1,665 円、前年度比 418 万 6,616 円、8.64 パーセントの減となりました。保険基盤安定繰入金等、保険税軽減分、事務費などの国保会計の負担軽減の目的で、国・県・町の負担による一般会計からの法定内の繰入れとなっております。

15 ページになります。

款 7 繰越金については、項 1 繰越金、目 1 前年度繰越金、節 1 前年度繰越金に 2,794 万 1,390 円を受け入れました。前年度比 374 万 3,350 円、11.8 パーセントの減となりました。

款 8 諸収入については、収入済額 177 万 9,206 円となりました。内訳は、項 1 延滞金及び過料に、一般被保険者、退職被保険者の延滞金分として 60 万 5,115 円、項 2 預金利子に、普通預金利子として 650 円収入しました。

17 ページになります。

項 4 雑入、目 5 一般被保険者返納金は、収入済額 3 件分で 29 万 2,866 円となりました。この返納金は、他の被用者保険等に加入して国保の資格を喪失していたにもかかわらず、その後も、国保で受診していたことにより発生した医療費に係る国保負担分を返納されたものになります。

目 7 雑入に、令和元年度において、概算で支払っていましたが 2 月診療分の医療給付費の精算金として、一般、退職分、合わせて 88 万 575 円を受け入れました。

歳入合計は、調定額 4 億 7,526 万 7,272 円に対し、収入済額 4 億 5,506 万 3,299 円となりました。前年度比で 3,102 万 5,561 円、6.38 パーセントの減となりました。

最後に、35 ページをお願いします。

実質収支に関する調書になります。

表中、3. 歳入歳出差引額、5. 実質収支額共に 3,541 万 7,871 円となり、令和 3 年度へ繰越しすることといたしました。

続きまして 36 ページ、財産に関する調書の 4 基金については、令和 2 年度末現在で、1 億 182 万 3,669 円を保有しています。

37 ページから 39 ページにかけて、附属書類として「国民健康保険事業の状況」を添付

しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○副議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。

**○5番（森山 宏君）** 25ページの傷病手当金について伺います。これは国保において、私を知る限り、初めて傷病手当金という制度ができました。多分コロナだけだとは思いますが、これは有事というか期限付きの処置だとは思いますが、これに当てはまる普通の疾病手当というときには、加入者本人が休業した場合に1日幾らで査定されて、医師が労務不能と認めたときに払われる金額だったとは思いますが、ここにおける対象というのは、今度対象はなかったですけども、これは国保加入者本人でないと傷病手当金の申請には該当しないのでしょうか。制度そのものについてお願いします。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 国保の場合は、国保の被保険者のみでございます。もちろん条例改正の時に上げておりますとおり、新型コロナウイルス対応ということでお願いしているところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 10ページの国民健康保険税の収入未済額についてお尋ねします。昨年度よりも金額的には少なくなっているということですが、支払ができないということで、それに伴って、保険証が短期保険証であったり、資格証明書の発行に至っていると思います。この件数について、令和2年度の実績が分かりましたら御説明をお願いします。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 申し訳ありません。ちょっと資料を持ってきておりませんので、後でお話しいたします。

**○4番（椎葉弘樹君）** あと、資格証明書の発行に当たって、恐らく資格証明書等の交付審査会というのも開かれていると思いますので、それが令和2年度に大体何回ぐらい開催されるものかについても併せて、後ほど結構ですので、御報告をお願いしたいと思います。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 一応、年に一回行っております。時期としましては、7月の後半に行うようになっております。

**○4番（椎葉弘樹君）** では、7月の後半に一回やられて、それ以降に未払の方の分を発行する際には、審査会というのはいないということなののでしょうか。

**○税務町民課長（北崎真介君）** はい、個別対応で、例えば短期が3か月であれば、3か月以内にもう一回来ていただいて、個別対応でお渡ししております。

**○4番（椎葉弘樹君）** ということは、まとめてやる分が年に一回、通年で開催されており、それ以降は、審査会は開催されずに、個別対応で対応されているということでしょうか。

**○税務町民課長（北崎真介君）** はい、収納係を含めて、複数で対応したりする場合も



ございます。

**○副議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○副議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○副議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号、「令和2年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○副議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

-----○-----

### 日程第3 認定第3号 令和2年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について

**○副議長（金子光喜君）** 日程第3、認定第3号、「令和2年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 認定第3号、令和2年度湯前町下水道事業特別会計決算について御説明いたします。

事項別明細書の歳入から御説明します。5、6ページをご覧ください。

款1 使用料及び手数料は5,842万6,477円の収入となりました。

項1 使用料、目1 下水道使用料、節1 現年度分につきましては、調定額5,845万770円に対し、収入済額5,810万7,457円となりました。徴収率は99.4パーセントです。なお、収入未済額につきましては34万3,313円です。

節2 過年度分につきましては、収入済額26万2,020円で、収入未済額は108万9,910円となっています。徴収率は19.3パーセントです。

項2 手数料、目1 下水道手数料、節1 事務手数料につきましては、指定工事店登録2件分、2万円を収入しております。

節2 督促手数料として、3万7,000円を収入しております。

款2 繰入金につきましては、節1 一般会計繰入金としまして7,562万3,000円を収入しております。

項2 基金繰入金につきましては、40万円を収入しています。これにつきましては、接続補助金のための基金取崩し分です。

7、8ページをご覧ください。

款3繰越金につきましては、前年度からの繰越金265万9,290円です。

款4諸収入につきましては、雑入としまして、預金利子203円を収入しております。

款5町債につきましては、流域下水道事業債として220万円収入しました。

款6財産収入につきましては、利子及び配当金としまして、下水道基金の積立金利子9,875円を収入しております。

歳入合計は、1億3,931万8,845円になります。

次に、歳出について御説明します。9ページからになります。

款1下水道事業費につきましては、予算現額1,011万1,000円に対し、支出済額825万9,660円となりました。

目1下水道事業費につきましては、職員の人件費、物件費及び整備・管理に要する経費が主なものです。

節18負担金補助及び交付金は、球磨川上流流域下水道事業工事負担金としまして241万5,000円、その他各種協議会負担金を支出しております。

節26公課費につきましては、消費税として、令和元年度確定申告分146万3,800円を支出しております。不用額173万6,200円が生じておりますが、例年につきましては中間納付により、翌年度納めるべき消費税を現年度予算にて予納しておりましたが、令和2年度につきましては、7月豪雨の影響により納期限が延長され、中間納付が発生しなかったことによるものです。

款2下水道維持管理費につきましては、予算現額3,611万8,000円に対して3,555万964円を支出しました。

11、12ページをご覧ください。

目1公共下水道維持管理費につきましては、公共下水道の維持管理に要する経費を支出しています。

節12委託料では、マンホールポンプ11箇所分の保守管理委託料130万1,520円を支出しています。

節18負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流浄化センターへの維持管理分としまして、流域下水道維持管理負担金3,040万7,108円を支出しています。また、下水道接続補助金につきましては、新築新設2件分40万円を支出しています。

款3基金積立金につきましては、下水道事業基金積立金利子9,875円を積み立てました。基金の現在高は、9,836万763円になります。

款4公債費につきましては、9,088万695円を支出しています。

目1元金で、下水道事業債の償還元金7,746万8,192円、13、14ページをご覧ください。

目2利子としまして、下水道事業債利子1,341万2,503円を支出しています。

款5予備費につきましては、支出はありませんでした。

歳出合計は、1億3,470万1,194円となりました。

次に、15ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額から歳出総額の差引額が461万7,651円となりました。実質収支額が、同額461万7,651円となります。

16ページは、財産に関する調書を、17ページからは、附表としまして、公共下水道事業内容、20ページに下水道建設事業負担区分表、21ページに地方債現在高の状況、22ページに償還計画表を添付しています。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○副議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

**○7番（味岡 恭君）** 今現在、下水道の接続率は何パーセントぐらいなのでしょう。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 接続率ということで、現在82.99パーセント、約83パーセントというふうになっております。

**○7番（味岡 恭君）** 昔言っていた接続補助金は、供用開始が始まってから3年が、補助金が出る期間だったですね。あと17パーセントぐらいの未接続、つないでいない方がおられますけど、今後どういうふうな進め方をされるのか、補助金の制度をまた新たに設けられるのか、そのへんちょっとお尋ねします。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 下水道接続の補助金につきましては、下水道の供用開始後3年以内に下水道接続が義務付けられておるところでございますので、推進の意味もありまして、接続補助金については、工事後3年以内という条件で接続補助金の交付をしておったところでございます。

整備が平成28年度に終わりました、現在は全区域が3年を経過しているというふうな状況になっておりまして、今後、区域内で接続するための工事につきましては、補助の対象にならないというふうな状況になっております。

今後の進め方、接続率を上げるためにはということかと思えますけれども、現状では、それに代わるものとしては、例えばリフォームの補助金等の活用というのはできるのかなというふうには思っております。ただ、今の接続の補助金の内容を見直すということになりますと、3年以内につないだ方で、補助金の交付を受けた方、それ以外にも、3年を経過してしまっただけで補助金の対象にはならなかったもので、自前でされた方がいらっしゃるかと思えます。今後また接続の補助金を出すということになると、そういった方との不公平といいますか、そういったものも生じてくるのかなというふうには思っておりますので、それについては、接続率を上げるためには何らかの施策というのは必要だと思います。

けども、現状ではリフォーム補助金等の活用をお願いするしかないのかなと考えております。

**○7番（味岡 恭君）** やはり、工事費というのは、かなり費用がかかるのですよね。トイレの改良費も含めて、かなり金額がかかると思います。

先ほど課長から説明があつたのですが、やはり補助金なしで工事済の方もおられますし、その兼ね合いもあるもので、何かしないと、残りの方が17パーセントいらっしやいますので、なかなか今度は接続ができないと、進捗率がないということになると思いますので、推進のために何らかの方法をとっていかないといけないのではないかというふうに思います。何かほかにアイデアはないものですかね、お尋ねします。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 現状で考えられるもの、ほかのものというのはちょっと見当たらないところであります。ただ、接続率を上げるための方策として、今後何かしら検討する必要というのは当然あるというふうに考えております。

**○7番（味岡 恭君）** 下水道使用料の滞納金は、どのくらいあるのかをお尋ねします。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 令和2年度の決算での数字でいきますと、過年度分が34万3,000円ほど、それから現在までが109万円ほどということですので、決算時点での滞納額というのは140万円ほどになろうかと思っております。

**○7番（味岡 恭君）** 令和元年度から令和2年度になりますと、かなりの100何十萬円の増加になっております。今後、滞納金が増えていくことになれば、また大変だと思います。今後どういうふうな徴収方法を考えておられるのか、何か考えがありましたら教えてください。

**○建設水道課長（赤池昌信君）** 議員おっしゃいますとおり、滞納額が上昇傾向ということで危惧しているところがございます。現在は、下水道だけに限ったことではなくて、水道と、それから税のほう、そういったものの滞納者の方については複数ということもございますので、建設水道課だけではなくて、現在もなのですが、税務町民課のほうと連携をとりながら徴収を進めておりますし、今後もやっていかなければならないというふうに考えております。

**○7番（味岡 恭君）** 今後1件当たりの滞納金が増えないように、また長期化しないように、十分努力をしていただきたいというふうに思います。

**○9番（山下 力君）** ちょっと町長にお尋ねしますが、いわゆる下水道それから合併浄化槽の補助金の公平性から考えますと、下水道の区域内、区域外の計画を立てた時点で、平成9年か10年ぐらいからこっちで今接続の問題が出ておりますけども、それ以前、平成8年、9年以前に、合併浄化槽を設置された方も補助金なしなのですよね。これも調べてもらえば分かりますけども、そういったところもありますので、今区域内

で、接続率の法律的に3年を越したところが全域ですから、そのところはちょっと両方考えて、良い案を出していただきたいというふうに思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

**○町長（長谷和人君）** 整備が終了しましてから、現に、その後の接続率が伸びていないという部分が確かにございますし、それからエリア外の合併浄化槽も、今山下議員がおっしゃるように、私もちょっとそこは気付かなかったのですが、今おっしゃいまして、なるほどなということで、私も思ったところではございました。大分経過したという部分もございまして、ちょっと私も今初めて聞きましたものですから、それが何件あるかというのちょっと勉強させていただきたいと思えます。

ただ、やはりそれに伴います財源等も必要になってまいりますし、現状、今約9,000何百万円ぐらいですか、基金がございまして、もし補助するということであれば、その分野なのかなと今思ったところではございますけれども、ここはちょっと勉強させていただきます。私も今聞きまして、なるほどというふうに思ったところではございました。ありがとうございます。

**○副議長（金子光喜君）** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○副議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○副議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号、「令和2年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○副議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時28分

再開 午後2時38分

-----○-----

**○副議長（金子光喜君）** 休憩を終わり、会議を開きます。

-----○-----

**日程第4 認定第4号 令和2年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について**

**○副議長（金子光喜君）** 日程第4、認定第4号、「令和2年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 認定第4号、令和2年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

歳出総額は、予算現額6億8,295万7,000円に対し、6億6,381万1,967円を支出しました。令和元年度と比較して、985万9,947円の減であります。

事項別明細書21、22ページをご覧ください。

款1総務費につきましては、2,797万3,089円を支出しました。

以下、主なものを項又は目ごとに御説明いたします。

項1総務管理費、目1一般管理費は、介護保険係2名の人件費のほか、介護保険システム保守料及び制度改正に伴うシステム対応委託料など、1,751万6,226円を支出しました。

23、24ページをご覧ください。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、65歳以上の第1号被保険者の保険料賦課徴収に係る経費として、19万4,076円を支出しました。

項3介護認定審査会費、目1認定審査会等費は、介護認定調査員及び事務員報酬、節11役務費の主治医意見書作成手数料、節18負担金補助及び交付金の球磨郡介護認定審査会負担金など、介護認定調査に係る経費として、1,017万6,987円を支出しました。

25、26ページをご覧ください。

項4運営協議会費、目1運営協議会費は、本町の介護保険事業の運営に関する事項を審議していただく湯前町介護保険運営協議会に係る経費8万5,800円を支出しました。

款2保険給付費は、5億8,889万8,592円を支出しました。令和元年度と比較して、552万8,570円の減となっております。減の主な要因は、施設介護サービス給付費及び施設利用に伴う特定入所者介護サービス費の減であります。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定の方が利用された介護サービス費用のうち、利用者負担分を控除した原則9割、所得段階に応じて8割または7割を給付するものであり、5億2,444万9,433円を支出しました。

介護サービス区分ごとの給付費では、居宅介護サービス給付費が、令和元年度と比較して約1,250万円増の2億1,263万1,509円を支出しました。増の主な要因は、訪問介護サービスと通所介護サービスの利用増であります。

また、施設介護サービス給付費は、令和元年度と比較して約1,160万円減の2億5,252万9,005円を支出しました。減の主な要因は、特別養護老人ホーム及びシルバーエイト

などの介護老人保健施設の利用減であります。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の認定の方が利用された介護予防サービス費用のうち、利用者負担分を控除した原則9割、所得段階に応じて8割又は7割を給付するものであり、1,108万7,760円を支出しました。令和元年度と比較して、約100万円の増となりました。

介護サービス区分ごとの給付費では、介護予防サービス給付費が、令和元年度と比較して約90万円増の933万1,632円を支出しました。主な給付費の内訳は、介護予防通所リハビリテーションや短期入所サービス、福祉用具レンタルの利用などに係る給付費であり、令和2年度は特に短期入所サービスの利用が増となりました。

27、28ページをご覧ください。

項3 その他諸費、目1 審査支払手数料は、介護サービス事業所からの介護給付費に係る審査及び支払業務を熊本県国民健康保険団体連合会に委託しており、年間7,904件分、56万3,115円を支出しました。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス等費は、要介護又は要支援認定の方が一月に支払われた利用者負担について、一定の上限額を超えた場合、その超過分を申請により払戻しするもので、1,504万7,004円を支出しました。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税世帯等の低所得の方が施設サービスや短期入所サービスを利用する際に、食費と居住費負担に限度額が設けられており、その限度額を超える部分を補足給付するものであります。3,775万1,280円を支出しました。施設介護サービスと連動するものであり、令和元年度と比較して、約460万円の減となりました。

款3 財政安定化基金拠出金は、支出がありませんでした。

款4 地域支援事業費は、2,906万4,658円を支出しました。令和元年度と比較して、284万812円の減となりました。減の主な要因は、総合事業対象者のホームヘルプサービス及びデイサービスの利用者の減、上球磨地域包括支援センターの事業運営に係る委託料などの減であります。

29、30ページをご覧ください。

項1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、総合事業と呼ばれる事業であり、運動機能や認知機能など25項目の基本チェックリストで総合事業の対象者と判断された方を対象に、訪問型サービス、通所型サービスを提供するものであります。1,084万823円を支出しました。

節18 負担金補助及び交付金は、総合事業対象者などのホームヘルプサービス利用に係る第1号訪問事業負担金及びデイサービスの利用に係る第1号通所事業負担金を、合計816万5,268円支出しました。

目2 介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のケアプラン作成に係る経費、介護予防ケアマネジメント委託料 142 万 8,840 円を支出しました。

31、32 ページをご覧ください。

項2 一般介護予防事業費は、全ての高齢者と、その支援のための活動にかかわる人を対象に、高齢者の状態把握や介護予防活動の普及・啓発、介護予防運動教室の実施、地域における介護予防活動の支援などに係る経費 87 万 9,522 円を支出しました。

項3 包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料や家族介護支援事業に係る経費など、1,585 万 7,630 円を支出しました。

目1 包括的支援事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料 510 万 4,378 円を支出しました。

33、34 ページをご覧ください。

目3 任意事業費、節19 扶助費は、家族介護用品支給事業 44 万 9,405 円を支出しました。令和2年度は、支給要件に該当する対象者 15 名に対して、紙おむつなどを支給し、経済的負担軽減を図りました。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的に実施する事業であり、上球磨地域包括支援センターへの委託に加え、球磨圏域全体での取組について人吉球磨10市町村共同で医師会にも委託し、委託料及び負担金を合計 142 万 9,963 円支出しました。

目5 生活支援体制整備事業費は、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進などを目的とし、生活支援コーディネーターの配置や地域資源の開発等を行う事業として、湯前町社会福祉協議会に生活支援コーディネーター業務委託料 608 万 6,803 円を支出しました。

目6 認知症総合支援事業費は、認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図ることを目的とし、認知症に関する相談対応や複数の専門職で構成する認知症初期集中支援チームによる支援などを行う事業として、上球磨地域包括支援センターへの委託料など、計 138 万 9,624 円を支出しました。

35、36 ページをご覧ください。

目7 地域ケア会議推進事業費は、地域の多様な関係者による検討の場を通じて、多職種連携・協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築や地域課題の把握などを推進する事業として、上球磨地域包括支援センターへの委託料 130 万 7,079 円を支出しました。

款5 基金積立金は、介護給付費と地域支援事業費に係る令和元年度実質収支による余



剰金 731 万 2,805 円と、基金利子 2,408 円の合計 731 万 5,285 円を積み立てました。

款 6 諸支出金は、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業費について、実績に基づく精算のため、国・県・支払基金及び一般会計への返還金などを支出しました。

款 7 予備費は、支出がありませんでした。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入総額は、予算額 6 億 8,295 万 7,000 円に対し、6 億 7,871 万 7,903 円を収入しました。令和元年度と比較して、794 万 7,419 円の減であります。

事項別明細書、9、10 ページをご覧ください。

款 1 保険料は、調定額 1 億 300 万 5,258 円に対し、収入済額 1 億 218 万 1,424 円、徴収率 99.2 パーセントとなりました。また、収入未済額は、令和元年度と比較して 14 万 3,244 円減の 82 万 3,834 円となりました。

現年度分の特別徴収保険料は徴収率 100 パーセント、普通徴収保険料は徴収率 97.9 パーセント、収入未済額は、12 万 570 円となりました。

滞納繰越分については、徴収率 28 パーセント、収入未済額は、70 万 3,264 円となりました。

款 2 使用料及び手数料は、督促手数料を収入しました。

款 3 国庫支出金は、1 億 7,948 万 2,890 円を収入しました。

項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は、1 億 424 万 4,170 円を収入しました。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は、6,051 万 6,000 円を収入しました。

11、12 ページをご覧ください。

目 6 介護保険保険者努力支援交付金は、平成 30 年度に創設された目 4 保険者機能強化推進交付金に加えまして、令和 2 年度に創設されたものであります。介護予防や健康づくり等に資する取組に対し、それぞれの評価指標の達成状況に応じて交付されるものであり、136 万 1,000 円を収入しました。

目 8 介護保険災害等臨時特例補助金は、令和 2 年 7 月豪雨において家屋の全壊と半壊の被災をされ、本町に転入された 4 人の方の介護保険料の減免に係る国庫補助金 2 万 7,000 円を収入しました。

款 4 支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、1 億 6,332 万 6,959 円を収入しました。

13、14 ページをご覧ください。

款 5 県支出金は、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金 9,495 万 3,307 円を収入しました。

15、16 ページをご覧ください。

款 7 繰入金金は、項 1 一般会計繰入金に 1 億 1,802 万 4,160 円を繰り入れました。

17、18 ページをご覧ください。

項2基金繰入金は、第6期に借り入れた県財政安定化基金の償還分766万6,666円を繰り入れました。

款8繰越金は、前年度繰越金1,299万3,408円を収入しました。

款9諸収入は、延滞金など8万968円を収入しました。

39 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額6億7,871万7,903円、歳出総額6億6,381万1,967円、歳入差引額1,490万5,936円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はなしで、実質収支額は1,490万5,936円となりました。

40 ページは、財産に関する調書です。

介護保険給付基金は、令和2年度末現在高が2,284万7,878円であります。

41 ページから44 ページにかけては、介護保険事業状況を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○副議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○副議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○副議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号、「令和2年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○副議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

-----○-----

## 日程第5 認定第5号 令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

**○副議長（金子光喜君）** 日程第5、認定第5号、「令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

**○税務町民課長（北崎真介君）** 認定第5号の説明の前に、先ほど椎葉議員から国民健康保険特別会計決算の時にいただいた御質問で、ちょっと細分化してお話しするのは控

えさせていただきますして申し訳ないのですが、総数だけお伝えしたいと思います。短期証、資格証の対象として、令和2年度におきましては17世帯ございました。対象人数が27名の方でございました。以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、認定第5号、令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算について御説明いたします。

湯前町の後期高齢医療保険対象者は3月末現在で、958人で、総人口に占める割合は25.8パーセントとなります。この制度が始まった平成20年度当時は、20.8パーセントでしたので、5.0パーセントの伸びとなっています。

また、今後においては、いわゆる団塊の世代といわれる方々が続々と75歳にたりますので、令和2年度も含め、ここ数年減少していた対象者が将来的には増加に転じ、同じく総人口に占める割合も大きくなっていくと見込まれております。対象者が多くなると、経営基盤は安定してくるとは思われますが、かかる医療費につきましては、制度開始当初の平成20年度の一人当たり約70万円から、本年度は約85万円となっており、約15万円の増加となっています。今後とも、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、保険事業等に取り組み、安定運営に努めてまいりたいと思います。

それでは、決算書の11、12ページをお開きください。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。

款1 総務費につきましては、支出済額73万2,103円となりました。後期高齢者医療広域連合とのネットワーク電話回線使用料や、システム保守料等の事務的経費、普通徴収者に係る収納等の徴収事務経費が主なものですが、前年度に比べ26万7,866円、57.7パーセントの増となりました。主な要因としましては、例年、被保険者証の交付の時期が酷暑の上、また、コロナ禍ということで、公民分館等での手渡しから、特定記録郵便に切り替えたため、節11 役務費の通信費がかかったこと、また、節12 委託料において、高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修対応業務委託料17万1,600円があったことによります。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金については、支出済額6,294万7,289円となりました。前年度比641万8,289円、11.35パーセントの増となりました。また、一人当たり納付額は6万5,707円で、前年度比8,142円、14.1パーセントの増となりました。増の主な要因は、世帯の所得状況に応じた保険料軽減が段階的に見直しされていることによるものでございます。

次に、13ページをお願いします。

款3 諸支出金は、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金において、6万5,600円を支出しました。これは、所得税の更正の請求により所得の減額があったため、還付したものです。

款4 予備費については、支出はありませんでした。

歳出総額は、6,374万4,992円となり、執行率は、99.6パーセントとなりました。

次に、事項別明細書により歳入を説明いたします。

決算書の5ページから6ページをお願いします。

款1 後期高齢者医療保険料については、調定額3,925万3,700円に対し、収入済額は、3,925万3,700円となりました。6年連続で徴収率100パーセントとなっております。前年度比469万8,100円、13.6パーセントの増となっております。

年金から徴収します目1 特別徴収保険料の収入済額は3,925万3,700円で、保険料全体の76.9パーセントを占めています。

目2 普通徴収保険料については、907万8,700円の収入済額となりました。

款2 使用料及び手数料については、督促手数料として収入済額5,300円となりました。

款3 繰入金については、収入済額2,377万5,090円となりました。前年度比85万2,751円、3.7パーセントの減となっております。

繰入金の大部分を占める目2 保険基盤安定繰入金は、7ページ、8ページをお開きください。

節1 保険基盤安定繰入金は、所得に応じた保険料の軽減分及び被用者保険の被扶養者であった方の軽減分を補填するための法定繰入金で、町及び県の負担金を合わせ、一般会計から繰り入れるものです。収入済額2,310万3,090円となり、前年度比66万8,751円、3.0パーセントの増となっております。

款4 諸収入については、項2 償還金及び還付加算金に歳出で説明しました保険料還付金6万5,600円を、また、普通預金利子として項3 預金利子60円をそれぞれ受け入れました。

また、項4 雑入におきましては、9ページから10ページですが、目2 雑入で、更新される被保険者証の送付の際、マイナンバーカード取得促進に係るパンフレットを同封したことにより、増加した郵送費に充てるため、マイナンバーカード取得促進経費補助金3,531円を受け入れました。

款5 繰越金125万80円については、前年度の繰越金になります。収入済額の合計は、6,435万3,361円となりました。

歳入の説明は以上になります。

次に、15ページをご覧ください。

実質収支に関する調書になります。

表中、3. 歳入歳出差引額、5. 実質収支額共に60万8,369円となり、令和3年度へ繰り越しました。

17ページに、附属書類として「後期高齢者医療状況」を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、「令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第6 認定第6号 令和2年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○副議長（金子光喜君） 日程第6、認定第6号、「令和2年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○建設水道課長（赤池昌信君） 認定第6号、令和2年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算につきまして御説明いたします。

1、2ページをお願いします。

(1) 収益的収入及び支出です。

収入につきましては、第1款、水道事業収益、予算額8,467万2,000円に対し、決算額8,167万8,269円で収入率は96.46パーセントでした。

支出につきましては、第1款、水道事業費用、予算額5,536万円に対し、決算額4,321万8,659円でした。

次に、3、4ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出です。

第1款、資本的収入、予算額6,305万7,000円に対し、決算額2,760万円となります。

支出につきましては、第1款、資本的支出、予算額8,972万4,000円に対し、決算額4,242万3,712円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,482万3,712円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額530万2,935円、過年度分損益勘定留保資金630万9,735円、減債積立金321万1,042円で補てんしました。

次に、5ページをお願いします。

損益計算書です。

1. 営業収益は7,100万2,036円、2. 営業費用は3,736万9,630円で、営業利益は、3,363万2,406円となりました。3. 営業外収益は416万7,195円、4. 営業外費用は228万4,170円、経常利益は3,551万5,431円となり、5. 特別利益、6. 特別損失はありません。

この結果、当年度純利益は、3,551万5,431円となりました。その他未処分利益剰余金変動額321万1,042円で、当年度末処分利益剰余金が3,872万6,473円となりました。

次に、6ページをお願いします。

剰余金計算書です。

資本金としまして、減債積立金の取崩しに伴います自己資本金の組入れにより、当年度末残高は、左側の下の欄、2億7,657万6,348円となります。

剰余金のうち資本剰余金につきましては、前年度と同額の531万3,321円となります。

利益剰余金につきましては、表、中ほどの一番下の欄、減債積立金の当年度末残高は、前年度の決議による利益剰余金の処分及び企業債償還に伴う減債積立金取崩しにより、1億7,626万8,895円となります。その右側、建設改良積立金の当年度末残高は、前年度の決議による処分により、7,958万9,117円で、その右側、未処分利益剰余金の当年度末残高が3,872万6,473円となり、利益剰余金合計2億9,458万4,485円で、資本合計は5億7,647万4,154円となります。

7ページをお願いします。

貸借対照表です。

資産の部で、下から7行目、固定資産の合計額が6億4,737万6,891円、下から2行目、流動資産の合計額が3億2,190万4,773円となり、一番下、資産合計9億6,928万1,664円となります。

次に、8ページ、負債の部でございます。

表の上から5行目、3の固定負債計が2億7,900万円、次から8行目、4の流動負債計が313万2,991円、次から4行目、繰延収益合計が1億1,067万4,519円となり、その下の負債合計が3億9,280万7,510円となりました。

次に、資本の部で、4行目、資本金合計2億7,657万6,348円、下から3行目の剰余金合計2億9,989万7,806円、次の資本合計が5億7,647万4,154円となり、負債資本合計が9億6,928万1,664円となりました。

次に、9ページをお願いします。

「令和2年度湯前町水道事業剰余金処分計算書（案）」につきましては、当年度未処分利益剰余金の処分についてです。

右側、上から2番目の未処分利益剰余金 3,872 万 6,473 円のうち、今後の管路更新事業の財源のほとんどが企業債であるため、「自己資本金への組入」を除いた額の3分の2に当たる 2,367 万 6,954 円を減債積立金に、また、単独費の持ち出しもあるため、3分の1の 1,183 万 8,477 円を建設改良積立金に処分する(案)になります。

その他未処分利益剰余金については、321 万 1,042 円を減債積立金の取崩しにより生じた未処分利益剰余金の自己資本金への組入れを行う予定でございます。

次に、10 ページをお願いいたします。

事業報告となります。

(1) 概況、業務状況につきましては、給水戸数は前年度より5戸減の 1,580 戸、総有効水量 43 万 3,985 立方メートル、総給水量 56 万 7,877 立方メートルとなりました。前年比、総有効水量につきましては 5,241 立方メートルの増、総給水量につきましては 4 万 8,644 立方メートルの減となりました。

12 ページから 14 ページは、事業報告、(2)工事、(3)業務、(4)会計に関すること、また、15 ページ以降は、付属明細書をお付けしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○副議長（金子光喜君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○副議長（金子光喜君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○副議長（金子光喜君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号、「令和2年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり可決及び認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○副議長（金子光喜君）** 起立全員。したがって、本件は、可決及び認定することに決定しました。

ここで、議長席を議長と交替します。

(議長席を議長と交替)

-----○-----

**日程第7 報告第5号 令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について**

**○議長（倉本 豊君）** 議長席を交替しました。会議を続けます。

日程第7、報告第5号、「令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」

を議題とします。

本件の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 報告第5号、令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第3項の規定により、令和2年度の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について報告するものがございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 報告第5号について御報告します。健全化判断比率についてですが、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する指標でございます。

まず、4指標及び資金不足の比率を計算しております表について説明いたします。

3ページをご覧ください。

I、実質赤字比率の状況です。

一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。町の財政運営の深刻度を表すものです。一般会計の実質収支額の3億4,900万6,000円の黒字額を、標準財政規模19億4,968万5,000円で除した比率が、実質赤字比率として、マイナス17.90パーセントとなっております。マイナスの赤字比率は黒字を意味しておますので、本町においては問題ない数値となっております。

次に、IIの連結実質赤字比率の状況です。

特別会計・公営企業会計を含む全会計を対象としました実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。町全体として町の財政運営の深刻度を表すものがございます。一般会計ほか5つの特別会計の合計の実質収支額の黒字額である下から3段目の6億8,787万1,000円を標準財政規模で除した比率が、マイナス35.28パーセントとなっております。これも大幅な黒字を維持しており、問題ない数値となっております。

4ページをご覧ください。

III、実質公債費比率の状況です。

一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの危険度を示すものです。起債借入れの指数数値としても使用されるもので、3か年平均値となっております。各年度計算式の下側に比率を載せておりますが、平成30年度で3.91812、令和元年度で5.12811、令和2年度は5.03934となっております。右側下の黒太線で囲んでいますが、3か年間の平均を記載しておりまして、4.6パーセントとなっております。

次に、5ページをご覧ください。



#### IV、将来負担比率の状況です。

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございまして、将来負担額としては、公営企業会計、一部事務組合などの将来の地方債額等とございまして、これらの負債が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標でございまして、マイナス 29.9 パーセントとなっております。結果の数値的には、問題を及ぼす数値とはなっておりません。

次に、6 ページをご覧ください。

#### V、資金不足比率の状況です。

各公営企業の資金不足額を事業の規模で除した比率であります。まず、水道事業会計は、マイナス 399.8 パーセントとなっております。下水道事業特別会計についても、マイナス 7.9 パーセントとなっております。いわゆる黒字を維持しておりますので、問題となる数値ではございません。

以上が、各比率の数値結果でございます。

ここで、2 ページに戻っていただきたいと思っております。

先ほど、各比率について、それぞれ御説明いたしました。1 健全化判断比率の表になります。

まず、実質赤字比率が、マイナス 17.9 パーセントとなっており、実質収支が黒字の場合については、総務省様式により報告数値はハイフンで表示してございまして、該当なしとなります。早期健全化基準として 15 パーセントを上回るといろいろな制限が出てまいります。

次に、連結実質赤字比率が、マイナス 35.28 パーセントとなっております。実質収支が黒字の場合については、同じようにハイフンで表示して該当なしとなります。早期健全化基準 20 パーセントを上回るといろいろな制限が出てまいります。

次に、実質公債費比率は、4.6 パーセントです。早期健全化基準の 25 パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところでございます。

次に、将来負担比率は、マイナス 29.9 パーセントです。早期健全化基準 350 パーセントを下回り、該当していないところでございます。

これによりまして、健全化判断比率 4 指標とも早期健全化基準を下回っており、問題となる数値に該当なしとなります。

次に、その下の資金不足比率ですが、湯前町水道事業会計がマイナス 399.8 パーセント、湯前町下水道事業特別会計がマイナス 7.9 パーセントですので、両会計とも、資金不足ではありませんので、ハイフンで表示して該当なしです。経営健全化基準 20 パーセントを上回ると制限が出てまいります。

本町における各比率の数値に問題はないという判断の結果でございます。

決算書の最後に、健全化判断比率関係の監査意見書が付けられております。

以上、報告いたします。

**○議長（倉本 豊君）** 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。  
質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで、報告第5号、「令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

-----○-----

### **日程第8 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第8、発議第3号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」を議題とします。

本案は、黒木議員ほか4名から提出されています。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、本案は、趣旨説明を省略することに決定しました。

事務局長に議案の朗読をさせます。

**○議会事務局長（西村洋一君）** 朗読いたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大して

いる現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先としまして、衆議院議長大島理森様、参議院議長山東昭子様、内閣総理大臣菅義偉様、財務大臣麻生太郎様、総務大臣武田良太様、経済産業大臣梶山弘志様、内閣官房長官加藤勝信様、経済再生担当大臣西村康稔様。

熊本県湯前町議会議長倉本豊。

以上でございます。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。早速、関係機関へ意見書を送付することにいたします。

-----○-----

## **日程第9 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第9、「委員会報告」。

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

#### **日程第 10 議員派遣について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 10、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

#### **日程第 11 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 11、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### **日程第 12 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 12、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管

事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

### 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 13、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 令和 3 年第 7 回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後 3 時 3 6 分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員